

平成30年第3回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

平成30年9月3日 開会

}

平成30年9月25日 閉会

吉田町議会

平成30年第3回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月3日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	2
○諸報告について	2
○議会閉会中の委員会活動報告	2 3
○議会 I C T 推進特別委員会委員長報告	2 7
○吉田町教育改革調査特別委員会委員長報告	2 8
○議案第 4 6 号～議案第 6 3 号の一括上程、説明	2 9
○報告第 2 号～報告第 4 号の報告	6 1
○散会の宣告	6 4

第 2 号 (9月4日)

○開議の宣告	6 5
○議事日程の報告	6 5
○議案第 5 2 号の詳細説明	6 5
○散会の宣告	1 1 5

第 3 号 (9月14日)

○開議の宣告	1 1 6
○議事日程の報告	1 1 6
○議案第 5 9 号の質疑	1 1 6
○議案第 5 3 号の質疑	1 2 0
○議案第 5 4 号の質疑	1 2 0
○議案第 5 5 号の質疑	1 2 7
○議案第 5 6 号の質疑	1 2 8
○議案第 6 0 号の質疑	1 3 5

○議案第61号の質疑	136
○議案第62号の質疑	136
○議案第57号の質疑	137
○議案第58号の質疑	139
○議案第63号の質疑	140
○散会の宣告	140

第4号 (9月18日)

○開議の宣告	141
○議事日程の報告	141
○一般質問	141
山口一博	141
大塚邦子	154
山内均	166
三輪美由紀	179
○議案第64号の上程、説明	192
○散会の宣告	194

第5号 (9月20日)

○開議の宣告	195
○議事日程の報告	195
○議案第52号の質疑	195
○散会の宣告	251

第6号 (9月21日)

○開議の宣告	252
○議事日程の報告	252
○議案第52号の質疑	252
○散会の宣告	302

第 7 号 (9月25日)

○開議の宣告	303
○議事日程の報告	303
○議案第52号の討論、採決	303
○議案第53号の討論、採決	303
○議案第54号の討論、採決	304
○議案第55号の討論、採決	304
○議案第56号の討論、採決	305
○議案第57号の討論、採決	305
○議案第58号の討論、採決	306
○議案第59号の討論、採決	306
○議案第60号の討論、採決	306
○議案第61号の討論、採決	307
○議案第62号の討論、採決	307
○議案第63号の討論、採決	308
○議案第46号の質疑、討論、採決	308
○議案第47号の質疑、討論、採決	309
○議案第48号の質疑、討論、採決	310
○議案第49号の質疑、討論、採決	311
○議案第50号の質疑、討論、採決	312
○議案第51号の質疑、討論、採決	312
○議案第64号の質疑、討論、採決	313
○議員派遣について	313
○議会閉会中の継続調査について	314
○町長挨拶	314
○議長挨拶	315
○閉会の宣告	315

開会 午前 9時00分

○議長（藤田和寿君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、平成30年第3回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席いただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（藤田和寿君） 開会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

杉本幸正議員のお姿がいませんけれども、御入院で御欠席と聞いております。その他の皆様のお元気な顔に接し、うれしく思っております。

よく4回の定例会があるわけでございますけれども、基本的に予算議会、それから決算議会というものが恐らく議会にとりましては一番大きなイベントではなかろうかと思っておりますけれども、どちらが議会の存立理由の最たるものであるかと昔から言われておりますけれども、基本的には決算議会でございます。

その例証としましては、よくフランスの議会が引き合いに出されますけれども、ジスカール・デスタン、それからシラク、大統領を務めた方でございますけれども、彼らが決算議会それぞれの委員長を務めております。

我々にとりましては、決算において、行政がどのような結果をもたらしたのかというのは、当然のことながら、監査委員から当然のことながら監査を受けております。

また、それとは違った意味で、皆さんは町民の代表でございます。それぞれの立場から、決算においてどのように行政が進んだかということをチェックしていただくのは皆様の最大の仕事だと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

◎開会の宣告

○議長（藤田和寿君） 本日は、8番、杉本幸正君から欠席の届けが出ております。

ただいまの出席議員数は12名であります。ただいまから平成30年第3回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（藤田和寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、5番、大石 巖君、6番、山内 均君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（藤田和寿君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日9月3日から9月25日までの23日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日9月3日から9月25日までの23日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（藤田和寿君） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

最初に、監査委員から例月出納検査、財政的援助団体監査などの監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議会閉会中の系統議長会関係、その他に関することについてであります。6月25日月曜日、富士山静岡空港と地域開発を進める会総会が牧之原市において開催されました。

7月3日火曜日、富士山静岡空港アクセス道路等建設促進期成同盟会総会が藤枝市において開催されました。

7月11日水曜日、富士山静岡空港利用促進協議会総会が静岡市において開催されました。

7月12日木曜日、大井川の清流を守る研究協議会総会が島田市において開催されました。

7月25日水曜日、志太榛原五市二町議会議長連絡協議会が島田市において開催されました。

各総会などにおいては、それぞれ平成29年度事業報告並びに決算報告及び平成30年度事業計画並びに歳入歳出予算案などについて審議が行われ、いずれも承認、可決されました。

そのほかに、7月24日火曜日には静岡県市町議会議員研修会が静岡市において開催され、キャスター、宮川俊二氏による「報道と人権～メディアを読み解く力～」と題し、講演が行われました。

また、8月23日木曜日には3町議会議員研修会が森町において開催され、全国町村議会議長会議事調査部長、鈴木 毅氏による「最近の町村議会をめぐる動き、町村議会のあり方に関する研究会の報告書の概要等」と題した講演が行われ、講演終了後には三つの分科会に分かれ、研修会が行われました。

会議の出席に関する報告は以上のとおりであります。

最後に、本定例会へ説明員として委任または囑託され、出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長報告を終わります。

続いて、町長行政報告を行います。

お聞き取りのほどお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成30年第3回吉田町議会定例会の開会に当たり、町政運営の概要等について御報告申し上げます。

6月28日から7月8日にかけて発生しました「平成30年7月豪雨」は、河川のはんらんや浸水害、土砂災害等を引き起こし、広島県、岡山県、愛媛県を中心に、死者、行方不明者が多数出るなど、西日本の各地に甚大な被害をもたらしました。

発生から2カ月が経過する現在も、多くの方々が避難生活を余儀なくされており、いまだ収束時期が見えない状況でございます。

このたびの甚大な被害を目の当たりにし、改めて自然災害に対する危機管理の重要性を痛感するとともに、有事の際の鉄則であります「最善に期待し、最悪に備える」対応をより一層強化していかなければならないことを肝に銘じた次第でございます。

さて、ことしの夏は、梅雨明けが発表された7月以降、命の危険を感じるほどの猛暑が続いております。8月1日に気象庁が発表した「7月の天候まとめ」によりますと、平均気温は東日本で平年より2.8度高く、7月23日には埼玉県熊谷市で国内観測史上最高の41.1度を記録するなど、1946年の統計開始以降、最も暑い7月となり、降水量は、豪雨や台風に見舞われた西日本で多く、特に太平洋側は平年の2倍の雨量になったと示されました。

気象庁気象情報課の竹川元章予報官は、「降雨と猛暑は30年に1度よりも発生確率が低いという意味で異常気象だ」と総括をし、加えて「地球温暖化で大雨と降雨は増えており、将来的にも増えると予想されている」と指摘しております。

この異常な猛暑により、愛知県豊田市では小学校1年生の男子が午前中に行われた校外学習から戻った教室で意識を失い、救急搬送された病院で死亡するという痛ましい事故が起きました。

この日を境に、テレビや新聞などでエアコンの導入を核とした小学校や中学校の熱中症対策に関する報道を目の当たりにすることが多くなりましたが、皆さんも御存じのとおり、当町では昨年度、「吉田町教育元気物語 TCP Triwins Plan（ティーシーピー・トリビンス・プラン）」の施策といたしまして、町内全ての小・中学校の普通教室、特別教室

へのエアコン設置が既に完了し、子供たちが猛暑の中でも快適に学習することができる環境が整っておりますので、保護者の皆様にも御安心いただけるものと受けとめております。

今後も、「吉田町教育元気物語 TCP Triwins Plan（ティーシーピー・トリビンス・プラン）」に掲げられた施策を着実に進め、子供たちが安心して快適に学習できる環境を整えてまいります。

また、「津波防災まちづくり」の最重要施策であります防潮堤のかさ上げ工事や安心・安全とにぎわいづくりを一体的に進める「シーガーデンシティ構想」に係る取り組みにつきましても、いよいよ本格化してまいりますので、議員各位におかれましても、ぜひとも御支援を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本年度の事業の進捗状況につきまして御報告申し上げます。

初めに、「災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、川尻工区における防潮堤の整備につきまして御報告申し上げます。

川尻工区における既設防潮堤陸側の背後盛土の整備につきましては、10月から盛土材の搬入が本格化される予定でございます。これに伴い、9月25日から旧古川川尻線が通行できなくなりますことから、「広報よしだ」8月号への掲載やチラシの全戸配布などにより町民の皆様にお知らせをさせていただいたところでございます。

盛土材の搬入に当たりましては、工事車両の往来も激しくなりますことから、これまで以上に国・県との連携を図り、近隣の皆様に極力御迷惑をおかけしないよう配慮しながら進めるとともに、防潮堤が早期に完成できますよう、引き続き国・県に対して働きかけてまいります。

次に、吉田漁協多目的広場の整備についてでございます。

昨年度からの繰越事業であります護岸工事につきましては、7月に工事を発注し、事前準備を経て、多目的広場での作業に着手いたしました。今後は、多目的広場での作業が本格化し、隣接地においては、さきに申し上げましたとおり、防潮堤の整備も開始されます。工事車両の運行に際しましては、関係機関と連携をしながら、細心の注意を払い実施してまいりますので、皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

また、上部利活用についてでございますが、去る7月4日に第1回吉田漁港多目的広場利活用検討委員会を吉田町シーガーデンシティ構想推進委員会と同時に開催いたしました。検討委員会では、産業4団体などから御選出いただきました10の方に委員を委嘱させていただき、今後具体的な利活用について御検討いただくこととしております。御検討いただきました内容につきましては、吉田町シーガーデンシティ構想推進委員会において御審議いただき、実施設計業務委託へ反映させてまいりたいと考えております。

次に、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組における川尻高島地区の企業活動支援事業区域基盤整備事業についてでございます。

昨年度からの繰越事業として進めてまいりました大幡川右岸側の橋梁下部工事につきましては、6月に工事が完了いたしました。現在は、左岸側の橋梁下部工事の準備を進めており、10月に着手する予定でございます。また、桁の架設などの橋梁上部工事につきましては、10月上旬に契約を締結する予定でございます。

次に、木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKAI-0事業」についてでございます。

「TOUKAI-0事業」につきましては、平成29年1月から耐震補強工事に係る補助金を30万円上乘せする制度の拡充を行い、本制度につきましても、補助金の上乗せ措置の期間を

延長して積極的に進めており、8月末までの実施状況は、無料耐震診断が13件、耐震補強計画策定が5件、耐震補強工事が5件となっております。

なお、昨年度と同様に、ダイレクトメールの発送や戸別訪問等のPR活動にも積極的に取り組んでおります。旧耐震住宅の所有者へのダイレクトメールにつきましては、500件の対象者への発送が完了し、戸別訪問につきましては、本年度計画している400戸のうち、現在までに99戸の訪問が完了しております。今後も事業対象者のさらなる掘り起こしを進めながら、木造住宅の耐震化を加速させてまいります。

また、ブロック塀等耐震化補強事業につきましては、本年6月18日に発生しました大阪府北部地震によるブロック塀の倒壊被害を受け、「広報よしだ」7月号及び町ホームページにブロック塀に関連する記事を掲載し、町民の皆様にも周知するとともに、既設の塀の安全点検項目等を掲載した町独自の啓発パンフレットを全戸配布し、意識の向上に努めてまいりました。その結果、現在までに12件の申し込みをいただいている状況でございます。

次に、同報系防災行政無線の整備についてでございます。

同報系防災行政無線につきましては、平成34年12月1日からのデジタル波全面移行に対応するため、昨年度、同報系防災行政無線の中心的な基幹放送設備である親局と屋外拡声子局1局をデジタル対応のものに更新いたしました。

本年度につきましては、7月下旬から不具合等の多かった23局の屋外拡声子局をデジタル対応のものに更新しているところでございます。残り12局の屋外拡声子局につきましても、順次更新し、デジタル波全面移行に対応するとともに、難聴地域の解消を図ってまいります。

次に、静岡地域消防救急広域事業についてでございます。

平成28年4月1日から開始された静岡地域消防救急広域事業も本年度で3年目に入り、円滑かつ安定して運用されるとともに、事業の効果も定着してきております。

消防・救急出動につきましては、一元管理された消防総合情報システムの運用により、現場への到着時間が短縮されたり、消防隊等の数を増やすことで現場活動の充実強化が図られたりと、多くの効果が目に見える形であられ、町民の皆様の安全・安心につながっております。

また、救急業務につきましては、当町の北区地区内で発生した救急要請に対して、初倉出張所の救急隊員が出動したことにより、現場到着時間が短縮され、救急隊員による応急処置も即座に行うことができたという事例もあり、現場活動の充実強化がより一層図られております。

今後も、消防救急広域事業によるスケールメリットを生かし、住民サービスの向上に努めてまいります。

次に、消防団車両の更新についてでございます。

地域防災力の充実強化を図ることを目的とした消防ポンプ車の取得につきましては、8月27日の吉田町議会臨時会におきましてお認めをいただき、本契約を締結いたしました。取得した消防ポンプ車につきましては、本年度末までに第3分団及び第4分団に配備してまいります。

続きまして、「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、吉田町放課後児童クラブの建設につきまして御報告申し上げます。

当町の放課後児童クラブは、小学校区ごとに運営しており、現在のところ、住吉小学校区は学校敷地内に1カ所、中央小学校区は中央児童館内、愛宕神社西側専用施設、中央小学校区体育館内の3カ所、自彊小学校区は学校敷地内、神戸集落センター内の2カ所の合計6カ所に設置しております。いずれのクラブも、放課後に保護者が就労等により家庭にいないお子さん

を専任の支援員が家庭にかわって保育する施設で、8月1日現在、小学校1年生から6年生の登録児童308人が利用しております。

しかし、最近では共働き家庭の増加などにより、当町におきましても放課後児童クラブの需要が一層高まっております。また、「吉田町教育元気物語TCP Triwings Plan（ティーシーピー・トリビンス・プラン）」における保護者の教育ニーズに応じた環境づくりの施策にも放課後児童クラブの拡充を位置づけており、平成31年度から実施を予定しております入所条件緩和にも柔軟に対応できるように、放課後児童クラブの増設を行うための準備を進めてまいりましたが、このたび国・県から補助金の内示をいただきましたことから、新たなクラブの建設に着手いたします。

新しいクラブの規模でございますが、平成29年度に町内外の幼稚園、保育園及び小学校の保護者を対象に放課後児童クラブ入所に係るアンケートを実施した結果を踏まえ、最大272人を受け入れできる施設を建設する予定でございます。

建設場所につきましては、住吉小学校区は学習ホール東側の町有地に、中央小学校区及び自彊小学校区は学校敷地内に建設する予定でございます。

なお、本年度中に三つのクラブ施設の建設を完了し、平成31年度から入所を開始したいと考えております。

次に、吉田町子ども医療費助成事業の年齢拡大についてでございます。

本事業は、保護者の経済的負担の軽減を図り、子供の疾病の早期発見、早期治療を促進させるため、県の補助金も活用して、徐々に制度を拡大しながら実施しているものでございます。

現在は、出生の日から15歳に達する日以降の最初の3月31日までのお子さんを対象に、保護者の所得制限の規定を設けず、保険診療分の自己負担額及び入院時の食事療養費等を町が負担しておりますが、このたび県が10月から補助の対象となる子供の年齢を満18歳までに引き上げることに伴い、当町におきましても、県と同様に対象年齢を引き上げることといたしました。

対象要件といたしましては、当町の特色であります保護者の所得制限がないことや入院時の食事療養費等の一部自己負担がないことについては継続をし、新たに満18歳未満までの子供の就業の有無は問わないこと、さらに保護者または子供のうちどちらか一方に町内に住所を有していれば対象とするよう、町のオリジナルな部分を加えた制度に改めてまいります。

次に、子供インフルエンザ予防接種費の助成についてでございます。

インフルエンザは、インフルエンザウイルスの感染により、発熱、悪寒、頭痛、筋肉痛などの全身症状が突然あらわれる感染症で、お子さんがインフルエンザに罹患した場合、まれに合併症として脳炎や脳症を発症することがあると言われており、園や学校などで集団生活をするお子さんにとりましては、お一人お一人の感染予防が蔓延予防につながってまいります。

お子さんのインフルエンザ予防接種につきましては、予防接種法に定める定期的な予防接種として規定されていない任意の予防接種であることから、接種費用は自己負担となっておりますが、町ではインフルエンザの重症化や合併症の予防及び蔓延防止を図ることにより、園や学校などの集団生活の場においてもお子さんが健やかに過ごすことができるよう、新たに1歳から中学3年生までのお子さんを対象に、インフルエンザ予防接種費用の一部助成を開始することといたしました。

現在、10月1日からの開始に向け、関係機関との調整を行っており、助成対象となるお子さんの御家庭には、今月下旬に個別通知によりお知らせさせていただく予定でございます。

次に、特別養護老人ホームの入所待機者の状況と介護職員の養成に対する支援についてでございます。

7月に公表されました県の調査によりますと、本年1月1日時点の県内の特別養護老人ホームの入所待機者数は7,553人であり、そのうち要介護3以上のひとり暮らし高齢者など、特に入所の必要性が高い方は699人となっております。

当町の待機者数は61人で、前年と同数でありましたが、特に入所の必要性が高い方につきましては、前年度の3人から減少し、県内市町で唯一のゼロ人となっております。これは平成27年度から平成28年度にかけて、地域密着型特別養護老人ホームの整備が進んだことが大きな要因ではないかと推察しております。

一方、厚生労働省の推計によりますと、介護サービスを支える介護職員は、2040年には現在の1.5倍の人数が必要とされており、15歳から64歳までの生産年齢人口の減少等による介護人材の不足も懸念しております。

こうしたことから、町では、町内の介護事業所が開催しております「介護職員初任者研修」につきまして、広く町民の皆様へ周知を図るため、町のホームページやよしポケNEWS等を活用して情報を発信するとともに、総合体育館や図書館などにポスターを掲示し、受講者の募集を支援してまいりました。

また、この研修には町でも保健師を講師として派遣するなどしながら、引き続き介護保険施設の人材確保に対する取り組みを支援してまいります。

次に、11月に開催を予定しております「アクティブシニア応援フェア in 吉田」についてでございます。

高齢化の進行により、家事援助や通いの場といった生活支援ニーズの増大が予測されることから、町では事業の担い手の養成やこれまで社会活動に関心がなかった方の社会参加の促進を図るため、県が実施しております65歳から76歳までの方を対象とする「壮年熟期が活躍するいきいき長寿社会づくり事業」を活用し、11月7日に学習ホールにおきまして「アクティブシニア応援フェア in 吉田」を開催いたします。

具体的な内容といたしましては、長年にわたりボランティア養成講座を開催しております社会福祉協議会やボランティア団体による活動発表や活動の場と活動する人とをマッチングするブースの出展を予定しております。

また、コント赤信号のリーダーとして活躍されているタレントの渡辺正行さんを講師にお迎えし、コント赤信号時代の苦労話や若手お笑い芸人の育成に尽力している自身の体験をもとに、セカンドライフの楽しみ方をお話しいただく講演会もでございます。

多くの方に御来場いただくことにより、社会参加やボランティア活動等への第一歩を踏み出す契機となり、生きがいを持って地域で活躍される高齢者の皆様がますます増えていくことを期待しております。

次に、「吉田町要配慮者避難支援計画」についてでございます。

当町では昨年度、平成23年1月に作成した吉田町災害時要援護者避難支援計画を見直し、「吉田町要配慮者避難支援計画」を策定いたしました。

「要配慮者」とは、災害時において、高齢者、障害のある方、乳幼児、その他特に配慮を要する方で、さらに要配慮者のうち、災害が発生した場合または災害が発生するおそれがある場合に、みずから避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特

に支援を要する方を「避難行動要支援者」と定義しております。

この避難支援計画は、吉田町地域防災計画における避難行動要支援者への対策について、避難支援に関する事項を具体化したものでございます。避難行動要支援者は、災害発生時、みずから避難行動をとることや避難所等で生活することが困難になる場合がありますが、必要な支援を行うことで、適切な行動や対応をみずからとることが可能となりますことから、避難行動要支援者が適切に自助・共助ができるよう、避難情報等を確実に伝達できる仕組みを確立するとともに、地域における避難行動要支援者を把握し、必要な支援を行うものでございます。

当町では、災害時の情報伝達、避難行動の支援、安否確認などが円滑に実施できるよう、8月1日から避難行動要支援者の皆様に個別計画の提出をお願いしております。個別計画の登録申請を促すことにより、災害時に自力で避難することが困難で、支援を希望する方々を地域で見守り、助け合うことができる体制づくりを推進してまいります。

次に、ダンス健康づくり事業についてでございます。

子供から高齢者まで幅広い世代の皆様にも町オリジナルダンスの普及を通じた健康づくりを推進するため、吉田町ダンス健康づくり推進会が開催しております「笑っしょいよしだフェスティバル」が平成21年度の開催から10回目の節目を迎えますことから、11月18日に総合体育館におきまして10周年の記念事業を開催いたします。

当日は、幅広い世代の皆様にお楽しみいただけるよう、ダンスクリエーターとして活躍されておられますTRFのSAMさんをゲストにお招きして、ダンスパフォーマンス発表会の審査に加わっていただくとともに、初心者を対象としたダンス講習会を開催していただく予定でございます。多くの皆様に御来場いただけますよう、「広報よしだ」やチラシを活用し、周知を図ってまいります。

続きまして、「活力あふれる産業振興のまちづくり」に関連する事業のうち、広域連携による観光事業につきまして御報告申し上げます。

広域連携による観光事業につきましては、当町を含む静岡県中部地域の5市2町で構成する静岡県中部・志太榛原連携DMOにおきまして、するが企画観光局が母体となり、プロモーション活動を実施しております。本年度の町内における活動でございますが、7月28日に町内企業が主催したイベント「伝」につきまして、開催支援やイベント周知などのプロモーション活動を行っていただきました。

今後も、するが企画観光局が実施するプロモーション活動に対する支援・協力を通じて、当町の観光振興へとつなげてまいります。

次に、雇用・就業対策として開催いたします合同企業説明会についてでございます。

町及び町商工会では、11月18日にオアシス館におきまして、町内企業を対象とした合同企業説明会を開催いたします。

これは町内企業の就業内容に関する認識を高めることにより、職場への定着率の人材不足解消を図ることを目的として、本年初めて開催するものでございます。当日の参加企業は15社程度を予定しており、現在、参加企業の調整を行っているところでございますので、参加企業が決定いたしましたところで、求職者の募集を開始する予定でございます。

なお、この合同企業説明会は、ハローワーク榛原に共催いただくとともに、一般社団法人吉田町まちづくり公社も協力していただく中で開催するものでございます。

次に、生産性向上特別措置法による支援についてでございます。

生産性向上特別措置法は、中小企業の生産性向上に向けた設備投資を強力に後押しするもので、町が策定し、国から同意を得た「導入促進基本計画」に沿って、企業が策定した「先端設備等導入計画」を町が認定することにより、企業が税制支援や金融支援を受けることが可能となるものでございます。

当町の導入促進基本計画につきましては、6月29日、国の同意を得ることができましたことから、7月9日に企業の先端設備等導入計画の認定事務を開始いたしましたところ、8月31日までに13社から申請がございました。

なお、当町では、さきの第2回吉田町議会定例会にお認めいただきましたとおり、企業の新規取得設備に係る固定資産税を3年間ゼロとする税制支援により、企業のさらなる発展を後押ししてまいります。

続きまして、「魅力あふれる多様な交流を生むまちづくり」に関連する事業のうち、吉田町シーガーデンシティ構想推進委員会につきまして御報告申し上げます。

本年度から本格的に開催される予定であります川尻工区における防潮堤のかさ上げ工事は、町が進める「津波防災まちづくり」の具現化に向けての核心部分の創出につながるものでございますが、同時にシーガーデンシティ構想全体の具現化にもつながる大変重要な工事でもありますので、この工事が本格化する本年度は、大きな変革期の年であるととらえております。

町では、この機をシーガーデンシティ構想の深化のときと位置づけ、新たな安全が確保される沿岸部ににぎわいの輪を広げるように、シーガーデンシティ構想を展開させるようにすることを目的として、吉田町シーガーデンシティ構想推進委員会を設置し、去る7月4日に第1回目の委員会を開催いたしました。

この委員会は、静岡文化芸術大学副学長の寒竹伸一教授を初め、国や県の関係機関の皆様、自治会長の皆様、町内産業4団体の代表の皆様、県営吉田公園の指定管理者であるNPO法人しずかちゃん、一般社団法人吉田町まちづくり公社から選出されました皆様など、15名の委員で構成しております。

第1回目の会議では、都市デザインに精通されております寒竹教授が委員長に、また現在、一般社団法人吉田町まちづくり公社の理事であり、長年にわたってNPO法人のしずかちゃんの理事長を務められた川崎順二氏が副委員長に選出され、今後の委員会の審議方法等について確認いたしました。

さきに申し上げましたとおり、当日は吉田漁港多目的広場利活用検討委員会をあわせて開催し、両委員会委員の皆様に通の認識を持っていただくため、事務局からシーガーデンシティ構想及び吉田漁港多目的広場の概要説明を行うとともに、事務局の一員として参画しております静岡文化芸術大学の寒竹研究室の大学生から、川尻海岸の景観特性をまとめた調査結果について発表していただきました。

今後も、事務局において、若い世代の視点とデザインの専門性を生かしながら、計画の素案を作成し、委員会で御審議をいただきまして、川尻海岸におけるシーガーデンのにぎわいづくりの方向性を固めてまいりたいと考えております。

また、町民の皆様がシーガーデンシティ構想による町の安全・安心に資する取り組みやにぎわいづくりを大いにイメージすることができるように、計画を具体的にあらわした川尻海岸のジオラマも作製してまいります。

次に、八女市・吉田町未来創造の翼交流フォーラムについてでございます。

当町と福岡県八女市とは、静岡空港を活用した事業が契機となり、平成22年度からイベントへの相互参加や災害支援等を通して交流が始まりました。こうした中、この交流を持続的な取り組みへと発展させていくため、平成27年度から「八女市・吉田町未来創造の翼交流事業」を展開し、現在に至っております。

この事業は、毎年両市町が交互に開催地となるフォーラムを柱として、産業・観光分野やスポーツ・文化等の分野における交流事業を展開していくもので、八女市で開催された第1回のフォーラムでは、「災害時における相互応援に係る協定」を、その翌年に吉田町で開催された第2回フォーラムでは、「特産品交流連携に関する協定」を締結しており、この特産品交流連携の取り組みとして、平成28年度からお互いの市町の物産品をふるさと納税返礼品として取り扱ってまいりました。

本年8月9日、10日に当町を会場として開催されました本年度のフォーラムでは、平成28年度に締結した「特産品交流連携に関する協定」をより一層強化していく取り組みといたしまして、「八女市の地酒」を吉田町で、「吉田町のシラス」を八女市でそれぞれ販売する取り組みを促進していくこととなりました。これは、両市町の民間事業者が主体の取り組みとなりますが、当町といたしましては、事業者間の調整がスムーズに行われるようバックアップしてまいります。

お互いの特産品をそれぞれ多くの住民の皆様にご紹介いただくことにより、交流の輪はさらに広がり、また事業者の皆様にとりましても、販路拡大などにつながっていき、産業振興にも役立っていくことを期待しております。

続きまして、「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」に関連する事業のうち、「吉田町教育元気物語 TCP Triwins Plan（ティーシーピー・トリビンス・プラン）」の本年度における主な事業につきまして、現在までの実施状況を御報告申し上げます。

まず、「子どもの「確かな学力」を保障する環境づくり」のうち、「快適な学習環境の整備」の一つとして進めております小・中学校トイレの洋式化改修についてでございますが、さきの第2回吉田町議会定例会におきまして工事請負契約の締結をお認めいただき、6月15日に契約を締結いたしました。現在、児童・生徒や周辺地域の皆様の安全管理、そして環境対策や交通対策にも十分に配慮しながら、各学校において工事を進めているところでございます。各学校における授業や、学校行事等に支障が生じることのないよう調整を図りながら、夏休み等の長期休業日や土曜日、日曜日及び祝日を中心に作業を行い、来年2月末日までに完了させるよう、確実に工事の進捗を図ってまいります。

次に、「確かな学力」の育成を軸とした幼保・小中一貫教育の推進についてでございますが、千葉大学、松寄洋子教授の御指導のもと、町内の幼稚園、保育園及び小学校等が連携して作成いたしました「吉田町幼児教育カリキュラム」に基づく教育の実践といたしまして、去る6月27日にひばり幼稚園において「実践園研究会」を開催し、公開保育及び事後研究会を行いました。本年度も引き続き、国立教育政策研究所教育課程研究センター調査官の御指導をいただきながら、10月にはわかば保育園と自彊小学校におきまして公開保育、公開授業及び事後研究会を行う予定でございます。

これらの実践や研究を通して、幼保小の職員が「育てたい子どもの姿」を共有し、その実現に向けて、幼稚園・保育園での学びを小学校教育へと効果的に接続させた教育課程や指導方法のあり方を探るなど、さらなる幼児教育の充実を図ってまいります。

続きまして、「教職員が授業に専念できる環境づくり」のうち、校務の支援の一つとして進めております学校事務の効率化についてでございますが、教員が働きやすい環境づくりを実現するため、現在、全教職へのアンケートや管理職へのヒアリングを通じて教員が望む働きやすい職員室のレイアウトをまとめており、また教員から要望のありました校務支援システムのバージョンアップにつきましても、今月からの稼働に向け、受注者及び各学校と調整を図っているところでございます。

このように、職員室のICT環境を整えるとともに、職員室を機能的で働きやすい空間とすることで、教員の働き方改革や児童生徒の指導への充実に資するよう、着実に環境整備を進めてまいります。

最後に、「TCPトリビンスプラン」の車座対話につきまして御報告申し上げます。

教育委員会及び町長部局の職員と町内に勤務する先生方が車座形式による直接対話の機会を通じて、お互いの意識の共有を図りながらプランを進めることにより、当町の教育を一層充実させることを目的といたしまして、5月から現在までに合計13回の車座対話を実施いたしました。

当日は、授業の平準化を初めとした「TCPトリビンスプラン」の諸施策についての現状と課題や、新学習指導要領の趣旨の実現及び教員の働き方改革を進める上での課題や要望について、自由に意見交換を行いました。今後は、車座対話の内容を取りまとめ、教育委員会で御議論いただいた上で、必要に応じて総合教育会議においても協議しながら、プランの円滑な推進に努めてまいります。

以上が「吉田町教育元気物語 TCP Triwins Plan (ティーシーピー・トリビンス・プラン)」における今後の取り組みの実施状況でございます。

次に、総合体育館運営事業についてでございます。

本年4月1日にリニューアルオープンいたしました総合体育館の記念事業といたしまして、6月16日にバスケットボール女子日本リーグに所属しているシャンソンVマジックの選手をお招きし、吉田ミニバスケットボール女子スポーツ少年団と吉田中学校女子バスケットボール部の皆さんを対象とした「バスケットボールクリニック」を開催いたしました。

また、6月30日及び7月1日には、バレーボールのオリンピック等出場経験者をお招きし、町内のママさんバレーボールチームを対象とした宝くじスポーツフェア「はつらつママさんバレーボール」を開催して、指導者クリニックや親善試合などを行いました。

参加された皆様からは、「競技意欲が一段と高まった」、「自分をさらに高めるよい機会となった」、「憧れの選手を間近で見ることができ、とてもうれしかった」など、喜びの声を多数いただき、トップクラスの選手のプレーを間近で見ることにより、スポーツの魅力を十分に感じ取っていただいたほか、技術力の向上にもつながり、さらには招待選手や参加者同士の交流も図られるなど、大変充実したイベントとなりました。

また、トレーニング機器を一新し、専門のインストラクターを配置したトレーニング教室につきましても、7月1日から8月25日までの初回講習会受講者は826人、一般延べ利用者数は5,292人となっており、町民の皆様の健康づくりや体力づくりの場として有効に御活用いただいております。

続きまして、「豊かな自然と共生するまちづくり」に関連する事業のうち、水道事業につきまして御報告申し上げます。

上水道事業の整備につきましては、安全な水道水を安定して供給することができるよう、災害に強い施設の整備に努めております。本年度は、さらに発注済みの基幹管路耐震化事業である高区配水系送・配水管布設替工事のほか、配水池から災害時に応急給水拠点となる避難所等までの管路を耐震化する事業の一環として実施いたします役場前線、藤原線及び川尻浜河原3号線の布設工事を予定しております。

また、老朽管布設替事業として、川尻浜川線を含む4件、道路改良工事や下水道工事等他事業に関連する布設替等事業として3件の工事を予定しておりますが、このうち3件につきましては既に発注済みであり、残りの工事につきましても順次発注する予定でございます。

次に、下水道事業についてでございます。

公共下水道事業の整備につきましては、社会資本整備総合交付金を活用し、管渠建設及び浄化センターの長寿命化対策をあわせた整備を進めております。

本年度の管渠建設につきましては、役場前付近の国道150号北側の歩道や町道役場山の根線など7件の布設工事を行う予定でございますが、このうち4件につきましては既に発注済みであり、残り3件の工事につきましても順次発注する予定でございます。

また、浄化センターにつきましては、長寿命化計画に基づき、沈砂池設備、用水・消毒設備及び監視制御設備における電気工事の更新工事を平成29年度に引き続き実施しているところでございますが、機械設備につきましても、自動除じん機、しき搬出コンベア、しき洗浄機、しき脱水機、初沈汚泥ポンプ及び送風機の部品更新工事を行う予定でございます。

また、機械設備の更新工事につきましては、8月27日の吉田町議会臨時会におきまして請負契約についてお認めいただき、本契約を締結させていただいたところでございます。

また、このほか、ただいま進めております基盤整備事業といたしまして、準用河川であります大幡川の河川改修事業の進捗状況を申し上げます。

昨年度からの繰越事業として実施しております川尻地区の落差工改修工事につきましては、現在、出水期に当たるため工事を中断しておりますが、10月から工事を再開し、来年1月の完了を目指して改修工事を進めてまいります。また、上流部の大窪川につきましては、今月中旬に契約を締結し、片岡地内の中瀬橋上流部の改修工事に着手する予定でございます。

続きまして、「行政と住民が一体となって取り組むまちづくり」に関連する事業のうち、ふるさと納税につきまして御報告申し上げます。

当町では、平成28年6月21日からふるさと納税の返礼事業に取り組んでおり、平成28年度は6億7,432万5,000円、平成29年度は6億9,116万2,500円の御寄附をいただきました。

本年度は4月から7月までの4カ月間で5,760万円の御寄附をいただいております。これは、平成29年4月1日に総務大臣から通知がございました「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」の中で示されております返礼品のあり方を踏まえ、平成29年5月1日から返礼率を5割から3割に見直したことが大きく影響しているのではないかと考えております。

返礼率は各自治体がそれぞれ定めておりますことから、一律に3割とはなっていない状況でございますが、当町といたしましては、総務大臣の方針を尊重し、3割の返礼率を維持した上で、より一層のシティプロモーションを展開し、全国の皆様に吉田町を応援いただけるように取り組んでまいります。

以上、本年度の事業の進捗状況を御報告させていただきましたが、10月からはいよいよ「津波防災まちづくり」の最重要施策であります防潮堤のかさ上げ工事が本格化してまいります。近隣の皆様に御迷惑をおかけしないよう配慮しながら進めるとともに、「吉田町教育元気物語 TCP Triwins Plan（ティーシーピー・トリビンス・プラン）」や子育て支援、健康づくりに係る施策を着実に進め、引き続き安全・安心で魅力的な町づくりに取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、こうした当町の姿勢を御理解いただき、調整運営に対するより一層の御支援、御協力を賜りますことを切にお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 町長、御苦労さまでした。

次に、監査委員から決算審査報告をお願いいたします。

監査委員、伊藤利勝君。

〔監査委員 伊藤利勝君登壇〕

○監査委員（伊藤利勝君） では、平成29年度決算審査意見を申し述べますので、意見を述べる順序につきましては、1、決算等審査意見、一般会計、特別会計及び基金の運用状況、2、水道事業会計決算審査意見、3、健全化判断比率及び資金不足比率審査意見といたします。

では、決算等審査意見を申し述べますので、決算等審査意見書をお願いします。

1ページをお願いします。

平成29年度各会計歳入歳出決算及び基金の運用状況の審査意見書。

第1、審査の対象。

平成29年度吉田町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算、各会計歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、吉田町基金の運用状況。

第2、審査の時期。

平成30年7月12日から平成30年8月20日まで。

第3、審査の方法。

町長から送付された各会計歳入歳出決算、証書類、附属書類及び基金の運用状況について計数の確認を行ったほか、財産の管理状況、財政状況及び予算の執行状況について資料を求め、関係職員から説明を聴取し、これを審査した。

第4、審査の結果。

各会計歳入歳出決算及び附属書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成され、計数的に正確であり、予算の執行についてもおおむね適正に行われているものと認められた。

証書類の記載内容は、適正に表示されているものと認められた。基金の運用状況を示す書類の計数についても、正確に表示され、適正に処理されているものと認められた。

2ページをお願いします。

第5、審査の概要。

I、決算の概要。

平成29年度の一般会計と特別会計を合わせた歳入歳出決算額と収支状況は、次のとおりです。

平成29年度一般会計及び特別会計の予算現額合計は192億728万3,000円で、前年度より13億8,959万3,000円の増加、対前年度比は107.8%となっている。

歳入額は186億5,876万6,000円で、前年度より10億6,094万9,000円の増加、対前年度比は106.0%となっている。また、予算現額に対する執行率は97.1%で、前年度より1.7ポイントの低下となった。

歳出額は178億419万1,000円で、前年度より11億3,943万7,000円の増加、対前年度比は106.8%となっている。また、予算現額に対する執行率は92.7%で、前年度より0.8ポイントの低下となった。

実質収支額は8億4,683万円で、前年度より4,807万円の減少で、対前年度比は94.6%となっている。

Ⅱ、一般会計。

(1) 歳入歳出決算額。

一般会計歳入歳出決算額及び収支状況並びに前年度との比較は、次のとおりです。

平成29年度の一般会計歳入歳出額は、歳入額決算118億4,223万9,000円、歳出額112億2,718万6,000円、差引額は6億1,505万3,000円で、平成30年度への繰越財源774万5,000円を差し引くと、実質収支額は6億730万8,000円となる。

前年度比較では、歳入額は9億6,036万6,000円の増加、歳出額も8億6,904万7,000円の増加、実質収支額は前年度より1億2,173万7,000円の増加となった。

3ページをお願いします。

(2) 歳入決算額の概要。

収入済額を自主財源と依存財源に分類すると、自主財源は77億5,975万1,000円で構成比率は65.5%、依存財源は40億8,248万8,000円で構成比率は34.5%となっている。

4ページをお願いします。

収入済額の款別内容は次のとおりです。

本年度の特徴として、前年度と比較すると主に町民税1億2,090万3,000円、固定資産税4,863万9,000円、地方消費税交付金2,215万9,000円、地方交付税2,620万5,000円、繰入金3億8,224万4,000円、諸収入8,307万2,000円、町債3億3,508万8,000円等が増加したが、一方、国庫支出金9,655万1,000円、県支出金986万7,000円等が減少した。その結果、118億9,223万9,000円の収入済額となり、前年度より9億6,036万6,000円の増加となった。

5ページをお願いします。

過去5年間における町税収納率の状況は次のとおりです。

未納額は、前年度に比べ1,518万7,000円減少し、1億6,085万3,000円となり、不納欠損額は前年度より40万5,000円増加の1,290万円を計上することとなった。その結果、収入未済額は1億4,795万3,000円となっている。

本年度の収納率は97.1%と前年度より0.3ポイントの上昇となり、収納率の向上が図られた。今後も、公平負担と財源確保の観点から適切な徴収対策を図り、収入の確保に努められたい。

町営住宅使用料の収納率は本年度81.5%で、内訳は現年度分99.6%、滞納繰越分16.6%となり、前年度より3.3ポイントの上昇となっている。しかしながら、滞納繰越分の収納率が低いことで全体の収納率が低くなっている。公平負担の原則及び財源確保の観点からも収納率向上に最大限努められたい。

町債による本年度の借入額は8億9,969万6,000円であり、前年度より3億3,508万8,000円

の増加となっている。主なものは、臨時財政対策債 4 億2,859万6,000円、学校空調設備事業費 1 億6,190万円、企業活動維持支援事業区域基盤整備事業費 1 億320万円、漁業環境整備事業費 5,200万円、総合体育館改修事業費6,930万円、同報無線デジタル化整備事業費2,220万円、大幡川改修事業費2,580万円等である。

なお、町債の平成29年度末現在高は112億267万8,000円となっているが、その内訳は通常分 74億7,533万1,000円、津波防災対策分37億2,734万7,000円となっている。

(3) 歳出決算額の概要。

歳出予算現額122億9,596万3,000円に対し、支出済額112億2,718万6,000円で、執行率は 91.3%となっている。翌年度繰越額は 4 億8,808万4,000円で、前年度より9,789万2,000円の増加となった。

不用額は 5 億8,069万3,000円で前年度より 1 億9,565万円の増加となった。翌年度繰越額 4 億8,808万4,000円は教育振興事業費 3 億3,908万8,000円、大幡川改修事業費3,300万5,000円、企業活動維持支援事業区域基盤整備事業費3,123万1,000円、漁港環境整備事業費8,476万円となっている。

支出済額112億2,718万6,000円は前年度より 8 億6,704万7,000円の増加となった。増加の主なものは商工費 2 億3,678万3,000円、消防費5,304万7,000円、教育費 7 億8,459万4,000円、公債費 1 億6,432万4,000円等となっている。

6 ページをお願いします。

一方、減少の主なものは総務費452万1,000円、民生費3,409万3,000円、衛生費 1 億4,234万6,000円、農林水産業費5,224万7,000円、諸支出金7,595万3,000円等となっている。

歳出決算額の款別内容は、次表のとおりです。

7 ページをお願いします。

Ⅲ、特別会計。

(1) 吉田町土地取得事業特別会計。

歳入総額42万5,000円、歳出総額42万5,000円、差引残額ゼロ円の決算内容となっている。

平成29年度は、一般会計等への土地売り払い及び土地取得はなかった。したがって、土地取得事業特別会計の平成29年度末土地残高は、前年度末と同じく 9 億8,345万9,000円となっている。

(2) 吉田町国民健康保険事業特別会計。

歳入総額34億5,576万3,000円、歳出総額32億6,585万1,000円、差引残額 1 億8,991万2,000円の決算内容となっている。

歳入を前年度と比較すると1,143万2,000円の増加となっている。国保税については、調定額 9 億6,993万9,000円、収入済額 7 億4,987万4,000円で、未納額は 2 億2,006万5,000円となっている。

歳出を前年度と比較すると2,170万3,000円の増加となっている。

保険給付状況は療養諸費で、一般被保険者が10万7,102件、費用額は21億7,821万1,000円、退職被保険者等が2,537件、費用額は3,550万6,000円となっている。

高額療養費の支給状況は、一般被保険者が3,575件で、2 億2,514万4,000円、退職被保険者等が61件の260万3,000円となっている。

8 ページをお願いします。

加入世帯及び被保険者の状況は、次のとおりです。

①加入世帯及び被保険者数。

世帯数は前年度末より16世帯減の3,754世帯となり、被保険者数は189人減の6,310人となっている。

国保税の過去5年間の収納率等の推移は、次のとおりです。

収納率は、現年度分92.2%、滞納繰越分24.6%となり、現年度分0.5ポイント低下、滞納繰越分0.2ポイント上昇、合計では77.3%となっており、前年度より0.4ポイントの低下となっている。

また、不納欠損額は、前年度より94万8,000円増加の1,170万4,000円となっている。

今後においても、国民健康保険事業の健全な財政運営を図るため被保険者の健康づくり及び疾病予防対策を強化するとともに、公平負担と財源確保の観点から適切な徴収対策を図り、収入の確保に努められたい。

9ページをお願いします。

(3)吉田町後期高齢者医療事業特別会計。

歳入総額2億4,472万3,000円、歳出総額2億4,409万円、差引残額63万3,000円の決算内容となっている。

保険料の調定額に対する収納率は99.1%と前年度より0.2ポイントの低下となっている。

なお、不納欠損額は未計上となっている。

歳出の主なものは後期高齢者医療広域連合納付金2億4,324万4,000円となっている。

今後においても公平負担と財源確保の観点から適切な徴収対策を図り、収入の確保に努められたい。

(4)吉田町介護保険事業特別会計。

歳入総額19億6,917万6,000円、歳出総額19億4,478万9,000円、差引残額2,438万6,000円の決算内容となっている。

保険料の調定額に対する収納率は、前年度と同率の98.2%となり、不納欠損額は、27万4,000円増加の182万9,000円となっている。

今後においても公平負担と財源確保の観点から、適切な徴収対策を図り、収入の確保に努められたい。

事業の実施状況は次のとおりです。

①被保険者の状況。

第1号被保険者は、前年度より120人増の7,204人、高齢化率は0.4ポイント上昇の24.3%となっている。第2号被保険者は、前年度より24人増の9,957人で、1号及び2号被保険者合計数は、前年度より144人増の1万7,161人となっている。

10ページをお願いします。

②要介護認定関係。

申請状況は前年度より57人増の1,074人で、認定状況は前年度より30人増の1,010人となっている。

③保険給付状況。

給付費用は15億7,203万円となっている。内訳の主なものは、施設サービス費、延件数3,087件で、給付費は6億7,520万6,000円、居宅サービス費、延件数8,685件で、給付費は8億

7,473万6,000円となっている。

11ページをお願いします。

(5) 吉田町公共下水道事業特別会計。

歳入総額11億4,644万1,000円、歳出総額11億2,185万1,000円、差引残額2,459万円となっている。

下水道使用料の調定額に対する収納率は、95.2%と前年度より0.2ポイントの低下となり、不納欠損額は29万5,000円増加の74万2,000円となっており、4年連続で増加している。公平負担と財源確保の観点から収納率向上に努められたい。

業務実績は、次表のとおりです。

管渠整備率は前年度より6.6ポイント低下の71.8%、普及率は0.9ポイント上昇の40.0%となっている。

地方債の前年度比較は、次表のとおりです。

当年度末企業債残高は、前年度より1億8,838万円減の57億1,113万6,000円となっている。

収支比率及び一般会計からの繰入金の5年間の推移は、次表のとおりです。

13、14ページをお願いします。

本年度の収支比率は前年度より9.2ポイント低下し71.2%で、繰入金は2,021万9,000円増の6億1,856万円となっている。

管渠及び浄化センターの適切な維持管理を行い、収支比率の向上を図られたい。

IV、実質収支に関する調書。

各会計の実質収支に関する調書は、その内容を各会計の決算書と照合審査した結果、計数は正確であった。

V、財産に関する調書。

財産について、決算年度中増減高及び決算年度末現在高は、次表のとおりです。

1、公有財産。

(1) 土地及び建物。

土地の決算年度末現在高は、前年度末より9.84平方メートル減の64万1,909.81平方メートルとなっており、建物の決算年度末現在高は、前年度末現在高と同じ8万6,263.28平方メートルとなっている。

(2) 有価証券。

決算年度末現在額は、前年度末より4万4,000円減の265万8,000円となっている。

(3) 出資による権利。

決算年度末現在高は、前年度と同数値の2,601万7,000円となっている。

15、16、17ページをお願いします。

2、物品。

決算年度末現在高は、前年度末より51増の3万2,944となっている。

17ページをお願いします。

3、債権。

決算年度末現在額は、前年度末より533万6,000円減の293万9,000円で、減は吉田町住宅新築資金等貸付金の不納欠損額565万6,000円、増は吉田町奨学金貸与金32万円となっている。

4、基金。

決算年度末現在高は、前年度末より1,258万円増の30億7,910万9,000円となっている。決算年度中増減高の主な増は、ふるさとよしだ寄附金基金1億4,646万7,000円、吉田町国民健康保険給付等支払準備基金8,737万7,000円、吉田町介護給付費準備基金1億8,144万3,000円で、主な減は吉田町財政調整基金4億242万4,000円となっている。

18ページをお願いします。

VI、基金の運用状況。

(1) 吉田町物品調達基金。

基金運用残高は条例に定める基金の額である400万円で、回転率は1.8となっている。

第6、むすび。

審査に付された各会計の歳入歳出決算及び附属書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成され、計数的に正確であることを認めた。

また、予算の執行については、おおむね事業目的及び事業計画に沿って行われ、事業の目的に沿った成果が得られたものと認められた。

緩やかな景気回復が続いている中で、円安等で企業収益が伸びたこと等により、平成29年度の法人町民税は前年度に比べ1億197万3,000円の増加となり、町税総額でも1億6,796万7,000円の増加となった。

今後についても、第5次吉田町総合計画に基づき、諸事業の推進を図るとともに町民の視点に立ったより効果的で効率的な事務事業執行に努められたい。

以上をもちまして、各会計決算等審査意見とします。

次に、水道事業会計決算審査意見を申し述べますので、水道事業会計決算審査意見書をお願いします。

1ページをお願いします。

I、審査の対象。

平成29年度吉田町水道事業会計決算。

II、審査の時期。

平成30年6月28日から平成30年8月3日まで。

III、審査の方法。

審査に当たっては、地方公営企業法第30条第7項の規定に基づく決算書及び同法施行令第23条の規定に基づく決算附属書類等につき、証書類その他の会計書類等を照合し、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則の趣旨に従っているか否かについて資料と説明を求め、審査をするとともに、当事業が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するように運営されたかを検討するため、事業の分析を行った。

IV、審査の結果。

審査に付された平成29年度吉田町水道事業会計の決算書及び決算附属書類は、関係法令に準拠して作成されており、経営実績及び財政状態はおおむね適正に表示されているものと認められた。

また、予算の執行状況は、おおむね事業の目的に従って執行され、運営は公営企業本来の目的である公共の福祉を増進することに配慮して行われているものと認められた。

決算の概要は、次のとおりです。

2ページをお願いします。

決算の概要。

1、事業の概要。

平成29年度業務実績は、次表のとおりです。

当年度の業務実績を見ると、平成30年3月31日現在の給水人口は3万2,351人であり、給水区域内人口3万3,901人に対する水道普及率は95.4%となっている。

また、年間総配水量は472万804立米で、そのうち総有収水量は409万1,539立米となっており、有収率は86.7%で、前年度と比較して1.4ポイント低下した。

稼働1日配水能力は1万8,200立米であり、前年度と同数値となっている。

2、予算の執行状況【決算報告書（消費税込み）】。

(1)収益的収入及び支出の予算の執行状況は、次表のとおりです。

収益的収入の決算額は6億1,400万8,000円で、現予算額5億8,747万9,000円に対し、2,652万9,000円増額となり、収入率は104.5%となっている。

収益的支出の決算額は5億90万7,000円で、現予算額5億5,320万9,000円に対し、不用額は5,230万2,000円であり、執行率は90.5%となっている。

4ページをお願いします。

(2)資本的収入及び支出の予算の執行状況は、次表のとおりです。

資本的収入の決算額は9,103万円で、現予算額8,967万2,000円に対し、135万8,000円の増額となり、収入率は101.5%となっている。

資本的支出の決算額は3億7,172万4,000円で、現予算額3億8,465万9,000円に対し、不用額は1,293万5,000円であり、執行率は96.6%となっている。

(3)棚卸し資産購入額。

予算の執行状況は、次表のとおりです。

棚卸し資産購入額の決算額は364万3,000円で、予算額568万7,000円に対し、不用額は204万4,000円であり、執行率は64.1%となっている。

6ページをお願いします。

事業経営【損益計算書（消費税抜き）】。

(1)収益は、次表のとおりです。

収益合計は5億7,326万9,000円であり、前年度より895万8,000円増加している。

ア、営業収益は、前年度より826万7,000円増加している。

イ、営業外収益は、前年度より69万2,000円増加している。

ウ、特別利益は、前年度と同様、本年度の計上がなかった。

7ページをお願いします。

(2)費用。

費用は、次表のとおりです。

費用合計は4億7,614万1,000円であり、前年度より777万9,000円増加している。

ア、営業費用は、前年度より1,155万8,000円増加している。

イ、営業外費用は、前年度より377万9,000円減少している。

ウ、特別損失は、全年度と同様、本年度の計上がなかった。

8ページをお願いします。

(3)経営成績。

経営成績は、次表のとおりです。

総収益は5億7,326万9,000円、総費用が4億7,614万1,000円であり、9,712万8,000円の差引損益を生じ、総収支比率は120.4%であり、前年度より0.1ポイント低下している。

経常収支の推移は、次表のとおりです。

経常収益と経常費用を対比した経常収支比率は120.4%であり、前年度より0.1ポイント低下している。

(4) 供給単価と給水原価の比較。

有収水量1立米当たりの供給単価の給水原価の推移は、次表のとおりです。

供給単価は前年度より38銭増加しており、給水原価は前年度より24銭増加している。その結果、供給単価から給水原価を差し引いた額は21円55銭となり、前年度より14銭増加している。これは前年度より給水収益が増加し、原水浄水及び配水給水費等の経常費用が増加したことが主な要因です。

9ページをお願いします。

4、財政状態【貸借対照表（消費税抜き）】。

(1) 資産。

平成30年3月31日現在の資産の状況は、次表のとおりです。

資産合計は、73億5,641万2,000円であり、前年度より2,709万2,000円減少している。

ア、固定資産は、前年度より3,208万1,000円減少している。平成29年度末管路延長は、前年度末より1,491メートル増加し、25万1,239メートルとなっている。

10ページをお願いします。

イ、流動資産は、前年度より1,394万9,000円増加している。これは主に現金預金が1,496万3,000円増加し、未収金が61万2,000円減少したことによるものです。

ウ、繰延資産。

繰延資産は、前年度より896万円減少している。

11ページをお願いします。

(2) 負債・資本。

平成30年3月31日現在の負債・資本の状況は、次表のとおりです。

負債・資本合計は73億5,641万2,000円であり、前年度より2,709万2,000円減少している。

12ページをお願いします。

ア、負債。

負債合計は、40億6,316万8,000円であり、前年度より1億2,617万4,000円減少している。

(ア) 固定負債は、前年度より1億81万3,000円減少している。全額、企業債によるものです。

(イ) 流動負債は、前年度より131万6,000円増加している。増加は、企業債526万6,000円で、減少の主なもの未払金357万1,000円となっている。

(ウ) 繰越収益は、前年度より2,667万8,000円減少している。

イ、資本。

資本合計は、32億9,324万4,000円であり、前年度より9,908万3,000円増加している。

(ア) 資本金は、前年度より7,695万5,000円増加している。

(イ) 剰余金は、前年度より2,212万8,000円増加している。

13ページをお願いします。

5、資金の状況【キャッシュ・フロー計算書（間接法・税抜き）】。

平成29年度吉田町水道事業キャッシュ・フロー計算書は、次表のとおりです。

業務活動によるキャッシュ・フローは2億8,181万5,000円のプラス、投資活動によるキャッシュ・フローは1億7,326万1,000円のマイナス、財務活動によるキャッシュ・フローは9,359万1,000円のマイナスとなっている。

この結果、資金期末残高は、資金期首残高より1,496万3,000円増加の5億3,563万9,000円となっている。

14ページをお願いします。

5、むすび。

業務実績について見ると、給水人口は3万2,351人で、前年度に比べ221人減少し、水道普及率は95.4%で前年度より0.1ポイント減少し、給水件数は1万3,619件で前年度より203件増加している。総配水量は472万804立米で前年度より13万1,702立米増加し、総有収水量は409万1,539立米で、前年度より4万6,701立米増加している。

経営上、非常に重要な指標である有収率は86.7%で前年度より1.4ポイントの低下となっている。料金回収は、121.2%と100%を上回っているが、有収率の向上は、安定給水に直結するものであることから、引き続き漏水調査、漏水箇所の修繕、計画的な管路更新等漏水対策に取り組まれない。

次に、経営成績（消費税抜き）について見ると、総収益は5億7,326万9,000円で、前年度より895万8,000円増加しており、総費用も4億7,614万1,000円で前年度に比べ777万9,000円増加している。

総収益が増加した主な要因は、営業収益が給水収益等全ての項目で増加したこと及び営業外収益のうち、長期前受金戻入の増加が雑収益等の減少より多かったことによる。また、総費用が増加した主な要因は営業費用の原水浄水及び配水給水費、減価償却費等の増加が、営業外費用の支払利息等の減少より多かったことによる。差引収支の結果、当年度は9,712万8,000円の純利益が生じ、これに繰越利益剰余金年度末残高433万円及びその他未処分利益剰余金変動額7,500万円を加えた当年度未処分利益剰余金は1億7,645万7,000円となっている。

この未処分利益剰余金は資本金への組み入れ7,500万円、減債積立金の積み立て3,000万円、建設改良積立金の積み立て7,000万円として処分し、残額の145万7,000円は翌年度繰越利益剰余金とする予定となっている。

施設整備のための投資額（消費税込み）は、前年度に比べ2,252万6,000円増加の2億1,817万8,000円で、主なものは建設改良工事費1億7,958万2,000円、建設改良事業に伴う設計業務委託料3,836万4,000円等となっている。

一方、施設整備に係る企業債の当年度末残高は24億9,448万9,000円で、当年度は5,800万円の起債を行っているが前年度末に比べ9,554万6,000円減少している。

水道料金の未収金は、1,159万5,000円で前年度に比べ110万5,000円減少し、収納率は97.3%で、前年度に比べ0.1ポイント上昇している。また、不納欠損額は332万9,000円で前年度より88万6,000円増加となっている。

今後の水道事業を見ると、収益面では少子高齢化及び人口減少社会が進行するとともに、節水意識の定着、節水器具等の普及、宅配水等の需要増加により、日常生活を初め、さまざま

な社会経済活動において水需要の増加は見込めない状況であり、収益の柱である水道料金収入の増収は厳しいと思われる。一方、費用面においては、水道施設の維持管理及び老朽管の更新、管路等の耐震化がある。今後ともさらなるコスト縮減や経営の効率化に取り組みたい。

また、公共事業として、危機管理の強化を含めた水道施設等の整備及び改修に努め、安全でおいしい良質な水道用水を安定供給し、本来の目的である町民生活の向上と福祉の増進に引き続き寄与されるよう要望する。

なお、給水収益計上方法の変更について、平成32年度実施に向けて検討中であるが、適切に対処されたい。

以上、吉田町水道事業会計決算審査意見とします。

次に、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に対する審査意見について申し述べますので、平成29年度吉田町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書をお願いします。

平成29年度決算に基づく吉田町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書。

I、審査の概要。

1、審査の対象。

平成29年度一般会計、特別会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算に基づき算定された地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び同法第22条に定める資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2、審査の時期。

平成30年6月28日から平成30年8月20日まで。

3、審査の方法。

審査に付された平成29年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令に準拠し適正に算定されているかを検証するために、関係書類との照合を行うなどにより審査を実施した。

II、審査の結果等。

1、審査に付された平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令等に準拠して算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類も適正に作成されているものと認められた。

なお、健全化判断比率等については、次表のとおりです。

(1)健全化判断比率。

平成29年度決算における実質赤字比率及び連結実質赤字比率はいずれも黒字であり、マイナス表示となっている。実質公債費比率は10.8%、将来負担比率は73.9%となっている。

2ページをお願いします。

(2)資金不足比率。

平成29年度決算における資金不足比率は、法適用企業の水道事業会計及び法非適用企業である下水道事業特別会計はいずれも黒字であり、マイナス表示となっている。

2、健全化判断比率等の状況。

(1)実質赤字比率について。

実質収支は6億730万8,000円の黒字となっており、健全な財政状況下にある。

(2) 資金不足比率について。

下表のとおり、2会計とも資金剰余の状態にあるので資金不足比率は生じていないので、健全な財政状況下にある。

(3) 連結実質赤字について。

連結実質収支は13億9,457万9,000円の黒字となっており、健全な財政状況下にある。

(4) 実質公債費比率について。

平成27年度から平成29年度までの3カ年平均である実質公債費比率は10.8%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

(5) 将来負担比率について。

将来負担比率は73.9%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

3、是正を要する事項。

特に指摘すべき事項はない。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率審査意見といたします。

以上をもちまして、平成29年度決算等審査意見といたします。

○議長（藤田和寿君） 監査委員、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時48分

○議長（藤田和寿君） 暫時休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は12名です。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（藤田和寿君） 日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を議会運営委員会委員長から報告願います。

10番、大塚邦子君。

〔議会運営委員会委員長 大塚邦子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大塚邦子君） 議会運営委員会委員長、大塚です。議会閉会中の活動報告をいたします。

平成30年8月21日水曜日、午前9時から役場4階第1会議室において委員会を開催しました。出席委員は6名、そのほか番外議長、事務局2名、説明員として総務課長に出席いただきました。総務課長の退席後、協議に入りました。

協議事項1、平成30年第1回吉田町議会臨時会の運営について、上程議案4件の審議方法や会期、審議予定、会議録署名議員を決定いたしました。

平成30年8月24日金曜日、午前9時から、役場4階第1会議室において委員会を開催しま

した。出席委員は6名、番外議長、事務局2名、説明員として総務課長に出席いただきました。傍聴の申し込みがあり、1名許可いたしました。総務課長の退席後、協議に入りました。

協議事項1、平成30年第3回吉田町議会定例会の運営について、上程議案18件の審議方法は、常任委員会への付託審査なし。決算、補正予算に係る議案は、質疑と討論、表決に分けて審議する。そのほかの議案は、最終日に審査することに決定いたしました。

また、会期を9月3日から25日までの23日間とすること、審議予定、会議録署名議員を決定いたしました。

一般質問の取り扱いについては、通告順に18日、午前3名、午後1名の計4名で行うことを決定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（藤田和寿君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

続きまして、総務文教常任委員会委員長から報告を願います。

6番、山内 均君。

〔総務文教常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（山内 均君） 総務文教常任委員会より、議会閉会中の調査活動について報告をいたします。

所管事務調査は、生活交通の確保についてです。

平成30年6月14日、午後1時半から午後3時40分まで、委員7名、事務局2人の出席で委員会を開会しました。

協議事項は、5月21日から5月24日までに行った議会報告会でのトピックス、生活交通の確保についていただいたアンケートの意見や要望を項目ごとに分類をした。

1、デマンドタクシー、免許証の返還、アンケート調査等6項目に分類です。

2、総務文教常任委員会が議会報告会で行ったアンケートの意見や要望も項目ごとに分類することを決定をした。

平成30年6月21日、午前9時から10時55分まで、委員7名、事務局2名の出席で委員会を開会。

協議事項は、前回の委員会で協議した議会報告会全体のアンケートをさらに細分化した。

1、自動車運転免許証返納については、将来免許証を返納する 때가来る。そのときは、コミュニティーバスが欲しい。自動車運転免許証がなくなったとき、返納後が心配である。

デマンドタクシーについてはです。老人会で帰りが大変。若い人はいいが、80代はタクシーで帰る。割り引きタクシー制度をつくってほしい。

3、コミュニティーバスについては、日ごろ運転していると、高齢者の危険な運転が多い。免許証返納率を上げるためにも、移動手段は必要である。

民間に対しては、社会福祉のデイサービス送迎車を有効利用できないか調査してもらいたい。公営については、民間医院、総合病院の循環バスを町が負担して走らせてほしい。小型車

については、町内は狭い道が多い。小さい車やデマンドタクシーの方法がいいのではないか。

4、現行手段の利用。スクールバスを利用すれば費用が少なくなる。実際に行っている市町があるなど、調査をいたしました。

2、次回は7月9日委員会を開会し、生活交通の確保についての説明をお願いする担当課と質問事項を確定をすることを決め、閉会をした。

平成30年7月9日、午前9時から10時50分まで、委員7名、事務局2名の出席で委員会を開会した。

協議事項は、調査事項の質問を企画課、福祉課をお願いすることを決めた。

2、生活交通の確保についてのアンケートから協議した結果、担当課への質問事項をまとめた。質問は、コミュニティーバス及びデマンドタクシーに関する事項で、生活交通に対する考えと今後の施策、高齢者の免許返納に対する施策、福祉輸送ボランティアについて、生活交通に関する目指す将来像等、8項目とした。

3、企画課、福祉課への質問は、7月18日に行うことを決めた。

平成30年7月18日、午前9時から12時7分まで、委員7名、事務局2名の出席で委員会を開会した。

協議事項は、総務文教常任委員会で決定した生活交通の確保に関する8項目の質問に対し、企画課と福祉課から回答及び説明をいただいた。企画課からは町の現状などについて、福祉課からは社協バスの運行内容についての説明をいただいた。

2、回答と説明及び質問。問い答えや意見及び感想はレポートを作成して、7月31日までに委員会に提出することを決めた。結果は委員会でまとめることを決めた。生活交通の確保の先進市である藤枝市を視察することを決めた。視察については、8月16日、午後1時半から会議を行うことをお願いをした。内容は、コミュニティーバス、デマンドタクシーについて、1、事業決定に至る経緯、社会と背景について、2、運用と課題、現在の利用状況と将来性、(2)運転免許証返納者に対する施策、(3)タクシーチケットの配付等についてです。視察のまとめは、8月21日、9時より委員会を開会して行うことを決定した。

平成30年8月16日、午後零時30分から4時20分まで、委員7名、事務局1名の出席で委員会を開会。

協議事項は、先進地視察を行った。視察先は藤枝市役所、視察内容は生活交通についての状況調査、事前に提出した質問に対し回答をいただいた。

1、自主運行バス、予約型乗り合いタクシー、バス停型乗り合いタクシーについて。自主運行バスは民間の事業者の運行するバス路線が存在していたもので、撤退したところを補うために設けられた。デマンドタクシーの利用者は着実に増加し続けている。

2、運転免許証の返納者に対する取り組みについて。運転免許証の自主返納者に対しては、藤枝市市運行バスの無料乗車券を一定の条件をつけて交付している。

3、他市町で事例のあるタクシーチケットの配付について検討されたか。タクシーチケットの配付は検討していないなどの回答をいただくことができた。

平成30年8月21日、午前9時から11時15分まで、委員7名、事務局2名の出席で委員会を開会した。

協議事項は、藤枝市視察のまとめを行った。まとめについては、別紙に事前の質問、藤枝市からの回答、視察で学んだこと、各委員の感想を視察報告として作成することとした。

以上が総務文教委員会の議会閉会中の活動報告であります。

○議長（藤田和寿君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会委員長から報告願います。

5番、大石 巖君。

〔産業建設常任委員会委員長 大石 巖君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（大石 巖君） 5番、大石でございます。産業建設常任委員会より閉会中の委員会活動について報告をいたします。

6月20日水曜日、午後1時半から、委員7名、番外1名、事務局2名、当局より建設課長ほか2名の出席で委員会を開催をしました。

所管事務調査事項である道路、河川及び都市公園の管理及び整備についてのうち、都市公園の管理及び整備について、前回委員会で出されました4点の事項について、当局より説明を受けました。

1、大井川清流緑地の他市との整備状況の違い、2、大幡スポーツ広場の公園としての位置づけ、3、大井川護岸整備状況について、4、大井川清流緑地のトイレについてでございます。

6月25日月曜日、午前9時より、委員7名、番外1名、事務局2名の出席で委員会を開催をし、都市公園のうち、未開設の5公園を除く12公園、小藤路公園、大道公園、吉田海岸緑道、湯日川親水公園、川尻大道公園、川尻児童公園、西の宮公園、吉田公園、大井川清流緑地、防災公園、青柳公園、能満寺山公園の現地調査を行いました。

8月28日火曜日、午前9時より、委員6名、番外1名、事務局2名の出席で委員会を開催いたしまして、現地調査の結果をまとめました。12公園のうち、「管理ができている」、「おおむね管理ができている」、「管理不十分」の3ランクに分類をしまして、管理不十分と認識をしました6公園、川尻大道公園、西の宮公園、能満寺山公園、大井川清流緑地、川尻児童公園、吉田海岸緑道については、改めて当局から説明を受けることといたしました。また、各公園に共通の課題についてもあわせて説明をいただくこととしました。

治水対策での視察先については、前回打診をした自治体に11月で調整することといたしました。

私ごとで恐縮ですが、入院治療のため委員会活動や皆様に大変御迷惑をおかけしまして、申しわけございませんでした。

以上で産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長（藤田和寿君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

◎議会ICT推進特別委員会委員長報告

○議長（藤田和寿君） 日程第5、議会ICT推進特別委員会委員長報告を副委員長から報告願います。

議会ICT推進特別委員会副委員長、山内 均君。

〔議会ICT推進特別委員会副委員長 山内 均君登壇〕

○議会ICT推進特別委員会副委員長（山内 均君） 議会ICT推進特別委員会から報告をいたします。

杉本委員長が欠席のため、副委員長である私、山内 均が委員長にかわり報告をいたします。

議会ICT推進委員会より議会閉会中の調査活動について。

平成30年6月29日、午前9時から10時35分まで、委員6名、番外1名、事務局1名の出席で委員会を開会した。

協議事項は、議会フェイスブックに掲載する平成30年7月の行事予定と掲載担当者等を決定をした。

日時と掲載内容です。7月3日、静岡空港アクセス道路建設総会、11日、静岡空港利用促進協議会総会、12日、大井川清流を守る研究協議会、24日、志太議会議員研修会、25日、志太榛原5市2町議会議長連絡協議会等です。

2、ICTを活用した議会活動についての協議をした。議会へのサイボウズLiveの導入について、議会ICT推進特別委員会で協議し、必要と結論づけた。全員での導入に向けた協議について、資料を作成をした。協議は議長に預けることとした。

資料の内容を決定をしました。

1、タイトルはICTを活用した議会活動及び委員会運営、2、手段は、無料のサイボウズLiveの導入、目的は、議員相互の意見、情報交換。4、期待できる効果は、インターネット上で資料確認ができるため、資料確認が迅速にでき、資料の内容の改善を事前に行うことができる。議員相互の意見交換や認識を深めてから会議に臨むことができる。

平成30年7月27日、午前9時から10時20分まで、委員6名、番外1名、事務局1名の出席で委員会を開会した。

協議事項は、1、議会フェイスブックに掲載する平成30年8月の行事予定と掲載担当者を決めた。日時と掲載内容は、7日、吉田町教育改革調査特別委員会、20日、行政報告会、23日、3町議会議員研修会、27日、議会ICT推進特別委員会。

2、サイボウズLive導入の全員参加について、8月20日、1時30分より議員研修会を行うことを決定をした。研修内容は、携帯電話、スマートフォン、タブレットを活用してサイボウズの運用について実習を行った。準備としては、7月31日の議会報告会で研修会開会の提案を行う。サイボウズの勉強、ホームページ及び理解を要望をする。

平成30年8月27日、午前9時から11時50分まで、委員5名、番外1名、事務局1名の出席で委員会を開会した。

協議事項は、議会フェイスブックに掲載する9月の行事予定と掲載担当者を決めた。8月27日が臨時会の結果、9月7日は一般質問の紹介、12日が静岡県町村議会議長総会、13日、吉田中学校体育大会、16日、住吉杉の子園敬老会、26日は議会定例会結果の報告、30日が片岡杉の子園敬老会、以上の記事をフェイスブックに掲載することを決定をしました。

以上が議会ICT推進特別委員会の議会閉会中の活動の報告です。

○議長（藤田和寿君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

副委員長、御苦労さまでした。

◎吉田町教育改革調査特別委員会委員長報告

○議長（藤田和寿君） 日程第6、吉田町教育改革調査特別委員会委員長報告を委員長から報告願います。

吉田町教育改革調査特別委員会委員長、お願いします。

9番、八木 栄君。

〔吉田町教育改革調査特別委員会委員長 八木 栄君登壇〕

○吉田町教育改革調査特別委員会委員長（八木 栄君） 9番、八木 栄です。吉田町教育改革調査特別委員会の報告をいたします。

平成30年6月18日月曜日、午前9時から第1会議室にて第10回特別委員会を開会しました。出席委員6名、番外1名、事務局2名。

協議事項、1、委員会の運営について。

当初の運営方針であります授業時間の平準化について、他の市町の方針を検証。教員の多忙化の原因と解消策。今後の方向性、問題点について調査研究するの3点をもとに、今後の委員会の進め方について協議した。

協議の結果、1、これまでに出示された資料を検証する。

今後の方向性（資料3、学校別授業時数表）。2、現状の教育現場を把握する。3、ラーニングプランの実績と「TCP Triwins Plan（ティーシーピー・トリビンス・プラン）」とのつながりを調査。4、総合教育会議と教育委員会と各学校との意思疎通について調査。以上の4項目を柱に委員会を進める。スケジュールは正副委員長で検討する。

その他、第16回議会報告会での質問に対する回答について協議し、決定した。

散会は午前11時5分でした。

平成30年8月7日火曜日、午前9時から第1会議室にて第11回特別委員会を開会しました。出席委員6名、番外1名、傍聴者1名、事務局2名。

協議事項、1、「TCP Triwins Plan（ティーシーピー・トリビンス・プラン）」の今後の方向性について。平成29年10月23日付教育委員会資料10ページの教育委員会としての方向性について協議しました。

(1)の理解の推進と(2)の実施時期についての意見。①教職員との意識の共有化には対話が重要であるが、車座対話の実施内容が非公開でわからない。②教員の多忙化がなぜ起きているのか、原因を見直す必要がある。③多忙化について、具体的に調査する必要がある。④授業日の平準化、多忙化の施策について、原因、対応策を調査する必要がある。⑤放課後児童クラブの充実についても、アンケート結果はどうなっているのか、具体的施策のチェックが必要。⑥多忙化解消の実施状況の説明を求めたい。

協議事項2、今後の進め方。①車座対話の実施状況と意見について報告を求める。②多忙化解消の具体化として、住吉小学校の夢プロジェクトの実施状況を聞く。③、①の意見とあわせて質問内容(案)を正副委員長でつくり、メールにて確認した上で教育委員会へ提出し、次回回答を求める。

散会は11時35分でした。

以上が吉田町教育改革調査特別委員会の報告です。

○議長(藤田和寿君) 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(藤田和寿君) 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

◎議案第46号～議案第63号の一括上程、説明

○議長(藤田和寿君) 続いて、会議規則第35条の規定により、日程第7、第46号議案から日程第24、第63号議案までの18議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長(田村典彦君) 平成30年第3回吉田町議会定例会に上程をいたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について6件、決算の認定について7件、補正予算について5件の合計18件でございます。

それでは、各議案の概要につきまして御説明申し上げます。

第46号議案は、吉田町税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、平成30年法律第3号である地方税法等の一部を改正する法律、平成30年政令第126号である地方税法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、平成30年総務省令第24号である地方税法施行規則の一部を改正する省令及び平成30年総務省令第25号である地方税法施行規則の一部を改正する省令が本年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴いまして、たばこ税の税率の段階的な引き上げなど、本条例中改める必要が生じたことから、本条例の一部を改正する条例を制定することにつきましてお認めいただくものがございます。

第47号議案は、吉田町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、平成29年法律第25号である地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成29年7月26日に施行され、公営住宅法が改正されたことに伴いまして、認知症患者等である公営住宅入居者の収入申告義務が緩和されたことから、法改正の趣旨に沿った内容の条例改正についてお認めいただくものでございます。

第48号議案は、吉田町指定地域密着型サービス等事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、平成29年法律第52号である地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律に基づく介護保険法の改正及び平成30年厚生労働省令第5号である指定居宅サービス業等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、介護保険施設として介護医療院が追加されたほか、障害福祉制度の指定を受けた事業所の共生型地域密着型通所介護の指定基準及び身体拘束等の適正化が規定されたことから、法改正等の趣旨に沿った内容の条例改正をお認めいただくものでございます。

第49号議案は、吉田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、第48号議案と同様に、介護保険法などの改正に伴い、介護医療院の追加及び身体拘束等の適正化が規定されたことから、法改正の趣旨に沿った内容の条例改正をお認めいただくものでございます。

第50号議案は、吉田町家庭保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、平成30年厚生労働省令第65号である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する法律の一部を改正する省令が本年4月27日に公布され、家庭的保育事業等に関する基準が改正されたことから、法改正の趣旨に沿った内容の条例改正をお認めいただくものでございます。

第51号議案は、吉田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、指定居宅サービス等の作業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、ケアマネジメントの質の向上と公正、中立性の確保のための規定が位置づけられたことから、法改正の趣旨に沿った内容の条例改正をお認めいただくものでございます。

第52号議案は、平成29年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成29年度の一般会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額118億4,223万9,248円、歳出総額112億2,718万6,116円、歳入歳出差引残額6億1,505万3,132円となります内容をお認めいただくものでございます。

第53号議案は、平成29年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成29年度の土地取得事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額42万4,594円、歳出総額42万4,594円、歳入歳出差引残額ゼロ円となります内容をお認めいただこうとするものでございます。

第54号議案は、平成29年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成29年度の国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額34億5,576万2,969円、歳出総額32億6,585万967円、歳入歳出差引残額1億8,991万1,002円となります内容をお認めいただこうとするものでございます。

第55号議案は、平成29年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成29年度の後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額2億4,472万2,661円、歳出総額2億4,408万9,611円、歳入歳出差引残額63万3,050円となります内容をお認めいただこうとするものでございます。

第56号議案は、平成29年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成29年度の介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額19億6,917万5,657円、歳出総額19億4,478万9,279円、歳入歳出差引残額2,438万6,378円となります内容をお認めいただこうとするものでございます。

第57号議案は、平成29年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成29年度の公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額11億4,644万1,004円、歳出総額11億2,185万643円、歳入歳出差引残額2,459万361円となります内容をお認めいただこうとするものでございます。

第58号議案は、平成29年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成29年度吉田町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分決算書（案）のとおり処分することをお認めいただくとともに、あわせて平成29年度の水道事業会計決算につきまして、収益的収入6億1,400万8,171円、収益的支出5億90万7,251円、資本的収入9,102万9,682円、資本的支出3億7,172万4,086円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億8,069万4,404円は、減債積立金1,000万円、建設改良積立金6,500万円、過年度分消費税資本的収支調整額1,384万9,122円、過年度分損益勘定留保資金7,655万3,764円、当年度分損益勘定留保資金1億1,529万1,518円で補填する内容をお認めいただこうとするものでございます。

第59号議案は、平成30年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、平成30年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,277万円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ109億4,977万円とするとともに、地方債の補正を行う補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第60号議案は、平成30年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成30年度の吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の総

額に歳入歳出それぞれ1億7,991万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ29億8,088万7,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第61号議案は、平成30年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成30年度の吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万3,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億6,634万7,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第62号議案は、平成30年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成30年度の吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,973万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ19億5,562万3,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第63号議案は、平成30年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成30年度の吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ85万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ12億96万7,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

以上が上程いたします18議案の概要でございます。

各議案の詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほどどうぞよろしくお願いたします。

○議長（藤田和寿君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いたします。

初めに、会計管理者兼会計課長、お願いたします。

会計管理者兼会計課長、中村真也君。

〔会計管理者兼会計課長 中村真也君登壇〕

○会計管理者兼会計課長（中村真也君） 会計課でございます。

会計課からは、本定例会へ上程いたしました第52号議案 平成29年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

お手元の平成29年度吉田町歳入歳出決算書及び参考資料ナンバー7をあわせてごらんいただきたいと存じます。

それでは、最初に決算書の10ページをごらんください。

平成29年度吉田町一般会計歳入歳出決算の歳入総額118億4,223万9,248円、歳出総額112億2,718万6,116円、歳入歳出差引残額6億1,505万3,132円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

歳入歳出を前年度と比較いたしますと、歳入は金額で9億6,036万6,121円の増額となっております。また、歳出は金額で8億6,904万7,090円の増額となっております。

それでは、内容について御説明させていただきます。

決算書の2ページ、3ページと参考資料ナンバー7の1ページをごらんください。

初めに、歳入でございます。

歳入の主なものについて申し上げますと、1款町税は、収入済額54億1,617万6,315円で、

歳入に占める構成比は45.7%でございます。

次に、13款国庫支出金は、収入済額9億1,072万1,617円で、歳入に占める構成比は7.7%でございます。

決算書の4ページ、5ページをごらんください。

14款県支出金は、収入済額9億1,589万1,238円、歳入に占める構成比は7.7%でございます。

16款寄附金は、収入済額6億9,388万7円で、歳入に占める構成比は5.9%でございます。前年度に比べ1,703万9,079円、2.5%の増額となりました。これはふるさと納税によるものでございます。

20款町債の収入済額は8億9,969万6,000円で、歳入に占める構成比は7.6%でございます。このうち前年度からの繰越額は2億4,140万円でございます。町債の主なものは、学校空調設備整備事業、企業活動維持支援事業、総合体育館改修事業、臨時財政対策債に係る起債でございます。

以上、歳入合計は、予算現額122億9,596万2,806円に対し、調定額120億1,949万9,663円、収入済額118億4,223万9,248円、不納欠損額1,855万6,489円により、収入未済額は1億5,870万3,926円でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。

決算書の6ページ、7ページと参考資料ナンバー7の3ページをごらんください。

歳出の主なものを申し上げます。

2款総務費、支出済額14億5,899万9,105円で、歳出に占める構成比は13.0%でございます。

3款民生費、支出済額26億7,934万5,091円で、歳出に占める構成比は23.9%でございます。

4款衛生費、支出済額15億3,997万8,724円で、歳出に占める構成比は13.7%でございます。

8款土木費は、支出済額12億5,978万7,757円で、歳出に占める構成比は11.2%でございます。このうち前年度からの繰越額は8,430万1,145円でございます。

次に、10款教育費は、支出済額14億9,537万7,416円で、歳出に占める構成比は13.3%でございます、このうち前年度からの繰越額は2億7,540万円でございます。

決算書の8ページ、9ページをお開きください。

以上、歳出合計は、予算現額122億9,596万2,806円に対し、支出済額112億2,718万6,116円、翌年度繰越額4億8,808万4,000円で、これにより不用額は5億8,069万2,690円でございます。

以上が歳出でございます。

次に、決算書の344ページをお開きください。

(2)有価証券・株券につきまして、決算年度中増減額、マイナス4万3,000円とございます。これは北海道日高郡新ひだか町にございますエクリップス日高株式会社から、会社法第179条第1項に規定する特別支配株主として経営再建中の大井川鉄道株式会社を完全子会社化するに当たって、大井川鉄道株式会社の株主である吉田町が所有する同社の株式876株、1株当たりの単価が10円、計8,760円で売り渡したものであります。

なお、米印注釈にもありますとおり、購入時の価格で表記することとなっておりますので、1株当たりの単価が50円で、4万3,800円を減額するものでございます。

次に、参考資料ナンバー7の5ページをごらんください。

一般会計歳出の性質別構成比でございます。

主なものを申し上げますと、人件費の性質別構成比は14.7%、物件費は15.8%、補助費は22.1%で、これらで全体の半数以上を占めております。

なお、公債費の構成比は9.8%となっております。

最後に、決算書の316ページをお開きください。

平成29年度決算の実質収支に関する調書でございます。

3の歳入歳出差引額6億1,505万3,000円から4の翌年度へ繰り越すべき財源774万5,000円を控除した5の実質収支額は6億730万8,000円でございます。

以上が平成29年度吉田町一般会計歳入歳出決算の概要でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、総務課長、お願いいたします。

総務課長、久保田明美君。

〔総務課長 久保田明美君登壇〕

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課からは、第53号議案 平成29年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

議案書の58ページ及び平成29年度吉田町歳入歳出決算書の一般会計の次につづられております吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算書をごらんいただきたいと存じます。

6ページをごらんください。

歳入総額42万4,594円、歳出総額42万4,594円、歳入歳出差引残額ゼロ円という決算内容をお認めいただくとするものでございます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

8ページ、9ページの事項別明細書をごらんください。

まず、1款1項の財産運用収入の収入済額は41万8,258円でございます。これは土地開発基金に係る利子収入でございます。

次に、1款2項の財産売払収入及び2款1項の繰入金につきましては、実績がございませんので、収入はございませんでした。

次に、3款1項の繰越金の収入済額は6,336円でございます。これは前年度からの繰越金でございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

4款1項の預金利子につきましては、実績がございませんので、収入はございませんでした。

次に、歳出でございます。

12ページ、13ページをごらんください。

1款1項1目の一般管理費の支出済額は42万4,594円でございます。これは土地開発基金への積立金でございます。

2目の財産取得費及び3目の繰出金につきましては、支出がございませんでした。

歳入及び歳出の説明は以上でございます。

次に、16ページをごらんください。

土地取得事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額42万4,000円、歳出総額42万4,000円、歳入歳出差引額はゼロ円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額はゼロ円となります。

実質収支に関する調書の説明は以上でございます。

なお、23ページには平成29年度末の土地残高を掲載させていただきましたが、この附属資料といたしまして、参考資料の9の2が平成29年度末の土地取得事業特別会計所有地の一覧図でございますので、また御確認のほうをよろしくお願いいたします。

以上が総務課からの1議案につきましての御説明でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、企画課長、お願いいたします。

企画課長、谷澤智秀君。

〔企画課長 谷澤智秀君登壇〕

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

企画課からは、第59号議案の1議案について御説明申し上げます。

それでは、第59号議案 平成30年度吉田町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊となっております議案書の平成30年度吉田町一般会計補正予算（第1号）及び参考資料となります平成30年度吉田町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書をごらんをいただきたいと存じます。

初めに、議案書の平成30年度吉田町一般会計補正予算（第1号）の1ページをごらんをいただきたいと存じます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,277万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億4,977万円とするものでございます。

また、第2項でございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページから4ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくものがございます。

次に、第2条、地方債の補正をお認めいただくものがございます。

その内容につきましては、5ページ、6ページでございます第2表地方債補正をごらんをいただきたいと思っております。

1、変更でございますが、大幡川改修事業につきましては、870万円減額し、補正後の限度額を2,700万円とするもので、また同報無線デジタル化整備事業につきましては、590万円増額し、補正後の限度額を6,540万円とするものでございます。また、臨時財政対策債につきましては、643万6,000円減額し、補正後の限度額を3億7,356万4,000円とするものでございます。

次に、2の廃止でございますが、こちらに記載しました五つの事業につきましては、起債の借り入れを取りやめるものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございますが、引き続きその詳細を別冊の説明書に沿って御説明いたします。

平成30年度吉田町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書の3ページをごらんください。

まず、歳入の8款地方特例交付金でございますが、61万7,000円の減額でございます。この交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収

を補填するための交付金となりますが、平成30年7月24日に平成30年度普通交付税大綱が閣議に報告、了解され、今年度の交付額の決定に伴いまして、この交付額も決定されたことから、減額するものでございます。

続きまして、9款地方交付税でございますが、1,128万4,000円の増額でございます。これは平成30年7月24日に平成30年度普通交付税大綱が閣議に報告・了解されまして、今年度の当町に対します普通交付税の額が2億7,828万4,000円と決定され、当初予算計上額を上回る結果となりましたことから、その上回る額の1,128万4,000円を増額するものでございます。

続きまして、4ページ、14款県支出金でございますが、こちらは583万3,000円の減額でございます。

2項7目消防費県補助金につきまして、防災行政無線同報系整備に関する緊急地震・津波対策交付金の交付決定に伴い、当初予算に計上している金額をその決定額に合わせた額とするため、583万3,000円を減額するものでございます。

続きまして、17款繰入金でございますが、1,586万4,000円の増額でございます。

1項1目の特別会計繰入金につきましては、平成29年度決算に伴い、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計から一般会計に繰り入れる額を増額するものでございます。

続きまして、5ページ、18款繰越金でございます。こちらにつきましては、平成29年度の一般会計決算がまとまったことに伴いまして、平成29年度一般会計の歳入歳出差引額から平成29年度からの繰越明許費の一般財源の額を差し引いた額が6億730万8,000円となり、当初予算計上額を上回りましたので、上回る額の4億730万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、20款町債でございますが、1億1,523万6,000円の減額でございます。

1項1目総務債の生活交通車両整備事業、2目民生債の放課後児童クラブ施設整備事業、4目土木債、2節河川債の稲荷川改修事業、同じく3節住宅債の住吉団地改修事業及び松下団地改修事業につきましては、一般財源として収入される普通交付税、前年度繰越金及び臨時財政対策債が決定されたことから、交付税措置となり、起債を取りやめるものでございまして、これら五つの事業で計1億600万円を減額するものでございます。

また、4目土木債、2節河川債の大幡川改修事業につきましては、交付税措置のない起債、町単独分について取りやめることに伴いまして、870万円を減額するものでございます。

次に、5目消防債の同報無線デジタル化整備事業につきましては、県支出金の緊急地震・津波対策交付金の減額に伴いまして、590万円起債を増額する補正でございます。

また、7目臨時財政対策債につきましては、普通交付税交付額の決定に伴い、臨時財政対策債の発行可能額も決定いたしましたので、その発行可能額に合わせるように643万6,000円を減額するものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

7ページをごらんください。

1款議会費でございますが、140万5,000円の減額でございます。これは1項1目の議会費におきまして、人事異動等に伴い職員人件費を減額するものでございます。

続きまして、2款総務費でございますが、4,354万2,000円の減額でございます。この内訳でございますが、まず1項総務管理費につきましては、4,755万6,000円の減額でございます。

そのうち7ページから8ページにかけての1目一般管理費につきましては、人事異動等に

に伴い、職員人件費が4,755万6,000円減額となるものでございます。

次に、6目の企画費につきましては、歳入で御説明申し上げましたとおり、生活交通車両整備事業1,640万円の起債を取りやめましたことから、1,460万円を一般財源に振り替えるものでございます。

次に、8ページから9ページにかけての2項徴税费につきましては、773万7,000円の増額でございます。これは1目の税務総務費について、人事異動に伴い職員人件費を761万4,000円増額するとともに、臨時職員賃金の単価改定に伴いまして、税務総務費を12万3,000円増額するものでございます。

次に、9ページから10ページにかけての3項戸籍住民基本台帳費につきましては、359万8,000円を減額するものでございます。これは1目の戸籍住民基本台帳費につきまして、人事異動に伴い職員人件費が減額となるものでございます。

次に、4項選挙費につきましては、12万5,000円の減額でございます。これは1目の選挙管理委員会費について、人事異動に伴い職員人件費が減額となるものでございます。

続きまして、11ページ、3款民生費でございます。こちらは203万円の減額でございます。

その内訳でございますが、1項1目社会福祉総務費につきましては、人事異動に伴い職員人件費を1,243万6,000円増額するものでございます。

次に、11ページから12ページにかけての2目国民年金事務費につきましては、人事異動に伴い職員人件費を70万2,000円減額するものでございます。

次に、3目国民健康保険費につきましては、86万4,000円の減額でございますが、こちらでも人事異動に伴い職員人件費が減額となるものでございます。

次に、12ページから13ページにかけての7目介護保険費につきましては、825万8,000円の減額でございます。その内訳でございますが、人事異動に伴い職員人件費を841万7,000円減額、また平成29年度分の精算に伴いまして、低所得者利用者負担額軽減措置事業費の返還金を15万9,000円増額するものでございます。

次に、13ページから14ページにかけての2項1目児童福祉総務費につきましては、282万6,000円の増額でございます。その内訳でございますが、人事異動に伴い職員人件費を279万7,000円増額するとともに、臨時職員賃金の単価改定に伴いまして、児童福祉費を2万9,000円増額するものでございます。

次に、14ページから15ページにかけての3目保育所費につきましては、746万8,000円の減額でございます。その内訳でございますが、人事異動に伴い職員人件費を776万9,000円減額、また臨時職員賃金の単価改定に伴い、保育園管理費を30万1,000円増額するものでございます。

次に、4目児童館費につきましては、歳入で御説明申し上げましたとおり、放課後児童クラブ施設整備事業7,050万円の起債を取りやめましたことから、7,050万円を一般財源に振り替えるものでございます。

続きまして、4款衛生費でございます。こちらは24万1,000円の増額でございます。

その内訳でございますが、15ページから16ページにかけての1項1目保健衛生総務費につきましては、人事異動に伴い職員人件費を28万円減額するものでございます。

次に、2目予防費につきましては、臨時職員賃金の単価改定に伴い、感染症予防費を2万9,000円増額するものでございます。

次に、16ページから17ページにかけての6目健康づくり事業費につきましては、臨時職員

賃金の単価改定に伴い、健康体操運営費を1万7,000円増額するものでございます。

次に、8目健康増進事業費につきましては、管理栄養士の任用に伴いまして、健康増進事業費を47万5,000円増額するものでございます。

続きまして、6款農林水産業費は605万5,000円の増額でございます。

その内容でございますが、17ページから18ページにかけての1項1目農業委員会費につきましては130万9,000円の増額、2目農業総務費につきましては9万8,000円の増額、また18ページから19ページにかけての3項2目漁港管理費につきましては464万8,000円の増額となるものでございます。いずれも人事異動に伴う職員人件費の増額でございます。

続きまして、7款商工費は480万5,000円の減額でございます。その内容でございますが、19ページから20ページにかけての1項1目商工総務費につきまして、人事異動に伴い職員人件費を480万5,000円減額するものでございます。

続きまして、8款土木費でございますが、1,149万9,000円の減額でございます。

まず、20ページから21ページにかけての1項1目土木総務費につきましては、人事異動に伴い職員人件費が1,663万7,000円増額となるものでございます。

次に、3項1目河川総務費につきましては、歳入で御説明申し上げましたとおり、稻荷川改修事業320万円の起債を取りやめましたことから、320万円を一般財源に振り替えるものでございます。また、3目河川新設改良費につきましても、大幡川改修事業870万円の起債を取りやめましたことから、870万円を一般財源に振り替えるものでございます。

次に、22ページ、4項1目都市計画総務費につきましては384万4,000円の減額、22ページから23ページにかけての2目土地区画整理事業費につきましても5万2,000円の減額となるものでございます。いずれも人事異動に伴う職員人件費の減額でございます。

次に、4目公共下水道費につきましては、2,424万円の減額でございます。これは公共下水道事業特別会計の平成29年度決算がまとまり、公共下水道事業特別会計の繰出金が算出できましたことから、その結果に基づき、一般会計で当初予定した2,424万円につきまして、繰り出しを取りやめるものでございます。

次に、5項1目住宅管理費につきましては、歳入で御説明申し上げましたとおり、住吉団地改修事業850万円の起債及び松下団地改修事業の740万円の起債を取りやめましたことから、計1,590万円を一般財源に振り替えるものでございます。

続きまして、24ページ、9款消防費は1,138万4,000円の増額でございます。これは1項5目災害対策費におきまして、人事異動に伴い職員人件費を1,138万4,000円増額するものでございます。

また、歳入で御説明申し上げましたとおり、同報無線デジタル化整備事業につきまして、県支出金の緊急地震・津波対策交付金583万3,000円の減額に伴い、590万円の起債を増額することにより、情報伝達充実強化事業費について財源振り替えを行うものでございます。

続きまして、25ページをごらんください。

10款教育費は1,430万2,000円の増額でございます。

まず、1項2目事務局費につきましては、人事異動に伴い職員人件費を196万円増額するとともに、臨時職員賃金の単価改定に伴い、事務局事務費を2万9,000円増額するものでございます。

次に、25ページから26ページにかけての3目教育諸費につきましては、159万5,000円の増

額でございます。これは小・中学校のクラブ活動における大会参加費を補助するため、小・中学校活動補助金を実績に応じまして159万5,000円増額するものでございます。

次に、26ページから27ページにかけての2項小学校費の1目学校管理費につきまして、605万6,000円の減額でございます。この内訳でございますが、人事異動等に伴いまして職員人件費を846万4,000円減額、臨時職員賃金の単価改定に伴い、住吉小学校維持管理費を5万4,000円増額、同じく中央小学校維持管理費を6万7,000円増額し、また自彊小学校維持管理費につきましては、臨時職員の単価改定に伴い、臨時職員賃金を5万4,000円増額するとともに、自彊小学校放課後児童クラブの建設に伴い、修繕料を116万3,000円増額、植木剪定手数料を107万円増額するものでございます。

次に、27ページから28ページにかけての3項中学校費の1目学校管理費につきましては、1万3,000円の増額でございます。その内訳でございますが、人事異動に伴い職員人件費を6万8,000円減額、また臨時職員賃金の単価改定に伴い、吉田中学校維持管理費を8万1,000円増額するものでございます。

次に、28ページから29ページにかけての4項1目社会教育総務費につきましては、人事異動に伴い職員人件費を877万6,000円増額するものでございます。

次に、2目公民館費につきましては、臨時職員賃金の単価改定に伴い、中央公民館運営費を8万円増額するものでございます。

次に、4目図書館費につきましては、人事異動に伴い職員人件費を669万円増額するものでございます。

次に、29ページから30ページにかけての5項1目保健体育総務費につきましても、人事異動に伴い職員人件費を86万5,000円増額するものでございます。

次に、3目体育館運営費につきましては、臨時職員賃金の単価改定に伴い、総合体育館運営費を35万円増額するものでございます。

続きまして、31ページをごらんください。

12款公債費につきましては、423万円の減額でございます。これは19年度に借入れを行いました臨時財政対策債の利率の見直しがあり、利率が下がるとともに、平成29年度借入れ分の借入利率が当初の見込みを下回って確定され、利息の支払いが減ることになりましたので、1項1目元金につきましては6万7,000円増額し、2目利子につきましては429万7,000円減額となるものでございます。

最後に、32ページ、13款諸支出金でございますが、3億4,839万9,000円の増額でございます。これは2項1目基金費につきまして、今回補正に際し、すぐに事業の財源とすることのない収入を積み立てるための支出でございます。内訳といたしましては、財政調整基金に3億4,827万9,000円を積み立て、また教育振興基金に2万円を積み立てるものでございます。

以上が第59号議案 平成30年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についての内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） ここで暫時休憩とします。再開は午後1時10分とします。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 1時08分

○議長（藤田和寿君） 暫時休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は12名です。

続きまして、税務課長、お願いいたします。

税務課長、松浦伸子君。

〔税務課長 松浦伸子君登壇〕

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

本議会に上程いたしました第46号議案について御説明申し上げます。

本議案は、地方税法等の改正が行われたことに伴う吉田町税条例等の一部を改正する条例の制定についてお認めいただくとするものでございます。

提出議案の1ページから14ページまでと、あわせて参考資料ナンバー1をごらんいただきたいと思っております。

今回の改正の主なものは、個人の住民税とたばこ税についての改正でございます。また、たばこ税の改正が段階的に行われることから、6条から成る改正となっております。

初めに、個人の町民税についての主な改正点でございますが、働き方の多様化を踏まえ、さまざまな形で働く人を応援し、働き方改革を後押しする観点から、給与所得控除、公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振り替えるなどの対応を行おうとするものでございます。

また、たばこ税の改正につきましては、国と地方のたばこ税の配分比率1対1を維持した上で、地方のたばこ税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げ、たばこ税は国と地方を合わせ1本当たり1円ずつ、合計3円引き上げられるものでございます。

また、加熱式たばこの課税方式について見直しが行われ、紙巻きたばこの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻きたばこの本数に換算する方法とすることとし、平成30年10月1日から5年間かけて5分の1ずつ段階的に移行されるものでございます。

それでは、条項に沿って御説明申し上げます。

参考資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。

第1条、吉田町税条例の一部改正について御説明申し上げます。

第23条第1項は、一般用例に基づく用語の改正でございます。

第3項は、人格のない社団等について、電子申告義務化に係る規定を適用しないこととすることを規定するものでございます。

第24条の改正は、個人の町民税の非課税範囲について、第1項は、障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件引き上げに伴い改正するもので、第2項は、控除対象配偶者の定義変更に伴い、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改めること及び均等割非課税の限度額の引き上げにより改めるものでございます。あわせて、一般用例に基づく用語の改正を行うものでございます。

第34条の2の改正は、個人の町民税の基礎控除額に所得要件が創設されたことに伴い改正するもので、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、基礎控除額が消滅することを規定するものでございます。

第34条の6の改正は、前年の所得金額が2,500万円を超える所得割の納税者については、基礎控除額が消滅することに伴い、調整控除を適用しないことを規定するものでございます。

あわせて、一般用例に基づく用語の改正を行うものでございます。

第36条の2の改正は、年金所得者に係る配偶者控除の申告要件の見直しが行われ、源泉控除対象者に配偶者特別控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とするものでございます。

4ページをごらんいただきたいと思います。

第48条の改正は、法人の町民税の申告について、事業年度開始の日における資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人等については、電子申告により行うことを義務づけされることによるものでございます。

第92条の改正は、たばこ税について、課税区分を新設するもので、喫煙用の製造たばこの区分として、新たに加熱式たばこの区分を創設するものでございます。

第92条の2は、新たに92条が追加されたことに伴い、条ずれにより改正を行うものでございます。

第93条の2は、みなし製造たばこにかかわる規定の整備で、間接加熱方式の加熱式たばこの商品について、税法上の取り扱いを商品間で統一するため、製造たばこから分離された溶液部分についても、製造たばことみなすことを規定するものでございます。

6ページをごらんいただきたいと思います。

第94条の改正は、紙巻きたばこの本数への換算方法について見直しを行うもので、紙巻きたばこ以外の製造たばこについては、重量をもって紙巻きたばこの本数に換算することとされておりますが、加熱式たばこにかかわる紙巻きたばこの本数への換算の方法については、重量と価格を紙巻きたばこの本数に換算する方法とすることとするものでございます。

7ページから8ページとなりますが、第3項から第5項までは、平成30年10月1日から平成31年9月30日までの換算方法にかかわるもので、現行の方式により換算した紙巻きたばこの本数に0.8を乗じた本数と加熱式たばこの重量をフィルター、その他一定のものを含まない重量とし、この重量の0.4グラムをもって紙巻きたばこの本数0.5本に換算する方法及び小売定価を紙巻きたばこの1本の金額に相当する金額をもって紙巻きたばこ0.5本に換算する方法により換算した紙巻きたばこの本数に0.2を乗じた本数の合計数とするものでございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。

第6項から第9項までは、換算の方法において、1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合は切り捨てること、金額で換算する場合には、1銭未満の端数がある場合は切り捨てること、また換算した紙巻きたばこの本数に1本未満の端数があるときは切り捨てることを規定しております。

9ページをごらんいただきたいと思います。

第95条は、たばこ税の税率を1,000本につき5,692円とするもので、これは平成30年10月1日からの税率でございます。

96条の改正は、第92条の条ずれに伴うものでございます。

第98条の改正は、第94条において定義語を置いたことにより規定を整備するものでございます。

10ページをごらんいただきたいと思います。

附則第5条は、個人の町民税の所得割非課税限度額が引き上げられたことに伴い改正するものでございます。

第17条の2の改正は、租税特別措置法の改正に伴う条ずれによるものでございます。

11ページをごらんいただきたいと思います。

第2条、吉田町税条例の一部改正について御説明申し上げます。

第94条の改正は、たばこ税の課税方式の見直しに伴い、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの加熱式たばこに係る紙巻きたばこへの換算の方法について規定したものでございます。

附則第10条の2は、固定資産税等の課税標準の特例について、地方税法の改正に伴う項ずれによる改正でございます。

続きまして、第3条、吉田町税条例の一部改正について御説明申し上げます。

12ページとなります。

第94条の改正は、たばこ税について、平成32年10月1日から平成33年9月30日までの加熱式たばこに係る紙巻きたばこへの換算方法について規定したものでございます。

第95条は、平成32年10月1日から平成33年9月30日までのたばこ税の税率を1,000本につき6,122円とするものでございます。

第4条、吉田町税条例の一部改正について御説明申し上げます。

12ページをごらんいただきたいと思います。

第94条の改正は、たばこ税について、平成33年10月1日から平成34年9月30日までの加熱式たばこに係る紙巻きたばこへの換算方法について規定したものでございます。

第95条は、平成33年10月1日以後のたばこ税の税率を1,000本につき6,552円とするものでございます。

第5条、吉田町税条例の一部改正について申し上げます。

14ページをごらんいただきたいと思います。

第93条の2の改正は、第94条第3項第1号が削除されたことに伴い、規定を整備するものでございます。

第94条第3項から第9項までの改正は、平成34年10月1日から加熱式たばこの紙巻きたばこへの換算方法について規定したもので、移行期間が終了することから、規定を整備するものでございます。

第6条、吉田町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について御説明申し上げます。

16ページをごらんいただきたいと思います。

附則第4条は、平成27年度改正において講じた旧3級品の紙巻きたばこに係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで適用されることとされたことに伴い、規定を整備するものでございます。

18ページをごらんいただきたいと思います。

附則でございます。

第1条では、施行期日を定めております。

19ページをごらんください。

第2条では、町民税に関する経過措置を、第3条では、たばこ税に関する経過措置を定めております。

20ページをごらんいただきたいと思います。

第4条では、平成30年10月1日前に売り渡し等が行われた製造たばこについての手持品課

税について規定しております。

22ページをごらんいただきたいと思います。

第5条は、手持品課税にかかわる町たばこ税に関する経過措置を、第6条は、町たばこ税に関する経過措置について定めるものでございます。

第7条は、平成32年10月1日前に売り渡し等が行われた製造たばこについて、手持品課税について規定するものでございます。

25ページをごらんください。

第8条は、町たばこ税に関する経過措置を定めるもので、第9条は、平成33年10月1日前に売り渡し等が行われた製造たばこの手持品課税について規定するものでございます。

以上が第46号議案 吉田町税条例等の一部を改正する条例の制定についての御説明でございます。よろしくお願いたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、町民課長、お願いたします。

町民課長、門田万里子君。

〔町民課長 門田万里子君登壇〕

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

町民課からは、第54号議案、第55号議案、第60号議案、第61号議案の4議案につきまして御説明申し上げます。

最初に、議案書60ページ、第54号議案 平成29年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

別冊の平成29年度吉田町歳入歳出決算書、吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書をごらんいただきたいと存じます。

6ページでございます。

平成29年度吉田町国民健康保険事業特別会計の歳入総額34億5,576万2,969円、歳出総額32億6,585万967円、歳入歳出差引残額1億8,991万2,002円という内容をお認めいただくという内容でございます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

事項別明細書の8ページ、9ページをごらんください。

1款国民健康保険税は、収入済額7億4,987万3,898円、不納欠損額1,170万3,949円、収入未済額2億836万990円でございます。一般被保険者及び退職被保険者を合わせた現年度分の保険税の収納率は92.16%でございました。

次に、10ページ、11ページをごらんください。

2款使用料及び手数料は、収入済額37万8,713円で、これは督促手数料でございます。

次に、10ページから13ページをごらんください。

3款国庫支出金は、収入済額5億9,874万4,095円でございます。保険給付費等について、定率で国が負担する療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金及び財政調整交付金などでございます。

次に、12ページから15ページの4款療養給付費等交付金は、収入済額2,662万6,000円でございます。これは退職被保険者の医療費を補うために社会保険診療報酬支払基金から交付される退職者医療交付金でございます。平成27年4月1日から新規の退職被保険者の適用が廃止されたことにより、被保険者数及び保険給付費が減少し、それに合わせて交付金も毎年減額して

おります。

次に、5款前期高齢者交付金は、収入済額7億9,569万3,570円でございます。65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を各保険者の加入者数に応じて調整するもので、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次に、14ページから17ページにかけての6款県支出金は、収入済額1億6,165万342円でございます。高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金及び財政調整交付金でございます。

次に、7款共同事業交付金は、収入済額6億7,491万3,225円でございます。高額な医療費の発生による財政リスクの軽減と事業運営の安定化を図るため、市町国保からの拠出により実施されております高額医療共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金でございます。

次に、8款財産収入は、収入済額41万221円で、基金利子でございます。

次に、16ページから19ページにかけての9款繰入金は、収入済額2億2,803万5,919円でございます。これは国民健康保険給付等支払準備基金からの繰入金8,000万円と一般会計からの繰入金1億4,803万5,919円でございます。一般会計からの繰入金には、低所得者層の負担を軽減するための保険基盤安定繰入金や出産育児一時金等繰入金がございます。

次に、18ページから21ページにかけての10款繰越金は、前年度繰越金2億18万2,624円でございます。

次に、20ページから23ページにかけての11款諸収入は、収入済額1,925万4,362円で、延滞金や返納金などがございます。

続きまして、歳出でございます。

事項別明細書は24ページからとなります。

まず、1款総務費は、支出済額1,824万8,563円でございます。

内訳でございますが、1項総務管理費は、支出済額1,473万4,621円で、一般管理費や国民健康保険団体連合会への負担金でございます。

26ページ、27ページの2項徴税費は、支出済額323万6,751円で、賦課徴収に係る電算委託料などの事務経費でございます。

3項運営協議会費は、支出済額27万7,191円で、国民健康保険運営協議会の委員報酬等でございます。

次に、28ページから37ページにかけての2款保険給付費は、支出済額18億6,676万1,533円でございます。

主な内訳でございますが、1項療養諸費は、疾病や負傷に関する療養給付費等で、支出済額16億2,946万5,457円でございます。

続いて、30ページ、31ページの2項高額療養費は、一部負担金相当額が算定基準額を超えた場合に支給するもので、支出済額2億2,791万7,626円でございます。

次に、36ページから39ページにかけての3款後期高齢者支援金等は、支出済額3億6,621万602円でございます。後期高齢者医療の給付費用に充てるため保険者が負担する支援金と関係事務費拠出金を社会保険診療報酬支払基金へ納付するものでございます。

次に、38ページから41ページにかけての4款前期高齢者納付金等は、支出済額133万66円でございます。これは65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を各保険者の加入者数に応じて調整するもので、社会保険診療報酬支払基金へ納付するものでござい

ます。

次に、40ページ、41ページの5款老人保健拠出金は、支出済額6,846円でございます。老人保健制度は平成20年3月31日で廃止されておりますが、経過措置として継続されておりますので、事務処理に係る拠出金の支出でございます。

6款介護納付金は、支出済額1億3,870万3,103円でございます。これは介護保険法の40歳から64歳までの第2号被保険者を対象としたもので、こちらも社会保険診療報酬支払基金へ納付するものでございます。

次に、42ページ、43ページの7款共同事業拠出金は、支出済額6億5,942万5,241円でございます。これは保険者の財政運営の不安定を解消するため、国民健康保険団体連合会が運営する高額医療共同事業及び保険財政共同安定化事業に対し、町が拠出金として負担するものでございます。

次に、44ページから47ページにかけての8款保健事業費は、支出済額2,208万9,838円でございます。医療費適正化のために実施いたします特定健康診査事業及び人間ドック委託料などの保健事業に係る経費でございます。

次に、46ページ、47ページの9款基金積立金は、支出済額1億6,737万7,000円で、平成29年度末の基金残高は2億8,272万643円でございます。

次に、48ページ、49ページの10款公債費の支出はございませんでした。

次に、48ページから51ページにかけての11款諸支出金は、支出済額2,569万8,175円でございます。これは保険税還付金及び療養給付費などの前年度精算に係る償還金でございます。

50ページ、51ページの12款予備費の支出はございませんでした。

続いて、56ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額34億5,576万2,000円、歳出総額32億6,585万円、歳入歳出差引額1億8,991万2,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は1億8,991万2,000円でございます。

以上が第54号議案 平成29年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

続きまして、議案書62ページの第55号議案 平成29年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書の6ページをごらんください。

平成29年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計の歳入総額2億4,472万2,661円、歳出総額2億4,408万9,611円、歳入歳出差引残額63万3,050円という内容をお認めいただくものがございます。

それでは、内容につきまして、歳入から御説明申し上げます。

事項別明細書の8ページ、9ページをごらんください。

1款後期高齢者医療保険料は、収入済額1億9,902万3,700円でございます。このうち149万7,000円の還付未済額が含まれております。特別徴収及び普通徴収を合わせました現年度分の保険料の収納率は99.63%でございました。

次に、2款使用料及び手数料は、収入済額1万2,600円で、これは督促手数料でございます。

3款繰入金は、収入済額4,446万2,791円でございます。これは低所得者と社会保険等の被

扶養者であった方の均等割額の減額分で、一般会計からの保険基盤安定繰入金でございます。

次に、4款繰越金は、支出済額24万1,220円でございます。

次に、10ページから13ページにかけての5款諸収入は、収入済額98万2,350円で、延滞金、保険料還付金及び預金利子でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

事項別明細書の14ページ、15ページをごらんください。

1款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額2億4,324万3,591円でございます。これは被保険者の皆様に納付していただいた保険料と一般会計からの保険基盤安定繰入金を後期高齢者医療広域連合に納付したものでございます。

次に、14ページから17ページにかけての2款諸支出金は、支出済額84万6,020円でございます。これは保険資格の移動等に伴う保険料の還付金と督促手数料及び預金利子を一般会計へ繰り出したものでございます。

3款予備費の支出はございませんでした。

次に、22ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入総額2億4,472万2,000円、歳出総額2億4,408万9,000円、歳入歳出差引額63万3,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は63万3,000円でございます。

以上が第55号議案 平成29年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

続きまして、議案書の71ページ、第60号議案 平成30年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊となっております平成30年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の表紙裏面をごらんいただきたいと存じます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,991万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億8,088万7,000円にするものでございます。

また、第2項にありますとおり、款項の区分、区分ごとの金額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、1ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

引き続きその詳細について御説明させていただきます。

別冊となっております平成30年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書、こちらの3ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、歳入の7款繰越金でございますが、1億7,991万2,000円の増額でございます。これは平成29年度の国民健康保険事業の決算がまとまりましたことから、歳入歳出差引額と当初予算で計上いたしました繰越金額の差額を増額計上するものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

4ページをごらんください。

7款基金積立金でございますが、1億5,085万1,000円の増額でございます。これは、このたび平成29年度決算及び補正予算（第1号）がまとまりました結果、国民健康保険事業基金に積み立てる額が確定しましたことから、措置するものでございます。

次に、9款諸支出金でございます。2,906万1,000円の増額でございます。これは平成29年度決算に伴う精算として、療養給付費等負担金の償還金が2,853万4,000円、特定健康診査等負

担金の償還金が52万7,000円をそれぞれ措置するものでございます。

以上が第60号議案 平成30年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

続きまして、議案書72ページ、第61号議案 平成30年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊となっております平成30年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の表紙裏面をごらんいただきたいと存じます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,634万7,000円にするものでございます。

また、第2項にありますとおり、款項の区分、区分ごとの金額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、1ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

では、その詳細を御説明させていただきます。

また、別冊の平成30年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書、こちらをごらんいただきたいと存じます。

2ページをごらんください。

初めに、歳入の4款繰越金でございますが、63万3,000円の増額でございます。これは平成29年度後期高齢者医療事業の決算がまとまりましたことから、平成29年度後期高齢者医療事業の歳入歳出差引額と当初予算で計上いたしました繰越金の差額を増額するものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

3ページをごらんください。

1款後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、62万1,000円の増額でございます。これは平成29年度に収納いたしました保険料のうち、未精算分の保険料を後期高齢者医療広域連合へ納入するものでございます。

次に、4ページの2款諸支出金でございますが、1万2,000円の増額でございます。これは平成29年度決算に伴う精算として、預金利子と督促料を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上が第61号議案 平成30年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

町民課から提出いたしました4議案につきましても説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、福祉課長、お願いいたします。

福祉課長、杉田香織君。

〔福祉課長 杉田香織君登壇〕

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

福祉課からは、第48号議案、第49号議案、第51号議案、第56号議案、第62号議案の5議案につきまして御説明を申し上げます。

初めに、第48号議案 吉田町地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の17ページから40ページまでと参考資料ナンバー3をごらんいただきたいと思いますと思いま

す。

本案は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律に基づく介護保険の改正により、平成30年4月1日から日常的な医学管理を行う医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた介護医療院が新たに介護保険施設に追加されました。また、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布され、障害福祉制度の指定を受けた事業所の共生型地域密着型通所介護の指定基準及び身体拘束等の適正化が規定され、平成30年4月1日から施行されたもので、当町におきましても、新たに介護医療院が整備された際に対応できるよう、また地域共生社会の実現に向けた共生型地域密着型通所介護の指定及び身体拘束等の適正化についての基準を明確化するための一部を改正する条例についてお認めいただくとするものでございます。

参考資料により御説明申し上げます。

主な改正内容でございますが、資料の4ページ、第2条におきまして、共生型地域密着型サービスの基準及び用語の定義づけを追加しております。

資料の8ページ、第7条の指定定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所に併設されている施設に介護医療院を加えることとしました。

資料の13ページ、第43条におきまして、指定定期巡回随時対応型訪問介護の介護事業所は、介護保険の記録の整備について、勤務体制及び介護報酬の請求に関して、5年間資料を保存することとしました。

資料15ページ、第59条におきまして、指定夜間対応型訪問介護事業所に、介護保険の記録の整備について、勤務の体制及び介護報酬の請求に関して、5年間資料を保存することとしました。

資料18ページ、第60条の19におきまして、指定地域密着型通所介護事業所に、介護保険の記録の整備について、勤務の体制及び介護報酬の請求に関して、5年間保存することとしました。

また、第60条の20の2及び20の3におきまして、共生型地域密着型通所介護の基準についてと基準の規定に関する準用について、新たに定めることとしました。

資料の21ページ、第60条の25におきまして、指定療養通所介護事業所の利用定員について、18人以下とすることとしました。

資料の23ページ、第60条の37におきまして、指定療養通所介護事業者は、介護保険の記録の整備について、勤務の体制及び介護報酬の請求に関して、5年間資料を保存することとしました。

資料の25ページ、第62条におきまして、単独型と併設型の指定認知症対応型通所介護の事業を行う者のうち、特別養護老人ホーム等の施設に介護医療院を加えることとしました。

資料の27ページ、第66条におきまして、指定地域密着型介護老人福祉施設のうち、ユニット型指定地域密着型の施設についての基準を追加し、当該施設の1日当たりの利用定員について、12人以下とすることとしました。

資料の32ページ、第80条におきまして、指定認知症対応型通所介護事業者は、介護保険の記録の整備について、勤務の体制及び介護報酬の請求に関して、5年間資料を保存することとしました。

資料の37ページ、第84条におきまして、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者につ

いて、一定の条件を満たす場合、介護予防日常生活支援総合事業の職務に従事できることとし、指定小規模多機能型居宅介護支援事業者の管理者要件に介護医療院を加えることとしました。

資料の39ページ、第85条におきまして、指定小規模多機能型居宅介護支援事業者の代表者要件に介護医療院の経験を加えることとしました。

第86条において、指定小規模多機能型居宅介護支援事業所の登録定員について、29人までとすることとし、第2項において、登録定員に応じて利用定員を最大18人までとすることができることとしました。

資料の42ページ、第104条第2項におきまして、指定小規模多機能型居宅介護支援事業所は、協力歯科医療機関との連携について、あらかじめ定めておかなければならないこととしました。

第104条3項におきまして、小規模多機能型居宅介護支援事業者は、緊急時の対応等のため、連携及び支援の体制を整える施設に介護医療院を加えることとし、資料43ページ、第108条におきまして、介護保険の記録の整備について、勤務の体制及び介護報酬の請求に関して、5年間資料を保存することとしました。

資料の46ページ、第112条第2項におきまして、共同生活住居の管理者要件に介護医療院の経験年数を加えることとし、資料の47ページ、第113条におきまして、指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表要件に介護医療院の経験を加えることとしました。

また、第118条におきまして、身体拘束等の適正化のための対応策を検討する委員会開催、定期的な研修について定めることとし、資料の48ページ、第126条におきましては、協力歯科医療機関との連携について、あらかじめ定めておかなければならないこととしました。

また、第128条におきまして、介護保険の記録の整備について、勤務の体制及び介護報酬の請求に関して、5年間資料を保存することとしました。

資料の50ページ、第131条第4項におきましては、地域密着型特定施設入居者生活介護における従事者の員数要件に介護医療院を加えることとしました。

資料の51ページ、第131条第7項におきましては、サテライト型特定施設入所者の処遇が適切に行われると認められるときには、介護医療院には介護支援専門員を置かないことができることを追加しました。

資料の54ページ、第139条におきましては、指定地域密着型特定施設入所者生活介護事業者における身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、定期的な研修について定めることとし、第148条におきまして、協力歯科医療機関との連携について、あらかじめ定めておかなければならないこととしました。

さらに、第149条におきまして、介護保険の記録の整備について、勤務の体制及び介護報酬の請求に関して、5年間保存することとしました。

資料の57ページ、第152条第4項におきまして、サテライト型居住施設に対し、支援機能を有する施設に介護医療院を加えることとし、第8項におきまして、サテライト型居住施設の本体施設に介護医療院を加え、入所者の処遇が適切に行われていると認められるときには、介護医療院には栄養士または介護支援専門員を置かないことができることを追加しました。

資料の59ページ、第154条におきましては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所申込者において、入院治療が必要な場合に、紹介する施設に介護医療院を加えることとしました。

資料の60ページ、第158条におきまして、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委

員会の開催、定期的な研修について定めることとし、資料の61ページ、第174条におきまして、協力歯科医療機関との連携について、あらかじめ定めておかなければならないこととしました。

資料の62ページ、第178条におきまして、指定地域密着型介護老人福祉施設は、介護保険の記録の整備について、勤務の体制及び介護報酬の請求に関して、5年間資料を保存することとし、資料の63ページ、第184条におきまして、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、定期的な研修について定めることとしました。

資料の68ページ、第193条第7項におきまして、指定介護小規模多機能型居宅介護事業所に併設されている場合において、職務に従事することができる施設に介護医療院を加えることとしました。

資料の71ページ、第194条第3項におきまして、管理者要件に介護医療院の経験年数を加えることとし、第195条におきまして、代表者要件に介護医療院の経験を加えることとしました。

資料の72ページ、第196条におきまして、登録定員について、29人までとすることとし、第2項において、登録定員に応じて利用定員を最大18人までとすることができることとしました。

資料78ページ、第203条におきまして、指定介護小規模多機能型居宅介護事業者は、介護保険の記録の整備について、勤務の体制及び介護報酬の請求に関して、5年間保存することとすることとしました。

資料80ページ、附則において、介護医療院等への転換について、期限を平成36年3月31日まで延期することとし、その際の従業者の員数及び設備の特例について規定することとし、この条例は公布の日から施行することとしました。

以上が第48号議案 吉田町地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての御説明でございます。

次に、第49号議案 吉田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案書は41ページから47ページまで、参考資料ナンバー4をごらんいただきたいと思ます。

本案は、地域包括ケアシステム強化のための介護保険法の一部を改正する法律に基づく介護保険法の改正により、介護医療院が新たに介護保険施設に追加されました。また、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布され、介護医療院及び身体拘束の適正化が規定され、平成30年4月1日から施行されたもので、これらの改正を受けて、新たに介護医療院が整備された際に速やかに対応できるよう、また指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の身体拘束の適正化について、基準を明確化するための一部を改正するものでございます。

参考資料により御説明申し上げます。

主な改正内容でございますが、資料の2ページ、第6条におきまして、単独型と併設型の指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業者が、当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業員の員数を定めており、単独型の指定介護予防認知症対応型通所介護の定義に介護医療院について追加することとしました。

資料の9ページ、第41条におきまして、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、介

介護保険記録について、勤務の体制及び介護報酬の請求に関して、5年間保存することとしました。

資料の13ページ、第46条第3項におきまして、介護予防指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の管理者要件に介護医療院の経験年数が加わることとし、資料の174ページ、第47条におきまして、代表者要件に介護医療院の経験が加わることとしました。

さらに、第48条におきまして、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの登録定員について、25人を超える場合の人数を別に定めることとしました。

資料の16ページ、第61条におきまして、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が連携支援の体制を整える施設として、介護医療院を追加することとしました。

資料の17ページ、第65条におきまして、介護記録について、勤務の体制及び介護報酬の請求に関して、5年間保存することとしました。

資料の19ページ、第73条におきまして、共同生活住居の管理者要件に介護医療院の経験年数が加わることとし、資料の20ページ、第74条におきまして、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者要件に介護医療院の経験が加わることとしました。

第75条におきまして、一つの事業所の共同生活住居の数について、効率的な運営に必要と認められる場合は、3とすることができるとしました。

第79条におきましては、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催、定期的な研修について定めることとし、資料の21ページ、第84条におきましては、利用者の病状の急変に備えるための協力医療機関に介護医療院を加えることとしました。

第86条におきまして、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護保険記録について、勤務の体制及び介護報酬の請求に関して、5年間保存することとしました。

資料の23ページ、附則におきまして、公布の日から施行することとしました。

以上が第49号議案 吉田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての御説明でございます。

次に、第51号議案 吉田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の52ページから55ページまでと参考資料ナンバー6をごらんいただきたいと思いません。

本案は、平成30年度介護報酬改定において、ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保のための規定を指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に位置づけたことから、当町の条例においても、一部を改正する条例についてお認めいただこうとするものでございます。

参考資料より御説明を申し上げます。

主な改正内容でございますが、資料の2ページ、第6条第2項中につきまして、利用者が指定介護予防支援事業者に対し複数の介護予防サービス事業者を紹介するように求めることを追加し、さらに第3項に指定介護予防支援事業者は、利用申込者またはその家族に対し、病院または診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所に伝えることを加えることとしました。

資料の6ページ、第30条第1項におきまして、介護保険の記録の整備について、勤務の体制及び介護報酬の請求に関して、5年間保存することとしました。

資料の8ページ、第32条第1項第9号におきまして、サービス担当者会議について、利用者及びその家族の参加を基本とすること、また資料の9ページ、同項第15号におきまして、担当職員は利用者の同意を得て主治の医師もしくは歯科医師または薬剤師に必要な情報を提供すること、資料の11ページ、第2項第23号におきまして、担当職員は介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならないこととしました。

資料の12ページ、附則におきまして、公布の日から施行することとしました。

以上が第51号議案 吉田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての御説明でございます。

続きまして、議案書の64ページ、第56号議案 平成29年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書6ページをごらんいただきたいと思います。

平成29年度吉田町介護保険事業特別会計の歳入総額19億6,917万5,657円、歳出総額19億4,478万9,279円、歳入歳出差引残額2,438万6,378円という内容をお認めいただくものがございます。

それでは、歳入から御説明申し上げますので、事項別明細書の8ページ、9ページをごらんください。

1款保険料は1号被保険者の保険料で、収入済額4億4,639万1,330円で、不納欠損額は182万8,810円、収入未済額は634万5,245円でございます。第6期介護保険事業計画では、介護保険料の基準額を4,800円としております。

2款使用料及び手数料は収入済額2万6,100円で、介護保険料の督促手数料でございます。

次に、8ページから11ページ、3款国庫支出金をごらんください。収入済額は3億6,690万1,738円で、介護給付費に対しての国庫負担金、財政調整交付金、地域支援事業に対しての国庫補助金、事務交付金でございます。

次に、10ページから13ページの4款支払基金交付金でございます。収入済額は4億4,895万7,863円で、2号被保険者の保険料でございます。

次に、12ページ、13ページの5款県支出金でございます。収入済額は2億4,904万6,060円で、県負担金及び県補助金で、介護休符費及び地域支援事業に対する法定費用負担分でございます。

次に、14ページ、15ページ、6款財産収入でございます。収入済額は25万9,460円で、介護給付費準備基金の利子でございます。

次に、14ページから17ページの7款繰入金でございます。収入済額は2億6,894万8,000円で、一般会計からの繰入金で、介護給付費及び地域支援事業に対する繰入金や一般事務費に対する繰入金、そして低所得者への保険料軽減策に対しまして、国・県からの補助金を繰り入れる低所得者保険料軽減繰入金でございます。

次に、16ページ、17ページ、8款繰越金でございます。収入済額1億8,086万7,163円で、前年度の決算による繰越金でございます。

次に、16ページから19ページの9款諸収入でございます。収入済額は777万7,943円で、雑

入、預金利子、延滞金等の収入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

20ページから25ページの1款総務費でございます。支出済額は4,238万7,711円で、介護保険事業の執行に必要な事務費でございます。1項の総務管理費のほかに、3項介護認定審査会費が主な支出となっております。

次に、24ページから29ページ、2款の保険給付費でございます。支出済額は15億7,203万180円で、1項の介護サービス等に対する介護給付費が主な支出となっております。

次に、28ページから31ページ、3款基金積立金でございます。支出済額は1億8,144万3,000円で、前年度決算による介護給付費準備基金への積立金でございます。平成29年度末現在、基金残高は3億3,053万1,296円でございます。

次に、30ページから39ページの4款地域支援事業費でございます。支出済額は8,591万8,399円で、1項介護予防生活支援サービス事業は、要介護、要支援状態になることを予防する介護予防事業、そして2項の包括的支援任意事業は、地域包括支援センター運営事業や認知症施策推進事業などの包括的支援事業、介護相談員の派遣や配食サービスなどを行う任意事業がございます。

次に、38ページから41ページ、5款の諸支出金でございます。支出済額は6,300万9,989円で、1項償還金及び還付加算金は、保険料の還付金と前年度の精算分として国・県等への返還金でございます。

2項の繰出金は、一般会計への繰出金でございます。

40ページ、41ページの6款予備費は、18万6,000円を充用させていただきました。

次に、46ページ、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額19億6,917万5,000円、歳出総額19億4,478万9,000円、歳入歳出差引残額2,438万6,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は2,438万6,000円となります。

以上が第56号議案 平成29年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

続きまして、議案書の73ページ、第62号議案 平成30年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

別冊の平成30年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の1ページをごらんください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,973万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,562万3,000円とするものでございます。

また、2項にありますとおり、款項区分の補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

引き続き、その詳細を別冊の説明書に沿って御説明申し上げます。

平成30年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書の2ページ、3ページの歳入をごらんください。

4款支払基金交付金でございます。平成29年度の介護保険給付費交付金の精算分として268万3,000円を社会保険診療報酬支払基金により交付されることから、増額計上するものでございます。

次に、7款繰入金でございます。国・県等へ返還するための不足額を介護保険給付費準備基金から1,366万円繰り入れるものでございます。

次に、8款繰越金でございます。平成29年度の歳入歳出決算に基づき、2,338万7,000円を繰越金として計上するものでございます。

次に、歳出でございます。

説明書の4ページ、5ページをごらんください。

1款総務費でございます。県の最低賃金の改正に伴い、臨時職員の賃金の単価改定分について、3万1,000円を増額するものでございます。

次に、5款諸支出金でございます。平成29年度の実績に基づき、国・県等からの交付金の返還金と一般会計からの繰入金に対して返還が生じたことから、一般会計へ繰り出すもので、合わせて3,969万9,000円を増額計上するものでございます。

以上が第62号議案 平成30年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての御説明でございます。

福祉課から5件の議案につきまして御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、こども未来課長、お願いいたします。

こども未来課長、太田順子君。

〔こども未来課長 太田順子君登壇〕

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

こども未来課からは、第50号議案 吉田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案つづり48ページから51ページ、そして参考資料ナンバー5をごらんいただきたいと思います。

本議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成30年4月27日に公布されましたことから、児童福祉法第34条の16に基づき、厚生労働省令で定める基準に従い定めた本条例の一部を改正するものでございます。

なお、今回の省令改正の内容でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準のうち、連携施設及び食事の提供に関する規定について、地域の実情を勘案して、緩和する改正を行うものでございます。

それでは、主な改正内容につきまして御説明申し上げます。

第2条につきまして、今回の改正に合わせ、本条例で定める家庭的保育事業等は町長の監督に属するものであることを、また家庭的保育事業等の施設は、保育の体制整備の状況、その他の地域の実情を勘案して、満3歳以上にも対象になることから、本条例においても明確化させていただきました。

第6条につきましては、連携施設において代替保育を提供することが困難であるとの課題を踏まえ、連携施設以外の施設においても代替保育ができるように緩和する内容を第2項及び第3項に追加させていただきました。

第16条第2項第3号につきましては、居宅で行われている家庭的保育事業は、調理施設の確保が困難等の理由で自園調理が行われていない現状であり、また家庭的保育事業では個人事業主が約8割を占め、同一または関連法人がないため、外部搬入が難しい状況であるとの全国

的な課題を踏まえ、食事の提供の特例に係る外部搬入施設を保育園、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、給食の趣旨を十分に認識している者に拡大する内容を追加させていただきました。

附則第2条第2項につきましても、同理由で家庭的保育事業の自園調理に関する規定の適用猶予期間を延長する内容を追加させていただきました。

また、今回の省令改正に合わせ、幾つかの文言修正もさせていただきました。

そして、附則につきましては、施行期日を公布の日からと規定しております。

以上がこども未来課から上程する議案の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、都市環境課長、お願いいたします。

都市環境課長、石間智三郎君。

〔都市環境課長 石間智三郎君登壇〕

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課でございます。

都市環境課からは、第47号議案の1議案について御説明申し上げます。

第47号議案 吉田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の15ページ、16ページ、参考資料ナンバー2をごらんください。

本議案は、公営住宅法の改正が行われたことに伴いまして、認知症患者等である公営住宅入居者の収入申告義務が緩和されましたことから、当町においても、認知症患者等の権利擁護の観点から、収入申告義務を緩和できる体制を整えるために、当条例の一部を改正するものでございます。

内容としましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第7次地方分権一括法の一部が平成29年7月26日に施行されたことによりまして、公営住宅法の一部が改正されましたことから、これに伴い、吉田町営住宅管理条例の規定の中で必要な改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、参考資料により御説明させていただきます。

資料の1ページ、条例第13条第1項のただし書き中、「申告のない場合」の次に「（次条第1項ただし書きに規定する場合を除く。）」を加え、第14条第1項にただし書きとして、「ただし、入居者が公営住宅法施行規則第8条各号に掲げるものに該当する場合において、収入を申告すること及び第35条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると町長が認めるときは、この限りでない。」を加え、資料の2ページ、同条第3項中、「基づき」の次に「（同項ただし書きに規定する場合にあっては、公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により）」を加え、第30条第2項中、第8条第2項の次に「（第14条第1項ただし書きに規定する場合にあっては、令第8条第3項において準用する同条第2項）」を加え、資料の3ページ、第52条第2項中、「同条第3項中第1項」とあるのは「第52条第1項」を、同条第1項ただし書き中、「第35条第1項」とあるのは、「第53条において準用する第35条第1項」に改める改正をするものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成30年10月1日から施行することとし、経過措置として、この条例による改正後の吉田町営住宅管理条例第13条第1項、第14条及び第30条第2項の規定は、平成31年度以降の年度の町営住宅の毎月の家賃について適用するものでございます。

以上、都市環境課から1議案の説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたしま

す。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、上下水道課長、お願いいたします。

上下水道課長、山脇一浩君。

〔上下水道課長 山脇一浩君登壇〕

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは、第57号議案、第58号議案、第63号議案の3議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第57号議案 平成29年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

議案つづりの66ページ、67ページと別冊決算書の吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書及び参考資料ナンバー13、主要な施策と成果に関する説明書をごらんいただきたいと思いますのですが、初めに別冊の決算書の6ページをごらんください。

歳入総額11億4,644万1,004円、歳出総額11億2,185万643円、歳入歳出差引残額2,459万361円という決算内容をお認めいただくとするものでございます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

8ページ、9ページの事項別明細書をごらんください。

初めに、1款分担金及び負担金の収入済額は1,469万1,880円で、これは公共下水道受益者負担金でございます。

次に、2款1項使用料は下水道使用料で、収入済額8,637万1,697円、不納欠損額は74万1,584円、収入未済額は358万6,080円でございます。収納率は、現年度分が98.5%、過年度分が15.6%となっております。

2項手数料は、指定工事店証交付手数料で、収入済額は5万8,000円でございます。内訳として、新規登録1件、更新16件でございます。

次に、3款国庫支出金の収入済額は1億6,720万円で、管渠の整備、浄化センターの機器更新等にかかわる社会資本整備総合交付金でございます。

事項別明細書10ページ、11ページをごらんください。

4款繰入金の収入済額は6億1,856万円で、これは職員人件費、管渠建設費、公債費などに充てるため、一般会計から繰り出したものでございます。

次に、5款繰越金の収入済額は2,803万1,280円で、これは平成28年度からの繰越金でございます。

次に、6款諸収入の収入済額は612万8,147円で、1項延滞金加算金及び過料は5,400円、2項預金利子は732円、3項雑入は612万2,015円で、雑入の主な内容は消費税還付金でございます。

事項別明細書12ページ、13ページをごらんください。

7款町債の収入済額は2億2,540万円で、管渠建設費、浄化センター建設費の起債分でございます。

以上、歳入合計、収入済額は11億4,644万1,004円でございます。

次に、歳出でございます。

事項別明細書14ページ、15ページをごらんください。

1款公共下水道事業費の支出済額は5億7,414万7,220円でございます。1目管渠建設費の

支出済額は3億708万26円でございます。概要につきましては、参考資料ナンバー13の主要な施策と成果に関する説明書の1ページから6ページとなります。この目の主な支出は、職員人件費5名分のほか、公共管渠建設費における2件の業務委託、15件の工事を初め、町単の管渠建設費、排水設備、公共ます建設費などがございます。

なお、29年度の管渠整備延長は、公共、町単合わせて1,583.97メートルでございます。

事項別明細書18ページ、19ページをごらんください。

2目環境維持管理費の支出済額は773万4,919円でございます。概要につきましては、説明書の7ページとなります。この目の主な支出は、下水道情報管理システム業務委託料やマンホールポンプの電気使用料、保守点検委託料でございます。

事項別明細書18ページから21ページをごらんください。

3目浄化センター維持管理費の支出済額は1億1,360万7,145円でございます。概要につきましては、説明書の8ページから10ページとなります。この目の主な支出は、職員人件費1名分のほか、電気使用料、機械、施設の修繕料、浄化センターの維持管理業務委託など、10件の業務委託料と検針負担金などが主なものでございます。

事項別明細書の22ページから25ページをごらんください。

4目浄化センター建設費の支出済額は1億4,572万5,120円でございます。概要につきましては、説明書11ページ、12ページとなります。この目の支出は、浄化センター長寿命化計画に伴う機械設備更新工事、電気設備更新工事（第1、第2工区）、浄化センター電気設備更新工事監理業務委託及び公共下水道固定資産評価業務委託に係る委託料でございます。

事項別明細書の24ページから25ページをごらんください。

2款公債費の支出済額は5億4,770万3,423円で、1目元金の償還元金は4億1,378万45円、2目利子の償還利子は1億3,392万3,378円でございます。

事項別明細書の26ページから27ページをごらんください。

3款予備費につきましては、支出はございません。

以上、歳出合計、支出済額は11億2,185万643円でございます。

次に、決算書の30ページをごらんください。

公共下水道事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額11億4,644万1,000円、歳出総額11億2,185万円、歳入歳出差引額は2,459万円でございます。翌年度へ繰り越しすべき財源はありませんので、実質収支額は2,459万円となります。

以上が第57号議案 平成29年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての概要でございます。

次に、議案つづり68ページ、第58号議案 平成29年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

吉田町水道事業会計決算書の1ページをごらんください。

平成29年度吉田町水道事業決算報告書は1ページから4ページまででございます。この決算報告書の金額は、消費税を含んでおります。

初めに、収益的収入及び支出の収入につきまして、第1款水道事業収益の決算額6億1,400万8,171円でございます。

その内訳としまして、第1項営業収益の決算額は5億4,670万9,442円でございます。主な

項目は、給水収益でございます。

第2項営業外収益の決算額は6,729万8,729円でございます。主な項目は、長期前受金戻入や雑収益でございます。

次に、2ページをごらんください。

支出につきましては、第1款水道事業費用の決算額は5億90万7,251円でございます。

その内訳としましては、第1項営業費用の決算額は4億1,921万1,256円でございます。

第2項営業外費用の決算額は8,169万5,995円でございます。この営業外費用の中に支払消費税1,695万4,000円が含まれております。

第3項特別損失及び第4項予備費からの支出はございません。

次に、3ページをごらんください。

資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款資本的収入の決算額は9,102万9,682円でございます。

その内訳としましては、第1項企業債の決算額は5,800万円でございます。

第2項他会計出資金の決算額は195万4,842円でございます。

第3項その他資本的収入の決算額は3,107万4,840円でございます。

次に、4ページをごらんください。

支出につきましては、第1款資本的支出の決算額は3億7,172万4,086円でございます。

その内訳としまして、第1項建設改良費の決算額は2億1,817万7,820円でございます。

第2項企業債償還金の決算額は1億5,354万6,266円でございます。

この結果、資本的収入額から資本的支出額を差し引いた不足額は2億8,069万4,404円となっております。

次に、5ページ、6ページをごらんください。

これは平成29年度吉田町水道事業損益計算書でございます。この損益計算書の金額は消費税を含んでおりません。参考資料ナンバー14の2、水道事業会計決算書3ページ以降の主要な施策と成果に関する説明書の金額は消費税を含んでおりますので、金額は一致いたしません。

それでは、営業収益の主な項目について御説明いたします。

給水収益の5億357万6,464円は水道料金でございます。その他の営業収益の175万8,700円は消火栓維持管理料などでございます。

次に、営業費用の主な項目について御説明申し上げます。

原水浄水及び配水給水費は1億1,340万1,926円でございます。

概要につきましては、参考資料ナンバー14の2、水道事業会計決算資料の3ページ、4ページとなります。この項目の主な支出は、職員人件費のほか、委託料、修繕費、動力費などでございます。

なお、委託料の主な内容として、経営戦略策定業務委託を平成29年、30年度の計画で実施をしております。

業務費は3,850万8,975円でございます。概要につきましては、決算資料の6ページとなります。この項目の主な支出は、職員人件費のほか、委託料でございます。

総係費は2,006万6,632円でございます。概要につきましては、決算資料の7ページとなります。この項目の主な支出は、職員人件費のほか、貸倒引当金繰入額でございます。

減価償却費は2億3,254万5,227円でございます。概要につきましては、決算資料の8ページ

ジとなります。この項目の主な支出は、配水管などの構築物の減価償却費でございます。

資産減耗費は582万9,259円でございます。概要につきましては、決算資料の9ページとなります。この項目の支出は、配水管の布設替工事などにより除去した資産減耗費でございます。

次に、営業外収益の主な項目について御説明申し上げます。

長期前受金戻入の5,971万805円は、建設改良事業の償却資産の取得、改良のために交付される補助金などを収益化した金額でございます。

雑収益の712万2,178円は、下水道資料提供分や欠損済水道料金などでございます。

次に、営業外費用の主な項目について御説明申し上げます。

支払利息及び企業債取扱諸費は5,576万1,060円でございます。概要につきましては、決算資料の11ページとなります。この項目の主な支出は、企業債の償還利子でございます。

繰延資産償却は896万円でございます。概要につきましては、決算資料の12ページをごらんください。この項目の支出は、平成24年度に実施した新水源調査と平成25年に実施した変更認可申請等に伴う費用を5年間で均等に償却しているものでございます。

この結果、平成29年度の純利益は9,712万7,685円となり、前年度と比較しますと117万8,996円の増額でございます。増額の主な理由は、給水収益によるものでございます。

また、その他未処分利益剰余金変動額の7,500万円は、平成26年度の地方公営企業会計制度の見直しにより、減債積立金を使用して企業債償還を行った場合や建設改良積立金を使用して建設改良を行った場合、その使用した金額に相当する額を未処分利益剰余金とすることから、減債積立金取崩金額1,000万円と建設改良積立金取崩金額6,500万円の合計金額でございます。

以上により、当年度未処分利益剰余金は1億7,645万7,241円でございます。

次に、8ページをごらんください。

これは平成29年度吉田町水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

先ほど説明いたしました平成29年度末の未処分利益剰余金1億7,645万7,241円は、平成29年度純利益9,712万7,685円、繰越利益剰余金145万7,241円、建設改良積立金の取崩金額6,500万円、減債積立金の取崩金額1,000万円の合計金額です。

議会の議決による処分数額1億7,500万円のうち資本金への繰り入れ7,500万円は、建設改良積立金の取崩金額6,500万円、減債積立金の取崩金額1,000万円の合計金額です。また、減債積立金への積み立ては3,000万円、建設改良積立金への積み立ては7,000万円であります。

町の未処分利益剰余金の処分方法の考え方は、単年度における企業債元金償還金の最大償還額の約半分、8,000万円は最低限常に減債積立金として確保しており、残りは当年度未処分利益剰余金で賄えるようにするというものです。

このような考えから、平成29年度末における減債積立金は9,000万円ありますが、3,000万円積み立てて1億2,000万円とし、建設改良積立金には7,000万円を積み立てます。処分後の繰越利益剰余金を145万7,241円にすることを本議会においてお認めいただくものでございます。

次に、決算書の9ページから13ページまでをごらんください。

これは平成29年度吉田町水道事業貸借対照表でございます。

資料の10ページをごらんください。

平成29年度末における吉田町水道事業の現金預金は、前年度より1,496万2,592円増額の5億3,563万9,285円となっております。

また、未収金は、平成27年度分332万9,126円、28年度分317万4,850円、平成29年度分841万9,927円の未収水道料金の合計金額から平成27年度分の未収水道料金を貸倒引当金として差し引いた金額1,159万4,777円となり、平成28年度より110万4,928円の減額でございます。

決算書の11ページをごらんください。

未払金は292万8,700円となっており、この金額は全て支払消費税であり、昨年度より357万1,200円の減額でございます。

以上が第58号議案 平成29年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての内容でございます。

続きまして、議案つづり74ページ、第63号議案 平成30年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊となっております平成30年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の表紙の次ページをごらんください。

第1条第1項でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億96万7,000円とするものでございます。

また、第2項にありますとおり、款項の区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、1ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

以上が今回の補正予算の概要でございますが、引き続きその詳細を別冊の説明書に沿って御説明をさせていただきます。

平成30年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書の2ページをごらんください。

歳入の4款繰入金と5款繰越金でございますが、これは平成29年度吉田町公共下水道事業特別会計決算に伴って補正するものでございまして、平成29年度決算の結果、2,459万円の繰越金が発生いたしましたことから、繰越金につきましては、当初予算で措置した500万円との差額である1,959万円を増額することとし、繰入金につきましては、増額となる繰越金から補正必要額を差し引いた2,424万円につきまして、一般会計からの繰り入れを減額補正することとしております。

次に、3ページをごらんください。

同じく歳入の7款町債でございますが、これは4ページの歳出、1款1項公共下水道事業費、4目浄化センター建設費の地方公営企業法適用にかかわる委託料に充てる公営企業会計適用債で、当初予算に380万円を増額することとしております。

続きまして、4ページの歳出について御説明申し上げます。

歳出では、1款公共下水道事業費85万円を減額することとしております。

まず、1項1目の管渠建設費についてでございますが、今年度職員の不在により職員人件費の給料及び共済費465万円を減額することとしております。

次に、4目の浄化センター建設費につきましては、現在、平成32年4月から適用する公営企業会計への移行準備の事務を行っておりますが、今年度職員不在となった部分を補うため、地方公営企業法適用化支援の委託料として380万円を計上するものでございます。

以上が第63号議案 平成30年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての内容でございます。

上下水道課からは3議案について御説明させていただきました。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（藤田和寿君） ここで暫時休憩といたします。再開を午後3時20分といたします。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時18分

○議長（藤田和寿君） 暫時休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。
ただいまの出席議員数は12名です。

◎報告第2号～報告第4号の報告

○議長（藤田和寿君） 日程第25、法令に基づく報告を行います。

第2号報告 平成29年度決算に基づく吉田町健全化判断比率の報告について、第3号報告 平成29年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について、第4号報告 平成29年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告についての3件について、町長から報告願います。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成30年第3回吉田町議会定例会における報告事項の概要につきまして御説明申し上げます。

今回の報告事項は3件でございます。

それでは、各事項の概要につきまして御説明申し上げます。

第2号報告は、平成29年度決算に基づく吉田町健全化判断比率の報告についてでございます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率につきまして、それぞれ報告するものでございます。

第3号報告は、平成29年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告についてでございます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、公共下水道事業特別会計の資金不足比率につきまして報告するものでございます。

第4号報告は、平成29年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告についてでございます。

本報告は、第3号報告と同じく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、水道事業会計の資金不足比率につきまして御報告するものでございます。

以上が報告事項の3件の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 町長からの報告が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細を順次報告願います。

初めに、企画課長、お願いいたします。

企画課長、谷澤智秀君。

〔企画課長 谷澤智秀君登壇〕

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

第2号報告といたしまして、平成29年度決算に基づく吉田町健全化判断比率につきまして御説明申し上げます。

議案書の75ページ、76ページ及び参考資料ナンバー15の平成29年度決算に基づく吉田町健全化判断比率をごらんをいただきたいと思います。

この報告は、平成29年度決算に基づく健全化判断比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて御報告させていただきます。

健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの比率がございまして、算出されました比率を指標にしまして、財政の健全性を客観的に判断するものとなっております。

当町の平成29年度決算に基づく四つの健全化判断比率は、議案書の75ページの表のとおりでございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、対象となる全ての会計におきまして実質収支が赤字でないため、いずれも比率は表示をされておりません。また、実質公債費比率につきましては10.8%、将来負担比率につきましては73.9%となっております。

なお、括弧内に表示いたしました数値は、早期健全化基準を示したものでございますが、いずれの比率も基準よりも大幅に過小な数値か、数値が表示されない結果となり、いずれの指標から見ましても、健全な状況であることをあらわしているものでございます。

それでは、詳細につきまして御報告いたします。

別冊の参考資料ナンバー15、平成29年度決算に基づく吉田町健全化判断比率をごらんいただきたいと思います。

最初に、1ページ、総括表①健全化判断比率の状況でございますが、上段には先ほどの四つの健全化判断比率を示しております。財政健全化法では、この四つの指標の値によりまして、財政が比較的健全な自治体、早期の財政健全化が必要な自治体、財政に再生が必要な自治体の三つに区分されます。その結果、早期健全化団体、財政再生団体におきましては、財政健全化計画などの策定や起債の制限など、県や国の指導が行われることとなります。

それでは、個々の比率につきまして御説明いたします。

まず初めに、実質赤字比率でございますが、対象となる会計は、2ページの一般会計等の欄にありますとおり、当町では一般会計と土地取得会計になります。この二つの会計の実質赤字額が標準財政規模に対してどの程度の割合を占めるのかを比率であらわすこととなっておりますが、いずれの会計においても赤字が出ていないため、実質収支となっている当町の場合は、計算結果が反映されないため、1ページの総括表には数値が表示されておりません。

次に、連結実質赤字比率でございますが、この対象となる会計は、2ページに示されておりますとおり、一般会計、特別会計及び公営企業会計を含め全ての会計となります。連結実質

赤字比率は、対象となる全ての会計の実質赤字額及び資金不足額等の総額が標準財政規模に対してどの程度の割合を占めるのかを比率であらわすものでございますが、いずれの会計も実質収支が赤字ではないため、計算結果が反映されず、実質赤字比率と同様に、1ページの総括表には数値が表示されておりません。

次に、実質公債費比率でございます。この比率の対象となる会計は、地方公共団体の全ての会計に加えまして、その地方公共団体が関係する一部事務組合及び広域連合の全ての会計が含まれております。この実質公債費比率は、標準財政規模に対する公債費等の負担の程度を示す指標となるものでございますが、実務上では地方債の借入を行う場合、協議の対象とするか、許可の対象とするかの判断の基準などに用いられております。

具体的には、一般会計等が負担する元利償還金と一部事務組合への負担金や公営企業の繰出金のうち、地方債の償還の財源に充てたと認められる額がどの程度標準財政規模を圧迫しているのかをあらわしたのになります。

平成29年度決算に基づく実質公債費比率は10.8%となりまして、前年度の10.1%から0.7ポイント上がっております。この要因につきましては、3ページの総括表③実質公債費比率の状況を活用しながら御説明いたします。

比率が上がった要因といたしましては、算定上分母に計算される⑫、⑬、⑭の合計額であります標準財政規模の増加以上に分子に計上されております①の一般会計等の元利償還金の額が大きく増加したことが挙げられます。

なお、実質公債費比率は、決算の数値、決められた計算方法に求めた数値、交付税算定資料からの数値をそれぞれ用いて計算いたしました単年度実質公債費比率の3カ年平均で判断することになっております。こうしたルールに基づいて算出した平成29年度決算に基づく実質公債費比率が10.8%となるものでございます。

続きまして、将来負担比率について御説明いたします。

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等の地方債残高や将来支払っていく可能性のある負担など、今後予定される財政負担の割合を指標化したものでございます。また、当町におけるこの比率の対象となる会計は、実質公債費比率と同様に、地方公共団体の全ての会計に加え、その地方公共団体が関係する一部事務組合及び広域連合の全ての会計となります。

当町の平成29年度決算に基づく将来負担比率は73.9%となり、前年度の72.3%から1.6ポイント上がっております。この要因につきましては、4ページの総括表④将来負担比率の状況を活用しながら御説明いたします。

算定上分子に計上される将来負担額の地方債残高が減少いたしましたが、将来負担額から差し引く充当可能財源等の充当可能基金、充当可能特定収入も大きく減少したため、分子全体では前年度より増加となりました。また、算定上分母に計上される標準財政規模が増加、算入公債費等の額も増加し、分母全体でも増加となっております。分子、分母ともに増加をいたしましたが、分子の増加のほうが大きかったため、前年度より比率が上昇いたしております。

ここまで四つの比率について御説明をいたしましたが、各比率から見ました当町の財政状況は、いずれも健全化であることが示されているものでございます。

以上で企画課からの第2号報告 平成29年度決算に基づく吉田町健全化判断比率についての説明を終わります。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、山脇一浩君。

〔上下水道課長 山脇一浩君登壇〕

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは、第3号報告の平成29年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告についてと第4号報告の平成29年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

議案書77ページ、78ページと参考資料ナンバー16をごらんください。

初めに、第3号報告 平成29年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成29年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に御報告させていただくものでございます。

同法第22条第2項により、平成29年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率を算定しました結果、平成29年度吉田町公共下水道事業特別会計は、実質収支は黒字となっておりますので、資金不足が生じておりません。したがって、報告書の吉田町公共下水道事業特別会計の資金不足比率欄は、数字での表示ではございません。

続きまして、第4号報告 平成29年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

議案書の79ページ、80ページと参考資料ナンバー17をごらんください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成29年度決算に基づく吉田町水道事業会計にかかわる資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に御報告申し上げます。

同法第22条第2項の規定により、平成29年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率を算定した結果、当水道事業会計の決算は黒字となっておりますので、資金不足は生じておりません。したがって、報告書の吉田町水道事業会計の資金不足比率欄は、数字での表示はございません。

以上で第3号、第4号の報告とさせていただきます。よろしく御願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 報告が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（藤田和寿君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時35分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（藤田和寿君） 改めて、おはようございます。

本日は定例会2日目でございます。

本日は8番、杉本幸正君から欠席の届けが出ております。

ただいまの出席議員数は12名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（藤田和寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第52号の詳細説明

○議長（藤田和寿君） 日程第1、第52号議案 平成29年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、第52号議案について、項目ごとの詳細説明を行います。説明は款ごとに区切って行います。

初めに、歳入の1款から10款及び20款について順次説明を願います。

なお、歳入の11款から19款までは、各課の歳出の説明にあわせて行いますので、お願いいたします。

執行部の説明は、歳入については歳入事項別明細書によりお願いします。

また、歳出の説明は主要な施策と成果に関する説明書により、項目順に各事業区分に沿ってわかりやすく簡潔に、自席でお願いいたします。一部順序が前後する場合がありますが、御了承願います。

それでは、歳入の1款から説明を求めます。

初めに、税務課長、お願いいたします。

税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

歳入1款町税の収入状況につきまして、決算書により御説明申し上げます。

決算書の12ページから15ページをごらんください。あわせて、課税状況につきましては、決算資料の主要な施策と成果に関する説明書65ページから67ページをごらんいただきたいと思います。

まず、町税全体の収入状況といたしましては、調定額55億7,702万9,296円、収入済額は54億1,617万6,315円でございます。町税全体の収納率は97.12%で、前年度と比較いたしますと0.37%の増でございます。

不納欠損額は1,290万125円、前年度と比較いたしますと40万4,597円の増でございます。

収入未済額は1億4,795万2,856円、前年度と比較いたしますと1,559万1,540円、9.53%の減でございます。

収納につきましては、各種実態調査等の強化、文書催告等の実施、早期の滞納処分等により、29年度末の未納者の数は1,907人となっております。

続きまして、税目別の収入状況について申し上げます。

個人の町民税の現年課税分につきましては、調定額15億3,638万2,990円、前年度対比で2,191万4,810円、率にして1.45%の増でございます。増額の要因といたしましては、給与所得者等の所得金額の増、及び納税義務者の増加によるもので、給与所得の金額は前年度と比較して10億7,982万1,000円、納税義務者は226人の増加でございます。収入済額は15億1,451万3,531円、収納率は98.58%でございます。

次に、滞納繰越分につきましては、調定額7,872万8,952円、収入済額は2,151万7,088円、収納率は27.33%でございます。

次に、不納欠損でございますが、768万5,524円でございます。不納欠損の理由といたしましては、時効による者が3人、2万6,511円、財産のない者が63人、263万4,630円、生活保護、生活困窮者が23人、93万106円、所在不明者が102人、334万4,570円、海外出国が9人、35万2,715円、死亡、相続人不存在による者が9人、39万6,992円でございます。

続きまして、町民税の法人の現年分について申し上げます。調定額は6億3,778万8,200円、収入済額は6億3,740万2,000円、収納率は99.94%でございます。法人税の課税状況は、法人納税義務者数は767社で、前年度と比べ5社の増でございます。税額といたしましては、9号法人、6号法人が伸びているところでございます。

滞納繰越分につきましては、調定額230万1,963円、収入済額は20万3,800円、収納率は8.85%でございます。不納欠損につきましては57万6,900円で、不納欠損の理由といたしましては、財産のない者が1件、5万円、営業不振による者が1件、5万円、法人の解散、破産による者が4件、47万6,900円でございます。

続きまして、固定資産税について申し上げます。現年分につきましては、調定額27億2,465万4,100円でございます。土地については減額となっておりますが、家屋償却資産が増加したことにより増となっております。収入済額は27億879万8,353円、収納率は99.42%でございます。滞納繰越分につきましては、調定額7,183万1,546円、収入済額は1,868万3,003円、収納率は26.01%でございます。

不納欠損額につきましては381万9,473円、欠損理由といたしましては、時効による者が3人、6万8,063円、財産のない者が2人、250万6,217円、生活保護、生活困窮による者が2人、11万4,696円、法人の解散、破産による者が2人、5万5,370円、死亡、相続人不存在による者が20人、107万5,127円でございます。

次に、固有資産所在地市町村交付金及び納付金でございますが、259万4,400円でございます。これは、固有資産に対する交付金でございます。

続きまして、軽自動車税について申し上げます。現年分につきましては、調定額8,887万9,100円でございます。軽自動車税の課税台数は1万3,780台で、前年度より82台増加しております。収入済額は8,750万9,696円、収納率は98.46%でございます。滞納繰越分につきましては、調定額409万9,106円、収入済額は120万4,617円、収納率は29.39%でございます。

次に、不納欠損額でございますが、48万267円でございます。不納欠損の理由といたしま

しては、財産のない者が23人、9万7,519円、生活保護者、生活困窮による者が8人、4万300円、所在不明者が47人、23万1,921円、海外出国が2人、1万4,400円、死亡、相続人不存在による者が18人、9万6,127円でございます。

次に、決算書事項別明細書14ページをごらんください。

たばこ税につきましては、1億8,583万7,010円でございます。売り上げ本数につきましては3,576万6,494本、4.6%の減でございます。

次に、都市計画税でございますが、現年分の調定額は2億3,766万6,200円でございます。収入済額は2億628万3,134円で、収納率につきましては99.42%でございます。滞納繰越分は調定額626万5,729円、収入済額は162万9,683円、収納率につきましては26.01%でございます。不納欠損額につきましては33万7,961円でございます。欠損理由につきましては、固定資産税と同様でございます。

以上が1款町税の収入状況でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、企画課長、お願いいたします。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

企画課からは2款から10款までと20款につきまして、歳入事項別明細書により御説明申し上げます。

それでは、お手元の決算書14ページ、15ページをごらんいただきたいと存じます。

2款の地方譲与税でございます。予算現額9,510万円に対しまして、収入済額は9,041万3,000円ございました。

なお、この地方譲与税の算定の基礎となりますのは、前年、平成28年4月1日現在におけます道路の延長と面積でございます。

まず、第1項地方揮発油譲与税でございますが、これは平成21年度の税制改正によりまして、目的税から普通税に改められ、一般財源化されたものでございます。収入済額は2,615万8,000円ございました。

次に、2項自動車重量譲与税でございます。これは自動車重量税として徴収したものを、県を通じて譲与されるものでございます。こちらも平成21年度の税制改正によりまして、一般財源化されたものでございます。収入済額は6,425万5,000円ございました。

次に、決算書14ページから17ページにかけての3款利子割交付金でございます。県民税の利子割収入のうち本来市町村分に相当する額につきまして、都道府県から市町村に交付金として交付されるものでございます。予算現額790万円に対しまして、収入済額は761万9,000円ございました。

続きまして、決算書16ページ、17ページをごらんください。

4款配当割交付金でございます。この交付金は、平成15年度の税制改正によって創設されたもので、一定の上場株式等の配当等の所得に対しまして、県民税の配当割課税として徴収し、その一部を市町村に配当割交付金として配分されるものでございます。予算現額1,930万円に対しまして、収入済額は1,899万5,000円ございました。

次に、5款株式等譲渡所得割交付金でございます。こちらも平成15年度の税制改正により創設されたものでございます。源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡に係る所得に対しまして、県民税として徴収され、その一部を市町村に配当されるものでございます。予

算現額2,420万円に対しまして、収入済額は2,219万2,000円でございます。

次に、決算書16ページから19ページにかけての6款地方消費税交付金でございます。この交付金は、地方消費税収入額のうち本来市町村分として考えられる額が交付されます。交付の基準は、国勢調査平成27年の結果による人口と、平成28年経済センサス活動調査において公表されました従業員数により案分して交付されるものでございます。予算現額5億8,920万円に対しまして、収入済額は5億8,761万5,000円でございます。

続きまして、決算書18ページ、19ページをごらんください。

7款自動車取得税交付金でございます。これは、都道府県の自動車取得税収入のうち徴収経費を差し引いた市町村分が案分により交付されるものでございます。各市町への配分基準は、道路の延長と面積により案分されます。予算現額3,500万円に対しまして、収入済額は3,366万1,000円でございます。

次に、8款地方特例交付金でございます。これは、長期にわたる景気低迷対策の一環として打ち出されました恒久減税で生じる地方減収額の一部を補填するために、平成11年度に創設された交付金でございます。平成29年度におきましては、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴います特例交付金が交付されております。予算現額2,417万円に対しまして、収入済額は予算現額と同額の2,417円でございます。

次に、9款地方交付税でございます。地方交付税は普通交付税と特別交付税とで構成されております。予算現額4億1,274万7,000円に対しまして、収入済額は4億3,389万5,000円でございます。平成29年度におきましても、当町は基準財政需要額が基準財政収入額を超えておりますことから、普通交付税が交付される団体となっております。交付税は3億1,274万7,000円の収入となりました。また、特別交付税につきましては、普通交付税に算入されない特殊事情が勘案されております。平成29年度におきましても、地震津波対策事業に要する経費につきましても特殊事情として算定されております。特別交付税は1億2,114万8,000円の収入額となりました。

次に、決算書20ページ、21ページをごらんください。

10款交通安全対策特別交付金でございます。これは、道路交通法第128条第1項の規定により納付されます反則金の収入相当額から通告書送付費支出金相当額を控除した額が交付されるものでございます。予算現額420万円に対しまして、収入済額は529万1,000円でございます。

次に、54ページ、55ページをごらんいただきたいと存じます。

20款町債でございます。予算現額12億9,619万6,000円に対しまして、収入済額は8億9,969万6,000円でございます。まず、1目農林水産債でございますが、当初予算では1億430万円を計上してございましたが、平成30年3月に2,030万円を減額補正し、予算現額を8,400万円といたしました。収入済額は5,820万円で、水産基盤整備事業に450万円、水産供給基盤機能保全事業に170万円、漁港環境整備事業に5,200万円充当いたしました。

なお、漁港環境整備事業に係ります1,900万円を平成30年度に繰り越してございます。

次に、2目土木債でございます。当初予算では2億8,580万円を計上してございましたが、平成29年9月に1,180万円、平成30年3月に1億90万円、計1億1,270万円を減額補正し、平成28年度からの繰越明許3,660万円を合わせました2億970万円の予算現額となりました。その内訳としまして、1節道路橋梁債につきましては1億750万円を収入し、吉田町内道路舗装修繕

事業に430万円、企業活動維持支援事業区域基盤整備事業に8,560万円、企業活動維持支援事業区域基盤整備事業繰越明許に1,760万円充当いたしました。

なお、企業活動維持支援事業区域基盤整備事業に係ります3,120万円を平成30年度に繰り越してございます。

次に、2節河川債につきましては2,580万円を収入し、大幡川改修事業に920万円、大幡川改修事業繰越明許に1,660万円充当いたしました。

なお、大幡川改修事業に係ります1,770万円を平成30年度に繰り越してございます。

次に、3目消防債でございます。当初予算は5,710万円を計上しておりましたが、平成30年3月に2,400万円を減額補正し、予算現額を3,310万円といたしました。収入済額の3,230万円は、消防資機材搬送車整備事業に1,010万円を、同報無線デジタル化整備事業に2,220万円を充当いたしました。

次に、4目教育債でございます。当初予算では3億4,710万円を予算計上しておりましたが、平成29年9月に1億2,020万円を減額、平成30年3月に1億910万円を増額、補正予算全体では計1,110万円の減額補正となり、平成28年度からの繰越明許2億480万円を合わせた5億4,080万円の予算現額となりました。その内訳として、1節小・中学校債につきましては1億7,800万円を収入し、自彊小学校多目的ホール改修事業に1,610万円、学校空調設備整備事業繰越明許に1億6,190万円充当いたしました。

なお、小・中学校トイレ改修事業に係る2億4,790万円を平成30年度に繰り越してございます。

次に、2節社会教育債につきましては6,930万円を収入し、総合体育館改修事業に充当いたしました。

最後に、5目臨時財政対策債でございますが、当初予算において4億1,000万円を計上いたしまして、平成29年9月に1,859万6,000円を増額補正し、予算現額を4億2,859万6,000円といたしました。収入済額も同額となっております。

以上が2款から10款までと20款の歳入についての説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 歳入の説明が終わりました。

これから歳出に入ります。

歳出の1款議会費、2款総務費の1項までの説明を求めます。

初めに、議会事務局長、お願いします。

議会事務局長、八木寿彦君。

○議会事務局長（八木寿彦君） 議会事務局でございます。

決算書58ページ、59ページの歳出事項別明細書をごらんください。また、参考資料のナンバー8、主要な施策と成果に関する説明書により説明いたしますので、1ページから2ページをあわせてごらんください。

1款1項1目、2の事業、議会運営費でございます。支出済額6,848万6,130円で、財源は全て一般財源でございます。主な支出は議員報酬、議員期末手当、議員共済費となっております。事業内容につきましては、定例会、臨時会及び各委員会など議会の運営でございます。

次に、歳出事項別明細書60ページ、61ページ、主要な施策と成果に関する説明書の3ページから5ページをごらんください。

3の事業、議会調査活動費でございます。支出済額339万2,373円で、財源は全て一般財源でございます。主な支出は費用弁償、追録代、印刷製本費、協議会などへの負担金となっております。事業の内容は事務事業の調査・研究で、委員会活動、研修への参加、議会広報紙の発行などを行っております。平成29年度は、議会だより臨時号の発行による増額はございましたが、宿泊を伴う常任委員会の所管事務調査における委員会視察はございませんでしたので、事業費全体としては平成28年度と比較し減額となっております。

以上が議会費の概要でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、総務課長、お願いいたします。

総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

2款総務費の1項総務管理費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明いたします。

なお、各款項目の1の事業、職員人件費につきましては、後ほど総括的な人件費として御説明申し上げますので、御了承ください。

それでは、決算書の63ページ、2の事業、一般行政事務費をごらんいただきたいと存じます。決算額は3,979万5,901円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の6ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほかに14款県支出金の自衛官募集事業費委託金3万6,000円でございます。行政事務の円滑かつ適正な執行を行うとともに、他の部署に属さない事業を全庁的に執行するもので、顧問弁護士の相談料や町長交際費、図書追録代、郵便料、事務機器の借上料等の経常的経費が主なものでございます。

次に、決算書65ページ、3の事業、吉田町表彰費でございます。決算額は84万6,943円でございます。概要につきましては、説明書の7ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。町の各分野における業績顕著な方、または行政に貢献していただいた方を表彰することにより、町政のさらなる発展に寄与することを目的としたものでございます。平成29年11月9日に授与式を執り行っております。主な支出といたしましては表彰状受賞者及び感謝状受賞者への記念品代で、受賞された方は表彰状、感謝状合わせて33人と1団体でございました。

次に、4の事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金総務管理費でございます。決算額は2,998万6,000円でございます。概要につきましては、説明書8ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合の事務費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。この負担金は、一般管理費としての人件費が主なものでございます。

次に、5の事業、日曜開庁事業費でございます。決算額は380万350円でございます。概要につきましては、説明書の9ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。住民の多様化する生活環境に対応するため、日曜日に役場庁舎を開庁し、住民生活に関連の深い諸証明交付事務を中心とした業務を日曜日を実施し、住民サービスの向上に努めているもので、8課85業務について実施しております。日曜開庁を円滑に実施するため、行政サポーター4人分の賃金を支出しているものでございます。

次に、決算書67ページの2款1項2目文書広報費の2の事業の広報広聴事業費をごらんい

ただきたいと存じます。決算額は1,034万3,912円でございます。概要につきましては、説明書11ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。行政のさまざまな情報を積極的に町民に提供するため、広報紙の発行やFM島田における放送番組制作委託料が主なものでございます。また、町民等の多様なニーズに沿った迅速な情報提供を行うための町の情報発信ツールであるホームページの管理運用の経費を、平成29年度からこちらに移しております。町からのお知らせやイベント情報など、各課ともホームページを有効に活用することができています。

平成29年度に特筆すべき事項といたしまして、新たな情報発信ツールとして吉田町情報発信アプリケーション、よしだポケットニュースを構築してまいりました。緊急速報や町のイベント情報など、速報性のある情報を即座に町民の皆様に提供することができました。

次に、決算書71ページの2款1項5目財産管理費の2の事業の庁舎管理費をごらんいただきたいと存じます。決算額は6,730万7,831円でございます。概要につきましては、説明書15ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。役場庁舎及び周辺の附属施設等の快適な公共施設空間の確保を図るため、維持管理を行っているものでございます。主な支出でございますが、庁舎の修繕のほか庁舎管理に必要な施設点検業務、電話料などの役務費に加え、庁舎の清掃業務、警備保障業務の委託料など、庁舎管理に係る経常的な経費でございます。

なお、庁舎の電気使用料でございますけれども、電力自由化に伴う経費削減のために、平成28年度から供給業者を選定し、削減に努めてきております。

次に、決算書73ページの3の事業、公有財産管理費でございます。決算額は2,071万9,750円でございます。概要につきましては、説明書16ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。公共施設及び町有地の適正な管理を図ることを目的に、総務課が管理しております公共施設の修繕を初め、町が所有する公共施設の損害保険料、そして土地家屋の借上料などが主な経費でございます。

次に、4の事業、公用車管理費でございます。決算額は271万7,500円でございます。概要につきましては、説明書の17ページ、18ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。公用車の適正な維持管理を図るため、総務課が管理しております車両の修繕、車検等の維持管理費と公用車のリース料を支出しております。

平成29年度に特筆すべき事項といたしましては、公用車にドライブレコーダーを取りつけてまいりました。職員の安全運転意識を高め、交通事故やトラブルが起きた際の正確な状況把握と適切な対応処理のために取りつけを行ってまいりました。

次に、5の事業、契約管理費でございます。決算額は152万3,416円でございます。概要につきましては、説明書の19ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。町が行う契約管理事務の円滑かつ適正な執行を図るため、発注工事に係る材料検査の旅費を初め、担当職員が発注予定事業の設計積算事務を進める上で資料として徴取する見積書や図面等の作成費用が主な支出となっております。

次に、決算書の83ページ、2款1項7目自治振興費の2の事業、自治振興費をごらんください。決算額は1,649万6,689円でございます。概要につきましては、説明書の39ページをごらんください。財源内訳といたしまして、一般財源のほかに19款諸収入、総務費雑入の地域コミュニティ活性化助成事業助成金の200万円でございます。自治振興費でございますが、各自

治会によります自発的、積極的なコミュニティー活動と自治意識の高揚を図ることを目的に、地域の自治組織であります自治会の正副自治会長、町内会長、隣組組長の活動に対しまして定額の補助金を交付するとともに、円滑なコミュニティー活動が図れるよう、自治会連合会に対しまして研修費やスポーツ大会等の補助金を支出しております。また、自治会役員への積極的な女性登用を図るため、女性登用補助加算金制度を創設しまして、町内に4人の町内会長が登用されております。

次に、3の事業、自治会運営費でございます。決算額は432万5,000円でございます。概要につきましては、説明書40ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。自治会運営費でございますが、自発的、積極的なコミュニティー活動と自治意識の高揚、そして地域の特色が生かされた自治会活動に資するため、各自治会の基礎数値となる世帯数に定額の補助額を乗じて得た額を運営補助金として各自治会に交付しております。

次に、4の事業、地域施設管理費でございます。決算額は465万円でございます。概要につきましては、説明書41ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかに19款諸収入、総務費雑入の公共施設ユニバーサルデザイン化及び省エネルギー・新エネルギー機器導入事業助成金の200万円でございます。地域施設管理費でございますが、町が所有する会館の指定管理委託料や各自治会が所有するコミュニティー施設に対する補助で、コミュニティー活動の拠点施設に対して管理運営に係る補助金を交付しております。

平成29年度に特筆すべき事項といたしましては、北区自彊館の照明設備のLED化に対して、大規模地区集会所省エネルギー・新エネルギー機器導入補助金として200万円の補助金を交付しております。地球環境に配慮した町づくりを推進するため、県の補助金を活用して交付しております。

次に、5の事業、町内会運営費でございます。決算額は380万円でございます。概要につきましては、説明書の42ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。町内会運営費につきましては、各自治会の下部組織になります町内会の活動に対しまして、1町内会当たり20万円の補助金を交付することによりまして、円滑な町内会の運営に資するものでございます。

次に、6の事業、町内会活動費でございます。決算額は833万3,000円でございます。概要につきましては、説明書の43ページ、44ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか15款利子及び配当金収入の1,005円でございます。各町内会活動の活性化を図るため、交通安全、防災会、社会福祉、環境美化、青少年育成の五つの分野につきまして、コミュニティー活動費補助金として4自治会に交付し、積極的なコミュニティー活動の推進と自治意識の高揚を図ろうとするものでございます。

次に、決算書89ページの2款1項10目人事管理費の2の事業、職員福利厚生費をごらんください。決算額は344万5,942円でございます。概要につきましては、説明書の51ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。職員福利厚生費は、職員の健康づくりの推進や心身のリフレッシュを図るためのもので、血液、血圧検査や胃部、胸部のレントゲン検査など健康診断委託料が主な支出でございます。また、職員の心身のケアを図るため、産業医による健康相談を実施し、働きやすい職場環境を整え、職員の健康管理に努めております。

次に、3の事業、臨時職員対策事業費でございます。決算額は5,587万8,155円でございます。概要につきましては、説明書の52ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でござ

ございます。この臨時職員対策事業費は、多様化する行政需要に対応するため、臨時職員を含めた効率的な行政執務体制を整備するとともに、緊急時に臨時職員を雇い、事業の執行に支障が生じる不測の事態に対応するために、臨時職員に係る必要な雇用保険、社会保険料、健康診断委託料、公務災害負担金など人件費に係る経費が主なものでございます。

次に、4の事業、職員研修事業費でございます。決算額は493万1,388円でございます。概要につきましては、説明書の53ページ、54ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか13款国庫支出金の子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費の10万5,000円と、19款諸収入、総務雑入の研修事業助成金の3万7,350円でございます。職員の資質向上と政策形成及び組織運営を担うことができる人材の育成のための研修を行うもので、主なものといたしましては報償費の講師謝礼金、そして研修へ参加するための特別旅費及び研修参加のための負担金でございます。

昨年度は役場全体の信用を失墜させてしまうようなことが起こり、職員全員が信頼回復のための意識を持って業務に当たらなければなりません。昨年度は全職員対象に、外部講師をお招きして職階別に公務員倫理研修を実施いたしました。職階ごとに分かれて研修することで、それぞれに求められる公務員としての役割や責任を再認識するとともに、組織づくりについて研修を行いました。

次に、91ページの5の事業の人事管理費でございます。決算額は878万5,367円でございます。概要につきましては、説明書の55ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。人事管理費は、必要な人材を確保しながら定員管理を適正に実施していくため、職員採用に係る経費を初め適正な人事管理を行うための給与、人事システムの委託料などが主な経費でございます。

次に、91ページの2款1項11目の事務改善対策費、2の事業、情報化推進費をごらんください。決算額は4,646万4,389円でございます。概要につきましては、説明書の56ページ、57ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。情報化推進費は、行政事務の効率化や行政サービスの一層の向上を図り、行政事務のICT化を推進するため、庁舎内のパソコン及び総合行政システム等の借り上げを初め、自治体間のネットワークシステムであるLGWANの業務委託料、各システムの維持管理料などが主な経費でございます。

次に、3の事業、情報公開制度推進費をごらんください。決算額は400万1,612円でございます。概要につきましては、説明書の58ページ、59ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。町政の透明性の向上及び公平性を確保するとともに、町が保有する個人情報に適正に保護され、適正な事務を執行することを目的に、吉田町情報公開条例及び吉田町個人情報保護条例に基づく開示請求に係る事務に必要な経費を初め、例規集の電算化サポート処理、文書目録管理システムの委託料などが主な経費でございます。

次に、1款から10款までの各項目の1の事業、職員人件費でございます。決算書の319ページからの節別支出額明細書をごらんいただきたいと思います。

1款から10款までの各項目の1の事業であります職員人件費につきまして、この節別支出額明細書で御説明をいたしたいと思っております。この節別支出額明細書では、1款議会費から10款教育費までの各項目に対する節ごとの支出金額が掲載されております。このうち職員人件費に当たる節は、2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費となります。

節別支出額明細書の最終ページであります339ページをごらんいただきたいと存じます。節別の歳出の合計になっております。

まず、2節の給料でございますけれども、町長、副町長、教育長及び一般職職員の合計223人分の給料として7億3,567万3,008円を支出しております。

次に、3節の職員手当等でございますけれども、期末手当、勤勉手当や時間外手当、勤務手当、扶養手当などの手当として5億8,864万3,444円を支出しております。この職員手当の中には議会議員の期末手当も含まれております。

次に、4節の共済費でございますが、2億9,801万4,304円を支出しております。この共済費の合計額の中には、職員共済費のほかに議会議員共済費、臨時職員の社会保険料等も含まれております。

以上が2款1項の総務管理費及び各款項目に係る1の事業であります人件費の説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、企画課長、お願いいたします。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

2款総務費の1項総務管理費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書の67ページ、6の事業、行財政構造改革推進事業費をごらんいただきたいと存じます。決算額は4万2,732円でございます。概要につきましては、説明書10ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。歳出は9節の旅費と11節の需用費で、事務費だけでございます。この事業は、行政改革や吉田町づくりステップアップ行政評価に係る事業を推進するものでございまして、全庁的に対応すべき新たな行政課題の検討や総合計画の進捗状況の確認を初め、総合戦略の評価等の行政評価につきまして、行財政構造改革推進本部会議を開催して行っているもので、経常的経費が主なものでございます。平成29年度は、町づくりステップアップ行政評価のほか、まち・ひと・しごと総合戦略の評価改定、男女共同参画プランの評価、吉田町都市計画マスタープラン中間変更業務を本会議で行っております。

続きまして、決算書の67ページから69ページの2款1項3目、財政管理費、2の事業、財政管理費をごらんいただきたいと存じます。決算額は500万6,591円でございます。概要につきましては、説明書13ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。この事業は、予算編成事務、交付税算定、起債管理、決算統計、その他財政の健全化への取り組みを行っている事業でございます。町の財政運営状況に関しまして常に明確化する必要がありますことから、説明書に記載しましたとおり、町の広報紙、ホームページ等で広く公表するとともに、各地区で開催されます町政報告会におきましても御報告をさせていただいております。

平成29年度に特筆すべき事項といたしましては、統一的な基準による財務書類を作成するため、新地方公会計業務電算委託料222万4,800円を支出し、平成28年度決算の統一的な基準による財務書類を作成し、議会に御報告させていただくとともに、町ホームページで公表させていただきました。

次に、決算書75ページの2款1項6目企画費、2の事業、企画調査費をごらんいただきたいと存じます。決算額は85万3,904円でございます。概要につきましては、説明書の20ページ

をごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。この事業は、企画調査事務全般につきまして、他の事業に含まれない企画調査事務経費を支出しているところでございます。平成27年度に吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第5次吉田町総合計画が策定されまして、平成29年度が事業執行の2年目に当たる年となります。計画の進捗状況を外部評価する総合計画等審議会等の開催経費が含まれているものでございます。

次に、決算書77ページ、3の事業、国際交流推進費をごらんいただきたいと存じます。決算額は140万3,120円でございます。概要につきましては、説明書21ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。この事業は、吉田町国際交流協会に対する補助金が主なもので、国際交流協会では町の補助金を活用しまして外国人のための日本語勉強会、地域住民に対する外国語教室、児童・生徒の国際感覚を養成するための小・中学生海外短期派遣事業、地域住民と外国人の相互理解を深めるための異文化交流会などの事業を行っております。

次に、決算書77ページ、4の事業、地域交流費をごらんいただきたいと存じます。決算額は367万8,084円でございます。概要につきましては、説明書22ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか諸収入の地域づくり推進事業助成金113万5,958円でございます。この事業は、福岡県八女市との都市間交流事業を初め町内で開催されます大規模イベントの開催を促進し、交流人口の拡大を図り、もって当町のにぎわいの創出と、あわせて町の活性化を図ろうとするものでございます。特に交流人口の拡大と町のにぎわい創出を目的としました吉田カムカム補助金の支出対象事業であります音楽イベントの「頂」、吉田公園クラフトフェア、吉田公園のチューリップまつりは毎年継続して実施されてきており、町内を初め町内外に認知度も高まってきておりまして、各種事業を通じまして毎年14万人を超える集客があり、にぎわいが創出されております。

次に、決算書77ページ、5の事業、男女共同参画推進費をごらんいただきたいと存じます。決算額は40万1,035円でございます。概要につきましては、説明書23ページ、24ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。この事業は、男女共同参画意識の普及啓発を推進するための事業費でございます。

平成29年度に特筆すべき事項といたしましては、前年度に名称変更いたしました「よしだ未来フォーラム」におきまして、幅広い年代が参加しやすいように、2月10日に開催された第2回よしだ未来フォーラムでは、前年度に大好評だった講師を引き続きお招きし、講演会のテーマも続編として「子どもは地域のたからもの！～みんなで子育て楽しみましょう～」としましたことから、女性団体の皆様を初め、引き続き子育て世代の方々にも多数御参加いただきました。また、平成29年度には、当事業の予算ではございませんが、男女共同参画意識の醸成を吉田町役場としても積極的に推進するため、平成29年6月1日に県内の町レベルで初めて静岡県男女共同参画社会づくり宣言事業所に登録をいたしております。

次に、決算書77ページ、6の事業、国土利用計画事業費をごらんいただきたいと存じます。決算額は1,000円でございます。概要につきましては、説明書25ページをごらんください。この事業は、国土利用計画吉田町計画に関する事業費でございますが、平成27年度に第3次吉田町国土利用計画を策定しておりますので、平成29年度では国土利用計画策定に係る事業費はございませんが、開発行為や土地利用に関しまして研修会が開催されることもあるため、旅費のみを計上していたものでございますが、平成29年度におきましては土地利用の協議の件で1件、旅費を支出したものでございます。

次に、決算書77ページから79ページの7の事業、生活交通確保対策費をごらんいただきたいと存じます。決算額は1,834万4,981円でございます。概要につきましては、説明書26ページ、27ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか5市2町連携中枢都市圏構想事業負担金でございます。この事業は、地域住民の交通の利便性を確保することを目的としておりまして、島田静波線と藤枝相良線の二つの国庫補助対象路線を維持するために必要な経費を関係市町と協議して交付することが主なものとなります。平成29年度には藤枝相良線、島田静波線の島田駅行きと島田市民病院行きの2路線3系統に関し、吉田町地域間幹線系統維持費補助金として、しずてつジャストラインに対しまして582万3,121円を支出しております。

また、平成29年度において特筆すべき事項といたしましては、平成29年度から新たにしずてつ中部連携中枢都市圏事業が始まり、当町では都市間交通の利便性の向上を図るためしずてつジャストラインに補助金を支出し、特急静岡相良線を主とする吉田町役場前の上下線のバス停留所にそれぞれ上屋を設置するとともに、バスの到着時刻がリアルタイムに表示されるバスロケーションシステムを上り線の吉田町役場バス停留所に設置いたしました。これによりまして生活公共交通のバス停留所の環境が改善され、利用者の利便性は大いに向上しております。

次に、決算書79ページ、8の事業、住民参画推進費をごらんいただきたいと存じます。決算額は4,240円でございます。概要につきましては、説明書28ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。この事業は、町民、事業者、行政の協働により住民参画型の町づくりを推進するための取り組みを行っておりまして、主な支出は、職員が会議に出席したことによる旅費のみとなっております。

次に、決算書79ページ、9の事業、ユニバーサルデザイン推進費をごらんいただきたいと存じます。決算額はゼロでございます。概要につきましては、説明書29ページをごらんください。この事業は、予算執行はございませんでしたが、誰もが利用しやすく生活しやすい環境づくりを推進するとともに、広報よしだなどを通じてユニバーサルデザインの考え方の普及のための取り組みを行っております。内部的な事務といたしましては、公益財団法人静岡県市町村振興協会の公共施設ユニバーサルデザイン化及び省エネルギー・新エネルギー機器導入助成事業助成金の活用を促し、住吉コミュニティ防災センターのトイレの改修をしたほか、広報よしだ3月号に取り組みを紹介いたしております。

次に、決算書79ページ、10の事業、コミュニティ施設整備事業費をごらんいただきたいと思っております。決算額はゼロでございます。概要につきましては、説明書30ページをごらんください。この事業は、コミュニティにおける住民の主体的な活動を支援することにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を図る取り組みを行っているものでございます。

平成29年度は該当事業がございませんでしたが、各自治会へ行きまして次年度に向けた要望調査等を実施しております。

次に、決算書79ページ、11の事業、大井川流域 s m i l e ネット事業費をごらんいただきたいと存じます。決算額は279万8,280円でございます。概要につきましては、説明書31ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。この事業は、FM島田の受信エリア内におけます防災・災害支援情報ネットワークと大井川流域の地域間交流、それから富士山静岡空港の利活用促進を図るための情報ネットワークを構築して、FM島田の受信エリア拡大に向けた基盤整備を行うとともに、情報ネットワーク運営の協働の輪を広げる

ことを目的にスタートしたものでございます。毎月、FM島田の「よしだ smile ラジオ」という放送番組で、町内で開催されますさまざまなイベントや行政情報等を放送し、町内外に広く情報を発信しております。

次に、決算書79ページ、12の事業、大井川流域交流費をごらんいただきたいと存じます。決算額は65万3,620円でございます。概要につきましては、説明書32ページ、33ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。この事業は、大井川流域の市町が連携し、さまざまな交流を図るとともに、流域全体の振興と発展を図ることを目的としておりまして、会議出席の旅費のほか大井川長島ダム流域連携協議会、大井川の清流を守る研究協議会、大井川流域振興連絡会に係る経費として、それぞれ負担金等を支出しております。

次に、決算書79ページ、13の事業、吉田町総合計画策定事業費でございます。決算額はゼロでございます。概要につきましては、説明書34ページをごらんください。

この事業は、吉田町の町政運営の基本的かつ総合的な指針となります吉田町総合計画の策定に関する事業費になりますが、当町では平成27年度に、平成28年度を始期としました第5次吉田町総合計画前期基本計画を策定したところとございまして、平成29年度は連絡調整のための旅費のみを計上しておりましたが、支出はございませんでした。

次に、決算書79ページ、14の事業、シーガーデンシティ構想推進事業費でございます。決算額は50万9,370円でございます。概要につきましては、説明書35ページ、36ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほかふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。この事業は、平成28年度までは内陸フロンティア推進事業費でございましたが、当町が進めるシーガーデンシティ構想は県の「『内陸のフロンティア』を拓く取組」を包含しておりますことから、平成29年度からは事業名を変更しているものでございます。この事業では、国の総合特区制度の指定を受けました静岡県「『内陸のフロンティア』を拓く取組」となる川尻区内で展開します企業活動維持支援事業と、北区内で展開します物資供給拠点確保事業の2事業を包含しましたシーガーデンシティ構想を推進するための総合的な企画、調整及び推進に関する事務を行っております。

平成29年度に特筆すべき事項といたしましては、他課の関連事業にもなりますが、北区内で展開しております物資供給拠点確保事業区域内に新たに2社が立地しております。にぎわい創出の一助となるほか、災害支援協定を締結しておりますので、災害時の支援体制のさらなる強化が図られております。また、シーガーデンシティ構想を進める上で町の玄関口となります東名吉田インターチェンジ周辺につきまして、次年度以降に当地区の可能性調査を実施することといたしましたことから、吉田インターチェンジ周辺のイメージパースを作成し、次年度に実施する可能性調査への備えを行っております。

なお、平成29年度の予算執行率は低い状況でございますが、これは防潮堤のかさ上げ事業に関しまして国に新たな動きが見られ、平成30年度に新たにシーガーデンシティ構想推進委員会等を設置する方針が固まりましたことから、構想に係る業務を次年度へ移行し、次年度に向けた準備を行うこととしたため、執行率が低くなっているものでございます。

次に、決算書81ページから83ページ、15の事業、シティプロモーション事業費をごらんいただきたいと存じます。決算額は4億4,833万3,522円でございます。概要につきましては、説明書37ページ、38ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか国庫

支出金の結婚新生活支援事業費補助金、県支出金のふじのくに少子化突破戦略応援費補助金、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金、諸収入の地域づくり推進事業費助成金でございます。この事業は、これまで町づくり賑わい創出事業で行ってございました事業をさらに拡充するとともに、平成28年6月に新たに開始しましたふるさと納税の返礼品事業を含むもので、さまざまなツールを活用し、町の魅力や特徴ある施策を効果的に発信し、移住定住者や交流人口の増加を図り、町の新たなにぎわいを創出しようとする事業でございます。

この事業では、大きく八つの事業を実施しております。吉田町PR部長よし吉を活用したPR事業、ふるさと納税事業、移住定住促進事業、町のシティプロモーション映像事業、シティプロモーションイベント事業、一般社団法人吉田町まちづくり公社負担金事業、川根本町・吉田町地域イノベーション推進事業実行委員会負担金事業、吉田町賑わい創出事業と多くの事業を展開しております。

29年度に特筆すべき事項といたしましては、主に二つございます。一つ目といたしましては、町の移住定住を強化するため、若年世帯を中心としました支援業務を実施しております。若年世帯に吉田町に定住してもらおうと、国・県の事業と連携し新婚生活応援補助金制度を創設し、8件の申請者に対しまして239万3,333円を交付するとともに、平成29年10月からは県のふじのくに少子化突破戦略応援事業費補助金を活用し、若年世帯住宅取得応援補助金制度を創設し、78件の申請者に対しまして2,340万円を交付いたしました。これらの事業によりまして、これまで新築住宅等を建てるときに近隣市への流出を防ぐとともに、他の子育て施策と組み合わせ吉田町の子育てしやすい町づくりに寄与したものと考えております。

二つ目は、平成29年度に川根本町と吉田町が共同して、地域課題解決や地域資源の有効活用に取り組むことを目的として設置されました川根本町・吉田町地域イノベーション推進事業実行委員会に対しまして負担金を支出しております。実行委員会では、両市町からの負担金を活用し、地域資源や地域資源の活性化を目的に、創業支援講座コミュニティーカレッジを開催するとともに、両町に立地する企業を対象に働き方改革、女性活躍等に向けたセミナー等を開催しております。コミュニティーカレッジには、半年間の講座に新たに起業に向けました29名の方が御参加されております。また、働き方改革シンポジウム及び女性活躍応援シンポジウムへは企業関係者の皆様を初め合計で214名の方が御参加され、情報の共有化と意識啓発が実施されております。

次に、決算書95ページの2款1項12目空港対策費、2の事業、空港活用推進費をごらんいただきたいと思います。決算額は95万2,320円でございます。概要につきましては、説明書の60ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。空港対策と空港の利活用の両面について、空港周辺市町や他の関係団体と連携しながら事業を進めるとともに、吉田町空港対策協議会とも連携して事業を進めているものでございます。

以上が2款1項の総務管理費に係る企画課関連の事業の説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、会計管理者兼会計課長、お願いします。

会計管理者兼会計課長、中村真也君。

○会計管理者兼会計課長（中村真也君） 会計課でございます。

2款総務費、1項総務管理費、4目会計管理費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明いたします。

決算書の68ページ、69ページをごらんください。

2款1項4目、2の事業、出納管理事務費でございます。決算額は179万4,990円でございます。概要につきましては、説明書の14ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。この事業は、公金の収納及び支払い事務を円滑、適正に執行するための事務費でございます。主な支出は、12節役務費の指定金融機関派出手数料でございます。

以上が会計課に係る支出でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、防災課長兼防災監、お願いします。

防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

防災課関係の事業につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明いたします。

決算書の84ページ、85ページ、2款1項8目防犯対策費の2の事業、防犯対策推進費をごらんください。決算額は967万8,873円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の45ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。防犯活動の支援や犯罪の起こりにくい環境を整備することにより、犯罪のない健全で明るい町を形成することを目的としているものでございます。主な支出としましては、防犯町づくり推進協議会を年2回開催したことによります委員報酬、各自治会が行う防犯灯の新設、修繕、移設に係る整備委託料、LED防犯灯の借上料でございます。

次に、決算書84ページから87ページにかけて、2款1項9目交通安全対策費、2の事業、交通安全推進費をごらんください。決算額は577万7,796円でございます。概要につきましては、説明書の46ページ、47ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。地域住民の交通安全思想の高揚、交通安全マナーの改善を図るとともに、交通安全施設を充実させ、交通事故のない、安全で安心な町づくりを展開するものでございます。主な支出でございますが、カーブミラーの修繕料、カーブミラーの新設設置工事、各交通安全団体への負担金及び補助金の支出でございます。

次に、決算書の87ページ、3の事業、交通指導員活動費でございます。決算額は551万5,423円でございます。概要につきましては、説明書の48ページ、49ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。地域住民の交通安全思想の高揚や交通安全マナーの改善を図ることを目的としておりまして、主に交通安全活動や交通事故防止を推進するための交通指導員の活動費でございます。主な支出としましては、交通指導員の報酬、出勤手当及び交通指導員の活動のための被服費、研修費、研修会補助金でございます。

以上が防災課関係事業の説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、建設課長、お願いします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

建設課からは2款総務費、1項9目交通安全対策費のうち4の事業、交通安全施設整備費につきまして御説明をいたします。

それでは、決算書の89ページをごらんください。

2款1項9目、4の事業、交通安全施設整備費になります。決算額は496万8,000円でございます。概要につきましては、説明書の50ページをごらんください。財源は全て一般財源でござ

ございます。区画線8,463メートル、転落防止柵90メートルなどの安全対策を実施したものでございます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） ここで暫時休憩といたします。再開を10時半とします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時29分

○議長（藤田和寿君） 暫時休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は12名です。

次に、2款総務費、2項から6項、12款公債費、13款諸支出金及び14款予備費の説明を求めます。

初めに、税務課長、お願いします。

税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

2款総務費、2項町税費につきまして、決算書及び主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書の95ページをごらんいただきたいと思っております。

1目税務総務費、2の事業、税務総務費をごらんください。決算額は7,225万7,446円でございます。概要につきましては、説明書の61ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。この事業は、税務事務の効率化を図ることを目的とし、歳出といたしましては臨時職員賃金、公用車2台の管理費、各種協議会等への負担金、過年度の還付金等が主なものでございます。

次に、決算書97ページをごらんください。2の事業、賦課徴収費でございます。決算額は4,117万9,020円でございます。概要につきましては、説明書62ページから68ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。この事業は、課税を適正に行うこと及び収納率の向上を図ることを目的としたものでございます。主な歳出でございますが、徴収指導員の顧問料、課税徴収に係る業務のための委託料、滞納整理機構負担金等が主なものでございます。平成29年度の事業といたしましては、平成29年10月から導入された税証明のコンビニ交付の手数料460円、及び平成30年度から導入されました町税のコンビニ収納に係るシステム改修のための手数料10万8,000円、委託料237万6,000円を支出しております。

以上が当課にかかります歳出でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費につきまして、決算書及び決算参考資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書の101ページ、2の事業、戸籍住民基本台帳事務費をごらんください。決算額は3,796万1,041円でございます。概要につきましては、説明書の69ページをごらんください。財

源内訳といたしましては、一般財源のほか個人番号カード交付事務費等の国庫支出金355万9,000円と、人口動態調査費委託金等の県支出金114万3,000円でございます。戸籍法や住民基本台帳法等に基づき、各種届出書の受理及び各種証明書の交付事務を行っております。主な支出といたしましては、臨時職員への賃金や電算処理委託料、総合証明自動交付機等の事務機の借上料などがございます。

また、平成29年10月1日から各種証明書のコンビニ交付が開始されたことに伴い、地方公共団体情報システム機構に支払います交付事務費に係る負担金やサービス使用料等が新たに計上され、支出しております。平成29年10月1日の開始から平成30年3月31日までの半年間で、町民課関係の証明書は66件の利用がございました。

次に、決算書の103ページ、2の事業、戸籍住民基本台帳事務費繰越明許をごらんください。決算額は227万3,000円でございます。概要につきましては、説明書の73ページをごらんください。財源内訳といたしましては、国庫支出金215万4,000円、その他の前年度繰越金11万9,000円でございます。個人番号カードの発行に係る事業を地方公共団体情報システム機構に委任し、支払いをしたものでございます。

以上が町民課に係ります事業の決算内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、総務課長、お願いします。

総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

2款総務費の4項の選挙費と13款1項の普通財産取得費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明いたします。

決算書の105ページの2款4項1目選挙管理委員会費の2の事業、選挙管理費をごらんいただきたいと存じます。決算額50万2,376円でございます。概要につきましては、説明書の74ページをごらんください。財源内訳といたしまして、一般財源のほか14款県支出金の在外選挙事務委託金の1,284円と、静岡海区漁業調整委員会委員補欠選挙費の3万500円でございます。選挙の適正な執行に資するため、公職選挙法に基づく定期的な選挙管理委員会の開催に係る経費及び適正な選挙人名簿の管理に資する電算委託料などの経費が主なものでございます。

次に、決算書107ページの2款4項2目明るい選挙推進費の2の事業、明るい選挙推進費をごらんください。決算額は8万7,840円でございます。概要につきましては、説明書の75ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。選挙に対する意識の向上を図るとともに、きれいな選挙が行われるよう選挙啓発を行うための経費でございます。

次に、決算書の107ページの2款4項3目県知事選挙費の2の事業、県知事選挙費をごらんください。決算額は701万6,460円でございます。概要につきましては、説明書の76ページをごらんください。財源内訳といたしまして、14款県支出金の県知事選挙費701万6,460円でございます。平成29年6月25日執行の静岡県知事選挙でございますが、こちらに係る人件費や事務費が主なものでございます。選挙の投票率は52.38%、開票の所要時間は1時間5分ございました。適正かつ迅速な選挙事務が執行できました。

次に、決算書の109ページの2款4項4目衆議院議員選挙費の2の事業、衆議院議員選挙費をごらんください。決算額は805万1,610円でございます。概要につきましては、説明書の77ページをごらんください。財源内訳といたしましては、14款県支出金の衆議院議員選挙費805

万1,610円でございます。平成29年10月22日執行の衆議院議員選挙に係る経費でございます。人件費や事務費が主なものでございます。選挙の投票率は57.0%、開票の所要時間は2時間55分でございます。適正に選挙事務が執行されております。

続きまして、311ページの13款1項1目普通財産取得費の2の事業、普通財産取得費をごらんください。決算額はゼロ円でございます。平成29年度におきまして、土地取得事業特別会計からの土地の買い戻し実績がございませんでした。

以上が総務課からの2款4項の選挙費と13款1項の普通財産取得費の説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、企画課長、お願いします。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

2款5項統計調査費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

初めに、決算書の111ページの2款5項1目の2の事業、統計一般事務費をごらんいただきたいと存じます。決算額は19万2,440円でございます。概要につきましては、説明書78ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか県支出金の県単独統計調査費委託金3万2,000円と統計調査員確保対策費委託金の1万4,000円でございます。この事業は、統計に係る事務的なものが主で、町の統計要覧の発行が主なものでございます。

次に、決算書111ページから113ページ、2の事業、諸統計調査費をごらんいただきたいと存じます。決算額は72万7,000円でございます。概要につきましては、説明書79ページをごらんください。財源内訳といたしましては、県支出金の経済センサス調査区管理費委託金5,000円、工業統計調査費委託金32万6,000円、就業構造基本調査費委託金26万9,000円、住宅・土地統計調査費単位区設定委託金12万7,000円で、全て特定財源でございます。この事業は、国・県関連の統計に係る事務費、活動費などの事業費が主なものでございます。

平成29年度に特筆すべき事項といたしましては、経済産業省の所管する工業統計調査と総務省所管の就業構造基本調査を実施しております。また、平成30年度には住宅・土地統計調査が予定されておきまして、その準備事務を一部行っております。

次に、決算書309ページ、12款1項1目の2の事業、公債費元金をごらんいただきたいと存じます。決算額は10億497万5,412円でございます。概要につきましては、説明書の326ページ、27ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。起債償還元金でございますが、借入れ先ごとの償還額及び借入れ残高につきましては説明書の327ページのとおりでございます。また、それぞれの推移につきましても、通常分と津波防災対策分とそれぞれ分類して集計しております。

なお、総計といたしましては、平成28年度末の現在高は113億7,957万円、平成29年度の償還元金額は10億497万5,000円、平成29年度借入金額は8億9,969万6,000円、平成29年度末現在高は112億267万8,000円でございます。

次に、決算書309ページ、12款1項2目、2の事業、公債費利子をごらんいただきたいと存じます。決算額は9,885万1,474円でございます。概要につきましては、説明書328ページ、329ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。起債償還利子につきましては、説明書の329ページに借入れ先ごとの償還利子額の一覧表を、元金に係る通常分と

津波防災分とそれぞれ分類して掲載しております。平成29年度は、償還利子額は9,885万1,000円、184本の起債についての利子を償還しております。

次に、決算書309ページ、12款1項3目の2の事業、公債諸費をごらんいただきたいと存じます。決算額はゼロでございます。この地方債の発行や発行後における償還事務の債務管理に要する経費、金融機関に対する元利支払い事務手数料などが計上されるものですが、予算執行及び事業そのものの執行がありませんでした。したがって、説明書は作成しておりませんので、御了承いただきたいと存じます。

次に、決算書311ページ、13款2項1目、2の事業、財政調整基金費をごらんいただきたいと存じます。決算額は3億864万3,000円でございます。概要につきましては、説明書330ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか財産収入の財政調整基金343万4,187円でございます。基金の財源は、財政調整基金の基金利子343万4,187円を含めまして、一般財源を加えまして基金に積んでおります。平成29年度末の基金残高は16億1,106万9,000円となっております。

次に、決算書311ページ、3の事業、減債基金費をごらんいただきたいと存じます。決算額は1,773円でございます。概要につきましては、説明書331ページをごらんください。財源内訳といたしましては、財産収入の減債基金1,773円の基金利子収入で、全て特定財源でございます。この基金は、公債費対策のため、公債費の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられた基金でございます。説明書331ページの下の表にございますとおり、取り崩し額はゼロ、積み立て額は2,000円となりますので、平成29年度末の基金残高は3,069万9,000円となっております。

次に、決算書311ページ、4の事業、環境保全基金費をごらんいただきたいと存じます。決算額は669円でございます。概要につきましては、説明書332ページをごらんください。財源内訳といたしましては、財産収入の環境保全基金669円の基金利子収入でございまして、全て特定財源でございます。この基金は、地方自治法第241条に規定された目的基金でございます。環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として設けられた基金でございます。説明書の332ページの下の表にありますとおり、取り崩し額はゼロ、積み立て額は1,000円となりますので、平成29年度末の基金残高は597万2,000円となっております。

次に、決算書311ページから313ページ、5の事業、小・中学校建設基金費をごらんいただきたいと存じます。決算額は16万6,635円でございます。概要につきましては、説明書333ページをごらんください。財源内訳といたしましては、財産収入、小・中学校建設基金16万6,635円の基金利子収入で、全て特定財源でございます。この基金は、地方自治法第241条に規定された目的基金でございまして、吉田町立小・中学校建設資金積み立てのために設けられた基金でございます。説明書の333ページの下の表にありますとおり、取り崩し額はゼロ、積み立て額は16万7,000円でございますので、平成29年度末の基金残高は1億8,988万円となっております。

次に、決算書313ページ、6の事業、教育振興基金費をごらんいただきたいと存じます。決算額は65万5,739円でございます。概要につきましては、説明書の334ページをごらんください。財源内訳といたしましては、財産収入の教育振興基金5,739円の基金利子収入と諸収入、貸付金元金収入の現年度分65万円で、全て特定財源でございます。この基金も、地方自治法第

241条に規定された目的基金で、吉田町の教育の振興を図るため設けられた基金でございます。説明書の334ページの下の方にありますとおり、取り崩し額が120万円、積み立て額が65万6,000円でございますので、平成29年度末の基金残高は6,247万4,000円となっております。

次に、決算書313ページ、7の事業、ふるさとよしだ寄附金基金費をごらんいただきたいと存じます。決算額は1億4,211万9,000円でございます。概要につきましては、説明書335ページをごらんください。財源内訳といたしましては、ふるさとよしだ寄附金基金3万円と、寄附金のふるさとよしだ寄附金の指定寄附1億4,208万9,000円で、全て特定財源でございます。

この基金は、地方自治法第241条に規定された目的基金で、ふるさと納税制度によりまして吉田町を応援するために寄せられました寄附金を適正に管理し、寄附者の意向に沿った施策に要する経費の財源に充てるため、平成28年9月、新たに設けられた基金でございます。説明書335ページの下の方にありますとおり、取り崩し額は1億2,181万3,000円、積み立て額が1億4,211万9,000円でございますので、平成29年度末の基金残高は2億973万7,000円となっております。

次に、決算書313ページ、14款1項1目、2の事業、予備費をごらんいただきたいと存じます。予備費につきましては、当初予算で2,000万円を措置いたしました。612万5,000円充用いたしましたので、予算現額の1,387万5,000円はそのまま不用額となっております。

なお、充用先につきましては、説明書336ページに記載してあるとおりでございます。

以上が企画課からの2款5項統計調査費、12款公債費、13款諸支出金及び14款予備費の説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、議会事務局長、お願いします。

議会事務局長、八木寿彦君。

○議会事務局長（八木寿彦君） 議会事務局でございます。

決算書112ページ、113ページの歳出事項別明細書をごらんください。また、主要な施策と成果に関する説明書の80ページ、81ページをあわせてごらんください。

2款6項1目、2の事業、監査委員費でございます。支出済額109万4,506円で、財源は全て一般財源でございます。主な支出は監査委員報酬となっております。本年度の吉田町監査委員監査基準ののっとり、公正で能率的な監査を行いました。

以上、監査委員費の概要でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 次に、3款民生費の説明を求めます。

初めに、福祉課長、お願いします。

福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

福祉課からは、3款民生費のうち1項1目社会福祉総務費、4目老人福祉対策費、5目心身障害者福祉費、6目人権地域改善費、7目介護保険費、そして3項1目生活保護費、4項1目災害救助費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書の114ページ、115ページをごらんください。3款1項1目、2の事業、福祉総務費をごらんください。決算額は958万3,052円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の82ページをごらんください。財源は、一般財源のほかに国庫支出金の生活困窮者就労準備支援事業費補助金でございます。社会福祉事業に係る庶務的な事業で、公用

車の車検に係る経費と臨時福祉給付金国庫補助金の返還が主なものでございます。

次に、決算書の116ページ、117ページ、3の事業、民生・児童委員活動費でございます。決算額は633万9,500円でございます。概要につきましては、説明書の83ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかに県支出金の民生委員協議会費と、民生委員法に基づく事務の権限移譲事務交付金でございます。この事業は、民生委員・児童委員の活動に係る事業で、50人の民生委員・児童委員と3人の主任児童委員を合わせて53人の活動費です。

4の事業、戦没者追悼事業費でございます。決算額は53万4,970円でございます。概要につきましては、説明書の84ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。平成29年度は10月6日に学習ホールにて戦没者追悼式を実施し、約150人の方に参加していただきました。追悼式に係る記念品と祭壇設営に係る委託料が主なものでございます。

次に、5の事業、社会福祉協議会補助金でございます。決算額は3,534万5,523円でございます。概要につきましては、説明書の85ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。地域福祉の核となる社会福祉協議会の組織と活動の充実を図るため、事務局人件費のほか相談事業、民生・児童委員活動事業、福祉団体に対する助成事業などがございます。

次に、6の事業、福祉介護手当支給事業でございます。決算額は188万円でございます。概要につきましては、説明書の86ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかに15款財産収入の利子及び配当金収入にあります地域福祉基金の1,701円でございます。この事業は、常時介護が必要な方を3カ月以上在宅で介護している介護者に対し、月額1万円を支給しているもので、介護者の心身及び経済的負担の軽減を図っております。平成29年度は延べ188人分の家族の方に支給をしております。

次に、7の事業、地域福祉計画策定事業費でございます。決算額は201万6,800円でございます。概要につきましては、説明書の87ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。吉田町総合計画を上位計画とする地域福祉計画策定のため、3回の策定委員会委員報酬と策定業務委託料でございます。

次に、10の事業、臨時福祉給付金給付事業費国補正分繰越明許でございます。決算額は1,713万2,661円でございます。概要につきましては、説明書の88ページをごらんください。財源は全て国庫支出金でございます。

次に、決算書の122ページ、123ページ、3款1項4目老人福祉費、2の事業、老人福祉対策費でございます。決算額は106万8,698円でございます。概要につきましては、説明書の93ページ、94ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかに19款諸収入のワンコインサービス事業本人負担分でございます。高齢者福祉事業の経常的な経費のほかに、介護保険の対象にならない給付対象外の在宅福祉事業であります高齢者移動支援事業や日常生活用具（給付・貸与）事業、ワンコインサービス事業委託がございます。

次に、3の事業、敬老事業費でございます。決算額は333万318円でございます。概要につきましては、説明書の95ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。平成29年度は9月14日に町内在住の77歳及び80歳以上の高齢者2,563人が対象の記念品贈呈を行い、92.16%の配布実績でした。長寿者へのお祝いとして、最高齢者105歳の女性の方と100歳の女性の方にお祝い訪問をし、また、米寿の方へは誕生日月に記念品として写真等を贈らせていただきました。

次に、4の事業、社会福祉施設管理事業費でございます。決算額は5,921万6,042円ござい

います。概要につきましては、説明書の96ページから98ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかに健康福祉センターの使用料、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金、諸収入として健康福祉センターにおける公衆電話使用料、自動販売機電気料、携帯電話無線基地局設備電気料でございます。当課が所管する施設の指定管理委託料、相寿園管理組合負担金が主なものでございます。

次に、決算書124、125ページをごらんください。5の事業、老人保護措置費でございます。決算額は519万3,768円でございます。概要につきましては、説明書の99ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかに老人施設入所者負担金でございます。この事業は、環境上の理由や経済的理由、家族からの虐待などで65歳以上の高齢者が在宅での生活が困難になった場合に養護老人ホームへ措置するもので、2人の方が入所されております。

次に、6の事業、高齢者社会参加推進事業費でございます。決算額は1,010万9,620円でございます。概要につきましては、説明書の100ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかに県支出金の老人クラブ活動費補助金でございます。町さわやかクラブへの活動費補助金やシルバー人材センター運営費補助金などがございます。高齢者の社会参加と健康維持が図られるよう、さわやかクラブの活動支援を行っております。また、高齢者の就労機会の増大と生きがいの充実を図るためのシルバー人材センターへの支援を行っております。

次に、決算書の126ページ、127ページ、7の事業、高齢者保健福祉計画介護保険事業計画策定事業費でございます。決算額は219万900円でございます。概要につきましては、説明書の101ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。平成30年度を初年度とする第8次吉田町高齢者保健福祉計画第7期吉田町介護保険事業計画を策定するに当たり、策定委員会を3回実施し、作成しました。

次に、8の事業、高齢者見守り体制整備事業費でございます。決算額は69万192円でございます。概要につきましては、説明書の102ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。高齢者が地域社会から孤立することなく住みなれた地域で暮らし続けていけるよう、行政、地域、民間企業などが協力して高齢者を見守り支援する高齢者見守りネットワークでございますが、平成29年度、ネットワーク協力事業所は44事業所となりました。平成29年11月17日の高齢者見守りネットワーク連絡会において、協力事業所から地域における見守り活動報告を、ファシリテーターの清水先生より他市町の成功事例を紹介していただきました。また、システムのバージョンアップの実施をしております。

次に、9の事業、ひとり暮らし高齢者等対策事業費でございます。決算額は64万7,135円でございます。概要につきましては、説明書の103ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかに緊急システム利用料でございます。ひとり暮らし高齢者に対する安否確認の手だてとして行っております緊急通報システムが主な事業となっております。

次に、3款1項5目心身障害者福祉費、2の事業、心身障害者福祉費でございます。決算額は180万9,600円でございます。概要につきましては、説明書の104ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかに国庫支出金の社会保障・税番号制度に係るシステム整備費と諸収入の心身扶養共済保険料でございます。身体、知的、精神の3障害の相談員への報償金と心身障害者扶養共済納付金に加え、社会保障・税番号制度に係るシステム改修委託料を加えた事業費でございます。

次に、決算書の128、129ページ、3の事業、心身障害者更生援護費でございます。決算額

は4,489万8,199円でございます。概要につきましては、説明書の105ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかに県支出金の重度障害者医療費助成事業費でございます。重度障害者医療費助成が主な事業となっております。身体障害者手帳の1級、2級及び3級の内部障害、療育手帳Aの所持者を対象とした医療費給付事業で、重度障害者の経済的負担の軽減が図られております。

次に、4の事業、心身障害者施設等負担金でございます。決算額は1,806万9,210円でございます。概要につきましては、説明書の106ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。障害児の自立のために必要な訓練や指導を受ける施設への負担金で、島田市にあります駿遠学園には3人の入所者がおり、牧之原市のつくしの家には定期利用者が12人、週に一、二回の利用者が7人通所しており、自立に向けた訓練を受けております。

次に、5の事業、心身障害者自立支援事業費でございます。決算額は4億8,325万3,870円でございます。概要につきましては、説明書の107ページ、108ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかに国庫支出金及び県支出金で、障害者・児への自立支援事業に対する負担金、地域自殺対策緊急強化基金事業費補助金でございます。身体・知的障害者・児の自立と社会参加を促進するための事業で、主に扶助費でございます。障害者の日中活動を支援する生活介護や、障害者の自立や就労への支援を行う就労支援などのサービスがあります。また、障害児へのサービスとしては、放課後デイサービスや児童発達支援があります。

次に、決算書の131ページ、6の事業、障害者自立支援施設管理事業費でございます。決算額は360万1,578円でございます。概要につきましては、説明書の109ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。吉田町総合障害者自立支援施設あつまりーナの指定管理者への管理委託料が主なものでございます。

次に、決算書132、133ページ、7の事業、地域生活支援事業費でございます。決算額は2,637万4,319円でございます。概要につきましては、説明書の110ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかに国庫支出金及び県支出金、そして諸収入の訪問入浴サービス利用料でございます。地域生活支援事業は、障害のある方が自立した日常生活や社会生活が送れるよう支援するための事業で、手話通訳や要約筆記者派遣事業、訪問入浴サービス、相談支援事業、日中活動の場として提供する地域活動支援センターや日中一時支援事業、移動支援事業、紙おむつやストーマ装具を支給する日常生活用具給付事業などがございます。

次に、6目人権地域改善費、2の事業、人権地域改善費でございます。決算額は37万6,520円でございます。概要につきましては、説明書の111ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかに県支出金の人権問題啓発事業費でございます。人権地域改善費は、差別のない社会の実現を目指し人権啓発活動を行っており、昨年度は人権啓発として人権教育講演会やリーフレットの全戸配布を行っております。

次に、決算書の134ページ、135ページ、3の事業、神戸西会館運営費でございます。決算額は443万6,709円でございます。概要につきましては、説明書の112ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかに神戸西会館使用料、県支出金の神戸西会館運営費補助金でございます。神戸西会館運営費は、差別のない社会を実現するための拠点として設置している神戸西会館の管理運営に係る費用、そして指導員報酬等を主とした事業でございます。また、地域との交流を図るため、ヨガ、健康体操、生け花など教養講座や会館祭りを開催し、地域交流活動を広めております。会館の管理につきましては、非常口ドア等の修繕を行っております。

次に、決算書の136、137ページ、7目介護保険費、2の事業、介護保険会計繰出金でございます。決算額は2億6,894万8,000円でございます。概要につきましては、説明書の113ページ、114ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかに国庫支出金の低所得者保険料軽減国庫負担金及び社会保障・税番号制度に係るシステム整備費、そして県支出金の低所得者保険料軽減県負担金でございます。

介護保険会計繰出金は、介護給付費繰出金、地域支援事業繰出金、事務費繰出金があり、介護給付費繰出金は保険給付費の12.5%を一般会計から繰り出し、地域支援事業繰出金は介護予防事業が12.5%、地域包括的任意事業は19.75%の割合で繰り出しを行っております。事務費繰出金は、介護保険事業に関する事務費については町の一般財源で補うこととされていることから、介護保険事業会計の1款総務費の予算現額から国庫支出金を差し引いた額を繰出金としております。

次に、3の事業、低所得者利用者負担額軽減措置事業費でございます。決算額は39万7,194円でございます。概要につきましては、説明書の115ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。社会福祉法人が低所得者で特に生計が困難である者に対し、利用者負担の軽減を行った場合に、町から法人に対して補助を行っております事業であります。平成29年度の軽減対象者は6人でした。また、平成28年度分の精算として県に返還したものでございます。

次に、決算書の160、161ページ、3款3項1目生活保護費、2の事業、生活保護事業費でございます。決算額は300円でございます。概要につきましては、説明書の135ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。行旅人への旅費の支払いでございます。

次に、決算書の162、163ページ、3款4項1目災害救助費、2の事業、災害救助費につきましては、執行がございませんでした。

以上、福祉課から一般会計決算の説明を申し上げます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

3款民生費、1項社会福祉費につきまして、決算書及び決算参考資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書の118ページ、119ページ、2目国民年金事務費の2の事業、国民年金事務費をごらんください。決算額は143万368円でございます。概要につきましては、説明書の89ページ、90ページをごらんください。財源は全て国庫支出金でございます。国民年金の事務は国の法定受託事務であり、町では国民年金の資格に関する届け出や保険料の免除申請などの手続を行っております。主な支出といたしましては、電算処理委託料や需用費等の経常経費でございます。

次に、決算書の120ページ、121ページ、3目国民健康保険費の2の事業、国民健康保険事業会計繰出金をごらんください。決算額は1億4,803万5,919円でございます。概要につきましては、説明書の91ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか国庫支出金の2,526万2,000円、県支出金の7,125万9,000円でございます。主な支出といたしましては、低所得者の軽減対策としての保険基盤安定繰出金でございます。このうち保険料の軽減分を補填する国保税軽減分は県が4分の3、町が4分の1を負担し、国保税負担を緩和するため

の保険者支援分は国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を負担するものでございます。

以上が町民課に係ります事業の決算内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、こども未来課長、お願いします。

こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

3款民生費に係るこども未来課関係の事業を決算書及び決算参考資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

初めに、2項1目児童福祉総務費でございます。決算書の138、139ページ、2の事業、児童福祉費をごらんください。決算額は1,106万9,497円でございます。概要につきましては、説明書の116ページをごらんいただきたいと思います。財源内訳といたしましては、国庫支出金は74万4,000円、県支出金が283万2,000円、ふるさとよしだ寄附金繰入金のその他が398万円、そして残りが一般財源でございます。この事業は、子供たちの成長、子育ての喜びを地域全体で実感できる町づくりを進めるための事業で、主な支出は7節臨時職員賃金及び20節の扶助費で支出しました吉田町出産祝金などでございます。

次に、決算書138から141ページの3の事業、児童虐待防止事業費でございます。決算額は311万4,042円でございます。概要につきましては、説明書117ページをごらんください。財源は、国庫支出金が103万5,000円、県支出金が103万5,000円、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金のその他が98万3,000円、そして残りが一般財源でございます。この事業は、健全育成上の指導、見守りを行い、子供の安全を確保する事業で、主な支出は7節家庭相談員の賃金でございます。

次に、決算書140から141ページ、説明書118ページ、4の事業、ひとり親家庭対策事業費をごらんください。決算額は622万6,183円でございます。財源は県支出金が300万5,000円、残りが一般財源でございます。この事業は、ひとり親家庭の経済的な自立と生活の安定を図るための事業で、主な支出としましては、扶助費の母子家庭等医療費、ひとり親家庭就学支援事業費でございます。

次に、決算書140ページから143ページ、説明書119ページの5の事業、子供発達支援事業費をごらんください。決算額は2,100万216円でございます。財源は、子供発達事業所利用者負担金や国保連から収入されます児童発達支援事業収入などで全て賄われております。この事業は、児童の発達に応じた少人数の保育サービスを提供し、児童の自立、対人関係、コミュニケーションを改善するためのもので、主な支出としましては臨時職員賃金、保育に係る需用費、そして心理士、児童相談員の派遣委託料でございます。

次に、決算書142ページ、143ページ、説明書は121ページ、6の事業、子供医療費助成事業費をごらんください。決算額は1億2,263万6,248円でございます。財源は、県支出金が2,834万8,000円、その他が209万8,000円、そして残りが一般財源でございます。この事業は、15歳までの子を持つ保護者の経済的負担の軽減を図り、適正な治療を受けさせるための事業で、主な支出としましては通信運搬費等の役務費、そして扶助費でございます。

続きまして、2目児童措置費でございます。

決算書142ページから145ページ、説明書は122ページ、2の事業、児童手当費をごらんください。決算額は5億2,793万4,700円でございます。財源は、国庫支出金が3億6,700万2,000

円、県支出金が8,038万9,000円、その他が1,000円、残りが一般財源でございます。この事業は、子供の健やかな育成を社会全体で応援するために、中学校を終了するまでの子供を育てる保護者に児童手当を支給するもので、主な支出は扶助費でございます。

次に、3目保育所費でございます。

決算書144ページから149ページ、説明書123、124、2の事業、保育園管理費をごらんください。決算額は1億9,413万5,753円でございます。財源は、国庫支出金が2,219万8,000円、県支出金が1,542万7,000円、利用者からいただきました利用料等のその他が2,481万8,000円、そして残りが一般財源でございます。この事業は、共働き家庭等の支援としての保育サービス、子育て支援を行うための費用で、主な支出は賃金、委託料、扶助費でございます。

次に、決算書148ページから155ページ、説明書125ページから128ページは各園の運営費でございます。説明書125ページをごらんください。3の事業、さくら保育園運営費の決算額は1,461万1,034円でございます。財源は、国庫支出金が5,000円、保育所保護者負担金等のその他が610万7,000円、そして残りが一般財源でございます。

説明書126ページ、4の事業、すみれ保育園管理運営費の決算額は2,336万3,865円でございます。財源は、保育所保護者負担金等のその他が685万5,000円、そして残りが一般財源でございます。

説明書127ページ、5の事業、さゆり保育園運営費は、決算額が1,884万2,477円でございます。財源は、保育所保護者負担金等のその他が656万6,000円、そして残りが一般財源でございます。

説明書128ページの6の事業、わかば保育園運営費の決算額は2,046万6,257円でございます。財源は、国庫支出金が3,000円、保育所保護者負担金等のその他が638万7,000円、そして残りが一般財源でございます。

続きまして、4目児童館費でございます。

決算書154ページから157ページ、説明書129ページ、2の事業、児童館運営費をごらんください。決算額は775万5,325円でございます。財源は、材料費徴収金のその他が6万7,000円、そして残りが一般財源でございます。この事業は、児童に健全な遊びを与え、心身ともに健やかな育成を促すための費用で、主な支出は児童厚生員の賃金と需用費でございます。

次に、決算書156ページから159ページ、説明書130ページ、131ページの3の事業、放課後児童健全育成事業費でございます。決算額は4,260万3,542円でございます。財源は、国庫支出金が813万4,000円、県支出金が813万4,000円、放課後児童クラブ徴収金等のその他が1,810万2,000円、そして残りが一般財源でございます。この事業は、共働き家庭において子供の居場所を提供し、子育てしやすい環境の整備を図るための費用で、主な支出はクラブ運営のための賃金、需用費でございます。

次に、決算書158ページから161ページ、説明書132ページ、4の事業、地域子育て支援拠点事業費をごらんください。決算額は325万4,722円でございます。財源は、国庫支出金が108万1,000円、県支出金が108万1,000円、その他が9,000円、そして残りが一般財源でございます。この事業は、子育てに関する不安を解消し、子育て世代の交流の場を提供するための費用で、主な支出は運営のための賃金や需用費でございます。

次に、決算書160、161ページ、説明書133ページの5の事業、子ども会育成連合会助成事業費をごらんください。決算額は40万円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は、

児童に健全な遊びを与えること、地域ぐるみで子育て支援を行うために町から子ども会育成連合会へ補助金を支給しているものでございます。

最後に、5目児童厚生施設整備費でございます。

決算書160、161ページ、説明書134ページの2の事業、児童厚生施設整備費をごらんください。決算額は35万2,514円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は、地域における健全な遊びの場の提供と環境整備を図るための費用でございます。

以上でこども未来課からの説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（藤田和寿君） ここで暫時休憩とします。自席でしばらくお待ちください。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時40分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、4款衛生費の説明を求めます。

初めに、健康づくり課長、お願いします。

健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費の1目から8目でございます13事業につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書の165から167ページの1目保健衛生総務費、2の事業、保健衛生管理費をごらんください。決算額は732万945円でございます。概要につきましては、説明書の137ページ、138ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。保健衛生管理費は、健康づくり課が行う保健衛生事業及び保健センター施設の総務管理費用で、主な支出は臨時職員の賃金、電算システムの使用料や保守料としての電算処理業務委託料でございます。

次に、決算書の167ページ、3の事業、救急医療対策事業費をごらんください。決算額は645万8,940円でございます。概要につきましては、説明書の139ページと140ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。この事業は、地域の救急医療機関を確保し、その管理運営が円滑に行われ、町民の皆様が安心して救急医療を受けることができるように、また町民の皆様が救急医療に対する理解を深めていただくための啓発等を行う事業でございます。

支出は全て負担金でございます。まず、志太榛原の4市2町が夜間の1次救急体制として整備しております志太榛原地域救急医療センター運営費負担金、次に志太榛原地域救急医療センターを運営している公益社団法人志太榛原地域救急医療対策協会の運営と実施する事業への負担金、次に榛原医師会への休日の当番医の救急医療業務に対する負担金の救急医療協力促進事業費負担金、次に2次救急医療を輪番制で実施している焼津、藤枝、島田、榛原の各総合病院に対する救急医療施設運営費負担金でございます。

次に、決算書の167ページ、4の事業、榛原病院負担金をごらんください。決算額は3億8,698万1,000円でございます。概要につきましては、説明書の141ページと142ページをごらん

ください。財源内訳は全て一般財源でございます。この事業は、町民が地域において質の高い医療を受けることができるように、榛原総合病院組合の経営の健全化を図るための町からの病院組合に対する負担金で、平成29年度の吉田町の負担割合は32.795%でございます。

次に、決算書の167ページ、6の事業、災害時医療救護対策事業費をごらんください。決算額は32万7,920円でございます。概要につきましては、説明書の145ページと146ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか県支出金15万1,000円とその他4万8,000円でございます。この事業は、大規模地震等の災害時に備え、医療救護体制の整備を図ることを目的とするもので、救護所運営に必要な物品や医療救護活動に使用する防災備品を購入するとともに、医薬品の供給等についての杏林堂との協定の締結、医療救護訓練の実施等、実施しております。

次に、決算書の167ページ、7の事業、地域医療対策事業費をごらんください。決算額は4万9,623円でございます。概要につきましては、説明書の147ページと148ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。この事業は、身近な地域で安心して医療が受けられるように、開業医、病院、行政、地域が連携し、安心して生活するための地域医療体制を整備していくことを目的とした事業でございます。吉田町と牧之原市の住民有志で構成する「地域医療を支える はいなんの会」の活動を支援しており、平成29年度は地域医療月間のイベントとして、「地域医療を支える はいなんの会」が主催し、牧之原市と吉田町が共催で地域医療講演会を当町の学習ホールで開催いたしました。「地域に必要な医療をみんなで育む一住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために一」というテーマの講演に合わせ、会の代表者から会の目的や活動内容もお知らせし、地域医療についての啓発活動を行う機会となり、158名の方に御参加いただきました。

次に、決算書の169ページ、2目予防費、2の事業、感染症予防費でございます。決算額は8,065万5,192円でございます。概要につきましては、説明書の149ページから151ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。この事業は、伝染のおそれのある疾病の蔓延を予防するための知識の普及と各種予防接種事業を実施しており、主な支出は医療機関等で実施する個別接種に係る予防接種委託料でございます。

次に、決算書の177から179ページ、5目母子保健衛生費、2の事業、母子保健衛生費をごらんください。決算額は5,755万8,494円でございます。概要につきましては、説明書の164ページから166ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか国庫支出金86万1,755円、県支出金65万3,378円、その他のふるさとよしだ寄附金基金繰入金等2,365万2,389円でございます。

この事業は、妊産婦や乳幼児に対する母子保健事業各種助成事業を実施しており、主な支出は乳幼児・妊婦健診委託料、不妊治療費、妊娠出産等応援パッケージ助成でございます。平成29年度は不妊治療費助成事業のうち特定不妊治療費助成の件数が50件と、前年度の29件より大幅に増えております。新規事業の妊娠出産等応援パッケージ助成は198人の方に助成をし、また、電子親子手帳アプリ「よしにこダイアリー」の29年度末の登録者数は251人でございます。3歳児健診の視力検査の精度を上げるために携帯型視機能スクリーニング検査機器を購入し、本年4月から機器による検査を導入した健診を本格実施できるよう、試行等の準備をいたしました。

次に、決算書の179ページ、3の事業、妊娠・出産包括支援事業費をごらんください。決

算額は183万4,714円でございます。概要につきましては、説明書の167ページと168ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか国庫支出金137万9,000円、県支出金41万3,000円、その他1万4,800円でございます。この事業は、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うための拠点である子育て世代包括支援センター事業等に関するものでございます。主な支出は看護師等謝礼金で、母子保健コーディネーターの謝礼金で、支援が必要な妊産婦に対し早期に支援を実施しております。

次に、決算書の179から181ページ、6目健康づくり事業費、2の事業、健康づくり事業費をごらんください。決算額は182万8,987円でございます。概要につきましては、説明書の169ページと170ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか、その他のふるさとよしだ寄附金基金繰入金93万7,659円でございます。この事業は、生涯を通じた健康づくりを推進するための講座、会議、地区組織育成等の事業を実施しております。主な支出は保健協力員謝礼金等の報償費と、ウオーキングイベント委託料でございます。平成29年度のウオーキングイベントは、201人の参加がございました。

次に、決算書の181ページ、3の事業、ダンス健康づくり事業費をごらんください。決算額は353万4,480円でございます。概要につきましては、説明書の171ページをごらんください。財源内訳としましては、全て一般財源でございます。予算は全て19節負担金、補助及び交付金で、ダンス健康づくり事業費補助金として実績に基づき交付をいたしました。平成26年度から任意団体健康づくりダンス推進会として活動を開始し、4年目の活動となり、より活発にダンス練習会、吉中1年生の体育の授業でのダンス指導、笑っしょいよしだフェスティバルの開催等を行っております。

次に、決算書の181ページ、4の事業、健康体操運営費をごらんください。決算額は267万2,091円でございます。概要につきましては、説明書の172ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほかその他108万350円でございます。この事業は、町民の皆様の運動習慣の定着を図ることを目的とした、総合体育館を会場として実施する健康体力づくり事業でございますが、平成29年度は総合体育館の改修工事に伴い実施会場の変更や教室の回数等を一部変更し、規模を縮小して実施した関係で、前年度より減額となっております。主な支出は7節の賃金と8節の報償費の講師謝礼金でございます。

次に、決算書の181ページ、5の事業、食育推進事業費をごらんください。決算額は158万322円でございます。概要につきましては、説明書の173ページと174ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか、その他のふるさとよしだ寄附金基金繰入金等60万9,920円でございます。食と健康に関する知識を学び、意識を高める教室の開催、地域の組織育成等を通じて食育推進を図る事業となります。主な支出は食育セミナー等の講師謝礼金と、健康づくり食生活推進協議会の設立40周年を記念し作成したレシピ集の印刷製本費でございます。食育セミナーは3回開催し、延べ243人の参加がありました。

最後に、決算書の183から185ページの8目、2の事業、健康増進事業費をごらんください。決算額は2,895万2,376円でございます。概要につきましては、説明書の178ページから180ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか国庫支出金74万3,000円と県支出金202万7,000円、その他のふるさとよしだ寄附金基金繰入金61万5,600円でございます。生活習慣病予防を積極的に推進するため、成人対象の個別健康相談、各種健康教育、各種がん検診、骨粗しょう症予防検診、歯周病検診、肝炎ウイルス検診等を実施いたしました。主な支

出は各種検診等の委託料でございます。前年度に引き続き、複数のがん検診の同時実施及び無料クーポン配布等、がん検診推進事業を実施いたしました。平成28年度から実施しております地区健康度アップ事業は、平成29年度につきましては町内5町内会に出向き、合計で139人の方に参加いただきました。

以上が健康づくり課の説明でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（藤田和寿君） ここで暫時休憩とします。再開を午後1時とします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 零時57分

○議長（藤田和寿君） 暫時休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は12名です。

続きまして、都市環境課長、お願いいたします。

都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課でございます。

都市環境課からは、4款衛生費、1項保健衛生費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書の167ページをごらんください。1目保健衛生総務費、5事業の吉田町牧之原市広域施設組合負担金火葬場費は、決算額1,435万3,000円でございます。概要につきましては、説明書の143ページ、144ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合火葬場の維持管理に係る経費を牧之原市と吉田町それぞれで負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。

次に、決算書の169ページをごらんください。3目環境衛生費、2事業の環境衛生推進事業費は、決算額465万5,137円でございます。概要につきましては、説明書の152ページ、153ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか清掃許可等手数料、犬の登録手数料、狂犬病注射済票交付手数料の合計114万1,100円でございます。狂犬病予防法に基づく犬の登録や予防注射に関する事務、このほか動物関係の事務や一般廃棄物処理に関する事務などを行っております。主な支出といたしましては、燃料費や注射済票交付手数料、死亡猫等の死体収集運搬委託料、飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金などでございます。

次に、決算書の171ページをごらんください。3目、3事業、ごみ減量リサイクル推進事業費は、決算額959万8,181円でございます。概要につきましては、説明書の154ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。この事業は、ごみの減量化や廃棄物の削減を図っております。主な支出でございますが、生ごみ処理機設置者に対しまして2万円を補助する生ごみ処理機設置費補助金や、平成28年度よりごみ減量、経費削減、循環型社会の促進に向け、剪定枝等チップ堆肥化事業を吉田町シルバー人材センターに委託しております。また、平成29年度につきましては、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理基本計画を策定いたしました。

次に、決算書の173ページをごらんください。3目、5事業、地球温暖化防止対策事業費は、決算額194万1,000円でございます。概要につきましては、説明書の156ページをごらんく

ださい。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。この事業は、省エネ意識の啓発と環境負荷の少ないエネルギーの導入を推進し、CO₂の削減を図るものでございます。主な支出でございますが、住宅用の太陽光発電システムの設置に対しまして2万円、蓄電池システムの設置者に対しまして10万円を補助する地球温暖化防止対策事業費補助金でございます。

次に、決算書の同じく173ページをごらんください。3目、6事業、環境教育推進事業費は、決算額33万9,209円でございます。概要につきましては、説明書の157ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。この事業では、環境に対する関心と理解を深めるために環境体験学習教室の開催や啓発事業を実施いたしました。主な支出といたしましては、講師謝礼金や啓発物品代、エコチャレンジキッズ事業費負担金などがございます。

次に、決算書の同じく173ページをごらんください。3目、7事業、環境保全費は、決算額2,249万5,329円でございます。概要につきましては、説明書の158ページ、159ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。この事業は、環境の保全を図るため、公園や河川等の公共用地の除草や低木の剪定、害虫駆除、不法投棄の回収等の作業が主なものでございます。主な支出といたしましては、環境整備に係る臨時職員の賃金、作業に係る消耗品代や修繕費、使用車両の借上料と樹木管理業務を吉田町シルバー人材センターに委託する業務委託料などがございます。

次に、決算書の175ページをごらんください。3目、8事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金し尿処理費は、決算額1億428万4,000円でございます。概要につきましては、説明書の160ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合し尿処理施設の維持管理に係る経費を牧之原市と吉田町それぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。

次に、決算書の同じく175ページをごらんください。3目、9事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金ごみ処理費は、決算額4億904万6,000円でございます。概要につきましては、説明書の161ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合ごみ処理施設の維持管理に係る経費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。

次に、同じく175ページをごらんください。4目公害対策費、2事業の公害対策費は、決算額441万1,200円でございます。概要につきましては、説明書の162ページ、163ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか県支出金30万9,132円でございます。この事業は、公害関係特定施設等の届け出による事務と河川水、事務所排水、環境中の大気、騒音、ダイオキシン類などの環境調査分析業務が主なものでございます。主な支出といたしましては、県環境調査及び分析調査委託料や協議会への負担金でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは4款1項3目、4の事業、生活排水改善対策事業費につきまして御説明申し上げます。

決算書の172ページ、173ページをごらんください。生活排水改善対策事業費の決算額は

2,545万9,120円でございます。概要につきましては、説明書の155ページをごらんください。財源内訳としまして、一般財源のほか国庫支出金956万1,000円、県支出金282万8,000円でございます。この事業は、合併浄化槽の設置を推進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的としておりまして、浄化槽設置費補助金2,542万4,000円が主な支出でございます。平成29年度は新規72件、設置がえ4件、合計76件分の補助金の支出を行いました。

以上で上下水道課からの説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費につきまして、決算書及び決算参考資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書の180ページ、181ページをごらんください。7目老人保健事業費の2の事業、老人保健事業事務費でございますが、決算額はゼロでございます。説明書は175ページでございます。旧老人保健法における過誤等が発生した場合に、国・県、社会保険診療報酬支払基金に返還金を支出するものでございますが、平成29年度の支出はございませんでした。

続きまして、3の事業、後期高齢者医療事業事務費をごらんください。決算額は2億6,956万4,601円でございます。概要につきましては、説明書の176ページ、177ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか県支出金の3,334万7,000円と19款諸収入の後期高齢者医療広域連合健康診査委託金及び後期高齢者医療制度特別対策補助金の391万4,000円でございます。この事業は、後期高齢者医療に係る保険料の徴収事務、資格の管理事務及び各種届け出に係る事務でございます。主な支出といたしましては、後期高齢者医療広域連合への事務費負担金や後期高齢者医療事業特別会計への繰入金などがございます。また、特定健康診査や人間ドック受診に係る補助も行っております。

以上が町民課に係ります事業の決算内容でございます。御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 次に、5款労働費、6款農林水産業費及び7款商工費の説明を求めます。

初めに、産業課長、お願いします。

産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明いたします。

初めに、5款労働費でございます。

決算書の187ページ、5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、2の事業、雇用対策費をごらんいただきたいと存じます。決算額は79万5,903円でございます。概要につきましては、説明書の181ページをごらんください。財源は、その他の繰入金79万5,903円でございます。主な支出といたしましては、建築技術者の育成を推進するため、牧之原市、御前崎市とともに職業訓練法人榛南職業訓練協会に運営費及び設備費に係る補助金を交付いたしました。また、町内企業の業務内容や雇用状況等の実態を把握するために企業情報の提供依頼やアンケート調査を実施したほか、企業就職情報誌の作成を行いました。

次に、3の事業、労働福祉費でございます。決算額は255万2,000円でございます。概要につきましては、説明書182ページをごらんいただきたいと思います。財源は全て一般財源でございます。例年と同様、勤労者への福利厚生への支援として、榛南地区労働者福祉協議会と榛南地区勤労者共済会にそれぞれ補助金を支出いたしまして、地域住民の福祉向上を初め中小企業と大企業との間にある雇用、労働福祉など、さまざまな格差を縮小するための支援に努めたところでございます。

5款労働費は以上でございます。

続きまして、6款農林水産業費でございます。

決算書の189ページ、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、2の事業、農業委員会運営費をごらんいただきたいと思います。決算額は389万6,417円でございます。概要につきましては、説明書の183ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか県支出金として148万6,898円、その他諸収入5万5,790円でございます。農業委員会の所掌事務を進めるための運営費の支出を行いました。主な支出ですが、農業委員会委員報酬でございます。農業委員会制度の改正を受け、昨年7月20日からは新たな農業委員と農地利用最適化推進委員による運営を開始いたしました。農業委員会総会につきましては、毎月1回、計12回開催いたしました。

次に、決算書189ページから191ページ、3の事業、農業者年金事務費をごらんください。決算額は16万8,000円でございます。概要につきましては、説明書の184ページをごらんいただきたいと思います。財源内訳といたしましては、その他諸収入16万7,500円と一般財源でございます。この事業につきましては、独立行政法人農業者年金基金からの受託事業で、年金業務担当者会議の旅費、それから事務用品等の需用費が主な支出でございます。

次に、決算書の191ページ、2目農業総務費、2の事業、農業総務費でございます。決算額は94万5,401円でございます。概要につきましては、説明書の185ページをごらんください。財源は全て一般財源であります。事業内容でございますが、静岡県中部農業共済組合など各農業関係団体への負担金と、公用車の車検や修繕等の維持管理費が主なものでございます。

次に、決算書の193ページ、3目農業振興費、2の事業、農業振興費をごらんください。決算額は1,969万4,526円でございます。概要につきましては、説明書の186ページをお願いします。財源内訳といたしましては、一般財源のほか県支出金161万2,000円とその他繰入金1,486万9,000円でございます。農業者の暮らしの充実を図るため、農業生産基盤強化整備事業補助金を創設いたしまして、農業経営基盤を支える生産施設や調整・貯蔵施設等の共同利用施設を整備する者に対して補助金を交付いたしました。平成29年度につきましては、ハイナン農業協同組合が整備されましたレタスの真空予冷施設に対して補助金を交付したところでございます。

また、主体的な農業経営を展開している農家を支援・育成する経営体育成支援事業費補助金につきましては、認定農業者1人の方がこの補助事業を活用して農業用機械を取得されており、事業費の10分の3を上限として補助金を交付しております。そのほか、意欲的な農業経営を行う農家や農家組織の育成と会員相互の研さん、連携を図り、農業経営者にふさわしい地位の向上と地域農業の振興に寄与することを目的として設立いたしました農業経営振興会などへの活動補助金がございます。

次に、3の事業、担い手育成総合対策事業費をごらんください。決算額は311万8,166円で

ございます。概要につきましては、説明書の187ページをごらんいただきたいと存じます。財源内訳といたしましては、一般財源のほか県支出金225万円と、その他として使用料及び手数料6,000円でございます。農用地の有効利用及び利用権の設定を通じて認定農業者への農地流動化を促進するための農用地利用集積奨励補助金と、青年新規就農者に対する就農意欲の喚起と就農後の定着などを目的とした青年就農給付金が主なものでございます。青年新規就農者への支援につきましては、平成29年度後期から新規で1人補助しており、平成26年度から継続しております1人と合わせて2人に対しまして給付をしている状況でございます。

次に、決算書の193ページから195ページ、4の事業、農業経営所得安定対策推進事業費でございます。決算額は12万4,000円でございます。概要につきましては、説明書の188ページをごらんください。財源は全て国庫支出金でございます。自給率の向上と農業経営の安定を図ることを目的に、100%国庫補助により転作事業を実施いたしました。

次に、決算書の195ページ、5の事業、耕作放棄地対策事業費でございます。決算額は10万円でございます。概要につきましては、説明書の189ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。町独自の荒廃農地再生事業補助金交付要綱により1件5,204平方メートルの耕作放棄地の解消が図られたほか、農地パトロールの実施や是正指導、担い手農家へのあっせんなどを推進いたしまして、耕作放棄地の発生防止に努めたところでございます。

次に、4目畜産業費、2の事業、畜産業費でございます。決算額は5万287円でございます。概要につきましては、説明書の190ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。例年と同様でございますが、中部家畜保健衛生推進協議会への負担金や死亡獣畜処理に伴う補助金が主な事業でございます。

次に、決算書の197ページ、5目農地費、4の事業、土地改良事業費をごらんください。決算額は2,201万2,673円でございます。概要につきましては、説明書の193ページをごらんいただきたいと思っております。財源内訳といたしましては、一般財源のほか、そのほか諸収入330円がございます。大井川土地改良区負担金が主なものでありまして、老朽化に伴う基幹水利施設の機能回復改修工事の第1期工事が実施され、用水の安定供給や管理方法の改善など、農業経営の安定化と地域用水機能の維持増進が図られております。

次に、2項林業費、1目林業総務費、2の事業、松くい虫防除事業費をごらんください。決算額は354万3,860円でございます。概要につきましては、説明書の194ページをごらんいただきたいと思っております。財源は全て一般財源でございます。例年同様、薬剤地上散布防除といたしまして、住吉、川尻地内の保安林帯への薬剤散布を初め予防剤注入防除、被害木伐倒駆除を実施いたしまして、松枯れの蔓延防止に取り組んだところでございます。

次に、決算書の199ページ、保安林等保護環境整備事業費でございます。決算額は352万5,151円でございます。概要につきましては、説明書の195ページをごらんください。財源内訳としては、一般財源のほか県支出金7,451円でございます。例年と同様で、住吉、川尻地内の保安林帯の除草刈りや支障木及び被害木の伐採など、また大幡川の桜並木の保護として薬剤散布や枯損木の処理を行い、環境維持・保全に努めたところであります。

次に、3項水産業費、1目水産振興費、2の事業、水産振興費をごらんください。決算額は1,077万5,462円でございます。概要につきましては、説明書の196ページと197ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほかその他繰入金282万円でございます。事業内容でございますが、県おさかな普及協議会などへの負担金のほか、水産業振興事業費補助

金は例年と同様に、漁港環境改善事業として南駿河湾漁業協同組合吉田支所が行う漁港の港内清掃活動と、地域水産物イメージアップ促進事業として吉田町煮干協同組合が行う販売促進事業に対して補助金を交付いたしました。また、水産業共同施設整備事業により南駿河湾漁業協同組合は燃油貯蔵タンクを更新、静岡うなぎ漁業協同組合はスパイラル冷凍装置の整備を実施いたしましたので、水産業の活性化等に寄与することができたと考えております。

そのほか、4市1町で構成する駿河湾水産振興協議会の駿河ブルーライン事業でございますが、町内外におけるさまざまなイベントに参加いたしまして、平成28年度に開発いたしました商品やメニューなどのプロモーション活動を積極的に展開したところでございます。当町に関連した商品につきましては、ウナギかまぼこが焼津さかなセンターと静岡うなぎ漁業協同組合の売店等で販売が開始されるなど、少しずつではありますが流通へとつながっておりますこととでございます。

次に、決算書の同じく199ページから201ページ、3の事業、地域栽培推進事業費をごらんください。決算額は46万7,000円でございます。概要につきましては、説明書の198ページをごらんいただきますようお願いいたします。財源は全て一般財源となります。主な支出といたしましては協議会等への負担金でございます。榛南地域栽培漁業推進事業ではヒラメとマダイの放流を行っているほか、磯焼け対策や水産多面的機能発揮対策を支援することにより榛南地域における藻場の回復や維持に努めたところでございます。

次に、決算書の201ページから203ページ、2目漁港管理費でございます。決算額は1,238万5,557円でございます。概要につきましては、説明書の199ページと200ページをごらんいただきたいと存じます。財源は全て一般財源でございます。事業内容でございますが、漁港管理会の開催や公用車の維持管理を初め、緊急時において確実に作動するよう陸閘や大幡川水門の保安保守点検と津波防災ステーション、センターと非制御所内の機器の保守点検、それから修繕につきましては、湯日川左岸導流堤の標識灯と3号岸壁などの修繕を行ったところであり、吉田漁港の適正な維持管理に努めました。

次に、決算書の203ページ、3の事業、水産基盤整備事業費をごらんください。決算額は2,170万円でございます。概要につきましては、説明書の201ページをごらんいただきたいと存じます。財源内訳でございますが、一般財源のほか県支出金1,545万円、地方債450万円、そのほか分担金及び負担金119万3,500円でございます。事業内容としましては、老朽化により崩壊いたしました6号岸壁を航路護岸に改修する工事で、平成23年度から実施している事業でございます。平成29年度におきましては、上部工を70.2メートル施工したところでございます。

次に、4の事業、水産物供給基盤機能保全事業費でございます。決算額は725万6,000円でございます。概要につきましては、説明書の202ページをごらんいただきたいと思います。財源内訳としましては、一般財源のほか県支出金489万7,000円、地方債170万円、その他として分担金及び負担金39万9,080円でございます。事業内容であります。平成27年度に策定した機能保全基本計画に基づきまして、西側泊地内にあります4号岸壁の矢板部分を防食する工事としてモルタル被覆工16.8メートルの施工を行いました。

次に、5の事業、漁港環境整備事業費でございます。決算額は1億9,718万6,400円でございます。概要につきましては、説明書の203ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか県支出金1億3,606万2,000円、地方債5,200万円でございます。吉田漁港の東側に防潮堤機能を備えた多目的広場を整備する事業であり、平成28年度に続き盛り土工

として8万立方メートルの盛り土工事を実施したほか、のり面整備工事も実施いたしまして、施設延長548メートルのうち国土交通省の防潮堤とのとり合い部分を除いた約530メートルの区間について、海拔10メートルの高さまでの盛り土が完成したところでございます。

なお、繰り越し金額8,476万円については、本年度におきまして護岸工事を実施してございます。

6款農林水産業費は以上であります。

続きまして、7款商工費でございます。

決算書の205ページ、7款商工費、1款商工費、1目商工総務費、2の事業、消費生活費をごらんください。決算額は38万138円でございます。概要につきましては、説明書の204ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか県支出金37万3,898円でございます。事業内容としましては、被害防止用の啓発リーフレット作成・配布、また消費者団体への活動支援をすることにより消費者被害防止に努めたほか、相談窓口体制の充実を図るため、消費生活情報ネットワークシステム導入に伴いますパソコン機器等の備品購入を行いました。

なお、平成29年度中の消費生活相談件数は31件ございました。

次に、決算書の205ページから207ページ、2目商工業振興費、2の事業、商工業振興費をごらんください。決算額は205万7,860円でございます。概要につきましては、説明書の205ページをごらんいただきたいと存じます。財源内訳としましては、一般財源のほか県支出金1,545円であります。主なものとしましては、吉田町商工会が行っております経営改善普及事業を支援するため、その運営に伴う商工業振興事業費補助金を交付してございます。

次に、決算書の207ページ、3の事業、中小企業振興費でございます。決算額は74万9,780円でございます。概要につきましては、説明書の206ページをお願いします。財源は全て一般財源でございます。事業内容としましては、中小企業者の経営安定のため利子補給等を行い、借り入れ者の負担を軽減し、経営基盤の安定及び合理化を図っております。

次に、4の事業、産業支援事業費でございます。決算額は160万2,578円でございます。概要につきましては、説明書の207ページをお願いします。財源内訳としては、その他の使用料及び手数料14万6,880円と繰入金145万5,698円でございます。この産業支援事業費は、これまで商工業振興費と中小企業振興費にそれぞれありました産業振興事業と創業支援事業を新たに産業支援事業費としたものでございます。

内容といたしましては、平成28年度に引き続き創業支援ネットワークによる創業応援セミナーを開催し創業希望者の発掘に取り組んだほか、平成29年度に開設いたしました創業支援センターの利用希望者を募ったところでございます。セミナーにつきましては6月と10月の2回開催、合わせて16人の参加者に対しまして創業実現へのサポート支援を図ることができました。また、創業支援センターの入居状況でございますが、3室中、昨年8月から1室入居しておりますので、引き続き創業支援機関に御協力をいただきながら入居者の募集に努めているところでございます。産業振興事業費補助金につきましては、平成29年度から新規創業事業を追加いたしまして、新規創業事業者2人に対しまして補助金を交付いたしました。

なお、イベント事業につきましては、南駿河湾漁業協同組合吉田支所からシラスマーケット開催に伴う申請がございましたが、シラス漁不漁による中止となりました。

次に、決算書の207ページから209ページ、5の事業、企業立地振興費をごらんください。決算額は2億8,783万7,070円であります。概要につきましては、説明書208ページをごらんい

ただきたいと存じます。財源内訳であります、一般財源のほか県支出金 1 億 4,297 万 5,000 円でございます。この事業の主な内容としましては、町内に立地した企業に対して用地取得や雇用に要する経費を補助する企業立地促進事業費補助金を企業 3 社に対しまして交付したほか、“ふじのくに” フロンティアの企業活動維持支援事業区域関連で、農村地域工業等導入変更実施計画書を県に提出、同意を受け、企業誘致を図ることができました。そのほか、補助金制度のパンフレットや遊休地情報資料等を作成しまして、引き合い企業に対してわかりやすい説明などに努めたところでございます。

次に、決算書の 209 ページから 211 ページ、3 目観光費、2 の事業、観光振興費でございます。決算額は 2,924 万 4,553 円でございます。概要につきましては、説明書の 209 ページと 210 ページをあわせてごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか県支出金 3 万 4,003 円と、その他として使用料及び手数料 248 万 9,440 円でございます。この事業の主なものであります、臨時職員賃金は展望台小山城及び売店に勤務する 3 人分でございます。また、展望台小山城や小山城駐車場トイレ、吉田海岸トイレなどの観光施設における修繕や保守点検などの維持管理費がございますほか、凧揚げまつり委託料、花火大会委託料、小山城まつり委託料については吉田町観光協会へのイベント開催に対する委託料でございます。そのほか、県観光協会など各観光関係団体への負担金がございます。

次に、決算書の 211 ページ、3 の事業、観光 PR 事業費でございます。決算額は 152 万 5,926 円でございます。概要につきましては、説明書の 211 ページをあわせてごらんください。財源は全て一般財源でございます。この観光 PR 事業費につきましては、これまで観光振興費にありました、県内外に向けての PR キャンペーンを実施するなどの情報発信を初め観光施設やイベント、特産品等を PR するための業務につきまして、観光 PR 事業費として新設したものでありまして、観光パンフレットの印刷代が主なものでございます。印刷製本費は、小山城パンフレットや小山城歴史パンフレット、ウナギ・シラス食べ歩きマップなどの印刷代でありまして、これら観光パンフレットや PR 部長よし吉を活用して各種イベントに参加するなど、観光啓発活動に努めてございます。また、展望台小山城と夜桜のライトアップの経費につきましては、この観光 PR 事業費で実施したところでございます。

次に、3 の事業、産業委員会運営事業費をごらんください。決算額は 9 万 8,000 円でございます。概要につきましては、説明書の 212 ページをごらんいただきたいと存じます。財源は全て一般財源でございます。事業内容は、例年と同様でございますが、産業委員会を開催いたしまして、産業 4 団体の現状や課題などについての報告、それから意見交換等を行ったところでございます。

以上が産業課からの説明でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、建設課長、お願いたします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

建設課からは 6 款農林水産業費、1 項 5 目農地費のうち 2 の事業、水門排水機場管理費と 3 の事業、用水路改良維持修繕費につきまして御説明いたします。

それでは、少し戻りますが、決算書 195 ページ、197 ページをお願いいたします。6 款 1 項 5 目、2 の事業の水門排水機場管理費でございます。決算額は 804 万 1,080 円でございます。概要につきましては、説明書の 191 ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。

この事業は、排水機場や水門の維持管理を行い、農地の効率的な利用を推進しております。主な支出は電気使用料でございます。

次に、決算書197ページの3の事業、用水路改良維持修繕費でございます。決算額は75万2,599円でございます。概要につきましては、説明書の192ページをごらんください。財源内訳は、全て一般財源でございます。この事業は、農業用の用排水の整備、維持管理に努め、前の事業と同じく農地の効率的な利用を推進しているものでございます。主な支出は水路しゅんせつのための機械借上料でございます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 次に、8款土木費及び11款災害復旧費の説明を求めます。

初めに、建設課長、お願いいたします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課から、8款土木費につきまして御説明いたします。

それでは、決算書の213ページから215ページ、8款土木費のうち1項1目土木総務費の2の事業、土木管理費でございます。決算額は2,849万15円でございます。概要につきましては、説明書の213、214ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか県支出金16万3,376円でございます。土木管理費については、土木行政の事業を円滑に運営するための委託料や使用料及び賃借料が主なものであり、土木事業の総務費的なものでございます。

次に、決算書の217ページの8款土木費、2項1目道路維持費の2の事業、道路維持費でございます。決算額は3,916万4,227円でございます。概要につきましては、説明書215、216ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。道路維持費については、安全で快適な道路環境を維持するための費用であり、維持修繕件数でございますが、住吉が83件、片岡が62件、川尻93件、北区85件の合計303件の修繕工事を行っています。

次に、決算書、同じページの3の事業、吉田町内道路舗装修繕事業費でございます。決算額は1,975万2,120円でございます。概要につきましては、説明書217ページをごらんください。財源内訳としまして、一般財源のほか国庫支出金の社会資本整備総合交付金事業費701万3,000円と、県支出金の静岡空港隣接地域賑わい空間創生事業費336万8,000円と、町債430万円でございます。事業内容は、工事請負費で町道東名大井川線と青柳北原4号線の路面切削と舗装打ちかえを行っており、工事に必要な土質調査もあわせて行っております。

次に、決算書217、219ページの8款土木費、2項2目道路新設改良費の2の事業、企業活動維持支援事業区域基盤整備事業費でございます。決算額は1億690万8,601円でございます。概要につきましては、説明書218、219ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか町債8,560万円でございます。事業内容は、道路や水路の改修に伴う用地物件補償と道路、橋梁、水路の工事でありまして、工事の一部を次年度へ繰り越ししております。

次に、決算書219ページの2の事業、企業活動維持支援区域基盤整備事業費繰越明許でございます。決算額は2,926万2,600円でございます。概要につきましては、説明書220ページをごらんください。財源内訳は、町債1,760万円と前年度繰越金でございます。事業内容は、道路、橋梁、水路の測量設計業務でございます。

次に、決算書、同じページ、3の事業、大幡川幹線道路改良事業費でございます。決算額は671万9,760円でございます。概要につきましては、説明書221ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。事業内容は、測量業務と移転計画案の作成でございます。

次に、決算書、同じページの3目橋梁維持費の2の事業、橋梁維持補修費でございます。決算額は3,000万円でございます。概要につきましては、説明書222ページをごらんください。財源内訳としまして、一般財源のほか国庫支出金の社会資本整備総合交付金事業費1,650万円でございます。事業内容は、橋梁点検業務委託におきまして東名高速道路と交差する四つの橋と町内の60橋の健全度を調査しております。

次に、決算書の219ページ、221ページの8款3項1目河川総務費のうち2の事業、河川総務費でございます。決算額は99万2,418円でございます。概要につきましては、説明書223ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか県支出金の水門管理事務費委託金62万4,000円でございます。河川改修と適切な管理業務を推進するものでございます。事業内容は、湯日川水系3カ所、坂口谷川水系3カ所の水門管理委託料や各種同盟会への委託料や負担金補助及び交付金でございます。

次に、決算書221ページの3の事業、治水対策推進事業費でございます。決算額は1万円でございます。概要につきましては、説明書224ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。2級河川坂口谷川の水門建設促進期成同盟会の負担金でございます。

次に、決算書、同じページの8款3項2目河川維持費のうち2の事業、河川維持管理費でございます。決算額は2,354万933円でございます。概要につきましては、説明書225、226ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか県支出金174万3,850円でございます。河川の維持管理に必要な費用で、堤防除草、水路しゅんせつなどが主な事業となっており、問屋川改修工事や国道150号歩道整備に伴います宮東川改修の用地取得も行っております。

次に、決算書223ページの8款3項3目河川新設改良費のうち2の事業、大幡川改修事業費でございます。決算額は1,537万円でございます。概要につきましては、説明書227ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか国庫支出金の社会資本整備総合交付金事業費512万3,000円と町債920万円でございます。事業内容は落差工の改修工事であり、前払金を除いた額を次年度へ繰り越しております。

次に、決算書、同じページの2の事業、大幡川改修事業費繰越明許でございます。決算額は4,500万円でございます。概要につきましては、説明書228ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか国庫支出金の社会資本整備総合交付金事業費1,500万円と町債1,660万円でございます。事業内容は、大幡川、大窪川の測量設計業務でございます。

次に、決算書229ページの2の事業、都市計画道路事業負担金でございます。決算額は13万8,000円でございます。概要につきましては、説明書237ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。各種同盟会などへ負担金を支出しております。

次に、決算書の231ページの8款4項5目都市下水路費のうち2の事業、都市下水路費でございます。決算額は10万円でございます。概要につきましては、説明書239ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。事業内容はしゅんせつに伴う機械借上料でございます。

次に、決算書、同じページの8款4項6目の公園費の2の事業、公園維持管理費でございます。決算額は3,189万6,959円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。概要につきましては、説明書の240ページ、241ページをごらんください。事業内容の主なものは都市公園の管理業務でありまして、五つのグループにまとめ、造園業者に委託発注を行い、樹木の剪定、除草、防除、芝の管理などを行っております。

次に、決算書の同じページの3の事業、公園愛護会支援事業費でございます。決算額は30万円でございます。概要につきましては、説明書242ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。公園愛護活動を自発的に行う6団体に報奨金を交付しております。

以上が8款土木費の説明でございます。

次に、11款災害復旧費につきまして御説明いたします。

決算書の307ページをごらんください。307ページの11款災害復旧費のうち1項1目農林水産施設災害復旧費と2項1目公共土木施設災害復旧費につきましては、歳出はございませんでした。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、都市環境課長、お願いします。

都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課でございます。

都市環境課からは8款土木費、4項都市計画費と5項住宅費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書の225ページをごらんください。8款4項1目都市計画総務費、2事業の都市計画総務費で、決算額は320万6,573円でございます。概要につきましては、説明書の229ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。この事業は、都市計画の変更に伴い開催いたしました吉田町都市計画審議会の委員報酬、都市計画協会負担金等のほか、平成29年度につきましては、静岡県がおおむね5年ごとに実施する都市計画基礎調査に使用するための建築用途現況図作成の業務委託が主な支出でございます。

次に、同じく225ページ、4項1目、3事業、建築確認事務費で、決算額14万6,151円でございます。概要につきましては、説明書の230ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか県支出金14万1,311円でございます。この事業は、建築確認申請の事務に係る支出で、平成29年度における建築確認件数は総数で157件ございました。

次に、同じく225ページ、4項1目、4事業、土地利用対策費で、決算額207万5,206円でございます。概要につきましては、説明書の231ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか県支出金12万8,772円でございます。この事業は、土地の有効利用を図り、安全で快適な住環境の整備を促進するための事業でございます。主な支出でございますが、町に帰属された調整池の修繕や緑地等の樹木剪定などがございます。

次に、同じく225ページ、4項1目、5事業のTOUKAI-0促進事業で、決算額2,291万2,850円でございます。概要につきましては、説明書の232ページ、233ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかに国庫支出金223万6,000円、県支出金1,155万6,000円でございます。この事業は、わが家の専門家診断事業、既存住宅耐震診断促進事業、木造住宅耐震補強助成事業、ブロック塀等耐震化促進事業の四つから成り、既存住宅の耐震強化を促進するものでございまして、平成29年度は木造住宅耐震補強助成事業におきまして補助金を最大30万まで上乘せし、事業の促進を図ってまいりました。主な支出としましては、各事業の交付金、補助金でございます。

次に、決算書の227ページをごらんください。4項1目、6事業の都市計画マスタープラン策定事業で、決算額は631万8,000円でございます。概要につきましては、説明書の234ページをごらんください。財源内訳としましては、全て一般財源でございます。この事業は、平成

21年に策定した吉田町都市計画マスタープランについて、社会情勢の変化に対応した変更や他計画との整合を図ることを目的に、計画の見直しを図るものでございます。業務委託料が主な支出でございます。

次に、同じく227ページ、4項2目土地区画整理事業、2事業の土地区画整理事業費は、決算額は6,421万4,837円でございます。概要につきましては、説明書の235ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかに県支出金1万9,030円でございます。事業内容の主なものは、吉田町土地区画整理事業助成要綱に基づき、富士見及び浜田土地区画整理組合へ負担金補助及び交付金を支出するものでございます。

次に、決算書の229ページをごらんください。4項2目、2事業の土地区画整理事業繰越明許で、決算額713万6,721円でございます。概要につきましては、説明書の236ページをごらんください。財源内訳といたしましては、前年度の繰越金でございます。事業内容は、吉田町土地区画整理事業助成要綱に基づき、浜田土地区画整理事業区域内の道路築造等に伴う補助金でございます。

次に、決算書233ページをごらんください。4項7目緑化推進費、2事業、緑化推進費で、決算額305万2,292円でございます。概要につきましては、説明書の243ページ、244ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。事業内容の主なものは、緑化審議会開催に伴う報酬、みどりのオアシスマつりの委託料でございます。

次に、決算書の同じく233ページ、4項7目、3事業の花のまち推進事業費で、決算額185万9,708円でございます。概要につきましては、説明書の245ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。事業内容は、花街道における花、苗の植えかえや吉田町花いっぱい活動助成交付要綱に基づき、花いっぱい活動団体として吉田町花の会を含む14団体への補助金交付でございます。

次に、決算書の同じく233ページ、4項7目、4事業の緑の町づくり事業費で、決算額5万円でございます。概要につきましては、説明書の246ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。事業内容は、道路に面している部分に新たに生け垣をつくる場合、その者に対し5万円を上限に補助金を交付しているものでございます。平成29年度は1件の申請がございました。

次に、決算書の235ページをごらんください。5項住宅費、1目住宅管理費のうち2事業の町営住宅維持管理費で、決算額は2,130万6,833円でございます。概要につきましては、説明書の247ページ、248ページをごらんください。財源内訳としましては、国庫支出金の559万4,000円と住宅使用料のうち1,571万2,833円でございます。平成29年度末の町営住宅の管理戸数は141戸でございます。主な事業でございますが、退去に伴う修繕料と老朽化に伴う修繕で、80件ございました。また、工事請負といたしまして、長寿命化計画に基づき住吉団地の外壁塗装、屋上給水施設改修工事を実施いたしました。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、上下水道課長、お願いいたします。

上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは、8款4項4目、2の事業、公共下水道費につきまして御説明申し上げます。

決算書228ページから231ページをごらんください。公共下水道費の決算額は6億1,856万円でございます。概要につきましては、説明書238ページをごらんください。財源内訳としては、一般財源のほかその他としてふるさとよしだ寄附金基金繰入金1,078万8,000円でございます。この事業は公共下水道事業特別会計への繰出金で、職員人件費、管渠建設費、公債費の元金、利子の償還などを一般会計から繰り出しているものです。

以上で上下水道課からの説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） ここで暫時休憩とします。再開を2時20分とします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時18分

○議長（藤田和寿君） 暫時休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は12名です。

次に、9款消防費の説明を求めます。

初めに、防災課長兼防災監、お願いします。

防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

9款1項消防費につきまして御説明申し上げます。

決算書の234ページから237ページ、1目常備消防費、2の事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金消防費をごらんください。決算額は886万8,000円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の249ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。消防防災施設整備に伴う公債費、吉田町吉田消防署庁舎及び消防棟・訓練棟改修工事における負担金の支出でございます。

次に、決算書237ページ、3の事業、消防救急広域事業費でございます。決算額は2億5,050万132円でございます。概要につきましては、説明書の250ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか県支出金の権限移譲事務交付金及び地方債でございます。消防広域化につきましては、静岡地域消防救急広域化運営協議会において、3市2町で構成する静岡地域の枠組みにより、静岡市への委託方式で広域化することの合意がなされ、平成28年4月1日から広域化による委託事務がスタートしたところでございまして、消防体制の充実、消防力の強化を図るものでございます。主な支出は消防事務委託料の支出でございます。

次に、決算書236ページから239ページ、2目非常備消防費、2の事業、消防団運営費でございます。決算額は1,965万690円でございます。概要につきましては、説明書の251、252ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか県支出金の石油貯蔵施設立地対策等交付金でございます。消防団員の育成と消防技術の向上を図ることを目的としたものでございます。主な支出としては、消防団員の報酬、出動手当、訓練手当のほか消防団運営費交付金でございます。

平成29年度の特筆すべき事項としては、県の石油貯蔵施設立地対策等交付金を活用して防火着25着を配備し、団員の火災現場における安全確保と災害対応力の向上を図ったところでございます。

次に、決算書239ページ、3の事業、消防団員福利厚生費でございます。決算額は1,067万2,929円でございます。概要につきましては、説明書の253ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか退職手当基金交付金でございます。消防団員の福利厚生の充実を図るためのものがございます。主な支出としては、退職団員22人分の退職報償金と福利厚生事業による自動車借上料のほか、消防団員等公務災害補償制度に係る負担金、福祉共済制度に係る負担金でございます。

次に、決算書の240ページ、241ページ、3目消防施設費、2の事業、消防施設整備事業費でございます。決算額は427万7,288円でございます。概要につきましては、説明書の254ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。消防施設や消防設備の整備及び適正な管理を行い、非常時に備えるためのものがございます。主な支出としては、消防水利の確保及び消火栓の維持管理料でございます。

次に、決算書の240ページから245ページになります。5目災害対策費、2の事業、地震対策費をごらんください。決算額は1,592万1,156円でございます。概要につきましては、説明書の256ページ、257ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか県支出金の緊急地震津波対策交付金、特定発電所周辺地域振興対策交付金、権限移譲事務交付金、総務費雑入の公共施設ユニバーサルデザイン化及び省エネルギー・新エネルギー機器導入事業助成金と、消防費雑入の地震津波対策事業交付金でございます。災害の未然防止や防災組織体制及び災害発生時の対応策の充実を図り、災害に強い町づくりを進めるとともに、津波防災町づくりを推進することを目的としたものがございます。主な支出としては、防災会議の委員報酬の支出を初め、災害用救急医療セットの更新、備蓄用資機材、非常食を配備いたしました。

平成29年度の特筆すべき事項としましては、県の緊急地震津波対策交付金を活用しまして津波避難誘導標識を7基整備したものを初め、公共施設ユニバーサルデザイン化及び省エネルギー・新エネルギー機器導入事業助成金を活用して住吉コミュニティ防災センターのトイレの洋式化を図ったところがございます。また、非常時において安全な飲料水を提供することができるよう北オアシスパークの耐震性貯水槽の保守点検を実施するとともに、小藤路公園の耐震性貯水槽の点検・清掃業務に伴い水道事業会計に繰出金を支出いたしました。

次に、決算書の245ページ、3の事業、国民保護対策費をごらんください。決算額は1,000円でございます。概要につきましては、説明書の258ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。Jアラート研修会に係る旅費のみの支出でございます。

次に、同じく決算書245ページ、4の事業、防災意識向上事業費をごらんください。決算額は965万5,779円でございます。概要につきましては、説明書の259ページ、260ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか県支出金の緊急地震津波対策交付金でございます。地域防災力の向上を図るためのリーダーを養成するとともに、地域の防災体制の確立及び防災意識の高揚を図ることを目的としたものがございます。主な支出は、委託料で地域防災指導員養成講座及びジュニア防災士養成講座の実施、及び防災公園の指定管理料でございます。

次に、決算書の245ページから247ページ、5の事業、情報伝達充実強化事業費をごらんください。決算額は4,397万4,003円でございます。概要につきましては、説明書の261ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか県支出金の緊急地震津波対策交付金及び消防債でございます。災害時における情報収集、情報伝達の充実を図ることを目的とした

ものでございます。主な支出としては、防災行政無線MCA無線機、防災メール、衛星電話など防災情報通信機器の維持管理及び修繕などを実施したものでございます。

平成29年度の特筆すべきものとしましては、情報伝達システムの充実強化を図るため、県の緊急地震津波対策交付金を活用して同報無線デジタル化工事を実施するとともに、その工事に伴う施工監理業務委託を実施したものでございます。

以上が防災課からの説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、建設課長、お願いいたします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

建設課からは、9款消防費、1項4目の水防費につきまして御説明をいたします。

○議長（藤田和寿君） 申しわけないです。ここで少し、暫時休憩とさせていただきます。しばらくお待ちください。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時37分

○議長（藤田和寿君） 暫時休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開したいと思います。

ただいま台風関係のために担当課が少し動いておりますので、逐次休憩に入ることをお許しください。

それでは、引き続きまして、建設課長、再度お願いいたします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

建設課からは、9款消防費、1項4目の水防費につきまして御説明をいたします。

それでは、決算書の241ページをお願いいたします。9款1項4目水防費の2の事業、水防費になります。決算額は137万4,840円でございます。概要につきましては、説明書255ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。水防資機材の修繕や充実、排水ポンプの借り上げを行って、水害の軽減を図っております。事業内容の主なものは、稲荷川河口への排水ポンプの設置や坂口谷川に合流する第3ポンプの修繕でございます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 次に、10款、教育費の説明を求めます。

初めに、学校教育課長、お願いします。

学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

10款教育費のうち学校教育課にかかわる事項につきまして、決算書及び決算参考資料、主要な施策と成果に関する説明書に基づき説明させていただきます。

10款教育費、1項教育総務費から御説明いたします。

決算書の247ページをお開きください。1目教育委員会費、2の事業、教育委員会費でございます。決算額は85万3,694円でございます。概要につきましては、説明書の262、263ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。教育委員会費は教育委員会の運

営に関する予算であり、主な支出は教育委員の委員報酬及び先進地視察研修に係る旅費でございます。

次に、決算書の249ページをごらんください。2目事務局費、2の事業、事務局事務費でございます。決算額は487万6,599円でございます。概要につきましては、説明書の264ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか県支出金1万5,000円でございます。事務局事務費は教育委員会事務局の運営に係る予算であり、主な支出は臨時職員賃金などの経常経費でございます。

次に、決算書の251ページをごらんください。3目教育諸費、2の事業、小・中学校健康診断費でございます。決算額は1,096万6,951円でございます。概要につきましては、説明書の265ページ、266ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。小・中学校健康診断費は、児童・生徒及び教職員が健康で快適な学校生活を送れるようにするための予算であり、主な支出は校医、薬剤師の報酬、各種健康診断等の委託料でございます。

次に、決算書の253ページをごらんください。3目教育諸費、3の事業、教育振興事業費でございます。決算額は4,047万8,529円でございます。概要につきましては、説明書の267、268ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか国庫支出金9万7,000円、その他として教育振興基金繰入金120万円、日本スポーツ振興センター納付金101万6,400円でございます。教育振興事業費は、良好な学習環境を維持しつつ、児童・生徒の学力が向上するよう児童・生徒及び教職員を支援する予算であり、主な支出は教員補助、特別支援教育支援員、学校司書の賃金、小・中学校のトイレ改修工事に係る設計業務委託料などでございます。また、住吉小学校、自彊小学校及び吉田中学校トイレ改修工事請負費と設計監理委託料を翌年度に繰り越ししております。

次に、同じく決算書の253ページをごらんください。3目教育諸費、3の事業、教育振興事業費繰越明許でございます。決算額は2億3,205万6,112円でございます。概要につきましては、説明書の269ページをごらんください。財源内訳は、国庫支出金6,399万1,000円、地方債1億6,190万円、その他として前年度繰越金616万5,000円でございます。主な支出は小・中学校の空調設備設置工事請負費でございます。小学校3校の普通教室と特別教室89教室、中学校の特別教室12教室にエアコンを設置したものでございます。これをもって、当町のエアコン設置率につきましては100%となっております。

次に、決算書の255ページをごらんください。3目教育諸費、4の事業、英語教育推進事業費でございます。決算額は1,686万8,905円でございます。概要につきましては、説明書の270ページをごらんください。財源内訳は、その他としてふるさとよしだ寄附金基金繰入金1,647万9,292円、住宅貸与料38万9,613円でございます。英語教育推進事業費は小・中学校において英語教育を円滑に推進するための予算であり、主な支出は小・中学校へのALT配置のための報酬及び国際理解教育推進事業委託料でございます。

次に、同じく決算書の255ページをごらんください。3目教育諸費、5の事業、教職員等負担金補助金でございます。決算額は264万4,226円でございます。概要につきましては、説明書の271、272ページをごらんください。財源内訳は、全て一般財源でございます。教職員等負担金補助金は、学校教育の振興を図るための負担金及び補助金であり、主な支出は県大会以上に出場するための経費に対する財政援助である小・中学校活動補助金でございます。

次に、決算書の259ページをごらんください。3目教育諸費、7の事業、ラーニングプラ

ン事業費でございます。決算額は1,470万1,874円でございます。概要につきましては、説明書の275、276ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。ラーニングプラン事業は児童・生徒の確かな学力の定着を支援するための予算であり、主な支出はラーニングプラン指導員の賃金、吉田町学力調査業務委託料、公設学習塾支援業務委託料でございます。

次に、同じく決算書の259ページをごらんください。3目教育諸費、8の事業、幼児教育振興事業費でございます。決算額は2,882万5,968円でございます。概要につきましては、説明書の277、278ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか国庫支出金733万2,000円、その他として教育課程研究指定校事業経費補助金38万2,850円でございます。幼児教育振興事業費は幼児教育を推進するための予算であり、主な支出は幼児教育カリキュラム実施に係る会議開催に必要な経費、町内の私立幼稚園の運営に関する補助を行う運営費補助金、就園奨励費補助金などでございます。

次に、同じく決算書の259ページをごらんください。3目教育諸費、9の事業、小中一貫教育振興事業費でございます。決算額は31万8,325円でございます。概要につきましては、説明書の279ページをごらんください。財源内訳は、全てふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。小中一貫教育振興事業費は小学校と中学校とのつながりのある教育を推進するための予算であり、主な支出は小・中学校のつながりのある教育検討委員会の開催に係る経費、先進地視察研修に係る旅費でございます。

次に、決算書の260ページをごらんください。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費について御説明いたします。学校管理費のうち小学校費は、小学校において教育効果を高め、良好な学校教育が展開できるようにするための予算であり、小学校ごと三つの事業から構成されています。

まず最初に、決算書の261ページをごらんください。2の事業、住吉小学校維持管理費でございます。決算額は4,590万7,067円でございます。概要につきましては、説明書の280、281ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかその他として夜間照明及び体育館使用料合わせて40万9,100円、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金44万420円でございます。主な支出は臨時職員賃金等の経常経費に加え、校舎の防水改修工事請負費でございます。

次に、決算書の265ページをごらんください。3の事業、中央小学校維持管理費でございます。決算額は2,782万749円でございます。概要につきましては、説明書の282、283ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか国庫支出金3万4,000円、その他として体育館使用料23万8,500円、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金44万419円でございます。主な支出は臨時職員賃金等の経常経費でございます。

次に、決算書の269ページをごらんください。4の事業、自彊小学校維持管理費でございます。決算額は4,492万9,478円でございます。概要につきましては、説明書の284、285ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか国庫支出金4万4,500円、地方債1,610万円、その他として体育館使用料27万2,000円、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金44万419円でございます。主な支出は臨時職員賃金等の経常経費に加え、多目的ホール改修等の工事請負費でございます。

続きまして、10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費について御説明いたします。決算書の273ページをごらんください。教育振興費は経済的理由により就学が困難となる児童をなくし、児童が等しく円滑に教育を受けられるようにするための予算であり、小学校ごと三つ

の事業から構成されております。

なお、財源は全て一般財源となっております。

まず最初に、2の事業、住吉小学校要保護・準要保護児童就学援助費でございます。決算額は158万5,946円でございます。概要につきましては、説明書の286ページをごらんください。支出は全て就学援助費支給のための扶助費でございます。

同じく決算書の273ページ、3の事業、中央小学校要保護・準要保護児童就学援助費でございます。決算額は150万9,701円でございます。概要につきましては、説明書の287ページをごらんください。支出は全て就学援助費支給のための扶助費でございます。

同じく決算書の273ページ、4の事業、自彊小学校要保護・準要保護児童就学援助費でございます。決算額は102万3,505円でございます。概要につきましては、説明書の288ページをごらんください。支出は全て就学援助費支給のための扶助費でございます。

続きまして、10款教育費、2項小学校費、3目特別支援学級費について御説明いたします。特別支援学級費は小学校において教育効果を高め、よりよい特別支援教育が展開できるようにするための予算であり、小学校ごと三つの事業から構成されています。

まず、決算書の273ページ、2の事業、住吉小学校特別支援学級費でございます。決算額は47万5,235円でございます。概要につきましては、説明書の289ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか国庫支出金20万4,000円でございます。主な支出は就学奨励費支給のための扶助費でございます。

同じく決算書の273ページをごらんください。3の事業、中央小学校特別支援学級費でございます。決算額は50万4,514円でございます。概要につきましては、説明書の290ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか国庫支出金19万円でございます。主な支出は住吉小学校と同様でございます。

同じく決算書の273ページをごらんください。4の事業、自彊小学校特別支援学級費でございます。決算額は39万8,320円でございます。概要につきましては、説明書の291ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか国庫支出金16万7,000円でございます。主な支出はほかの2校と同様でございます。

続きまして、10款教育費、3項中学校費について御説明いたします。

決算書の275ページをごらんください。1目学校管理費、2の事業、吉田中学校維持管理費でございます。決算額は3,823万2,671円でございます。概要につきましては、説明書の292、293ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか国庫支出金2万8,500円、その他として夜間照明及び体育館使用料合わせて68万9,400円、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金44万419円でございます。主な支出は臨時職員賃金等の経常経費でございます。

次に、決算書の279ページをごらんください。2目教育振興費、2の事業、吉田中学校要保護・準要保護生徒就学援助費でございます。決算額は468万5,325円でございます。概要につきましては、説明書の294ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。本事業の目的は各小学校と同様であるため、説明は割愛させていただきます。支出は全て就学援助費のための扶助費でございます。

次に、同じく決算書の279ページ、3目、特別支援学級費、2の事業、吉田中学校特別支援学級費でございます。決算額は66万8,881円でございます。概要につきましては、説明書の295ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか国庫支出金25万9,000円ございま

す。本事業の目的も小学校と同様であるため、説明は割愛させていただきます。主な支出は就学奨励費支給のための扶助費でございます。

最後に、10款教育費、5項保健体育費について御説明いたします。

決算書の301ページをごらんください。2目給食施設費、2の事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金給食施設費でございます。決算額は1億768万1,000円でございます。概要につきましては、説明書の320ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかふるさとよしだ寄附金基金繰入金692万9,000円でございます。吉田町牧之原市広域施設組合負担金は、共同調理場の運営費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政である学校給食事業を円滑に執行するための負担金でございます。

以上が、学校教育課が所管する決算の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、生涯学習課長、お願いいたします。

生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 生涯学習課でございます。

生涯学習課からは10款教育費のうち10款1項3目、6の事業、ちいさな理科館事業費と10款4項社会教育費、10款5項保健体育費のうち1目保健体育総務費と3目体育館運営費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により説明させていただきます。

初めに、10款教育費、1項教育総務費、3目教育諸費、6の事業、ちいさな理科館事業でございます。決算書の257ページ及び説明書の273ページ、274ページをごらんください。決算額は637万8,282円でございます。財源内訳といたしましては、一般財源のほかちいさな理科館参加代3万8,600円でございます。この事業は、ふるさととの自然に愛着を持ち、自然の現象に触れる活動を通して子供たちの自然科学に対する興味や関心を引き起こすとともに、町民の生涯学習を実施することを目的としたちいさな理科館の運営を行うもので、名誉館長講演会などの講師謝礼金や臨時職員賃金、清掃管理業務委託料などが主な支出となっております。

次に、10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費のうち2の事業、社会教育総務費でございます。決算書の281ページ及び説明書の296ページをごらんください。決算額は31万2,267円でございます。財源内訳といたしましては、一般財源のほか社会教育振興基金147円でございます。この事業では、社会教育関係職員を対象に各種研修会、担当者会議への参加や公用車の適正な管理を行い、公用車の燃料代などの需用費が主な支出となっております。

次に、3の事業、社会教育委員費です。決算書の283ページ及び説明書の297ページをごらんください。決算額は69万6,940円でございます。財源内訳といたしましては、一般財源のほか全国社会教育研究大会参加負担金3万2,985円でございます。この事業では、社会教育委員を対象に社会教育委員会の開催、各種社会教育、生涯学習に関する研修会への参加、また社会教育委員9人の報酬が主な支出となっております。

次に、4の事業の人権教育事業費です。決算書の同じく283ページ及び説明書の298ページをごらんください。決算額は3,000円でございます。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。この事業では、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるために、人権教育担当者、職員を対象にした市町人権連絡協議会などに参加するもので、旅費のみの支出となっております。平成29年度は、福祉課が主催して人権教育講演会を開催し、当課も講演会に参

加協力をさせていただきました。

次に、5の事業の芸術文化振興事業費です。決算書の同じく283ページ及び説明書の299ページ、300ページをごらんください。決算額は350万732円でございます。財源内訳といたしましては、一般財源のほか文化鑑賞事業入場料13万200円とお花見茶会お茶代7万1,700円でございます。この事業では、芸術文化活動の場を提供し、心豊かな暮らしの創造を育むことを目的として行っているもので、劇団たんぼぼなどへの謝礼金や文化協会文化祭負担金などが主な支出となっております。

次に、6の事業、文化財保護事業費です。決算書の同じく283ページ及び説明書の301ページをごらんください。決算額は24万740円でございます。財源内訳といたしましては、一般財源のほか町史等資料販売の9,420円でございます。この事業では、町の文化財を対象に、文化財保護審議会の開催や文化財案内支柱看板の修繕などを行い、文化財保護審議委員6人の報酬が主な支出となっております。

次に、7の事業、青少年健全育成事業費です。決算書の285ページ及び説明書の302ページ、303ページをごらんください。決算額は49万5,289円でございます。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。この事業では、町民を対象に、吉田町笑顔いっぱい運動の趣旨に賛同していただいた方に黄色のベストを配布し、児童・生徒の登下校時の見守りや声かけ、また青少年健全育成委員会の開催や成人式を実施し、笑顔いっぱい運動のベスト作成などの需用費が主な支出となっております。

次に、8の事業、生涯学習推進事業費です。決算書の同じく285ページ及び説明書の304ページをごらんください。決算額は11万6,000円でございます。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。この事業では、人が生涯にわたり学び続け、豊かな生活を送ることを目的として行うもので、生涯学習推進員を対象とした研修会の実施やにこにこ青年講座やぼっかぼかの会への事業委託を実施し、委託料が主な支出となっております。

次に、9の事業の地域教育推進事業費です。決算書の同じく285ページ及び説明書の305ページ、306ページをごらんください。決算額は70万3,000円でございます。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。この事業では、地域全体で子供を育てる体制をつくり、子供たちの教育活動の充実及び地域の教育力の再生と地域コミュニティーの活性化を図ることを目的として、各小・中学校での家庭教育学級の開催や町内4地区へ地域教育推進事業委託を実施し、教育推進事業補助金などが主な支出となっております。

次に、10の事業、コミュニティづくり推進事業費です。決算書の同じく285ページ及び説明書の307ページをごらんください。決算額は9,280円でございます。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。この事業では、町づくりを担う人材育成のための研修会への参加を進め、コミュニティカレッジ受講の旅費のみの支出となっております。

次に、10款教育費、4項社会教育費、2目公民館費、2の事業の中央公民館運営費でございます。決算書の287ページ及び説明書の308ページをごらんください。決算額は937万6,584円でございます。財源内訳といたしましては、一般財源のほか公民館使用料20万2,150円でございます。この事業では、生涯学習の場を提供し、生涯学習の振興を図ることを目的として、中央公民館の施設の維持管理などを行い、3人の臨時職員賃金や公民館清掃管理業務委託料が主な支出となっております。

次に、3の事業、中央公民館活動費です。決算書の287ページ、289ページ及び説明書の

309ページ、310ページをごらんください。決算額は535万4,804円でございます。財源内訳といたしましては、一般財源のほか講座受講料482万7,000円でございます。この事業では、生涯学習の一環として中央公民館の学習活動を展開し、生涯学習教室、シニアカレッジなどの講師謝礼金が主な支出となっております。

次に、4の事業、地域教育活動費です。決算書の289ページ及び説明書の311ページ、312ページをごらんください。決算額は219万4,489円でございます。財源内訳といたしましては、一般財源のほかチャレンジ教室参加料109万3,700円でございます。この事業では、地域の教育力を活用し、町内の児童を対象とした吉田町チャレンジ教室の開催やチャレンジサマーステイを実施し、吉田町チャレンジ教室の講師謝礼金が主な支出となっております。

次に、10款教育費、4項社会教育費、3目学習ホール運営費、2の事業の学習ホール運営費でございます。決算書の289ページ、291ページ及び説明書の313ページをごらんください。決算額は613万395円でございます。財源内訳といたしましては、一般財源のほか学習ホール使用料75万5,300円でございます。この事業では、芸術文化の場を提供し、芸術文化の振興を図ることを目的として、学習ホールの維持管理などを行い、電気使用料の需用費や舞台つり物装置保守点検手数料の役務費が主な支出となっております。

次に、10款教育費、4項社会教育費、4目図書館費、2の事業、図書館管理費でございます。決算書の293ページ、295ページ及び説明書の314ページをごらんください。決算額は4,215万2,295円でございます。財源内訳といたしましては、一般財源のほか図書館使用料46万2,250円でございます。この事業では、図書館の維持管理などを行い、土地借地料や清掃業務委託などの委託料、電気使用料の需用費などが主な支出となっております。

次に、3の事業の図書館活動推進費です。決算書の295ページ、297ページ及び説明書の315ページ、316ページをごらんください。決算額は2,554万45円でございます。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。この事業では、図書館機能を活用した地域の知の拠点づくりを推進するための図書館のソフト面を整備し、嘱託員1人、臨時職員13人の臨時職員賃金や図書費、新聞・雑誌代などの需用費が主な支出となっております。

次に、10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費、2の事業の社会体育振興費でございます。決算書の297ページ、299ページ及び説明書の317ページ、318ページをごらんください。決算額は786万8,245円でございます。財源内訳といたしましては、一般財源のほか各種大会参加料31万7,100円と教室受講料9万3,098円でございます。この事業では、スポーツ振興を目的として、町民1人1スポーツを目指したスポーツ活動の場を提供し、スポーツ推進員による各種スポーツ教室の実施や体育協会への補助金交付、市町対抗駅伝競走大会への参加などで、市町対抗駅伝選手ユニフォーム代等の需用費や体育協会補助金などが主な支出となっております。

次に、3の事業の体育施設広場維持管理費です。決算書の299ページ、301ページ及び説明書の319ページをごらんください。決算額は722万6,683円でございます。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。この事業では、社会体育に係る中央コミュニティ、住吉コミュニティ、高島スポーツ広場等の維持管理などを行い、スポーツ広場等管理業務委託料が主な支出となっております。

次に、10款教育費、5項保健体育費、3目体育館運営費、2の事業の総合体育館運営費でございます。決算書の301ページから305ページまでと説明書の321ページ、322ページをごらん

ください。決算額は5億3,768万6,213円でございます。財源内訳といたしましては、一般財源のほか学校施設環境改善交付金の国庫支出金5,077万5,000円、緊急地震津波対策等交付金の県支出金7,938万円、地域活性化事業と緊急防災・減災事業の地方債6,930万円、体育館使用料、公共施設ユニバーサルデザイン化及び省エネルギー・新エネルギー機器導入事業助成金、津波対策事業交付金、スポーツ振興くじ助成金のその他7,700万6,200円でございます。この事業では、総合体育館の維持管理及び施設整備を行い、総合体育館の耐震補強改修工事の工事請負費や工事現場監理の設計監理委託などの委託料が主な支出となっております。平成29年度は、吉田町総合体育館耐震補強改修工事と吉田町総合体育館附帯工事を実施しております。

次に、3の事業、吉田町体育センター運営費です。決算書の305ページ及び説明書の323ページをごらんください。決算額は173万7,645円でございます。財源内訳といたしましては、一般財源のほか体育館使用料74万2,000円でございます。この事業では、吉田町体育センターの維持管理を行い、清掃管理委託料や電気使用料などの需用費が主な支出となっております。

以上が生涯学習課の決算内容の説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 以上で第52号議案の詳細説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（藤田和寿君） 以上で、本日の日程は終了しました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時24分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（藤田和寿君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会12日目でございます。本日は8番、杉本幸正君から欠席の届けが出ております。

ただいまの出席議員数は12名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（藤田和寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、議事に入ります。

本日、初めに提出されました第59号議案 平成30年度吉田町一般会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

引き続き、特別会計及び企業会計の決算及び補正予算に関する議案の質疑を総務文教常任委員会の所管にかかわる議案を行い、続けて産業建設常任委員会の所管にかかわる議案をそれぞれの議案番号順に行います。途中、説明員の入れかえを行い、進めてまいりますので、御了承願います。

質疑につきましては数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。

また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

◎議案第59号の質疑

○議長（藤田和寿君） 日程第1、第59号議案 平成30年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから、第59号議案についての質疑を行います。質疑は最初に歳入全体についての質疑を行い、引き続き歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

1款議会費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

歳入にかかわることもありますが、まず、この補正予算ですが、地方交付税や繰越金の金額が確定したということで、その分が増額になった歳入補正ということでありますけれども、その歳出のほうで町債の発行を抑えるということで、これは公債費比率の関係もありますし、そういう効果も十分大きいのではないかなというふうに感じております。

ただ、歳出のほうで、そうした繰越増額になった部分の金額について、その多くを基金費ということで積み立てをするほうには回しているわけですが、今年度、新たな事業ということで伺いますと、例えば、町の大きな施策である子育ての関係、あるいは今、大変問題になっている異常気象に伴う防災関係について、そうした暮らしにかかわる切実な問題について、やはり新たな施策ということで、予算を回すということも大事なことでないのかなと思いますが、この補正予算を見てみますと、そうした新たな事業展開というほうには踏み込んでいないというふうに感じているわけですが、そうした今の時点に合った新たな施策の展開ということを加味していない今の状況の中で、この補正予算の歳出の捉え方といいますか、考え方。私は生活に密着をした新たな事業も組み入れながら、残った分についての基金、繰り入れるということも、そういう考えも必要でないのかなと思いますので、その点について伺いたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 大石議員、今の3款民生費についての質疑を行っているわけですが、今の御質問でいいますと、基金の繰り入れとか全体的な歳出のところということで、具体的にどの所管のところということでは言っていないか、それとも全体的なことということで、もう少し明確な、お考えは十分理解できるわけですが、どのようなことを質疑したいかということ。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

申しわけありません。

結論的に言えば、基金費に積み立てるということも大事ではありますが、その前に例えば、子育ての関係の予算の増額、あるいは新しい事業の展開、あるいは防災関係の新たなそういう施策について町民の皆さんが安心して、こういうこともやってくれるんだというような事業の展開をぜひ入れていただければよかったのかなという思いがしますので、今、民生費のところで発言をしましたが、予算全体の組み立てということで、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 予算全体的なこと、今、3款民生費でございますけれども、それに入る歳出の振り分けということでの質問だと思いますので、本来、民生費のところではござい

ませんけれども、全体的なことでは御答弁できるようでしたらお願いしたいと思います。町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今、議長が大石議員におっしゃられたことでございますけれども、基本的にこの補正予算で国民健康保険の積立金について、どうのこうの関係ございませんで、お答えする必要ないと思っておりますけれども。

○議長（藤田和寿君） 基金費のところでは積み立てを一般会計のほうでも積み立てをしている、財政調整基金へ積み立ても行っておりますので、その辺のところに至る過程においてということでもありますので、個々に限ったことではないと思っておりますが、どうでしょう。

理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 今回の繰越金をもっと子育て関係の予算とか防災関係に、基金に積み立てないで歳出予算を組んだらどうだというような御意見かと思っております。

まず、自治体の予算のあり方というのを議員にも御承知していただきたいと思っておりますけれども、まず、自治体の予算というのは自治法によって総計予算主義ということがうたわれております。その中で、当初予算のあり方でございますが、当初予算は1年間の歳入歳出を見積もって計上をすることと、そういうことになっています。

したがって、補正予算については見積もり切れなかったものとかそういうものを計上するというのが原則です。

したがって、今、補正予算をもってそういう措置をすればいいのではないかということでございますけれども、当町の当初予算の中では子育て支援、それから防災対策、そうしたものについては当初予算の中で、もう計上済みであるというふうに思っております。この補正予算をもって新たな施策展開を図るということは考えておりませんので、こういう予算になっているということでございます。

また、その繰越金、それから基金の考え方でございますけれども、繰越金というのはこの総計予算主義を用いている限りはどうしても出てくるという、そういう原理になっています。

したがって、その繰越金がどの程度見込まれるかというのは決算まで行かないとわからない。ある程度当初予算の中では見込みを立てて、繰越金も財源の一部として活用するわけでございますが、それが足りないという状態、歳入欠陥を起こすというようなところまでは見込むことはできないわけでございますので、どうしても決算が終わって繰越金を計上すると。この繰越財源を予測できない繰越財源をもって施策展開をしていくというのはなかなか無理があるというふうに思っておりますので、ここは一旦財政調整基金に積み増しをして、それで、しっかりした施策を練り上げた中でこれも活用しながら、翌年度もしくは今後の補正において展開をしていくと、こういうのが望ましい姿というふうに思っておりますので、そういうところでお考えいただければありがたいと思っております。

以上です。

○5番（大石 巖君） はい、了解です。

○議長（藤田和寿君） ほかに3款民生費についていかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

次に、4款衛生費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。
次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。
次に、7款商工費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。
次に、8款土木費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。
次に、9款消防費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。
次に、10款教育費について質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。
次に、12款公債費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。
次に、13款諸支出金についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。
以上で、第59号議案についての質疑を終結します。
ここで暫時休憩とします。
休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前 9時15分

再開 午前 9時17分

- 議長（藤田和寿君） 暫時休憩を閉じ、会議を再開します。
ただいまの出席議員は12名であります。

◎議案第53号の質疑

○議長（藤田和寿君） 日程第2、第53号議案 平成29年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出の決算の認定についてを議題とします。

これから第53号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

◎議案第54号の質疑

○議長（藤田和寿君） 日程第3、第54号議案 平成29年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第54号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

国民健康保険事業の基金残高について、関連して質問をいたします。

基金残高の27年度末では1億3,000万余、28年度末では1億9,000万円余、29年度末を見ますと2億8,000万円を超える基金があります。

3月の定例議会の中では30年度が国保事業が制度が変わりまして、その関連で町の国保の基金条例の改正をされました。その中では基金の目的がこれまでの医療費の増減や経済変動や財源不足に備えるためというふうな目的があったわけですが、それから健全な運営を図るためというふうにも目的も変わりましたし、それから5%を積み立てるといこともなくなりました。これは30年度からの条例改正ではありますが、29年度決算において、こうした事情の変化を背景としながらも、2億8,000万を超える基金が積み立てられた、要するに会計の残が生じたということの背景について、なぜこうなったのか、その状況について説明をいただきたいと思えます。

○議長（藤田和寿君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

今、議員がおっしゃったように30年度に制度改正がありまして、ちょっとやり方変わったんですが、今までは保険給付費に充てるために先ほど議員からもお話ありましたとおり、国保の課長通知によりまして、過去3カ年の保険給付費の平均の25%を有するとか、また、町の基金条例によりまして5%以上積み立てることとかという決まりがあった中で保険給付費の支払いに不足が生じないように今までは積み立てを行ってまいりました。

それこそ、国保課長通知の過去3カ年の保険給付費の平均の25%を有するというところでいいますと、当町の場合ですと、金額にすると約4億5,000万ほどになるかと思いますが、不

測の事態に備えまして基金の積み立てを行ってまいりまして、今回の補正で1億5,000万ほど積み立てるわけですけれども、それによって、基金の保有額が4億3,000万ほどになりまして、保険給付費の支払いには心配ないような金額にはなっておりませんでした。

しかしながら、この制度改正によりまして、国保の財政の運営が県へと移りまして、保険給付費は全額、県から交付されることになりました。ですので、保険給付費の支払い額の不足を理由とした基金の取り崩しなどは必要がなくなってきました。

今回、ちょっと補正にも絡みますが、また積み立てを行うわけですけれども、ここまで高額になったというのは今言ったように保険給付費の支払いに困らないように積み立てを行ってまいりまして、今回の積み立てにつきましても、前年度の繰越金、前年度といたしますと、今29年度決算ですけれども、29年度中はその保険給付費の支払いを町が行っておったわけですので、その支払いに困らないように予算計上をしております。

そこで、29年度決算で繰越額が生じたので、その繰越額から償還金などの必要な分を除いた残りを繰り越すということになっています。その繰り越しも基金条例によりまして、確実に有効な管理の仕方をしなければいけないということで決まっておりますので、この繰越金についても基金に積み立てることといたしました。

最終的には4億3,000万ほどの大きな金額になってしまっております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

これでの制度の流れから行けば、今の説明をいただいたとおりだというふうに思います。

しかし、29年度末の基金2億8,000万を超える金額について、加入者1人当たり割り返しますと、4万4,000円というふうな数字も出るわけですが、こうした基金が増えてきた理由の一つには平成26年度に均等割額1万2,000円を2万4,000円、倍額したということの結果、そうした繰越金が増え、あるいは基金も毎年度増えてきたという結果になっているのではないかなと思います。そうした加入者への負担の増の結果、こうした基金が増えた結果になっているのではないかなと思うわけですが、そうした負担と、それから要するに健全な国保会計の維持ということの関連から見ると、ちょっと今まで取り過ぎていたのではないかなという気がするんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（藤田和寿君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

繰越額が出て、それを積み立ててきて、それが今のこの大きな金額になったわけですけれども、その繰越額が多く出たというのは決算での結果として、保険給付費を見込んだ中で皆さんが余り病院にかからなかったとか理由はあると思うんですけれども、低く抑えられて、そのおかげで保険給付費、療養費がたくさん余ったと、その余ったお金を今後、保険給付費の支払いに困らないように積み立てていくということですので、あくまでも結果で不用額がたくさん出て、それを積み立てたということですので、多く取り過ぎたとか、たくさん余り過ぎたということではないかと考えております。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

予算の立て方からいけば、当然当初予算から決算で残ったお金ということで、その話はよ

くわかります。

しかし、逆な面から見ますと、今の医療給付費の抑制という話もありますが、毎年基金にお金が貯まってきているということになれば、その給付費以外の特定健診やあるいは保健事業活動などそうした活動のほうにもっと力を入れて予算をふやしていけば、もっと医療費の抑制につながるのではないかなという気もしますが、そうした事業予算の立て方が少なく見積もったのではないかな、もっと中身を充実していけば、もっとそうした事業展開がしっかりできて、繰越金や積立金についてもそれほど増えることもなかったのではないかなと、これは逆の見方ですが、そうしたことも言えるんじゃないかなと思いますが、29年度事業の中でそうした事業が足りないというお考えはなかったですか。

○議長（藤田和寿君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

国保の特別会計の中でできる事業を人間ドックの助成とか保健の事業でいいますと、特定健診の無料化とかを行っておるわけですが、それ以外に事業で何か足りなかった事業がなかったとか、そういうことは考えておりません。

実際、特定健診も人間ドックも予定していたよりも残念ながら予算よりもちょっと執行率が低いという状況でもありますので、特に事業が少なかったとかということは思っておりません。

○5番（大石 巖君） はい、了解です。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

決算書の45ページの特定健康診査等事業費ということで、今も大石議員の質問の答弁もありましたけれども、執行率が61.1%ということで、これ全協でも中身をちょっと確認したんですけれども。受診者が少ないということで、それでも日曜日にやっていますよというふうに伺いました。

実際、国民健康保険に入っていて、平日仕事をやったりして、なかなか受診できなくて、日曜日にやってくれる、本当にありがたいと思うんですよ。そういう中でPRの仕方が悪いか日曜日にやっているって、この間、日曜日に何回やっていると聞かなかったのだからですけども、そういう中でできるだけ国保の受診率を上げるためにこれをもとに今後、日曜日もたくさんやっていただければ、自分の考えですけども、そうすれば、なるだけ受けてくれる人も増えるんじゃないかなと思いますが、それも日曜日にやっているよということをきちんと知らないと受けることもできないと思うので、その辺で今後、受診率を増やすために、毎年同じくらいの平日の受診率が日曜日にやれば、それ以上増えると思うんですけども、そういう形の中で皆さんに受診を促すための広報というか、そういうことは何か今後考えているのか、お伺いします。

○議長（藤田和寿君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

特定健診につきましては、結果として出ているとおり執行率が少し下がってしまって、残念な結果にはなっておるんですけども、今、話もありました日曜健診につきましては、こちらは29年度には12月に一度行っておるんですが、これは健診がその年に始まる7月から11月ま

での間の未受診者を対象に行った日曜健診でございまして、結果としては13人という少し少ない結果だったんですけれども、こちらにつきましては健診を行う医療機関がなかなかなくて、去年もちょっと協議をして、聖隷さんにやっていただいたんですけれども、聖隷さんも特別に日曜日ということで、何回も回数をこなしてできるというのではなくて、回数も限られておりましたので、7月から11月までの誰でも来ていいよということではなくて、7月から11月までに受診をしていなかった、また、受診をしていない方を対象に12月に日曜日もありますのでということで、通知を出しております。

今後につきましてはですけれども、今予定しておりますのは同じ聖隷さんで12月にやはり一度日曜日にやっていただけるということで、約束はいただいております。

このPRにつきましてもやはり日曜日という通常は医療機関も休みの中でやっていただくということですので、健診をできる数に限りがありますので、今のところは今までの未受診者を対象にした健診にしてほしいということで話は伺っております。

このPRにつきましては、未受診者を対象にしておりますので、未受診者個人に健診のキットと一緒に通知を送ってお知らせをして、それで来ていただくとような形に昨年もしておりますし、今年度もする予定でございます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

健診をしてくれるところが日曜日にやってくれんとそれまでなんですけれども、仕方ないんですけれども、もし、それが考え方変えて、平日の時間をちょっと延長してもらって、その診察してくれる医師が残業とかそういうことになるかもしれませんが、皆さんが仕事終わってからちょっと帰りがけに寄れるとかそういう形にしたら、また違うかなと思うものですから、そういう考え方というのはいかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

今、お話のありました時間外の健診ですけれども、こちらも受診率を増やす一つの大きな施策ではあるかと思っております。私どももそれも考えてはおりますので、今後、医療機関と、またなかなか時間外にもやっていただけるという話でまとまっていないものですから、今後、医療機関に協力を仰いでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

とにかくこの受診率を増やして、皆さんが早目に自分のぐあいを自分なりに理解して、早目に診察を受けてやるのがほかの今度、健康保険とかそういうことの医療費につながっていくと思うものですから、要望になりますけれども、また、今言ったような形で、まだ全然話し合いはしていないようでしたら、少しでもその受診率が上がるようなその方法を考えて協議して、よりよい方向に受診率を上げるような方向に持っていただきたいと思っております。

要望になりますので、答弁要らないです。

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 参考資料のところ41ページ。

保健事業活動費ですね、ページ数は42になりますけれども、表の中の表の分析です。

実はこの前年度と比較させてもらって、そうして見えてきたものは昨年度より多少落ちているという結果がここに出ているわけですね。その中で圧倒的に多いのが人間ドックと脳ドックの検診の数が圧倒的に多いと。その中で、29年度で当然健康とかそういうものに向けてこういう検診とか、そういう予定をしてやるわけですが、恐らく29年度で吉田町では当然その目標の数、そういうものを持って、やると思うんですけれども、結果的にどのような分析をしたのかというのはありますか。

○議長（藤田和寿君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 人間ドックにつきましては、年度当初の広報で全戸配布でカラー版のお知らせを送ってPRはしておるんですけれども、結果、前年度28年度よりも29年度が若干ですが3人ほどですが、合計では件数が減ってしまったということになっております。

この減ったことですが、特に実際にはなぜ受けないのかとかということとは直接アンケートをとっているとか、お客様に理由を聞いているわけではございませんので、なぜこのように落ちてしまったかというのは把握はしておりませんが、当初の当課で予算計上した実績よりも受診していただける方が減ってしまったということで、今後、またPRもしっかりとしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） すいません、今質問が抽象的過ぎちゃって。

実はこの表を比べて見ていくと、人間ドックプラス脳ドックが圧倒的に今言ったみたいに多いと、数がね。それでそのヘルスポートというところで一番数が飛び抜けているわけですが、要するに、そういう何を分析する必要があるかというのは、なぜそこに集中して行くのか。恐らく周りがどこかに何が足りないのかということでやっていくことが必要だと思うんですよね。

要するに、本当はことし、がんのステージと生存率が初めて出ましたよね。あれを見ていくと、こういうものの重要性がこれからもっと高齢化していきますので、非常に重要性が高くなってきていると、そういう認識は当然持っていると思うんですね。その中で、実は言おうとしていることは、こういういろいろ分析をしながら、それと周りの情勢を見ながらやっていると、非常にいいものとか、いい試しをしているところが新聞なんかで報道されると。特に、今回この焼津市立病院で被爆しないがん検診というのが朝日新聞に出ていました。それが焼津はもうふるさと納税でということで、いかに基本的にそういう健康を保つために方法を考えたということですが、この被爆をしないがん検診、要するに今までは放射能を使ったり、あとはバリウムを飲んで非常に苦しい思いをするだけですが、そういうやつが出てきているものですから、そういう中でそういう分析とともにこういうものが必要じゃないかということでお聞きしたわけですが、この辺の当然こういう情報は入っていると思うんですが、そういうものに関しての吉田町のこれからの方向とか、それをこの辺で要望とかそういうものになるだけですが、やっていただきたいなど。

こここのところ焼津市立病院の件数が出ていますけれども、焼津市立病院がすごい少なく、高齢者のやつもゼロと、ほかの分野ね、見えると思うんですから、そういうものをこういうい

いやつができたのに関して、これから当然取り入れていくとは思うんですけども、その辺のこの分析をした結果、それと色々な情報を得た結果、これが吉田町が当然PRを含めてやろうとしていることというのは、どういう形でこの中から目標を定めるというか、この結果が出て、そしてこの結果からこういうものを取り入れていくのかというのをしっかりと考え方を聞きたいと思ったんですけども。

当然今、こういう非常に素晴らしいやつが出てきていますので、こういうものを含めて、これからこれを踏まえた吉田町の方針とか、そういうのをもっとどうして考えていくのかというのをちょっと、意気込みというかこれからの決算を踏まえた予定を聞きたいなと思ってはいるんですけども、その辺でもし返事ができるようであれば、いただきたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 御答弁よろしいですか。

町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

人間ドックにつきましては、病気の早期発見、それが医療費の抑制につながるということで、とても重要な役割を担っていると思っております。

ただ、それぞれ病院によって今おっしゃったような先進的なものを取り入れたりとか努力はしていただいていると思うんですけども、このどこで誰が受けるかというのは御本人の希望によるもので、その申請を受け付けて、町で予約をとっておるものでございますので、この病院の受診率をもっと上げなければとか、個々の受診率ではなくて、全体の町としての人間ドックを受診する全体の受診率の向上のためには、PRをもっとしっかりしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） その御答弁ともう一個、放射能の低レベルのそういった先進的なものもあるもので、そういったものをPRしていかないかということも2点あって、その中にも含まれていると思うんですが、そちらのほうはどうでしょう。

町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

放射能に関してのそういった宣伝ですね、そういったことはPRも一つあるのかなとは思いますが、それに限ったことではなくて、町としては繰り返になります、全体の人間ドックの受診率の向上のためのPRは今後していきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） よろしいですか。

○6番（山内 均君） いいです。わかりました。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

決算書の8、9ページになるわけですけども、健康保険税の税収入ということで、29年度は収入の未済額が2億円余り、収納率としては92.16%という、そういうことは出ております。

全員協議会のときにお聞きをしまして、平成29年度は未納者が797人だということで、その収納率が29年度下がった理由としましては、国保の脱退者の手続が残っている分とか外国人

の出国、転出の手續の関係で収納率が若干下がったというような説明を受けたわけでございます。

やはり国保の特別会計の大事なこととしては、国保税をきちんと収納するということにあるというふうに思います。それは税の公平感からもそうだというふうに思っておりますけれども、こうした29年度収納率が下がった理由を当課としては分析をされている。今後についてやはりこうしたところの対策、要するに未納を増やさない対策ということでお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

収納率の向上につきましては、常々向上を目指して収納をしているところではございますが、29年度の収納率が下がった理由といたしまして、先ほど議員さんがおっしゃったように社会情勢が雇用情勢も改善が続けていることからお勤めになる方が社会保険に加入される方が増えてきて、その社会保険に加入される場合には国保には御本人様の脱退の手續が必要であることから、その脱退の手續をなかなかされていないお客様が多いのではないかと考えております。

これからにつきましてでございますが、国保の加入の際にも社会保険に入った場合には必ず国保に脱退の手續をしていただくようなPRをもう少し強めていくとか、あと、未納者の方の相談があった場合には今現在も国保に加入しているかどうかということにつきましては、御相談のときに必ず確認をしております、それから御本人様が国保に入っているような状況であると判断された場合にはそのお勤め先の会社にも国保に加入しているかどうかという確認をさせていただいた上で会社の方からも御本人様に国保の脱退の手續をしていただくようにお話しさせていただくように依頼もさせていただいているところでございます。

今後につきましても、国保の脱退の手續にはお客様御本人で足を運んでいただく必要があるということは重ねてPRをさせていただいて、少しでも収納率を向上させていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

不納欠損のその理由についてもお聞きをしておりますけれども、もう一つとしては外国人の出国によって、その後が追えないと、未納の収納も図れないし、場合によったら不納欠損に上げなくてはならないという状況もあるということもわかっておりますが、こうした吉田町の人口統計調査を見ますと、またしばらく下がっていましたが、外国人の方もまた若干、吉田町に転入されているというところもありますので、この外国人に対して国民健康保険のその周知といいますか、出国をしてそれで終わりということにならないようなそういったところの対応策も必要ではないかというふうに考えますが、その点についてはどのようにされますか。

○議長（藤田和寿君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

外国人の方が出国した場合には執行停止の要件ということにはなりますので、執行停止にはさせていただきます場合がございます。

ただ、その場合におきましても、必ず財産調査は行っております。その方の源泉徴収票と

かわかるものがございましたら、必ず調査を行って、預金調査等も行った上で預金があれば差し押さえもさせていただきますし、そういう手続はさせていただいた上で執行停止なりの処分はさせていただきます。

また、外国人の方につきましても、加入の際にはできるだけ手続について御説明もさせていただきますところでございます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

29年度の決算でございますけれども、こうした収納率が若干下がっている理由というのはよく理解ができましたが、30年度に入りまして広域化されまして、しかしながら、収納については収納率の向上を目指していかなければならないというふうに思っております。

滞納処分をする前に預金調査を行ったり、分納相談を行ったりということは取り組みとしては大変評価できるものと思っておりますけれども、こうした町民課と税務課というふうにまたがっておりまして、被保険者は町民課の管轄になって、そこで出はあるわけですので、町民課としてもその税収が確実に入ってくるような課の連携というのが必要ではないかというふうに思いますし、広域連合化したときにその収納率が上がったことに対して、町へのメリットもあるというふうに思いますが、その点については町民課長としてはどのような考えでやっていかれるのかちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（藤田和寿君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

町民課としましては、国保の資格ですね、国保の加入、脱退の資格の手続を窓口でやっているものですから、その際に特に加入のとき、納税するには口座振替が一番有効だと考えますので、口座振替というものもありますし、また、コンビニ納付というのも始まりましたので、その辺のPRを、今もしていますが、今後も今以上にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

◎議案第55号の質疑

○議長（藤田和寿君） 日程第4、第55号議案 平成29年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第55号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

◎議案第56号の質疑

○議長（藤田和寿君） 日程第5、第56号議案 平成29年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第56号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

介護認定者が1,000人前後で推移をしているわけですが、介護保険法に変わりました、特別養護老人ホームへの入所条件というのが要介護3以上というふうなことになった結果、その3に至らなくても家庭の事情でぜひ入所させてほしいというような人もいるわけですが、そうした家庭事情あるいはそうした要介護3に至らない人でも特養に入所したいという人が入所できないような状況というのが生まれているのではないかなと危惧をするわけですが、そうした状況というのはどうでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

議員がおっしゃられますように特別養護老人ホームへの入所に関しましては、介護3以上の方で入所ができるような形になっておりまして、介護2であるとか1であるとかといった方につきましては入所を新規に行うことは基本的に行っておりません。

介護3になっていた人が再認定の調査をしたところ、介護度が2に変わったという形で、自立度が少し上がっていますよという方に対しましては、すぐに退所を促すわけではなくて、次の施設を現在今入所している施設と家族と相談しまして、施設を探すような作業を行っていただいております。その期間につきましては、しばらく入所、滞在することもあるかと思われませんが、介護保険で入れる施設の中で特定施設というものもありまして、有料老人ホームの一部なんです、そちらのほうに入所していくような相談をかけた、町のほうもこういった施設もありますよといったことも施設と御家族に説明をさせていただいて、介護がこれからも継続できるような施策について御相談をさせていただいております。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

要介護3に至らない人でもそうした家庭の状況などをしっかり相談をさせていただいて、御本人、それから家族の皆さんが負担にならないようなそうした状況、介護の施策についてしっかりやっていただきたいと思いますが、同じように要支援の方々が地域包括センターへのそうした業務が増えてきていますよね。この包括支援事業の決算額、これは社協への委託で事業をやっていますけれども、この決算額が28年度と比べても、ほぼ同額ということになっておりますけれども、事業の業務量、あるいは幅も広がっているんじゃないかなと思いますが、社協への委託の予算が同じというのはちょっと社協が大変じゃないのかなという気はしたんですけども、そうした実情について伺いたいんですけども。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

29年度につきましては、議員がおっしゃられましたように要支援の方であるとか、事業対

象者という方が発生することを多くなることも予想しまして、職員の増員についての予算の確保を行いました。

特にケアプランを作成していただくケアマネジャーであるとか、職員のその辺の増員の予算をとらせていただいて、職員のほうは増員ができたところです。

今、議員がおっしゃってくださったように、予算的には包括的支援事業費といったところの不用額が発生したことと昨年とほとんど同額であるのがどうしてなんだろうと思うんですが、支援の方のケアプランを立てていただきますと、プランとしての報酬が国保連から入ってまいります。予定よりも多くプランを立てていただいたことから、国保連から入ってくる収入というの増額になりました。それと総合事業におきます事業対象者の方のプランにつきましても同じようにプラン代が包括支援センターのほうに入ってきておりますので、その分につきましては、先ほどの包括的支援事業費の中では見えてこなくなる場所です。事業費としてはたくさんやっていただいて、もちろん職員も宛てがって、忙しい中ですがけれども、プランの相談も請け負ってやっていただいているところでございます。

○5番（大石 巖君） 了解です。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

説明書の25ページお願いします。

任意事業費の中の介護相談員派遣事業を行っているわけですが、その中で報償金という形で支出がございまして。この報償金の制度について、町のホームページの例規の中で見ましても、そういった介護相談員派遣事業実施要綱であるとかというのを見ても、その報償金については特に触れられていないんですが、報償金の制度というのは当町独自のものなんでしょうか。

厚労省のホームページを見てもそうしたものが支出するとか、してもいいとかというようなものもないんですが、どういったところでこの報償金というものが出てきているんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

議員がおっしゃられますように任意事業費の中に介護相談員という方の報償費のほうをつけさせていただいています。任意事業でございますので、町で行う事業としてやるべき事業ではなく、任意でやってもいいよといったプランの中の一つの事業になります。

国で示すことが、単価とか示すことはないものですから、1時間につき専門職が就業していただく時間ということで、実績に応じた額を今回報酬として支払いをさせていただいているところです。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

了解しました。

その金額の設定というのが今言われたように専門職で半端な金額が規定されているからということよろしいですか。

この相談員の方が28年度は7人で、今回8人に増えたということで、一応縛りは2年という形であるかと思うんですが、相談員の方のこの継続することもできるということでもあります。

ので、新しい方が変わっているとか、そのたび、いろんな研修を受けなきゃいけないんですが、そういったことも新しい方も入っているということでよろしいでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

議員がおっしゃられますように研修のほうも受けていただいているところですが、新規の方につきましては新任研修、継続で何年もやられている方にも現任研修等の研修を受けていただきまして、28年度には3人の方が新規の研修で新規登用したところですが、29年度に1人、新規の研修を受けていただき、8人になったということになります。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

効果のほうを見ますと、介護サービスの質が上がったとかということがあるんですが、特段、町内のそういった事業所で指摘があったことがあるのか、大きな問題があったのか、なかったのか。何もなければ、それはそれでいいとは思いますが、そうした相談内容、もちろん明かすことはできないんですが、主に何かそういったことがあったのか、なかったのかということをお願いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

各事業所に毎月回って行っていただいているんですが、1人ではなくて複数人行っていただいている、利用者さんの声も伺っていただいたり、実際にお風呂の入浴をどんなふうに行っているかなといったところも確認させていただいたことが、あと、ちょっと時間を変えまして、お食事時間、お昼の時間にも行っていただくなど、工夫をしていただいて、食事の介助を誤嚥、むせがないように行っているかといったところもちょっと確認をしていただいたところです。

気になるところとかは、どうしてこのようにやっていますかといったところも声をかけさせていただいたり、1年間まとめて実績としてこのような声を現場に行ったときに伺いましたよといったところも事業所にちょっと返らせていただきまして、どこの事業所ということは明記はしないんですが、やっているところがあって、好評のところもありますといったお声も事業所に返らせていただいているところです。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 最後にします。

今回8名ということですが、町として、この相談員の方というのはどれくらいの人数が適正であると考えておられるのでしょうか。まだ8人では足りなくて、もっと募集をかけなきゃいけないとかという状況にあるのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

8人の人数が適正かどうかといったところと、これからの予定といったところだと思うんですが、今、月にお一人の方が3回から4回ぐらい施設を回っていただいております。その方も専門職でもあるものですから、実際にはボランティア活動もされていたりとか、忙しい方もありますが、これ以上の事業所が増えることがなければ、今の人数でお二人がペアで回るには1人の方に負担がかからずというような形でやっていただけていることと、経験の長い相談員さんと新しい相談員さんとありますので、長い方が新しい方と一緒に訪問していただいて、様

子を見るところ、ポイント等も一緒に話をしたりして、動くことができているものですから、今8名が新しい方、長い方といった方がうまくバランスがとれて実施できていると感じております。

○12番（増田剛士君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ほかはいかがでしょうか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6ページ、表を見ていただけますか。

全協の中でもちょっとお聞きをしました。それで、この表の見方がいろいろと課長から話を聞いて、だんだん難しく、今この介護制度自体も頻繁に今ちょうど変わりつつあるというか、常に変わってきますよね。

その中で、この制度というのはいし介護が必要になったときに、皆さんがどうしたって便利というか安全に使いたいと、多分そのためにこういう制度ができているということはよくわかるんですけども、ただこの中の表の見方で非常に難しいのが、例えば、今この上で24年というのを見てもらうと、ずっと件数14とか調定額とか入っていますよね。それで、前年度の数字を見ていくと、60件からずっと行って、金額が不納欠損の額までが入っているんですね。このときが、ゼロになっていると。要するにこれがそれぞれこの表を見ていくと、結果的に何が起きているのかというのが非常にわかりにくいんですよね。要するに、この介護の収納率も書いてありますけれども、すごく低く納まっていますよね。

そのときにちょっと教えていただきたいのは、この中で皆さんが安全に使うために要するに滞納の話を聞いていくと、どうやら2年間で限度であって、2年を過ぎちゃうとそれは次からはもう2年までが1割、それを過ぎちゃうと後は10割という話を聞いたんですけども、その辺のその制度的なものというのをちょっと教えていただけますか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

決算書の説明の様式についてはわかりにくくて申しわけございません。介護保険そのものも複雑になってきて理解がしにくいところで、議員さんにも何度か説明させていただいてもちょっとわかりにくいところが多いかと思っております。

議員さんおっしゃられますように2年を過ぎますと不納欠損という形で行っておりますので、こここのところに不納欠損額を載せさせていただいております。1年以上滞納しますと、ペナルティーという形がつくということと、2年以上たちますと、全くサービスは使えないわけではないんですが、サービスはいろんな期間、計算があるんですが、期間に応じて御本人の負担をしてもらいながらサービスを利用することができるものです。

町のほうとしましても、この不納欠損になってしまう2年間で、サービスが思うように使えなくなってしまうといったところの説明につきましては納付書をまず送付するときに、注意事項を郵送で1回目送らせていただきます。

ただ、用紙ではうまく理解ができにくい方もいらっしゃると思うので、また、滞納が生じたときに滞納を生じていますよといったことで、説明の文章を送らせていただいたり、お電話を入れさせていただいております。

それでもやっぱり滞納がある方で2年になってしまうと困るので、その前に訪問をしたりですとか、お通知をさせてもらったり、お電話をさせてもらったりという形で、再三介護保険

制度2年たないうちにはこの滞納分を何とか少しでも計画を立てて、返納していきましよう
ということの分納誓約のほうのお話もさせていただいたりとかで、先ほど議員がおっしゃられた
使うときに安全に使えるようにといった制度になるように町でも工夫をしているところです。

今回、滞納になられている方たちは基本的には普通徴収といった区分けの方になります。
普通徴収というのは年金では落とせない、引き落としができない方になります。年金で引き落
としができない方が29年度では6.4%の方が対象になってきております。対象者としましては、
全体の一部にはなりますので、大きな町ではないものですから、町のほうからもう少し丁寧な
説明も必要かなということは考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 聞いていけば聞いていくほど複雑でわからなくなってくるんですけれ
ども、ただ、今言ったみたいに我々は年金のなんか強制的に来ますよね。それはそれでいいん
ですけれども、例えばですよ、年金の中で強制的に徴収される前に、例えば3年くらい前にそ
ういう滞納あって欠損やったと、そうすると、その効力ってそこですごく落ちるわけでしょう。
要するにかかる費用が。そのときにあらかじめ、例えば、年金から今度は徴収するようになった
ときに、そこに制度の非常にギャップというか矛盾というか、要するに途中やっていくと1
回2年過ぎると、それは使うに当たっては全額、かかった費用は払ってくださいと、そういう
制度のもとで途中から払うことができたり、例えば気がついたときに払いますよとあって、当
然、病気になったときとか年をとってくると、そういうのを考えたときに今説明された制度の
中に、そういうものの救済というか、そういう情報とか何というんですか、守るための制度と
いうのはここには発生はしないんですか。要するに、1回滞納しちゃうと、そのからくりが非
常にわかりにくくて、ちょっと教えていただきたいし、これみんな年をとってくると、みんな必
要なことになるものですから、ひょっとしたら自分も可能性としては見てみないとわからない
ということがあるような気がするんですけれども、その辺はどうなんですか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

議員がおっしゃられましたように一定期間2年以上の滞納が生じた部分につきましてサー
ビスが全く使われないというわけではなく、使うことはできます。

ですが、サービスを利用する際は、一般的な方につきましては1割負担で御利用ができる
ところを3割まず事業所に支払いをしていただいて、普通の方よりもペナルティーのついた形
で御利用することができます。この3割につきましては、計算式がございまして、どれだけの
期間、滞納していた分の期間から計算した計算式によられるものなんです、例えば、1年で
あったりとか、半年であったりとか3割の期間が続きますと、その計算が終わりますと、
通常の1割でサービスが利用できるというような形になりますので、全くサービスが使えない
わけではないんですが、ペナルティーがついた形でサービスを使うことになるものですから、
なかなか生活をしていく中でペナルティーついてという大変になりますので、早目に2年ま
での間に少しでも払うような形の分納誓約等をお願いしてという形の御依頼をしているところ
です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 聞いたとおり非常に難しく、先ほど言われた徴収の紙を配るときに

説明書を添付しますよと。こうやって聞いていても恐らくわかりましたというところまで行く人って、なかなかそれに精通している人じゃないとできないと思うんですね。世の中にはほとんどそういう人たちがいなくて。そうすると、そういうところで、これは資料で配布するだけじゃなくて、やっていかないと若い人たちが忘れたかもしれないし、できなかった場合も気がついたときにはできなかったと。さっきのペナルティーがどういうものかちょっとわからないんですけども、ペナルティーの説明を聞きながらそういうもののさっき言った途中でやったりとか、それをできますよというPRの仕方を、これよほど頻繁にとというか、わかりやすくというか、そういうのをちょっと出してやらないと、恐らく聞いていて、すぐ理解できる人って少ないと思うんですね。

それともう一つは、文字は基本的にはなかなか読まないじゃないですか。その辺も含めて、もうちょっとこれから町が当然この収納率であるとか、欠損であるとか、これをなくすことが最大の目的になりますし、その目的の向こうにはそれを有効に使える、いざというときに有効に使えるためにやるわけですから、その辺を含めてその一つはペナルティーと、それと、これからの何をしなきゃいかんかというやつを、多分考えていることはあるんでしょうから、それもちょうとお示しいただければと思いますけれども。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

介護保険制度も18年を経過したところですので、初年度は皆様に新しい制度ですということで説明がたくさんあったかと思いますが、随分年月もたってきておりますので、議員がおっしゃられますように説明する機会というのを当課でも検討しているところです。

介護予防事業を行う際に、来ていらっしゃる方65歳以上の方がおりますので、その方たちにも割合的には少ない方を対象にはなりますが、皆さんが制度を理解していただいて、介護予防事業を使っていたりということも考えまして、65歳になった方を例えば集めて説明会を開くとか、新たに説明会を開くというよりは参加をしている方から説明もさせてもらったりといったような、少し介護保険システム全体につきましても説明をさせてもらうような機会を当課で検討しているところでございます。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） これで最後にします。

説明の中では何とかわかってもらわなきゃならん制度だと思うんですけども、それをしっかりやっていただくと同時に、この表の数字を見ていったときに、年度ごとに毎年過去10年くらい前からどんどん変わるわけですね。その辺がちょっとなかなか解せないところなんですけれども、その調定額であるとか、そういうのは基本的には毎年審査とか何かして決まっていくわけですか。そして、そのやつはどこで、要するに、お金の流れがすごく不透明な感じがするんですけども、この表だけ見るとね。この表だけ見ると実際には全然もう見えてこないんですけども、その辺はどうなんですか。

○議長（藤田和寿君） 具体的にどういったところが不透明かと言っていたらいたほうが答弁がいいと思いますが。

○6番（山内 均君） そうですね。

一つの調定額をやっていたときに、皆さんが今見ている21年度からずっと数字が出ていますよね。ちょっと読み上げてみますけれども、21年度2万2,300円でしょう、22年が5万

7,750円、23年が2万7,100円、24年が12万8,465円と、25年が31万、26年が57万、27と28は2年前ですからね。ただ、その前の年の今やっていくと、21年が2万2,300円に対して、前の年でも公表に関しては3万1,350円と、ここにかんがりの数字ありますね。

もう一ついきますかね。22年は同じなんですね。一番差があるのが25年が今言った29年の決算が31万5,220円と、それが前年度の決算が47万8,230円、そのくらいの開きがあるものですから、その開きが今言った金額にどういう形で反映されていくのか。要するに、どこかに出るわけですね。出てこないと流れがはっきりしてこない。その部分でのお金の流れというか、見える部分での公表というか発表というか、公にするものというのはどういう形で出るんですか。それちょっとわからないものですから、1回それだけ最後に。

○議長（藤田和寿君） 調定額が変わる理由ですか。

○6番（山内 均君） そうですね。毎年変わっていく理由を、ずっと変わっているんですよ。調定額が変わることによって、それが全部に変わってきますからね。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

前年度と調定額を比較して29年度の数値のところ、数字が開きがあるという御質問だと思いますが、28年度に例えば、28年度の決算書を見ますと、21年度に調定を3万1,350円上げております。収入が9,050円ありますので、そこから調定から収入を引きます。この年は不納欠損で落としている額はないので、残った未納額というのが2万2,300円になります。この未納額が29年度の説明書のほうにあります21年の調定額に上がってくるというものになりますので、前回報告させていただいた報告の説明書と比べて実績で動いておりますので、金額が調定額から収入した分が差し引きされて、次の年の調定額へ移ってきているという表になります。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今、聞いてもなかなか難しい問題ですから、ちょっと勉強しようとは思いますが、今言ったPRの、これは非常に重要なPRになってくると思うんです。そのPRをこれからどうしたいかというやつがもしあって、見ている人もいるかもしれないし、表へ出てきますので、それを周りの人たち、使う人たちに認識をしてもらうためにもちょっとこれから何をするかというですとか何をしたらいいとか、その辺をちょっと、これを踏まえたこれからの予定をいただければと思いますけれども。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

先ほども少し説明させていただきましたが、システムについての説明につきまして町民に書面ではなくて、ちょっと対面してお教室のような形で説明会のほうを、もともとやっている教室でもできますので、そちらであったりとか、特にまた別に開いてという形でもできますので、説明のほうさせていただきたいと今、当課で検討しております。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩します。

再開を10時40分とします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時37分

○議長（藤田和寿君） 暫時休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
ただいまの出席議員は12名です。

◎議案第60号の質疑

○議長（藤田和寿君） 日程第6、第60号議案 平成30年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから第60号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

これは3月の当初予算のときの審議の継続になるわけですが、30年度から制度が変わるといって、県のほうから国保税の標準的な数字が示されました。

吉田町でも国保税の見直しということで議論がされてきましたけれども、県からの通知がかなり時期的に遅かったということで30年度の国保税の見直しがされずにそのまま来たという、私としてはこの県内で一番高い吉田町の国保税をぜひ引き下げのような方向での見直しをぜひやってもらいたいという気持ちはあるんですけども、この30年度の中でこの国保税の見直しがどういうふうに進められるのかどうか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 議員、補正予算のことですので、見直しをした結果、どこの歳入及び歳出の補正のところかということの具体的な言っていないと完全に関連質問になってしまうので、もう少し明確なところで御指摘をしていただいて、お考えを示していただきたいと思うんですが、再度質問をお願いします。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

この補正予算の中にそうした国保税の見直し、当然すべきであろう見直しについて予算計上されていないということについて、私は質問をしているわけですので、この項目のどこにあるかというのはなしに、この今年度の中でそうした見直しをした上で予算補正をするのかどうか、そこについて伺いたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

議員おっしゃるとおり、今回のこの補正予算の中には税率を考えたような補正は今回は行っておりません。先ほどの基金にも関係しますが、今後、税率の見直しも検討していかねばならない時期にはなっておることは自覚をしておりますので、今後、県の運営方針に沿った中で、また被保険者の皆様の御負担にならないような一番いい方法をまたしっかりと検討して考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○5番（大石 巖君） 了解です。

○議長（藤田和寿君） 今の答弁だと町単独で保険税の見直しができるようなふうにも聞こえますが、それでよろしいんですね。

町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

保険税の税率の見直しは町単独でできます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

◎議案第61号の質疑

○議長（藤田和寿君） 日程第7、第61号議案 平成30年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから第61号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

◎議案第62号の質疑

○議長（藤田和寿君） 日程第8、第62号議案 平成30年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから第62号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時44分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員は12名であります。

◎議案第57号の質疑

○議長（藤田和寿君） 日程第9、第57号議案 平成29年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第57号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

下水のこし金額と同時に先日の中で聞きました252人が軒数として何軒かということでお聞きしまして、その中でまず93軒が増えたということでお聞きをしました。下水道の場合はちょっと連続して聞いていくということになりますので、重複するかと思いますけれども、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

下水道工事に関しては毎年11億、12億ぐらいのものをやっています、29年度は11億2,185万643円が要するに93件を利用可能となった形としてやっていったと。下水に関してはいろいろ異論もあるかもしれませんが、現実的に単純に項目がどれ一つ欠けても私は成立されると思っておりますから、単純にやっていると、1,206万が1軒当たりかかっていると。そういうことが計算上、単純計算で出るわけですが、この毎年出ていく中で前年は1軒当たりは6,900、その前が1億、それぞれ理由はあると思うんですが、29年度に関しては実際に見ているところは道路よりも実際に1軒1軒が効率的にやってくれたのがわかったんですが、例年とことしと、去年とことしの違い、おととしとことしの違い、その違いの工事をやっていく中でその下水道課が感じたもの、要するに、仕事の中での進め方、進めることの条件とか、そういうものを含めて、どんな評価をしているんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

この公共下水道事業、昨年度についてですと、議員がおっしゃっているその総事業費に対しての1戸当たりのということら辺でおっしゃっているんだと思うんですが、単純にその解釈でいけば、28年度は1世帯当たり7,000万、29年度1世帯当たり1,200万程度にはなるんですが、先ほど議員がおっしゃったとおり、この総事業費の中には純粹につくったこの建設費と、29年度で言えば、28年度以前につくった過去につくった全てのもののランニングコスト、あと、建設費に充てている公債費も含まれているので、その辺の整理もあるかと思えますけれども、単純でいくと、そういう形にはなっております。

29年度につきましては、軒数としては93軒、28年度では16軒ということで、昨年度と比較すると昨年度は国道推進で横断したということら辺で戸数は増えていないんですが、今年度につきましては昨年度やったものの成果というか、それをその上流部に、背後に当たる部分になりまして、住宅密集地ということで今回は戸数が増えているという状況になっております。

今後その辺も踏まえて、背後がどうなっているかというのをしっかり整理した上で事業を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

29年度で特別というか、実際の工事を見ていったときに非常にいつもと違って、歩道に結構長くやったじゃないですか。それが29年度の特徴だったと思うんですけども、非常に多分舗装とか最後のことを考えると効率的にはよかったと思うんです。

そういう意味で今回の去年に関しては、今言った150号線を超えるのと、それと工事の途中にトラブルが起きてということで、そういうものがあつたんですけども、29年度に関しては順調な形で進んでいったという認識でいいですか。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

29年度につきましては工事の発注につきましてもほぼ発注どおりいきまして、部分によっては当初見込んでいなかった地下水とかいろいろ条件を変更してやったところもありますけれども、順調に推移することができたと考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

29年度のこの決算の部分に関しては非常にトラブルとかそういうのがなくという認識でいいですね。答弁はいいです。

それで、その後、次のページの3ページを見てもらうと、中でもやりましたけれども、これ大事なことからもう一度お聞きをしますけれども、この3ページと5ページの町単との合併であるとか全体をやっていったときに、単価が確かにかなりずれが出てくるんですけども、今言った順調の中でのずれ、それは29年度は出ているんですけども、28年度はもっと差が出るような気がした、工法とか場所によって。

この中で見積もりを出すときというのは大体が同じような条件で同じような公式の中に金額入れるでしょう。そのときにこれは入札の中での金額だと思うんですけども、この辺の差というのはどういう形で考えて、分析はしているんですか。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

工事のメーターあたりの単価が違うということら辺だと思うんですけども、下水道の管渠工事につきましては事業によって補助事業だけでできるものと、補助事業と町単と合わせて発注しているものがありまして、それでメーターあたりを出せば、ある程度の範囲にはなると思うんですけども、このメーターあたりの単価で大きく変わってくるのが、条件としては地面からの深さが違うだとか、地盤の土質が違うとか、あと一番大きくメーター単価で差が出てくるところが地下水の抵抗、ウエルポイントを設置するかしないかということが大きく関係してしまっていて、それによってメーター単価が変わってきてしまいます。吉田町の特徴でもあって、地下水が多いというか、その関係でウエルポイントをやっているところの影響を受けて、メーターでの単価が違っているのが一番大きいです。

あと、それこそ先ほど議員のほうからありました歩道に出るか、国道、県道に出るかというところで、舗装構成も変わってきますので、あと、交通量でも変わってきますので、その辺

で差が出ているようにはなっていると思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今の単価にはね返る、29年は非常に順調にいったと思うんですけども、28年には時々入札率が100に近いやつが出てくるじゃないですか。そういうのを時々見かけるものですから、今回はその入札の率まではやっていないもので、ちょっとそこには触れませんが、そういうときに入札の時期というのは業者にとって、物すごくやりにくいとやりやすいときと、要するに年度末の工事が決まっているものですから、去年、おととしのように詰めてやって、人を集めたりとか、無理に工事をするためにいろんな条件をクリアしなきゃいかんとか、そういうのがあるんですね。

今回の29年に関しては、入札率というのはちょっと触れませんが、契約のそういう意味での無理な契約とかそういう単価が業者としても余り詰まる仕事に関しては非常に厄介なものになってくると思うんですけども、そういう点での29年度の成果というのは順調だったですか。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

29年度につきましては28年度も踏まえた上で、ほぼ上半期、ちょっと細かいことを言うと、10月6日ということになってしまうんですけども、その時期でほぼ発注ができました。

民間工事に伴って下水道を布設して出てくる工事とかは年度中の民間工事との調整で発注していますので、それは下半期になっているんですけども、当然延長も短くて、町の発注見通しでできるものではなくて、民間との調整の中でやっていることであるので、それは下半期に出ているものはありますけれども、29年度については28年度の状況を踏まえて、下水道は順調に発注することができていると考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

◎議案第58号の質疑

○議長（藤田和寿君） 日程第10、第58号議案 平成29年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから第58号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

◎議案第63号の質疑

○議長（藤田和寿君） 日程第11、第63号議案 平成30年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから第63号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

◎散会の宣告

○議長（藤田和寿君） 以上で、本日の日程は終了しました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時59分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（藤田和寿君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会第16日目でございます。

本日は8番、杉本幸正君から欠席の届けがあります。

ただいまの出席議員数は12名であります。これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（藤田和寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（藤田和寿君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第57条第1項及び第2項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。

また、同条第3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。

1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 山 口 一 博 君

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

〔1番 山口一博君登壇〕

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

事前に通告したとおり、一般質問をいたします。

子供の貧困・虐待と里親制度について。

第5次吉田町総合計画2016、2023において、社会保障分野では生活困窮者の自立支援の施策の方向性として、生活改善支援の促進を挙げ、困窮状態から早期に脱却し、生活困窮者が減少していくことを目指しています。

また、子育て分野では、子育て支援環境・サービス、児童健全育成の推進、児童虐待防止対策、ひとり親家庭福祉のそれぞれの充実の施策を挙げています。

以上のことを踏まえて、以下のことを質問します。

1、国全体では18歳未満の子供の相対的貧困が13.9%で、7人に1人の割合でいて、親子2人世帯の場合、月額平均約14万円の所得しかなく、食事・学習・進学などの面で極めて不利

な状況で、将来も貧困から抜け出せない傾向があります。

子供の貧困について、町としての考えは。

2、平成29年度版静岡県児童相談所事業概要によれば、児童虐待相談件数は前年度より203件増加し、1,516件報告された。心理的虐待49%、身体的・ネグレクト各25%であり、ゼロ歳から12歳までの子供が83%を占め、実父から30%、450件、実母から58%、901件とのことだが、町の実態は。

3、平成29年4月に改正児童福祉法が施行され、社会的養護における「家庭と同様の養育環境（里親等委託）による継続的な養育」の推進が県の責務として、平成41年度までに里親等委託率を33.3%とする目標を掲げているが、現在、町の里親の登録人数は何人ですか。また、里親をふやす方法は。

以上です。

○議長（藤田和寿君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 子供の貧困・虐待と里親制度についての御質問のうち、1点目の国全体では18歳未満の子供の相対的貧困が13.9%で、7人に1人の割合でいて、親子2人世帯の場合、月額平均約14万円の所得しかなく、食事・学習・進学などの面で極めて不利な状況で、将来も貧困から抜け出せない傾向があります。子供の貧困について町としての考えはについてお答えします。

国では、子供たちの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子供たちの成育環境を整備するとともに、教育の機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などとあわせて、子供の貧困対策を総合的に推進するため、平成26年8月29日に子供の貧困対策に関する大綱が策定されております。

この大綱には、子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、「教育の機会均等」と「健やかな成育環境」の2つの分野から構成された25の指標が設定されております。この中には子供の貧困率が示されており、平成24年は16.3%でしたが、議員からの御質問にもありましたとおり、平成27年は13.9%と改善が見られている結果となっております。

当町の子供の貧困率は、町で基準となる数値を持たないことから算出することはできませんが、一つの方法として、準要保護就学援助費の支給状況をもってうかがい知ることができます。

この準要保護就学援助費は、小・中学校の児童・生徒の給食費や学用品費等を援助するものですが、平成29年度末における状況といたしましては、全体の約5%の児童・生徒に支給されておりますので、これも一つの指標になるものと考えております。

また、保育園や幼稚園については、非課税世帯の分布割合が一つの指標になると考えており、平成29年度末の非課税世帯の割合は、約8%となっております。しかしながら、非課税世帯の分布割合が直ちに貧困率につながるとは考えにくく、あくまでもその内数の中に、支援を必要とされる子供がいるのではないかと考えております。

このような状況から、当町にも、実態として支援が必要な子供がいることを把握しております。子供の貧困は、町にとっても国にとっても極めて重大な問題であり、必ず解消しなければならないものと認識しておりますので、そうした見地から当町ではさまざまな支援を行って

おります。

その一つとして、食事についての支援でございますが、認定特定非営利活動法人フードバンクふじのくにと連携し、フードバンク事業を実施しております。

御寄附いただきました食料は、県内各市町の福祉事務所や吉田町社会福祉協議会等を通じ、食に困っている御家庭に無償で提供しており、当町でも、平成29年度には、子供がいる9世帯に提供いたしました。

また、町では、保護者が仕事等で食事の提供が困難な家庭の子供や、ひとりで食事をする子供、いわゆる「孤食」などに対し、無料または低額でバランスのとれた食事を提供できるよう、「こども食堂」の実現につきましても、吉田町社会福祉協議会と協力して進めてまいりよう検討しております。

次に、学習についての支援でございますが、利用したい方の誰もが気軽に利用できるよう、公設学習塾を開催しております。昨年度までは休日に開催してまいりましたが、保護者の送迎負担の解消や放課後の居場所づくりを兼ね、本年度は各小・中学校で平日に開催しております。

年間計8回、費用は無料となっており、教科は、小学生が算数、国語、中学生が数学、国語、英語で、放課後を利用し開催しております。この公設学習塾も貧困世帯にとっての一助となるものと考えております。

また、学習に係る支援として、ひとり親家庭就学支援事業がございます。これは、児童扶養手当を受けているひとり親家庭に対し、児童の小学校入学に必要なランドセル及び学校指定用品の購入に必要な費用の一部を助成するもので、平成29年度は18人の児童に対して助成を行っております。

次に、進学についての支援でございますが、母子父子寡婦福祉資金貸付金のうち、修学資金と就学支度資金がございます。

修学資金は、高等学校、大学、専門学校等に就学させるための授業料等の貸付金であり、就学支度資金は、小学校から大学院までを対象として、就学、就業するために必要な被服等の購入に必要な資金を貸し付けしております。

また、町では、当町独自の事業といたしまして、経済的な理由により高等学校等に就学が困難な方に対し、高等学校等奨学金を貸与しております。

この奨学金は、さきに申しあげました母子父子寡婦福祉資金貸付金を借りられない場合でも、保護者が町内に住所を有していれば、子供1人につき月額2万5,000円を高等学校等の修学期間に応じて無利息で貸与する制度でございます。

このほかにも、貧困等を含めた個別の相談では、関係機関の意見を取り入れながら就業等に結びつけることによって、相談者の貧困が解消に向かうよう支援しており、今後も子供たち自身が、生まれ育つ環境に左右されることなく、夢や希望を持って生活できる社会の実現を目指してまいります。

次に、2点目の平成29年度版静岡県児童相談所事業概要によれば、児童虐待相談件数は203件増加し、1,516件報告された。心理的虐待49%、身体的・ネグレクト各25%であり、ゼロ歳から12歳までの子供が83%を占め、実父から30%、450件、実母から58%、901件とのことだが、町の実態はについてお答えします。

静岡県では、中央児童相談所、賀茂児童相談所、富士児童相談所、東部児童相談所、西部児童相談所の5カ所の児童相談所を設置しております。

この5カ所の児童相談所で対応した平成28年度の児童相談件数は5,487件であり、平成27年度に比べて45件の増加となっております。その内訳は、障害相談が全体の57%、養護相談が32%、養育相談が6%、非行相談が3%、保健・その他の相談が2%でございました。

議員からの御質問にありました児童虐待相談は、この中の養育相談に含まれ、平成29年度版静岡県児童相談所事業概要によりますと、平成19年度からほぼ毎年、増加し続けております。

児童虐待の相談件数が増加している理由といたしましては、マスコミ報道等により児童虐待への意識が高まり、幼稚園、保育園、学校等関係機関からの相談が増加したことや、児童相談所が実施している児童虐待や子育ての悩み等を24時間受け付けている専用の全国共通ダイヤルの普及も相談件数の増加につながったと言われております。

また、虐待は、その行為により、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4つに分類されており、静岡県内における平成28年度の割合は、心理的虐待が49%、身体的虐待が25%、ネグレクトが25%でございました。

さて、議員の御質問にございます、当町の実態についてお答えいたします。

まず、当町の虐待相談の状況でございますが、虐待が疑われる相談は、平成28年度は147件、平成29年度は203件を受け付けております。

また、虐待の分類につきましては、ネグレクトの割合が全体の半数以上を占め、次いで心理的虐待でございました。

児童虐待は、子供の生命や健全な発達を脅かす深刻な問題でありますことから、これらの相談内容につきましては、情報収集、現地確認などを行って子供を取り巻く状況を早急に把握し、緊急性を判断しながら慎重に対応しております。

一般的に、児童虐待が発生する要因には、親の要因、養育環境の要因、子供の要因の三つの要因が挙げられ、親の要因としては、親自身が精神的に不安定であったり障害や疾病を抱えていること、また、望まない妊娠であったことなどが挙げられています。養育環境の要因としては、親が経済的に不安定、地域から孤立している等ストレスの高い環境で生活していることなどが挙げられ、子供の要因としては、子供に障害や疾病があり、親にとって育てにくい状況にあることなどが挙げられております。

また、虐待は、誰にでも起こり得るものであり、さまざまなストレスや生活条件が絡み合って虐待行為になると言われております。虐待の要因を把握することは、虐待を未然に防止し、その家族ごとの適切な援助や支援につながることから、まずは、その家庭を理解することに努めております。

町が取り組んでおります対策といたしましては、親子の孤立を予防し、不安感や負担感を軽減するため、気軽に相談できる窓口を複数設けることできめ細やかな支援につなげております。

親が妊娠期のときは、妊婦健康診査や妊産婦訪問事業等で、子供が乳幼児期のときは、乳幼児健診や乳児全戸訪問事業等で、親子が保健師とかかわる機会が増えることから、身体の健康だけでなく心の健康にも気を配り、適切な支援につなげております。

また、保健センターに設置いたしました子育て世代包括支援センター「よしにこ」や子育て支援センターにおきましても、子育ての悩み等についてお気軽に相談できる環境を整えさせていただいております。

さらに、子供が保育園、幼稚園、小・中学校に通い始めましたら、子供の状況や、子供を

通して見える生活環境を関係機関と共有することで、何らかの問題を抱え支援を必要としている家庭を早期に発見し、吉田町要保護児童等対策地域協議会へつなげる体制を整えております。

この吉田町要保護児童等対策地域協議会は、さまざまな専門的な見地からの御意見をいただきながら、児童虐待防止対策の充実を図るため、平成22年に設置したものでございます。

本協議会は、静岡県中央児童相談所、駿遠学園管理組合などの福祉関係、静岡県中部健康福祉センター、榛原総合病院組合などの保健医療関係、静岡県立吉田特別支援学校、吉田町教育委員会などの教育関係、そして、人権擁護関係機関及び警察関係機関で構成されており、各専門分野の皆様から御意見を伺いながら、要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行っております。

今後につきましても、「みんなで子育てができ、子どもたちが健やかに育つまち」を目指してまいります。

次に、3点目の平成29年4月1日に改正児童福祉法が施行され、社会的養護における「家庭と同様の養育環境（里親等委託）による継続的な養育」の推進が県の責務として、平成41年度までに里親等委託率を33.3%とする目標を掲げているが、吉田町の里親の登録人数は何人ですか。また、里親を増やす方法はについてお答えします。

平成28年度に改正された児童福祉法では、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずることが新たに規定されました。

議員からの御質問であります里親委託とは、何らかの原因で保護者の監護を離れている子供たちが心身ともに健やかに養育されるよう、家庭における養育環境と同様の環境を提供するもので、県の責務として位置づけられております。

里親の種類には、家庭で生活することができない子供を家庭に戻るまで、または自立できるまで養育する養育里親、将来にわたって親が養育していく見込みがなく、里親との間で養子縁組を前提とした養子縁組里親、親以外の子供の扶養義務者が養育する親族里親に区分されており、養育里親のうち、児童虐待により心身に有害な影響を受けた子供や障害のある子供については、里親として3年以上の実績がある専門里親が受け入れる体制となっております。

県の平成29年度集計では、認定登録された里親数は281人でございました。また、そのうち、児童を委託した里親数は84人、里親に委託した児童は108人でございました。

里親制度は、特定の大人と愛着関係のもとで養育することで、児童が安心感や自己肯定感を育み、信頼関係を再構築できると言われております。また、適切な家庭生活を体験する中で、家族のあるべき姿を学び、将来、自らが家庭生活を築く上でのモデルを描くことができるとも言われております。

議員からの御質問にありました、社会的養護における家庭と同様の養育環境（里親等委託）による継続的な養育の推進につきましては、県の責務として、里親等委託率を設定しております。

この里親等委託率は、児童養護施設、乳児院、里親、小規模住居型児童養育事業の合計を分母として、里親、小規模住居型児童養育事業を分子として計算されたもので、より家庭的な環境で養育することを目的として、里親等の推進を図るために全国的に指標としているものでございます。

静岡県の里親委託率は、平成28年度においては26.7%となっており、この数値を平成41年度までに33.3%とする目標値を掲げ、里親委託に力を入れているところでございます。

県では、里親を希望する方を対象として、必要な基礎知識や技術の習得のため里親研修事業を行うなど、里親の数が増えるよう事業を実施しております。

また、県内の児童相談所に里親委託推進員を配置し、里親からの相談、委託先への訪問を行う里親委託推進事業、里親同士が集まって養育技術の向上を行う里親養育相互援助事業など、里親登録後のケアにも力を入れていると聞いております。

議員からの御質問でございますが、当町の里親登録人数でございますが、里親の事業は県が主体で行っておりますことから、町が、当町にお住まいの里親登録者名や人数を把握できる立場ではございませんので、お答えすることができません。

なお、里親に委託された児童は、里親のもとで新たな生活がスタートします。仮に、当町の里親登録者の御家庭と県との間に里親委託がまとまりましたら、温かい目で見守り、よりよい家庭環境が提供できるよう、県とともに支援してまいりたいと考えております。

また、里親を増やす方法といたしましては、本年度から、町民の皆様により親制度を知っていただくため、児童家庭支援センター「はるかぜ」の御協力をいただきながら、里親相談会を開催しております。今後も、里親制度について理解が得られるよう、多くの方が目にするチラシの掲示や広報の掲載等に力を入れてまいります。

今後におきましても、子供たち一人一人が安全で安心した生活ができるよう、県を初め関係機関の皆様の御協力をいただきながら努力してまいります。

○議長（藤田和寿君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 今の御説明を受けまして、再質問をしたいと思います。

まず1番目の貧困問題について御答弁の中にありましたけども、平成24年度が、添付した書類があります。資料の1ということで、ごらんになってもらいたいと思うんですけども、2012年度が16.3%、2015年度が13.9%ということで、御答弁の中で数字的には改善されたというふうに御説明あったんですけども、私の分析結果とちょっと違うもんですから、お話ししてもらいたいと思うんですけども、この数字というのは、可処分所得の平均を中央値に求めて、それを半分にした世帯以下の数字が13.9%になっております。この可処分所得が国全体が少しお金をとっている人が上昇したので、可処分所得自体が上がっているという分析もありますし、あとは平均所得が非常に少ない世帯が非常にふえたという分析もあります。

この改善されたこと自体がちょっと違っているじゃないかなという分析を、私はしているんですけども、間違いないでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

貧困率につきましては、町では先ほどもお話ししましたように、数字は出しておりませんが、県での数値ということで、出させていただいている中の、率、貧困の割合が改善しているということで、答弁のほうを述べさせていただいたところです。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

この問題に関して今お話ししても、先が進まないものですから、また後で担当課に行ってお話ししたいと思うんですけども、先ほど、国の法律も大分変わりました、平成26年1月から子ども貧困対策の推進に関する法律というのが、施行されました。その後の国の発表、内閣府の発表になるんですけども、自治体による子供の貧困対策実態調査を実施しているところが55.5%、自治体で貧困対策の実態を調査していないという自治体が36.9%でしたが、この貧困対策推進法律に関する実態調査というのは、当町はしているのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

貧困に対する実態調査ということですが、吉田町として、貧困に対する実態調査というものは行っておりません。個別に対応するケース対応という形で行っております。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 個別の対応ということなものですから、では、総数とか、前年度と比較してとか、それに対する対策というのは、説明できるようなことはありますか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

貧困ということをもとに捉えた中で、何をもちいて貧困かといったところが、少し、曖昧にはなってしまうんですけど、例えば、生活保護の受給者の方が、町内にもいらっしゃるんですが、そちらの方のお宅に18歳未満のお子様は何人いるかというところは、実態の把握はしております。あと、個別への対応ということなんですが、生活保護世帯につきましては、県が今、活動をやっているんですが、その県の活動の中で、戸別訪問を行っております。その戸別訪問に、町も同行して行っております、子供だけではなく、親子の生活全般の課題等を確認させていただいたりしながら、より生活しやすい形、あと、進学について、どう考えているかといったところなども、面接で確認をさせていただいて、対応させていただいているところです。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

今の生活保護というワードが出ましたので、で、あと、先ほどの町長の説明の中でも、就学援助率という言葉が出ましたので、それについてちょっとお聞きしたいと思います。

先ほども言ったように、町では子供の貧困率というデータは持ち合わせていない、何%を持ち合わせていないということだったんですけども、国の考え方自体がこの子供の貧困率というのは、就学援助率に非常に近い数字だというふうに言われております。今、9月の定例会では、29年度の決算も今現在、審議中ですが、その説明書によると、住吉小の要保護、準要保護の就学援助の児童が、住吉小の場合は33名、中央小の場合25名、自彊小で15名と29年度はなっております。また、吉田中では、在校生が今、平成29年度で約850名で就学援助の生徒は29年度は60名ということだったんですけども、それを割った数字ですと、7%、先ほども答弁あったんですけども、平成29年度は小・中学校合わせて5%という御返答だったんですけども、吉田中に関しては、1年生から3年生の就学援助率は7%ということで、大体このぐらいの数字なんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

吉田中学校における要保護、準要保護就学援助費の認定者数の全体生徒数に対する割合に

つきましては、7%程度となっております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

私がここで何を一番言いたかったかという、今、要保護、準要保護ということで、生活保護を受けられたり、就学援助率が実際に受けておらている方がそのぐらいの、7%ということだったんですけども、例えば、施策で言いますと、生活困窮者の支援事業というのが、県の事業で始めておまして、町では社会福祉協議会が窓口になっているということだったんですけども、この7%にいかない生活困窮者が実際に困っている、可処分所得の割合で税金とか、社会保険、保険税、保険の割合が多くて、例えば、子供を塾に行かせられないとか、潜在的に見えていない貧困というのがもっとあるんじゃないかなというような、私は実際には思うんですけども、どなたかお答えできる方、いらっしゃればと思うんですが。

○議長（藤田和寿君） 先ほど御答弁あったとおり、県の事務と大変かかわることでございますので、もし、それ以外で答えられることがあるようならお願いしたいと思います。

当局のほうも県の事務でございますので、その辺のところはうまく調整しながらやっているということで答えもありましたので、違う御質問をお願いします。

1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 失礼しました。

質問を変えます。

先ほどの御説明の中でありましたフードバンク事業、孤食、こども食堂とか、学習支援、公設学習塾の支援対策ということであったり、ランドセルを援助してあげたということで、いろんな施策を市では行っております。

もともとのこの私、貧困ということで、お話しさせてもらったのは、貧困というのは貧しくて困っていると書きます。この施策は、ほとんど、困っている方への施策だと思います。貧困に対して、根本的な原因というんですか、というものの施策というのは、余り見受けられないような感じです。何かそういったことで御答弁いただければと思います。困っている方ではなくて、貧困自体の施策というのは、何か、吉田町では何かやっているのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

先ほど御質問もありましたような、貧困に直接原因するところに対する町の対応といったところなんですけど、生活困窮者に対する自立支援制度というものがあまして、先ほどもお話しありましたように、県の事業を社会福祉協議会が行っております。その事業の中に、就労支援といったところがございます、親が就労できる状態かどうかといった確認と、あと、就労できるようにハローワーク等、一緒にかかわる中で、この人に向いたお仕事、あと、継続できるようなお仕事といったものを一緒に検討させていただいて、支援をさせていただいているところなんです。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

今の生活困窮者の支援事業ということだったんですけども、ここに、手元に、吉田町の地域福祉に関するアンケート調査という報告書があります。平成29年3月にこれ、町で出して

おります。私の中でお話ししたかったのは、ここにありますが、資料にありますけれども、あなたは町の子供、高齢者、障がい者のある方などの福祉に関する情報を入手できていますかという問いに対して、入手できていない割合が72.1%ということになっております。今、御答弁にありました生活困窮者の支援事業ということだったんですけれども、ここにも質問がありまして、自立支援に対して、この制度について知っておりますかということだったんですけれども、名前を聞いたことはあるが、内容はわからないが43%、名前も内容も知らない人が46.7%ということで、90%近い方が、今、課長が言われていることの、自律支援事業というのはわかっているんですけれども、知られていないというのが、現状ではないでしょうか。

今、その前の質問もそうだったんですけれども、知らないで生活に困っている方がいるんじゃないかなと私は思ったものですから、発言させてもらったんですけれども、もっと周知して、町民には、町や県も、国も含めて、いろんな施策をやっていること自体を知らない方が多いんじゃないかなということがここで出ているんですけれども、その点に関してはどうなんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

確かに、アンケートにもありますように、この制度といったものを御存じない方もいらっしゃるんですが、この制度を使いたくてと言って声をかけてくる方ではなくて、役場の窓口にも、ちょっと、今、生活に、子供に限らないところなんですけど、遠くからお仕事するために、吉田町に見えて、転入をされたんですが、お仕事に急に体の調子が悪くなって、つけなくなったよといった相談のところから、会社の方と一緒に、町に相談に来られる方ともあります。

困窮しているんだという表現ではないんですが、お仕事を、結局、収入がないと困窮になるものですから、お仕事につくことができないんだけど、どうしたらいいだろうといった相談から、町や社会福祉協議会に相談に来てくださっており、そこからお仕事が続けられるような支援、病院にまずかかることであるとか、そういった助言のほうもさせていただいているところです。

もっと、PRのほうはしていいことだと思いますが、また、今回、31年4月からの法改正もありまして、この事業だけでやるのではなくて、先ほど言った学習支援も含めたり、生活支援も含めて、お子さんだけではなくて、生活している皆様、高齢者——65歳以上を高齢者と今までは言っていたんですが、元気な65歳以上の方にも、お仕事がつけられるかどうかといった相談も含めてやらせていただいておりますので、仕事につくだけとか、生活困窮だけに関する相談ではなくて、地域全体の活力が湧くような学習支援、生活支援、居住支援といった全てを網羅しながら、支援していく方向を少し強化していくといった国の提案もありますので、どのようにしていけば、社協や町が協力してこの事業を行っていくか、また、福祉サイドだけではなく、教育分野とも協力して、支援をしていくということで、最近でも、学校の先生のほうからとか、教育委員会のほうからも、お母さんに対する支援が何かできませんかといった相談を町にも入ってきております。教育分野とも連携して、子供も含め、親に対しての支援をしていかなければということで、今、実際に少しずつケースを踏みながら、関係機関と多職種連携といったところを行っているところです。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

各担当というんですか、例えば、社会福祉協議会において、フードバンク事業とかもやっていらっしゃると思うんで、そのあたりで多分、相談に行った方が、窓口、職員がおりますので、そういうところで、そういう制度もあるよということは、お話をしてくれているんじゃないかというか、そうしているということは聞いております。

質問の内容を少し変えたいと思います。

出しました資料の2番目です。子供が貧困がもたらす社会的損失ということで、少しデータは古いんですけども、これは日本財団から出された資料です。貧困対策が進まないと、このような損失を受け取るんじゃないかということで、資料が出ております。国全体としたら、ゼロ歳から、15歳までの子供の貧困を放置すると、所得として、42兆9,000億円、財政収入として、約15兆9,000億円ぐらいを試算されています。これはなぜかということ、限られた教育機会になってしまって、恵まれない職業、自己肯定感が高められない職業についてしまう。引き続き、低所得になって、文化的資産を受け継いでしまうというようになっています。

そこで、質問なんですけれども、その次のページになりますが、発見1という、貧困状態の子供の学力は10歳を境に急激に低下するというデータがあります。これは、教育委員会でも、視察に行った大阪の箕面の幼児から18歳までの2万5,000人のビッグデータです。ここにもありますように、10歳、小学校4年生を境に、学力の差がついてしまって、本人の努力だけでは、偏差値50に追いつかない現状になっております。私、昨年12月に一般質問をしたときに、今、教育長になっていらっしゃる栗林課長にも、ちょっとお話を聞いたんですけども、4月に学力テストというものが、小学校6年生と中学3年生が当町でも行います。そのときに、もし、データがなければ、こういったデータをとるためにも、時間をつくってもらって、こういったデータをとったらどうですかという質問をしたときに、いろんな制約っていうんですか、時間もないので、なかなかできないというふうな御答弁だったんですけども、町では、今、去年までは、ラーニングプラン事業というのを始めておまして、終わりましたんですけども、今年度から、TCP Triwins Planということで、施策の中で取り組んでいると思うんですけども、こういったデータとか、エビデンスをとって、そういった施策に充てたらどうかという、私、考えなんですけれども、そういうデータをとるということ自体は、ちょっと、教育が難しいんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 今、御質問をいただきましたデータをとってということですけども、恐らくそのとき、私が申し上げたのは、例えば、現時点でも行っておりますが、子供の学力のデータというんでしょうか、この問題、このテストでどのぐらいの正答率であったかというようなデータは当然、実施した結果として、我々持ち合わせております。また、それと合わせて、学習状況ということで、そういった学力面のテストだけではなくて、質問紙調査というような形でさまざまな質問を子供に投げかけることによって、その教科が好きであるとか、嫌いであるとか、また、どういった学習環境にあるのか、家庭環境にあるのかというようなことをうかがい知れるような質問紙調査を行っているというようなこともあります。その掛け合わせの中でさまざまなことがわかってくることもありますし、ということで、そういった中で、当然、そのデータに基づいて施策を打っていくというのは、その調査の一つの目的でもありますので、行っていくことになるのかなというふうには考えております。

○1番（山口一博君） わかりました。

いつの間にか時間がなくなってしまったんですけれども、次に、ちょっといきたいと思えます。

次の、2番目の質問だったんですけれども、お答えの中でなかなか見えにくい部分があったもんですから、思ったんですけれども、実際、吉田町内の中で、今、法律、3月の目黒の事件があったものですから、それから、大分様相も変わりました、48時間以内に安全確認というルールが決められておりますけれども、例えば、当町の町民の方からの通報が例えば警察に行ったり、町に入ったりということがあるんですけれども、実際に、町に入ったりすることもあるんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

町民からの情報として、当課のほうに、御相談、または御連絡をいただくことも中にはございます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） そうなると、担当課の方が、例えば、親御さんに会いに行く、夜間訪問に行ったりというのもあると思うんですけども、実際に、児童相談所からもお話があったんですけれども、こども未来課が今担当していると思うんですけども、何か、男性スタッフがいなくて、ちょっと怖い思いをしているんじゃないかなというお話も、怖い思いというんですかね、ちょっと、というのもあって、所期の目的がなかなか達成されていないんじゃないかなというお話もあったんですけれども、実際のところ、そういう怖い思いとかという何か、あったんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

虐待を担当している職員は、女性のスタッフが主に担当しているんですけれども、当課の中には男性職員もおりますので、ちょっと、そういった御家庭のところには訪問に行ったりだとか、夜間、ちょっと、子供さんを見に行ったりというときには、みんなと協力をしながら、男性スタッフともともに出向いているようにしておりますので、そういった、こちらの身の安全対策ということも気をつけて、事業のほうを進めております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

189と、いち早く電話をするというふうなのが、今、通知されているんですけども、なかなか、我々、町民にしてもそうなんですけども、何かあった場合は、この番号に電話してくださいというのが、なかなか徹底されていないような気がするんですけども、そのあたりはどうなんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

そうですね。児童相談所のホームページをごらんになると、その189の番号も出るようになっておりますし、チラシだとか、ポスターとかも、いただいたら、掲示をするようにしております。

あと、なかなか、皆さんの前でそういったお話というのは、心に抱えている問題が多いものですから、表向きには皆さん話ができないところもあると思いますので、女子トイレのところに、ちょっとしたこういうカード型の189の番号が置いてあるものを設置させていただいたりだとか、そういった工夫をしながら、ここに行けばこんな相談ができるというような対策は整えております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 最後の里親制度についてだったんですけれども、だから、県の施策であったりするので、なかなか数字がつかめていないということで、把握していないということだったんですけれども、大分、法律も変わってきておりまして、今、将来的には、社会的養護を必要とする児童の9割が今施設に入っているんですけれども、なかなか制度も大分変わってきて、個別にその入所施設が今、焼津の春風寮が1軒あるんですけれども、今、35名中今、30名が入っているようなんですけれども、そこに個別に、なかなか入れない、国の施策として、入らないというんですか、入れないというんですか、そういう施策に、今、なりつつあるようなので、そこで、里親を市町にふやしてほしいというのが、国の方針なんで、ここで質問しても、なかなか答えられないということだったんですけれども、里親を、努力を、これ以上にしてもらいたいというのがあります。

6月に行った里親の説明会のほうも、はるかぜで聞いたら、吉田町は1人もいなかったということだったんですけれども、今後もこれからも、里親については、ふやすというんですか、というのは、町でもしていくんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

児童家庭支援センターはるかぜさんの御協力をいただきながら、本年度、里親相談会を、議員おっしゃるように、6月のほうに、開催をさせていただきました。結果のほうは残念ながら、ちょっと1名もお見えになる方はいらっしやらなかったんですけれども、年度内にもう一度開催しようと、今、計画を立てておりますので、それに向けてはまた、広報のほうを力強くやっっていこうと思います。

あと、もう一点、同じく、児童家庭支援センターはるかぜさんの御協力をいただきながら、春風さんの事業としてですけれども、「一日里親体験」というものもはるかぜさん、やっただいて、里親制度に関心のある、あと子供の交流とかをやっているのが、ちょっと興味があるよということを集めて、交流の場を持つような体験もありますので、そういった広報にも、また、町のほうでも力を入れていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 最後にしようと思っております。

質問が多岐にわたったものですから、個別になかなかいろいろお話ができなかったというのが、ちょっと反省材料なんですけれども、最後に、町長に一つお聞きしたいと思っております。この問題もそうだったんですけれども、町長が先月、住吉区の合同慰霊祭でのお話が印象あったものですから、ちょっとお話を聞きたいなと思ったんですけれども、町長と同年の方が、戦争孤児というんですか、亡くなられて、田村家で一緒に住んだというお話をしていただいたん

ですけれども、そのとき、私、思ったのは、生まれた環境や育った場所によっても、大分違う。町長は自分が反対の立場だったら、どうなのかなというお話も聞いてくれたもんですから、やはり、育った場所や環境にしても、教育にしても、やっぱり違うんじゃないかなというのがある、私の質問も踏まえて、一言いただけたらなと思います。

やっぱり、育った環境が違ったら、大分教育問題にしても、育ったものも違うんじゃないかなという。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） その話はそれぞれの地区の戦没者慰霊祭で話をさせてもらっているんですけれども、その趣旨は遺族が置かれた状況、さまざまでございますけれども、私の場合はこうでありましたという形でお話をさせてもらっているわけですが、私の場合は私の父の弟、おじが沖縄戦で亡くなって、そのとき、私の父もおじも当時、大学を出ておりますので、別にそういう問題はなかったんですけれども、当然のことながら、残された私のお婆と子供にしてみたら、当然、遺族の問題、これから、今後、どんなふうにして生きていくのかという問題があったと思うんですけれども、結果として、私のいところは、私の祖父母が引き取ったと。なぜそんなふうになったか、もう関係者は誰もおりませんので、詳しいことはわかりませんが、祖父母にしてみたら、自分の子供のたった1人の忘れ形見と。今度は私のお婆となるべき人間にしてみたら、自分の子供でございますので、当然一緒に住みたいと思ったんでしょうけれども、今申し上げたように、その辺の事情等については、もう誰もおりませんのでわかりませんが、結果として、叔母は再婚して、いところを家に残していったと。そこで、起きた小さな遺族の問題なんですけれども、単純な話、私といところでは同じ年齢で、ずっと育ったものですから、ただ、私の家はそれなりの祖父母が財を築いてきたもんですから、基本的に私も、それから、私のいところも大学まで行ったもんですから、問題はなかったんですけれども、私の場合は、もし仮に私の父が亡くなって、母が再婚したら、どういうふうな状況になると、いわば逆転ですよ。逆転の状況の中で、どんなふう生きていくんだろうかというのは、しょっちゅう考えた。今でもそういう夢は見ます。ふと、汗をかいて起きますが、そういうふうには、置かれていく。私はそう考えたんですけれども、私のいところはどんなふうな感情を持ったのか、私も詳しく聞いたこともありませんので、わかりませんが、ただ、私よりも、はるかに、その実相を知っているわけですから、自分が置かれている状況であるとか、そういう状況を知っているわけですから、私以上にいろんな意味で社会というものを見たと思うんですけれども、確かに、子供が置かれている状況、いところの中においても、本当に生活が全く、本当に困ったという状況ではなかったもんですから、それなりに、私も、それから、私のいところも大学まで行きましたし、いところはそれなりに、税理士になって、社会で成功しておりますので、問題なかったと思うんですけれども、ただ、遺族の置かれた、経済的であるとか、財政的な状況によって、状況というものは、物すごく変わってくると、私、思っています。

もし仮に、私の家が貧しかったら、また、そこではまた、違ったドラマがあったんでしょうけれども、ただ、言えることは、残された遺族。

○議長（藤田和寿君） 残り時間、あと1分です。

○町長（田村典彦君） いつものことですけれども、私が話をしている時は、制止しないでいただきたい。

そういう状況において、経済的な、財政的な状況によって、多くのものが変わると、そん

なふうに思っています。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 当時においても、経済格差というんですか、そういったものもあったということだったんですけれども、町としたら、そんな置かれた環境、立場、経済的なものを考えないで、平等な教育というのが受けられたり、貧困がなくなればいいなと思っております。

以上で一般質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

○議長（藤田和寿君） 以上で、1番、山口一博君の一般質問が終わりました。

◇ 大塚邦子君

○議長（藤田和寿君） 続きまして、10番、大塚邦子君。

〔10番 大塚邦子君登壇〕

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚邦子です。

私は、平成30年第3回吉田町議会定例会におきまして、さきに通告してありますとおり、高齢者福祉の取り組みについて、町長にお伺いいたします。

平成30年3月に策定された吉田町第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画によりますと、我が町の平成29年9月30日現在の人口2万9,669人のうち、65歳以上の高齢者は7,161人で、高齢化率は24.1%となっております。

また、高齢者のいる世帯は増加傾向にあり、中でも、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみ世帯数が増加しております。

さらに、2025年には、高齢化率が28.5%になるとの推計もあり、少子化社会における高齢者の増加、中でも、要介護者の増加は介護保険制度の財政圧迫や、介護離職による労働力不足など、社会経済活動への影響が懸念されるなど、深刻な課題となっており、我が町でも、高齢者の現状把握と参加しやすいさまざまな介護予防の取り組みを進めていく必要があると考えます。

本日、配付させていただきました資料を参照していただければと存じますが、政府が平成30年2月に定めた新たな高齢社会対策大綱の健康福祉分野の推進体制によれば、健康寿命の延伸に向けた取り組みや、介護離職者数の解消、いわゆる介護離職ゼロの実現、また、認知症高齢者の支援として、認知症サポーターの増員など数値目標が定められております。

このような我が国における高齢化社会における将来的な課題の解決策に対して、我が町でも、さきに述べました第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画に基づき、計画的に取り組んでいるとの認識を持っておりますが、その具体的内容や、推進体制について、以下の点について町長にお伺いいたします。

- 1、はつらつ講座の実施状況と参加者を増やす取り組みは。
- 2、高齢者見守り活動の効果は。
- 3、介護離職者の把握と対応は。
- 4、在宅医療・介護連携推進事業の進捗は。
- 5、介護予防に民間の活力を導入する考えは。

以上が、私の一般質問の要旨です。明確な御答弁をお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 高齢者福祉の取り組みについての御質問のうち、1点目のはつらつ講座の実施状況と参加者を増やす取り組みはについてお答えします。

初めに、本年8月31日現在の高齢者の状況を申し上げますと、町の人口2万9,737人のうち、65歳以上の高齢者は7,281人で、高齢化率は24.49%となっております。

世界保健機構や国連では、65歳以上の割合が21%超となった社会を超高齢社会と定義しており、当町におきましても、既に超高齢社会に突入している状況でございます。

この超高齢社会の中で求められるものは、本年2月16日に閣議決定された高齢社会対策大綱にも示されておりますとおり、リハビリテーションの理念を踏まえた介護予防の推進でございます。

こうしたことから、町では、介護予防普及啓発事業といたしまして、高齢者の認知機能の低下、いわゆる認知症にならないよう、脳を刺激するための有酸素運動や、脳活性化プログラムによる脳力トレーニング、いわゆる脳トレやレクリエーションを行うことで脳の働きを活性化し、認知症を発症する危険度を下げるはつらつ講座を月1回の割合で実施しております。

はつらつ講座は、吉田町社会福祉協議会に委託して長年にわたり事業展開しながら実施しており、地域にも定着した事業となっております。

会場は、はあとふるのほか、各自治会や公会堂等で実施されており、平成28年度は住吉上組集会所を加え8会場に増やし、平成29年7月からは、新たに神戸コミュニティ広場管理棟「よしきた」を会場に加え、現在は9会場で行っております。

この事業の参加者数は、年ごとに会場を増やして実施していることから、延べ人数として、平成27年度は1,201人、平成28年度は1,254人、平成29年度は1,412人と順調に増えております。

参加者の年齢も、65歳の方から92歳の方まで幅広い年齢層に御利用いただいております、1年間、1回も休まずに皆勤賞をいただいている方を見て、「来年度は自分も目指そう」という声も上がっており、笑顔で交流し合う様子が見受けられます。

講座の内容も充実してきており、健康や介護予防に関する講話や、有酸素運動として介護予防体操、口腔体操、また、脳トレや脳レクとして数字や漢字を使ったトレーニング、指先を使う布アートマグネットの作成など、毎回趣向を凝らした取り組みを行っております。

また、講話、体力測定、脳トレ等により、みずからの健康状態や認知能力を確認できるよい機会となっており、参加者それぞれの日常生活においても、状態を改善できるよう意識していただいております。

参加者を増やす取り組みといたしましては、平成29年2月に実施した高齢者の意識と生活に関する調査において、約3割の方が「はつらつ講座を利用したいと思う」という調査結果もありますことから、今後も、広報よしだや町ホームページ等を活用し、講座の御案内や、講座に参加したことによる利点、認知機能の改善点など、その有効性について広くお知らせするとともに、参加者が比較的少ない地区におきましては、地元の方にこの講座を知っていただけるよう、自治会や町内会等の皆様の御協力も得ながら、周知活動に取り組んでまいります。

次に、2点目の高齢者見守り活動の効果はについてお答えします。

当町では、平成24年4月1日現在で、高齢者のみの世帯の割合が30.6%となっております、こ

の割合は、今後ますます増加する傾向にあると予想されておることから、吉田町高齢者見守りネットワーク事業を展開しております。

この事業は、高齢者が地域社会から孤立することを防止し、高齢者の異変を早期に発見して必要な援助を行うため、町、関係団体等及び協力事業所が相互に連携して高齢者に対する日常的な見守りを行うものでございます。

見守りネットワークを構成する登録団体は、社会福祉協議会や各自治会を初めとする関係団体が11団体ございます。

さらに、事業の趣旨に御賛同いただいた金融機関や小売業者等に御協力いただき、開始当初、30社で始まった協力事業所は、本年9月現在で44社と増えております。

これまでの取り組みといたしましては、平成24年度に第1回吉田町高齢者見守りネットワーク連絡会を開催し、講師に静岡福祉大学の清水将一教授をお招きして対応マニュアルを検討するとともに、見守りネットワーク活動が目で見えてわかるよう、緊急連絡先一覧表、車両用マグネットシート、大型ステッカーをそれぞれ配布し、活動に役立てていただいております。

平成25年度以降は、引き続き、講師に清水将一教授をお招きして年1回のペースで連絡会を開催しており、見守り活動のポイントの確認や成功事例の発表などにより、見守り技術の向上や登録団体の活動内容について情報共有を図っております。

ネットワークを構成する登録団体の皆様には、みずからの活動の中で、高齢者に対して見守りや声かけをするよう努めていただいております。高齢者本人や高齢者の居宅に異変が認められたときは、その旨を福祉課または地域包括支援センターに連絡していただき、さらに、緊急性が高いと認められるときには、消防署、警察署等の機関へ直ちに御連絡いただくこととなっております。

御連絡いただくケースといたしましては、「新聞や郵便物が数日分たまっていたり、洗濯物が長期間干しっ放しになっている」「長期間風呂に入っていない様子である」「頻りに近所をふらふら歩いていたたり、ふだんと様子が異なる」などの場合を想定しております。

これまでも、登録団体から「ひとり暮らしで心配な人がいる」との連絡を受け施設入所につながられたケースや、「買い物の様子がふだんと違う」との連絡をいただいたことにより、御家族に対して御本人の健康状態を迅速にお伝えすることができ、大事に至らずに済んだケースなどがございました。

また、登録団体の方が見守り活動を行う際には、声をかける目安となるよう、認知症により徘徊のおそれがある方の靴やカバンに貼付する反射シールを高齢者見守りオレンジシールとして作成しており、地域包括支援センターに相談の上、見守りリストに事前に登録することで交付しております。

これは、同報無線やよしポケNEWSと併用し、行方がわからなくなった方の早期発見につなげるため、本年2月から導入しているものでございます。

そのほかにも、平成29年度には、認知症への理解を深め、その症状のある方に配慮した声かけ方法や見守りのポイントを学んでもらうため、高齢者見守り声かけ講座を行っております。

この講座では、あわせて高齢者見守りオレンジシールの周知も行っており、住吉区自治会の御協力のもと、民生委員や地域の方の参加を得ながら、声をかける方と、声をかけられた方の双方が気持ちよく接することができるよう、声かけの実演も行いました。

本年度は、川尻区、片岡区、北区の自治会に御協力をお願いして講座を行うことを予定し

ており、地域全体を巻き込むことで、多くの高齢者の方が地域の中で安全・安心に暮らすことができるよう、見守り活動の普及に努めてまいります。

これ以外にも、見守り活動の一つとして、町では、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターを養成するため、認知症サポーター養成講座を開催しております。

この講座は、各企業やさわかクラブ等の団体からの御依頼を受けて随時開催しており、町の認知症サポーターの数は、本年8月末現在で1,109人となっております。

講座を受講された認知症サポーターの皆様には、認知症の人を支援する意思を示す目印となるブレスレット「オレンジリング」を配布し、地域での見守り活動や、友人や家族に学んだ知識を伝えるなど、御自分のできる範囲で活動していただいております。

また、小学生を対象とした認知症サポーター養成講座も毎年開催しており、できる限り早い段階からより多くの皆様に認知症について理解していただくことで、認知症の方に優しい町を目指しております。

今後も引き続き、認知症サポーターを増員するための養成講座を開催していくとともに、認知症サポーターが地域の見守り活動を円滑に行えるよう支援してまいります。

そして、地域全体で高齢者を支え合う共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、3点目の介護離職者の把握と対応はについてお答えします。

団塊の世代が75歳以上を迎える2025年に必要とされる介護職員数に対して確保できる見込み数の割合、いわゆる充足率についてでございますが、厚生労働省の推計では、静岡県は88.8%で、全国平均の86.2%よりやや高い数値ではありましたが、100%確保できる都道府県はなく、介護職員の不足は全国的に深刻化しております。

こうした課題を受け、高齢社会対策大綱には、家族の介護を行う現役世代にとっても働きやすい社会づくりのため、介護の受け皿整備や介護人材の処遇改善等、介護離職ゼロに向けた取り組みを推進するための施策が掲げられております。

御質問にございます介護離職者の把握につきましては、町が平成28年度に実施した高齢者の生活と意識に関する調査において、「御家族や御親族の中で、要介護認定者の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事をやめた方はいますか」との設問に対し、「主な介護者が仕事をやめた」と回答された方の割合が16.4%となっており、介護離職者が一定数おられることがわかっております。

また、高齢社会対策大綱では、家族の介護を理由とした離職を防止するため、平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」を強力に推進し、仕事と介護を両立することができるよう、雇用・就業環境の整備を図るとされております。

このことから、当町におきましても、介護者の家族を支援するため、在宅で高齢者の介護を行っている家族に対し、介護方法などの助言や情報提供を行うための知識や技術を習得する家族介護教室を開催しております。

また、高齢者を介護している家族を一時的に介護から解放し、心身の回復や介護者相互の交流が図られるよう家族介護交流事業を実施し、介護者の家族の負担が少しでも軽減できるよう支援しております。

さらに、本年3月7日には、家族の介護を理由とした離職を防止し、介護についての理解を深める機会の一つといたしまして、静岡福祉大学の新井恵子准教授をお招きし、「突然の介

護に備えて」と題する講演会の開催と映画「ケアニン」の上映を行いました。

超高齢社会を迎え、子育てと介護を同時に担うダブルケアに直面する方が全国で25万人にも上り、その8割が30歳代から40歳代と、働き盛りの世代に重い負担がのしかかっている現状があることから、この講演会や映画のお知らせにつきましては、ダブルケアについて、より身近に考える機会としていただけるよう、町内の幼稚園、小・中学校を通じ、保護者の皆様に配布させていただきました。

上映後のアンケートでは、働き盛りの世代の方からは「他人事ではなく、家族の介護について考えさせられた」などの御感想を、また、介護職の方からは「共感を覚えた、研修で活用したい」などの声をいただいております。

今後も、介護人材の確保や処遇改善など、国や県の動向を注視するとともに、介護離職につながらないための介護保険サービスのあり方について、町民の皆様とともに考える機会を持ち、介護離職ゼロに向けた取り組みを推進してまいります。

次に、4点目の在宅医療・介護連携推進事業の推移はについてお答えいたします。

町では、高齢者の方に、保健・医療・福祉・介護等の多様なサービスが身近なところで包括的に提供できる支援体制を確立するため、平成27年度から、医療関係者と介護関係者との意見交換会を実施するなど、在宅医療・介護連携推進事業に取り組んでおります。

この事業では、在宅での療養生活を支える仕組みづくりや在宅医療・介護にかかわる人材の育成を推進するため、吉田町在宅医療・介護連携推進会議を設置し、地域の医療・介護の資源の把握、課題の抽出と対応策の検討、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の推進、医療・介護の情報共有の支援、相談支援、医療・介護関係者の研修、地域住民への普及啓発について、牧之原市とも広域的な連携を図りながら、必要な事項を検討しております。

この会議の委員は、医師、歯科医師、薬剤師、榛原総合病院の医師や職員、中部健康福祉センター職員、地域包括支援センター所長、介護職として通所介護及び訪問介護の事業所職員、主任介護支援専門員によって構成されており、会議は年に1回から2回程度開催をしております。

また、この会議の中には、主に多職種による医師のサポート体制や医師不足対策を検討したり、多職種の横のつながりを強化し、在宅医療を支援しやすい体制をつくることを目的とする連携部会と、主に患者、家族が安心できる在宅療養に向け、医療介護関係職の支援の質を高めるための支援者向けのスキルアップ研修を行うことを目的とする支援部会がございます。

吉田町在宅医療・介護連携推進会議の活動といたしましては、先ほども申し上げましたとおり、平成29年度に、映画「ケアニン」の上映を行っております。この映画上映では、3点目の質問でお答えした効果に加え、高齢者世代や子育て世代にとって住みなれた地域で生活を継続するための介護保険サービスのあり方や、在宅医療、介護問題について考える機会となるなどの効果がございました。

本年9月には、在宅医療・介護連携推進会議の第1回支援部会を開催し、前回の支援部会で話し合われた訪問歯科に係る体制の構築のため、「医療職と介護職が連携し、高齢者の口腔ケアの意識向上には何が効果的か」について意見交換を行う予定であり、この部会での意見を踏まえ、医師や歯科医師、薬剤師や介護職など、多職種の方が一堂に会した口腔ケアに関する研修を実施する予定でございます。

また、本年4月からは、これまでも在宅医療と介護職との連携や相談業務等を実施してい

る吉田町地域包括支援センターを、連携のための拠点として位置づけております。

吉田町包括支援センターにおきましては、入院患者やその家族の要望を踏まえた情報提供や、医療・介護関係者からの相談、また、在宅医療と在宅介護が切れ目なく提供されるための検討会等を行っております。

具体的な活動といたしましては、本年9月13日に、住民の皆様が利用している通院圏域内の各総合病院から在宅への円滑な移行が実施できるよう、ケアマネジャーと総合病院相談員との意見交換会を実施いたしました。

この意見交換会では、入院患者とその家族が安心して病院から在宅に復帰するために必要な情報を、医療関係者からケアマネジャーなどの介護職にスムーズにつなぐことができ、医療職、介護職の双方が相談しやすい体制を構築してまいりました。

今後も、在宅医療・介護連携事業を推進することにより、地域における多職種連携を進め、高齢になっても多くの住民の皆様が住みなれた地域で安心して生活することができるよう、支援してまいります。

次に、5点目の介護予防に民間の活力を導入する考えはについてお答えをします。

町が実施する新しい介護予防・日常生活支援総合事業には、要支援1、要支援2及び事業対象者向けの介護予防・生活支援サービス事業と、一般高齢者向けの一般介護予防事業がございまして、事業の実施に当たりましては、民間団体や民間のボランティアに御協力をいただいております。

具体的に申し上げますと、介護予防・生活支援サービス事業として、住民が主体となった通所型サービスBの「ふれあいデイサービスかがやき」を実施しております。これは、町民のボランティアによるデイサービスとして、「お互い支える、支えられる垣根のないデイサービス」を目指して行われているもので、ボランティアの方も利用者の方も、楽しんで参加していただいております。

また、本年8月からは、一般介護予防事業に民間事業者の御提案を取り入れ、フィジカルセラピストを講師とするリンパマッサージを行うシニアストレッチ教室を開始し、御利用人数も定員に達するなど、御好評をいただいております。

このほか、ボランティアによる介護予防のための取り組みといたしまして、「居場所」や「サロン」がございます。町が把握している17カ所の「通いの場」において、各地域のボランティアが介護予防体操やレクリエーション、手芸、お茶会などをしながら、高齢者が気軽に通える居場所づくりを行っております。

この「通いの場」に本年度から加わったどんぐり体操は、昨年度、通いの場の立ち上げ支援をハイナン農業協同組合に委託し、本年度は、ハイナン農業協同組合による無償のサポートを得ながら、ボランティア中心の活動を行っております。

どの居場所においても、ボランティアの皆様と高齢者の方々の笑顔があふれ、会話や体操を楽しみながら活動を行っており、継続して居場所やサロンに参加することが高齢者の方々の生きがいとなっております。

また、町では、このような居場所やサロンを行っている方々を支援するため、吉田町社会福祉協議会に委託している生活支援コーディネーターの取材をもとに「地域の支えあい活動応援ブック」を作成し、居場所の周知やボランティア活動への啓発を図っております。

本年9月26日には、生活支援体制整備事業の協議体である「高齢者の生活を支えあう会」

において、定年退職後の地域へのかかわり方に対する課題の抽出や新たな居場所の発掘、ボランティアの方への支援等についての意見交換を予定しており、地域の実情に応じた住民主体の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

さらに、本年11月7日には、退職された方をボランティアにつなぐ橋渡しのイベントとして、「アクティブシニア応援フェア in 吉田」の開催を計画しており、多くの方々にボランティアリーダーとして活躍していただくことを期待しております。

今後も、民間団体や地域で活躍するボランティアの皆様の御協力を得ながら、介護予防事業の終了後も改善された状態を維持するため、日中の居場所づくりや活動の場づくりといった、高齢者御本人を取り巻く生活環境を改善し、日常生活を通じた介護予防を図る取り組みを検討してまいります。

○議長（藤田和寿君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 御答弁ありがとうございました。

大分丁寧に御答弁いただいたことに感謝申し上げますが、若干、ちょっと再質問のほう、ありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、1点目のはつらつ講座の実施状況と参加者を増やす取り組みということで御答弁いただきました。これ、社協に委託をしているということになりますけれども、決算書を見ておりましたが、見当たりませんので、ちょっと確認だけさせていただきたいと思うんですが、こちらのほうは、9会場で月1回、その費用といたしまして、社協のはつらつ講座への委託料というのは、幾らになるのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

29年度のはつらつ講座ですが、認知症予防の教室としまして、社会福祉協議会のほうへ委託を行っております。

決算額としましては、252万4,027円といった形で委託のほうをさせていただいております。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） こちら、予算の中で、先ほどの内容の報告によりますと、有酸素運動を取り入れたり、脳トレをやったり、講師料、講座を開催したりということでございましたけれども、答弁の中で、アンケートをとったことが紹介されておまして、はつらつ講座を利用したい方が、3割だということでございます。

答弁で参加者が増えているということの報告もいただいておりますけれども、まだまだ、参加したい方の受け皿になり得ていないのかなというふうに思います。

その点、参加者を増やす方法として、答弁いただいた以外に増やす対応策について、考えがあったら、ちょっとお聞かせ願ひしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

はつらつ講座は各地区、出向いての実施になっておりますので、できるだけ、利用者さんがいらっしゃる地区での開催をということで、昨年度はよききたのほうで開催をというような形で、工夫を一つさせていただいております。

それでも、近くてもなかなか、そこまで行くことができない方もいらっしゃると思いますので、社協の方に送迎をしていただいで、会場まで行けるような算段といったこともさせていただいておりますので、会場に行きやすいといったところの工夫等もさせていただいていることと、あとは、広報等、アンケートの中にもどのようにして、町の事業を周知していますかといったところの確認をさせていただいたところ、高齢者の方は、広報を見てとかといった方が多かったものですから、広報へ、はつらつ講座の開催案内といったところも載せていただいで、皆さんがこの会場でやっているよということを理解していただきながら、参加したいなという気持ちになっていただけるように工夫しております。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） まだまだ、高齢になると、会場まで行けないという方が多いので、例えば、出前、本当に、何人か集まったところに出向くという、そういう会場が増えることになりすけれども、きめ細やかに、その希望される方のところに行く方法もあるのかなと思います。

また、内容についても、確かに、ずっと継続してやられてきている講座の中身もあるんですが、全く新しいものを入れていくというのも、新鮮でいいのかなというふうに思いますので、地域にはいろんなノウハウを持った方もいらっしゃるし、新しい時代とともに、効果のある新しいそういうレクリエーションなどがございすので、そういうのを増やしていくような工夫もできるのかなというふうに思いますが、社協に委託をされているということで、この25万円ちょっとの金額でございすけれども、こうしたところを少し、融通をきかせて、予算をふやして、きめ細かに対応できて、しかも、参加者がより楽しめる、効果もあるようなはつらつ講座にしていくとますます参加者が増えていくのではないかと、29年度で1,412人ということでしたけれども、さらに充実して、介護予防につながっていくと思いがすが、その点については、いかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございす。

社協に委託して行っているものですから、社協の職員とも来年度に向けての事業構成について打ち合わせをして、どのようなレクリエーションをまた新しいものがあるかとか、皆さんの希望に沿ったものとか、今まで参加していない方が、参加したくなるような講座とかをまた取り入れていただけるように、社協とも話をしていきたいと思いがす。

また、社協の職員も研修のほうへ行っただいで、ほかでうまくいっている事例の勉強等をしてきていただいてもいるものですから、そちらも有効にして、この活動のほうにつなげていきたいと思いがす。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） よろしくお願ひしたいと思いがす。

続いてですけれども、高齢者見守りネットワーク連絡会、こちらのほうですけれども、平成29年度、答弁の中では、少し紹介をしていただいたんですけれども、福祉課のほうに、通報という、ちょっと語弊があるかもしれません。連絡、情報提供があつた回数というのは、何回かというのは、把握できていますか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございす。

29年度の実績ではないんですが、30年度の現在までの実績の中で、包括支援センターと、町に合わせて現在3件の通報といたしますか、このようなケースがいらっしゃいますといった情報提供のほう、ございました。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 見守りネットワーク連絡会のほうも、11団体のほかに、会社、事業所のほうも44ということで、かなり増えてきているのかなというふうに思っております。

また、認知症の見守りも含まれているなということ、わかりましたので、やっぱりこの高齢者見守りネットワーク、これを町の中で強化していくことは、大変重要なことかなというふうに感想を持つものでございますが、この44事業者の、今後、こちらのほうを増やしていくというような取り組みがどのようになされていくのか、ちょっと御答弁いただきたいと思っております。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

44事業所をまた増やしていくということの、どのような方法でということだったんですが、一応広報のほうにも、見守りネットワークの活動状況といったものを、紹介はさせてもらってはいるんですが、それ以外に、よく見守りネットワークの事業所ではないところからも、声をかけてくださる方もありますので、その事業所さんにこの協力団体として、名前を挙げていただけないかといったことで、個別への対応をさせていただいて、情報を下さっている方にとっては、そういったネットワーク事業があるということ余り御存じなくて、町に何となく、気になりますよといった情報を下さる方もあるものですから、町のほうから、こういった事業もありますので、協力団体として、名前を挙げてくださいということの御依頼のほうを個別にさせていただきたいと考えております。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） そうですね。認知症サポーターの政府の目標もあるわけで、その中で、吉田町でも取り組みをしているというふうに認識をしております。

ちょうど、この高齢者見守りネットワーク連絡会の答弁の中に、認知症のサポーターの答弁もございましたので、ちょっとお聞きをしておきたいと思っておりますが、今現在、答弁では、1,109人の方が、認知症のサポーターということでございましたので、養成講座もやられているということで、これは、町として、K P Iというのが出ていまして、これが、1,040人となっていましたけれども、これはもう目標を超えて、サポーターの方が登録してくださっているということの認識でよろしいのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

目標を超えた方が養成講座のほうに参加していただいております。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） そうしますと、今後、認知症サポーターの方と、あとは、高齢者の見守りネットワークの団体や、それから、事業所の御協力によって、吉田町の認知症の方の安全を守っていけるということになるかと思っておりますけれども、この点について、やっぱり、平成30年度は、今のところ3件だということになりますけれども、実際は、もっともっと水面下で危ないことが実は起こっているのではないかというふうに、本当は思っておりますが、そうした課のほうでの把握というのは、どのようにされておりますでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

なかなか水面下にいらっしゃる方の状況というのが、町には上がってきにくいところではございますが、町としまして、サポーターやネットワークの方、それ以外に民生委員の方にも、地域の様子で気になることとかありましたら、実態把握事業というものをやっていただいておりますので、そういったところから、情報を吸い上げていくというような形で対応していきたいと考えております。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） ありがとうございます。

介護離職者のことをちょっとお聞きしたいと思います。

介護離職者は、答弁にありましたように、家族にとっても、介護で仕事をやめなければならない場合や、施設の職員も不足していて、介護サービスを受けることができないことから、家族も仕事をやめなければならない場合や、あとは、なかなか介護職員が不足していて、サービスを十分提供できないという、そういう二面性があるというふうに思っております。

町ではアンケートもとられたと、調査をしたということで、16.4%の人が1年以内に、仕事を、介護を理由にやめたという、この調査ですけれども、対象はどなたになるのでしょうか。調査対象ですね。お願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 28年度に行った高齢者の生活と意識に関する調査という形で、介護認定を受けていらっしゃる方、要支援ではなくて、要介護1から5の認定を受けている方に通知のほうをさせていただいたところなんです。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） そうしますと、もう介護認定を受けてしまうと、1年以内に仕事をやめなきゃならないケースが16.4%あったということで、これはなかなか深刻になってくるのかなというふうに思いまして、この介護離職を、やっぱり、ゼロにしていくという対応策が行政でも必要なのかなと思います。

そこで、仮に町内の方が介護で離職をしなければならないというような相談体制というのとはできているんですか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 実際に、介護をしていらっしゃる方がお仕事をやめなければいけなくなるかもといったところの相談体制ということだと思います。

町には地域包括支援センターといった専門職がおる場がありますので、地域包括支援センターにどのようなサービスを使えば、お仕事をやめずに済むかとか、あと、先ほど介護者の集いで介護方法のお話をさせていただいたりといったところも、地域包括支援センターで行っておりますので、より家族介護が減るような方法といったところとか、サービスをうまく使う方法といったところの相談のほうを、地域包括支援センター、専門職で行っているところです。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 相談された方については、何かしら、解決策を見つけることができ、介護のために、離職をすることがないというような例は出ておりますでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 実際にお仕事をやめようと考えている方がやめずに済んだといった数字までは少し把握はできておりませんが、介護をするために、お仕事をやめてくださいといった指導はせずに、御家族に選んでいただいて、今の時期、ちょっと介護休暇をとる方法といったところの休暇をとったり、介護がスムーズにできるようになれば、また、職場に戻れるといった相談内容のほうは行っているというのは聞いているんですが、ちょっと、件数までは、申しわけありません、把握しておりません。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） また、その点については、数字こそはわかりませんが、明らかに高齢化が進んでいくと、2025年は団塊の世代プラス団塊の世代ジュニアの介護の問題が入ってくるので、これは町としても将来的に、より現実的になる問題ですので、しっかりと対応していただきたいというふうに思っております。

先にちょっと聞きたいことを優先して聞いて、時間があつたら、その次を聞きたいと思うんですが、介護予防に民間の活力を導入する考えはということでお聞きをしたわけでございます。

平成29年度でございますけれども、介護保険の中で地域支援事業が展開されるようになりまして、介護予防生活支援サービス事業費というのが計上されているわけでありまして。

平成29年度、今、決算審議中でございますけれども、メニューを見ますと、運動器の機能向上、口腔栄養事業、通所型サービスBへの補助金、訪問型サービスD、移動支援への補助金、ワンコインサービス事業委託料などが入っております。2,728万9,000円という決算額になっておりまして、これは、予算が4,300万円、ここに立てていたのに比較すると、執行率が63.4%ということでございます。ここで数字の決算の審議をするつもりはございませんので、ここはそういう数字が出ていますということでありまして。

この介護予防生活支援サービスをさらに充実させていくことが今後の高齢化の社会においては、非常にここが重要になってくると思いますので、この点について、民間活力を導入する考えということでお聞きをしたわけでございます。

質問といたしましては、介護施設におけるサービスの実態調査というのをしたことがあるかどうか。これについては、施設におかれましては、入所者の方に、レクリエーションとか、脳トレとか、そういうものを展開していると思うんですけれども、そういう実態を見たことがあるか、また、調査をしているかどうか、その点について、お聞きしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

施設における実態調査ということで、利用者さんへのレクリエーションの様子とか、利用者さんから、実態を聞いているかといった御質問だと思われませんが、介護相談員という者が月に1度、施設のほうを回らせていただいております。

その中で、どのようなレクリエーションを行っているかといったところもそうですが、展示物についてですとか、清潔状態、あと、入浴をしている事業所であれば、入浴がどのように行われているかといった介護自体のところも、あと、イベントのところも見てきていただいて、利用者さんからの声も拾っていただいて、町のほうに情報を報告していただいているところでございます。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 最後に町長にお伺いしたいですけれども、よろしいですか。

今回、私が一般質問をしましたこの高齢者の福祉の問題については、本当に、少子化が進み、高齢化が進んでいくと、いろいろなところが疲弊してくるところで、介護保険の財政であったり、あとは労働力が不足したりとかという、そういう問題があるので、吉田町でも、介護予防に本当に力を入れて、介護にならない、そういう高齢者をふやしてもらいたいというのが趣旨なんですけれども、その中で、はつらつ講座であるとか、あとは、介護予防にもっともっと予算もつけたり、人材も登用したりして、充実していくということをぜひ、30年、これからですので、そういったところの検証、必要であれば、改善、見直しをして、より豊かな高齢者福祉の予防、介護予防にしてほしいなというふうに思っておりますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 私は、この町も当然のことながら、超高齢社会に入っております。ほかの町と比べて、幾分高齢化率は低いわけですが、超高齢社会に入っていくことは事実でございますので、副町長以下、必要な人間については、これまで個別の政策できましたけども、超高齢社会に対して、この町がもう組織的に体制をとらなきゃならないと、そのような意識を持って。それと同時に、政策についても、総合的に考えなきゃならないというようなことで、先日も、6月議会で高齢者等の足の確保の問題等についても、当然調査費は来年度予算で計上いたしますけれども、必要なものについては、総合的にさまざまな政策を勘案して、必要な事業については、必要な予算措置をとります。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

吉田町の取り組みを、今答弁いただいたのを聞いていますと、本当に努力をしていると思いますし、第8次高齢者保健福祉計画と、第7次介護保険事業計画、これもしっかりとできていますので、この数値を実現できるようにしっかりと取り組んでいただければと思います。

今回、このような質問ができて大変うれしく思います。

以上で質問を終わります。

○議長（藤田和寿君） 以上で、10番、大塚邦子君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時10分とします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時08分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は12名です。

引き続き一般質問を行います。

◇ 山内 均 君

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

〔6番 山内 均君登壇〕

○6番（山内 均君） 私は通告に従い、都市計画マスタープランの中間変更と北区地域の土地利用誘導についてお伺いいたします。

この問題は私の中で、長い間温めていた。

○議長（藤田和寿君） 申しわけないですけれども、傍聴の方、御静粛をお願いいたします。

○6番（山内 均君） 長い間温めてきた問題でありますので、今回、マスタープランの変更により、質問を非常によい機会だと思ひまして、質問をさせていただきます。

質問の趣旨です。

都市計画マスタープランの中間変更が行われた。

東日本大震災の巨大津波災害以降、土地の利用状況に変化が生じ、北区地域では、住宅の増加と人口の増加が進んでいる。

自彊小学校の児童数も、平成21年度から現在まで、児童100人以上が増えた。

土地の宅地化は住宅等建設可能な条件を求め小規模な土地開発を進ませている。環境の整備には計画的な開発が必要となり、北区地域の全体的土地利用の計画と誘導を考えなければならない。

吉田町には、町を南北に貫く東名川尻幹線、大幡川幹線、吉田港幹線と富士見幹線の3本の都市計画道路がある。

東名川尻幹線は大動脈、大幡川幹線は産業形成区域、吉田港幹線プラス富士見幹線は住環境形成区域の役割を担っていると思う。北区地域では東名川尻幹線の起点となる東名吉田インターチェンジ周辺の土地利用誘導区域の拡大を含めた変更計画が挙げられた。しかし、この区域は農地の白地と青地が混在していて開発が制約され、今のままではよい住環境を整備することは困難になる。また、インターチェンジ西側の区域や富士見幹線沿線の区域はよい住環境を求めた整備を計画的に行う必要があると思うが、課題は多い。

特に、北区地域は島田市初倉地区との接続線が長い、連携した計画でなければならないと考えている。

そこで、質問をする。

1、マスタープランの中間変更の理由に社会情勢の変化が挙げられている。インター周辺の土地利用誘導区域はこれから調査を行うと聞いたが、どのような都市機能とイメージで変化に対応しようとしているのか。

2、東名川尻幹線、東名大井川線の沿道利用地とはどのような計画か。

3、土地利用には地目の変更や用途変更等法的問題が多くある。時間的制約も含めた対応策はあるのか。

4、静岡空港へつながる富士見幹線も重要路線となる、計画道路としての機能を持たせるべきである。計画を考えているか。

5、富士見幹線の沿線区域の土地利用はどのように考えるか。

6、島田市初倉地区との連携した計画を協議する必要性があるのではないか。

以上、答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（藤田和寿君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 都市計画マスタープランの中間変更と北区地域の土地利用誘導についての御質問のうち、1点目のマスタープランの中間変更の理由に社会情勢の変化が挙げられている。インター周辺の土地利用誘導区域はこれから調査を行うと聞いたが、どのような都市機能とイメージで変化に対応しようとしているのかについてお答えします。

吉田町都市計画マスタープランは、住民に最も近い立場にある町が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、町づくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かく総合的に定めることで、当町の都市計画の適正な規制と誘導を図るための指針となるものであり、平成37年度までを計画期間として、平成21年に策定しております。

このたび策定から10年目を迎え、その間に、当町を取り巻く社会情勢が大きく変化しておりますことから、中間の見直しを行ったところでございます。

今回の都市計画マスタープランの中間見直しに当たりましては、策定当時をよく知る議員も御承知のとおり、この10年間に、策定当時には全く予想もできなかった大きな事象を初め、町を取り巻く社会情勢は大きく変化してきております。

この10年間の町を取り巻く社会情勢の変化といたしましては、いろいろな変化があるわけですが、平成23年3月の東日本大震災が真っ先に挙げられます。これまで右肩上がりの成長が見られた当町が、津波の脅威から危急存亡の危機に直面することとなり、この東日本大震災を機に、町づくりの方向性を津波防災町づくりへと大きくかじを切ることとなり、現在も、この津波防災町づくりを、全身全霊をかけて強力で推し進めてきているわけでございます。

一方、道路などのインフラに目を向けますと、町外では富士山静岡空港が開港するとともに、新東名高速道路が開通し、さらには東名吉田インターチェンジ北側では、はばたき橋が開通し、都市計画道路が藤枝市方面へと延伸しております。また、町内では、町の南北軸となります東名川尻幹線、東西軸となります榛南幹線を初め、大幡川幹線、富士見幹線と主要な都市計画道路の供用が開始されるなど、当町を取り巻くインフラは飛躍的に整備されてきております。

こうした町を取り巻く社会情勢が変化していく中で、当町では、都市計画マスタープランの上位計画に位置づけられます第5次吉田町総合計画及び第3次吉田町国土利用計画を、平成28年3月に策定しております。

この第5次吉田町総合計画では、「人が集い 未来へはばたく魅力あふれるまち 吉田町」を町の将来都市像として掲げ、その将来都市像を目指す上での重点政策の一つとして、「津波防災まちづくり」を強力で進めることで、「新たな安全」を創出すると同時に、「新たな賑わい」をあわせて創出し、魅力あふれるまちを目指す「シーガーデンシティ構想」を推進することとしており、このシーガーデンシティ構想を推進する一つの施策として、国の総合特区及び静岡県の「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」を活用した事業を展開しております。

このうち、取り組みの一つであります北オアシスパークを中心とする物資供給拠点確保事

業推進区域には、商業施設が立地し、現在、町内外から多くの方が来店され、にぎわいがもたらされている状況が生み出されております。

また、当推進区域に進出しました4店舗の企業の皆様との間では、防災協定を締結して災害時の備えを着実にいき、町民の皆様の「新たな安心」のよりどころとなっております。

一方、第3次吉田町国土利用計画における、北区地域の土地利用特性における整備施策では、「東名吉田インターチェンジ、都市計画道路東名川尻幹線及び都市計画道路北部幹線等、恵まれた交通条件を生かし、本町の玄関口として、土地利用を検討していく地域」としております。

その上で、都市計画道路東名川尻幹線及び北部幹線沿道につきましては、沿道商業集積ゾーンとして位置づけ、富士山静岡空港や東名高速道路等とのアクセスの優位性を生かし、商業・流通業務系の土地利用が集積されるよう、計画的な誘導を図るとともに、景観に配慮しつつ当町の新たな拠点としてふさわしい土地利用を促進するほか、土地利用誘導方策の研究を進め、計画的な土地利用の推進を図るとしてしております。

このように、平成21年に吉田町都市計画マスタープランが策定されてからは、町を取り巻く社会情勢も大きく変化し、また、上位計画が新たに策定されたことなどによりまして、平成29年度に中間見直しを行ったわけでございます。

さて、議員御質問の東名吉田インター周辺の調査ということでございますが、本年度予定しております、東名吉田インターチェンジ周辺の利活用調査につきましては、しずおか中部連携中枢都市圏事業負担金を活用して行う調査でございます。

この調査の主眼は、中枢都市である静岡市との交通利便性の向上と、あわせて交流人口・定住人口の拡大を図るため、静岡市と吉田町を結ぶ基幹バス路線であります特急静岡相良線のバス停、吉田インター入り口周辺のバス停利用者の利便性向上施策を含む、周辺の土地活用の可能性を調査するものでありますので、特定の地域、区域の土地利用を変更するための調査ではございません。

今回、調査対象としております、東名吉田インターの入り口周辺は、基幹バス路線であります特急静岡相良線のほか、島田静波線のバスの停留所があり、また、吉田インター内には首都圏を初め中京圏、関西圏へとつながる高速バスの停留所、そして、各種観光ツアーバスの発着点になっているところでもありますので、当町のみならず、特に、島田市初倉地区、牧之原市などの近隣市を含めました交通の結節点としても、大きな可能性を秘めているところでございます。

また、当町が進めておりますシーガーデンシティ構想におきましては、町内へ人の流れをつくる起点となる大変重要なポイントとなるところでございます。

今回の調査対象となります東名吉田インター入り口周辺は、議員御指摘のとおり、もともと既存集落並びに農地が広く分布している地域であり、都市計画マスタープランにおいても、景観や地域環境に配慮しつつ、当町の新たな拠点としてふさわしい土地利用の誘導を図る地域と位置づけております。

鉄道のない当町にとりましては、東名吉田インターチェンジは、シーガーデンシティ構想を達成するために欠くことのできない重要なものでございます。また、東名吉田インターチェンジ周辺は、しずおか中部連携中枢都市圏事業において、首都圏を初め中京圏、関西圏をつなげると同時に、静岡市や近隣市町との交通の結節点であることを踏まえ、都市間交通の利便性

の向上と交流人口の拡大を図ることを目指し、この地域が機能するための具体的方策について、利活用可能性調査を実施してまいります。

次に、2点目の東名川尻幹線、東名大井川線の沿道利用地とはどのような計画かについてお答えをします。

吉田町都市計画マスタープランにおきましては、東名吉田インターチェンジ周辺をインター周辺活用ゾーンとしておりますが、一方、「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」の物資供給拠点確保事業の区域と重複しておりますことから、町の玄関口としての情報発信、にぎわいの創出の拠点、災害時の防災機能を備えた被災者支援の拠点としての活用を進めていく区域となっております。

その中で、都市計画道路東名川尻幹線の沿道につきましては、町の骨格を形成する幹線道路として、また、東名大井川線の沿道につきましては、東名川尻幹線道路を補完し、土地利用を支える道路として、沿道の利便性を生かし、町のにぎわいを創出し、災害時に生活を支える生活物資を滞りなく供給できる商業施設を誘導する沿道利用地に位置づけられております。

この2路線の沿道の現状といたしましては、農地としての利用が多い地域でございますが、一部ではビジネスホテルなどの開発が見られ、都市的土地利用のニーズが高い地域でもありますことから、沿道利用に際しましては、農業との調整を図りつつ、富士山静岡空港や東名高速道路等とのアクセスの優位性を最大限に生かし、商業・流通業務系の土地利用が集積されるよう計画的な誘導を図るとともに、景観等にも配慮した、当町の新たなにぎわいの拠点としてふさわしい土地利用の推進を図ってまいります。

次に、3点目の土地利用には地目の変更や用途変更等法的問題が多くある。時間的制約も含めた対策はあるのかについてお答えします。

東名吉田インターチェンジ周辺の農地につきましては、議員も御承知のとおり、農業振興地域の整備に関する法律に規定されております農業振興地域内の農用地、いわゆる青地と呼ばれている農地が大部分を占めております。

青地は、農業上の利用を図る農地であり、農地転用が制限され、農業用途以外への転換が非常に難しく、転用する場合には、農用地区域からの除外が必要となります。

この除外を行う場合には、農業の集団化に支障がないこと、代替すべき土地がないことなどの五つの要件を満たす必要があり、そのうちの一つに、「土地基盤整備事業完了後8年以上経過しているものであること」という要件がございます。これは、いわゆる「8年未経」と呼ばれるものでございまして、時間的制約を要件としたものでございます。

当町は、大井川用水の受益地となっており、平成29年度を事業完了年度とした国営大井川用水農業水利事業（2期）の受益地であるため、この「8年未経」の制約を受け、本年4月から最低でも8年間は転用が難しい地域となっております。

しかし、最低でも8年間は転用が難しい地域ということは、逆を申し上げれば、最低8年間は無秩序な開発が制限できるということになります。

この機会をチャンスと捉え、今後、吉田インターチェンジ周辺の開発を計画的に進めていくためには、シーガーデンシティ構想にもございまして、吉田インターチェンジ周辺を町の玄関口として位置づけ、計画的な土地利用の誘導を図るための具体的な指針を考える必要がございます。

そのため、今回のマスタープランの中間変更では、東名吉田インターチェンジ周辺につき

ましては、インター周辺活用ゾーンとしてゾーニングし、本年度実施いたします調査の結果をもとに、計画的な土地利用を誘導するための具体的な指針を検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目の静岡空港へつながる富士見幹線も重要路線となる、計画道路としての機能を持たせるべきであると考えているが、計画はについてお答えいたします。

富士見幹線につきましては、都市計画道路として昭和40年に都市計画決定され、整備を進めてまいりました。そして、平成29年度までに、都市計画道路大幡川幹線から神戸集落センター北側の町道東名片岡線までの整備が完了し、吉田町都市計画マスタープランでは、東西都市連携軸の幹線道路として位置づけており、平常時の情報発信や災害時の被災者支援の拠点でもある北オアシスパークへのアクセス道路として重要な役割を果たしております。

また、現在未整備の町道東名片岡線から北側につきましても、島田市も含めて整備が完了すれば、富士山静岡空港へのアクセス道路として、利便性がより増してまいります。

しかし、この富士見幹線の整備を進めるに当たりましては、富士見幹線からつながる島田市の都市計画道路であります南原沖田線の整備スケジュールが大きく関係してまいります。

島田市では、島田市都市計画道路整備プログラムを策定し、最新版といたしまして、平成29年7月版を公表しておりますが、その中で、現在未整備となっております都市計画道路につきまして、平成32年度から平成36年度までに事業着手する短期整備路線と、平成37年度以降に事業着手する中期・長期整備路線に分類し、整備時期の目安を定めております。

当該整備プログラムにおきまして、南原沖田線は、中期・長期整備路線に分類されております。

そのため、富士見幹線につきましては、最終的には富士山静岡空港につながる重要な路線として考えてはおりますが、島田市の南原沖田線が整備されることにより、富士山静岡空港への新たなアクセス道路としての役割を持つものであると考えておりますことから、島田市の整備計画を注視しながら、対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、5点目の富士見幹線の沿線区域の土地利用はどのように考えるかについてお答えします。

富士見幹線沿線の現状を申し上げますと、東西路線につきましては、町の新たな拠点である北オアシスパークへのアクセス道路として位置づけ、にぎわいを創出するための商業施設の誘致を図り、沿道利用を促進しております。一方、未整備の南北路線につきましては、既存の集落の中に農地が点在している状況でございます。

当町といたしましては、富士見幹線沿線の土地利用を考える場合、島田市の土地利用も念頭に考えなければなりません。富士見幹線が接続する島田市の南原沖田線整備予定地周辺は、優良な住宅地である月坂団地と牧之原台地の茶生産を主体とした農業地域が広がる地域でございます。

島田市都市計画マスタープランでは、南原沖田線整備予定地が位置する初倉西部地区の土地利用方針につきましては、牧之原台地の茶畑などの優良農地を保全するとともに、集約化を進める農業推進地区と、農業環境との調和を図りつつ、ゆとりある生活空間を持った田園住宅地に位置づけており、この地域を定住人口の増加を目的に、自然環境や景観、農業的土地利用との調和に配慮した快適な住宅地の形成を促進する地域としております。

この島田市の都市計画マスタープランの考え方と、富士見幹線南北の未整備区間の現状、

北区の地域づくりを総合的に考えますと、富士見幹線沿線につきましては、やはり、商業や工業等の都市的土地利用ではなく、営農環境、景観などに配慮した計画的な宅地化を促進する地域に位置づけ、良好な住環境を確保する地域として、土地利用の誘導を図っていくべきであると考えております。

次に、6点目の島田市初倉地区との連携した計画を協議する必要性があるのではないかについてお答えいたします。

都市計画の観点から申し上げますと、都市づくりの基本的な考え方を示すマスタープランには、都市計画法第6条の2に規定された「都市計画区域の整備、開発方針」を示す「都市計画区域マスタープラン」と、同法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を示す「市町マスタープラン」の二つがございます。

都市計画区域マスタープランにつきましては、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全体を対象として、都市計画の目標、土地利用、都市施設の整備、開発事業に関する主要な都市計画の方針につきまして、県が一市町を超え広域的な視点から定めることとなっております。

一方、市町マスタープランにつきましては、住民の意見を反映させ、都市づくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地域別の未来像、整備方針、施設の計画等をきめ細かく、かつ、総合的に市町が地域に密着した観点から策定することとなっております。

この両計画の整合性につきましては、法律上、都市計画区域マスタープランに即して定めなければならないこととなっており、市町マスタープランの内容は、県から市町への意見聴取、市町から県への都市計画案の申し出等の手続を通じまして、都市計画区域マスタープランに反映されることとなっております。

当町は榛南・南遠広域都市計画区域として、吉田町、牧之原市、御前崎市の2市1町で、島田市は島田市都市計画区域として1市で、それぞれ都市計画区域マスタープランを策定しております。

現状といたしましては、都市計画区域マスタープランにおいて、合併以前の都市計画区域及び計画構成市町の発展の経緯等により、当町と島田市は別の区域となっておりますが、島田市、特に初倉地区におきましては、土地利用、道路網等の交通形態等において、広域的な観点から検討を行う必要があると考えております。

このような状況の中、県は、交通や都市施設の立地等、土地利用の広域化に対応するため、広域連携に資する都市施設の整備方針の検討や、地域特有の課題の整理、調整を行い、近隣市町と連携をとった都市計画を促進することを目的といたしまして、島田土木事務所を単位とした都市計画区域を有する島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町の4市1町による都市計画区域広域連絡協議会を平成27年度に設置いたしました。

当町といたしましては、行政区域を越えて協議が必要な場合には、この協議会の場を活用しながら、島田土木事務所を中心として、構成市と連携を図り、都市計画道路の整備方針や土地利用等につきまして調整してまいりたいと考えております。

○議長（藤田和寿君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今、答弁いただきまして、その中で、力強く言ったのが、今回の調査

に関しては拠点の整備ではないと、そういうことですね。ただし、都市計画そのものは、当然、この前も言ったとおり、吉田町全体の都市計画の中を把握しながら、そんなところに、これから、今、起きている、この北区の地域、特に吉田インター周辺の開発に関して、マスタープランとして出ておりますので、その辺のことを聞かせていただきます。

いずれにしても、都市計画そのものが、先ほど、町長の答弁の中に出てきました。島田も含めて平成37年、今、28年ですから、あと9年、わずか9年ですね。9年たつと要するに、もう遠い将来じゃないわけですね。絶対に。もう10年後には、そういった今、島田市も含めて開発を考えているわけですね。

その中で、都市計画全体のマスタープランと同時に、その地域地域の特性に合わせた、特性というか、その地域のそれぞれの地域の持っている状況、そういうものを、計画の全てを把握しながら、いかにいい町にしていくかといったことを考えるのが、都市計画マスタープランだと思っていますので、その観点から、聞かせていただきます。

先ほど、一番最初の質問の中に、町長の答弁にもありました吉田町の自彊小学校の人数ですね、平成23年度末には、児童数が333人、これもちょっと調べまして、どこかでもやりましたけど、330人いたのが、ことしの5月、444人、要するに、6年間で111人増えているということは、子供たちが増える。住宅の数も、恐らくこの2分の1から3分の2、50軒から70軒ぐらいは、北区の地域には増えているという計算が成り立つのですね。

そこで、私は大幡川幹線に関しては、商業、産業で、東名川尻幹線は、吉田町のさっきの答弁にありました他都市を結ぶ主要幹線道路、恐らく吉田町のバックボーンですね。あと、北へ登る富士見幹線は住宅の集約とか、そういう形でこれからその部分で質問をさせていただきます。ちょっとこの資料をちょっと見ていただきたいんですけども、本当は、この資料をちょっとおくれましたので、赤で囲ってあって、東名川尻幹線と富士見幹線が北側に延びていますので、この区域、囲まれた区域がこれから、どういう形でやっていけるかということを考えさせてもらいたいと思います。

すみません、私の不手際で、赤い線が入っていると非常にわかったんですけど。

これから、調査をしていくということで、決まっていました。

その中で、調査をしながら、町では計画と環境整備、当然、住宅が増えていくということを考えなければならんと思うんですけども、その環境整備に関しては、これからどのように考えていくか。要するに住宅がふえてきて、当然、その乱開発をするのではなくて、時間的制約はあるかもしれないですけども、そういうところも含めて、どういうふうな形でしていきたいか。要するにゾーニングをしっかりとせないかんと思うんですけども、そういう含めて、町の考え方や方向性というものがもしあれば教えていただきたいです。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今ありました東名インターチェンジから富士見幹線までの間ということで、ということで、ここの土地利用ということで、今、御質問だと思いますが、この件につきましては、先ほど答弁にもありましたとおり、初倉地区との関係もごぞいます。そういう中で、今、現在既存集落が富士見幹線沿いについては、既存集落と、あと、農地が点在しているという状況でございまして、町としましても、商業系ではなく、住宅系というところで考えていきたいというふうには考えております。

その中で、今後、指導といたしましては、土地利用の中で、どういうふうな道の形態を、開発の中で、つくっていくかということにつきましても、民間開発のほうが出てきましたら、その中で、その道路網の形態であるとか、そういうものについては、考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） その中で、具体的に、具体的というか、具象的に、形として見えたときに、今、東名のインターから富士見幹線の北の間、途中、湯日川がありますよね。あそこの地域というのは、住宅が増えたと同時に、人数が増えたと同時に、本当、開発が非常に白地のところだけに、いっていますので、それをイメージ、例えば、都市計画の中のイメージとすると、藤枝の駿河台のような、ああいう形の集約をすることが一つの町の形を、要するに東名から、いろんな人がおりてきて、それが、見える形をやらないかんと思うんですけども、その辺で今言われたようなそういうイメージの、東名川尻幹線から西側に関しては、最終的にはそういう住宅というか、そういうイメージを持っているということによろしいですか。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

そうですね。インターから西側につきましては、主に、答弁ありましたように、住宅系というふうなことで考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 以前にも、東名から東の部分に関しては具体的に、非常に出ているんですけど、あの辺のところはもうわかりやすいもんですから、非常にいいんですよ。

ところが、あそこから、西に関しては、本当、今言ったみたいに、開発がうまくできていない。要するに、計画どおり、計画を持ちながらやっていって、そうして、そういう形をつくっていただければ、恐らく、人が定住するような場所がいい環境が出てくるもんですね。

そういう意味でぜひやっていただきたいと思います。

それで、先ほど、時間がちょっとあれですので、一個一個聞かせてもらいますけれども、二つ目の問いのときに、まず、東名川尻幹線と東名の西へ向かう大井川、東名大井川線でしたか、その道路、そのところの沿線の利用、中心から、多分、40メートルがこれから、その商業系というか、そういう形にいくと思うんですけども、そのときの私が一番思うのは、これから、吉田町がインターチェンジの周りをきれいな周辺にするためには、この吉田町の中にも、こういうものがあるんですけども、吉田町建築協定条例、建築系協定条例、そういう中にいきますと、この地域では例えば沿道を敷地の位置とか、建物とか、用途とか、形成とか、形態とかをある程度、あらかじめ決めることができる。それは、言いたいことは、あそこに24メートル道路ですか、二十何メートル道路ありますよね。東名川尻幹線、その例えば、一つの方法では、両サイド歩道から3メートルをセットバックをする、そこに緑地帯を設ける。そういう都市計画方法があるんですけども、そういうのも必要なことなんです。そうしてやって、きれいなところを角をおいたときに、非常にきれいな形を見せることができると思うんですけども、そのような形を入れたいというか、今、これから、商業、沿線利用、その沿線利用の土地というのは、どのような形を考えていますか。要するに、具体的には出ていないですか。

何か具体的な形というのは持っていますか。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今の東名川尻幹線沿線と、あと、東名大井川線ということで、その沿線の土地利用のということなんですが、先ほど答弁書の中にもありましたとおり、今現在、その地域につきましては、ほとんど、今農地としては、青農地になっておりまして、今は農業として、振興しているという地域でございます。

今後、今、都市計画マスタープランの中におきまして、インター周辺を活用したゾーンということで、今後、土地利用のほうを考えていかなければならない区域には、今、ゾーニングをしております。

それにつきまして、今後、どのようなものをしていくかということにつきましては、先ほど言ったインターの調査結果を踏まえまして、どのようにしていくかというものにつきましては、ある程度、やはり、町のほうで指針のほうを定めていかないと、いわゆる乱開発になってしまうというところもございます。

ただ、その指針につきましては、その用途をそこに設定しまして、その中で、誘導していくのか、それか、今後、地区計画みたいなものを立てまして、今、議員のおっしゃるとおり、その細かい中までその基準を設けて、地区計画を立てていくのかということにつきましても、その調査をもとに、今後、検討していかなければならないというふうに思っております。

少なくとも、今の、農地、農用地の青農地になっているところにつきましては、まだ、その色を張りつけるということはできませんので、今後、それを、どういう土地利用を進めていくかというところを、進めながら、その農地のほうとも調整をとりながら、どういう指針を定めていくのかということについても、方法論については、考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） まさに、そういう形でやっていただきたいと、ここに、先ほど言った吉田町建築協定条例、この条例というのは、地域の協定ですよ。それによって、これ、かなり縛りがきついものがありますので、それ、優先的順位高いと思いますので、そういう形でやっていただきたい。どうせやるんだったら、考えるんだったら、吉田インターに限らず、吉田町の皆さんがインターチェンジをおりていくと、大体わかると思うんですけど、ほとんどが中高層ビルと、それと、ネオンのそういうものが少なくとも、あの地区でこれから、後出しでやる場合には少なくとも、もっときれいな形をぜひやっていきたいと思うんですよ。

それと、そのときに、これ、一つ一つ確認をしますけれども、例えば、景観法、静岡県で景観条例、広告のやっていると思うんですけども、これはインターから半径500メートル以内の案内板、その形にもやっぱり見られますよね。これ、今現在でもかかっていますか。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、議員のおっしゃる景観という面で、インター周辺の状況でございますが、今、吉田町につきましては、県の屋外広告物条例というものがございまして、その中で、屋外広告物については、県の条例のほうで今、縛りをかけております。

先ほど言われましたその屋外広告物の中に、インターから500メートルに関しては、基本的には屋外広告物は不許可ということになっておりますが、ただ、その屋外広告物条例の中で、案内板、高さの制約であるとか、立て方であるとか、中のその案内に対するものが何%以上だとか、そういう細かい規制はございますが、あそこのインター周辺のその500メートル以内に関しては、その案内板については、今、県の許可をとって、設置することが許されているという状況でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 以前、景観法のことについて、質問したことがあったんですけども、箱根町なんかは、景観の高さを2メートルとか、2メートル50とか、一定に下げていくとか、そういう事例がありますので、そういうのも含めて、時間があれば、北欧も見てきたいと思えますので本当はそういう、どういう形で日本との違い、これから、そういう都市計画の差というのがあるんだろうか、というやつは、時間がちょっと、ないかもしれない。聞けないかもしれないですけども、非常に、立派な冊子をつくってくれましたので、あの中にはやっぱり今言った景観であるとか、その吉田町の周辺のインターチェンジの周辺をどう美しく見せるか、きれいに見せるかというやつが、非常にしっかりした文章がありますので、また、見せていただければと思いますけれども。

それで、次にいきますね。それと、先ほどあった、青地の問題です。青地の問題、これは、今、町長の答弁にもありましたように、8年間ということの話が出てきましたけれども、8年間の起点、要するに、何年ですか。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、中にもありましたとおり、今、吉田町につきましては、国営大井川の配水事業ということで、今、国営大井川用水農業用水利水事業ということで、事業が行われまして、平成29年度で今、完了しております。それにつきまして、8年未経ということで、御説明させていただきましたが、その8年未経の始まりというのが、年度単位になりますので、平成30年度から8年間ということで、御利用いただければと思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 平成30年度から8年間ですね。要するにその8年間はやらないということですね。計画は一向に構わないということでもいいですね。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） やらないというよりは、規制がかかっているできないと、今、8年間は農業投資をしたところにつきましては、その8年未経というものがかかりまして、先ほど言いました青地から白地に変えないと、基本的には開発というのはできませんので、それが、青地を除外する要件として、8年未経につきましては、8年たたないと除外要件にはならないということになりますので、できないということで、ございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） その件に関して、今言った8年間というのは、もう絶対値なんですか。

例えば、何かの特別の事情があったりとか、その地域の何ていうんですか、地域協定であるとか、そういう部分、8年間は何があっても、手をつけないということでないですね。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

やはり、先ほど言いました用途でありますとか、地区計画でありますとか、そういうものにつきましても、必ず農業調整のほうが必要になっております。

今、うちのほうで農業のほうで指導しているのが、五つの要件に該当しないものについては、原則、除外はできないということで、聞いておりますので、その100%、今のところには、原則、できないというふうには聞いておりますが、その辺は、やっていく中で、例えば、農業調整の中で、何か新しい方策があるとか、そういうものがあれば、別ですけれども、原則的にはできないというふうに、うちのほうでは聞いております。

○6番（山内 均君） わかりました。

次に、富士見幹線の利用、先ほど、島田の計画との関連を言っていたんですけども、恐らく、現在のトンネルからずっと出て行って、北へ向かって行って、途中で切れていまずよね、計画道路が。なぜあそこまでしかやらなかったのかと思うんですけども、実は、現地へ行きますと、現場で、あの急に曲がった道路によって、あそこに突っ込む車がいっぱいあるんですよ。

多分、把握はしていると思うんですけども、そういうのを含めて、この計画の、もちろん、島田の都市計画が絡んでくるわけだけでも、それも強力な形で進めていくということは、これから先、どうなんですか。できるんじゃないですか。そういう形というのは、吉田町では持っていませんか。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

やはり、富士見幹線の整備につきましては、先ほどありましたとおり、都市計画道路という中で、考えたときに、やはり、広域的な見地で考えますと、島田市との整合性といいますか、島田市の進捗状況にかなり影響が、整備に影響してきますので、島田市の動向といいますか、整備状況を注視しながらということになるかと思えます。

以上です。

○6番（山内 均君） 島田市があることですので、吉田町だけでは多分できないと思いますけれども、ただし、イメージとしては、あそこの沿線が町長の答弁にあったように、恐らく、住居系の、いくんじゃないかと思うんですけども、それを期待をしているわけですね。実はなぜそこに注意をするかという、今は、うちが、計画沿線上にないんですね。でも、建っている勢いを見ると、恐らく詰まっちゃいますから、その辺で今のうちに、早い段階で、吉田町が吉田町の独自のやり方でやればいわけだから、それもできないかなというところなんですね。

それともう一つは、自分の思っているのは、あの道路から、茶畑を上っていきますよね。そうすると、運動をやっている子供たちが、正月に日の出をあそこに見に行くわけだ。上がっていくの、知っていますよね。さっと行って、長源寺の上のほうから、日の出を見に行く。そして、もう一つは、富士山が目の前に、真っ正面になるということですね。要するに、都市計画の中で、もし、都市計画のプランを考えるのであれば、そういう将来的にリゾート地、リゾ

一トとは言わんけれども、開拓をした、景観を、富士山を真っ正面に見るような土地というのはなかなかないものですから、そういうのを含めてやっていただきたいと。希望なんですけれども、吉田町が先ほど、島田のほうでそういう問題があるということで、なかなか前には進んでいけないんですけれども、吉田町では、その今の幹線、富士見幹線の北へ向かう幹線、その部分というのは、まだ全然その計画とかそういうのってないんですか。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） ちょっと、答弁の繰り返しになるかと思いますが、島田市との調整というところが一番やっぱり重要になってくると思いますので、それを含めた中で整備を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 担当課としては、そこまでしか言えないと思うんですよね。ただ、今、聞こうと思っているのは、都市計画プランの中での、10年単位、15年単位をこれから聞こうとしているわけですね。

そのときに、やっぱり、当然のこととして考えなきゃいかんと、出てくると思うんですけれども、どうですか、その辺の計画的なものというのは、考えるべきであると思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） ちょっと、御質問、少し戻りますけれども、まず、8年未經でございませうけれども、8年未經の捉え方でございますが、個別の案件については、原則的に開発を許さないというようなそういう指導の内容になるのが一般的でございます。

それから、ちょっと外れるのが、公のものが公のために開発するものであれば、それはまた別になります。

それから、用途の設定等を前提とした計画そのものを変えていくとか、そうしたような計画全般を見直していくようなそういうものについては、また、別の取り扱いがあるというふうに認識をしておりますので、絶対的にだめかという、それから除かれるものは多少はあるということで認識をしております。

そういう中で、ただいまの御質問にお答えさせていただきますと、インター周辺であっても、やはり、今の総合計画、魅力をどうつくっていくかというところを将来都市像に、初めて吉田町が入れ込んでおりますので、そうした中で、インター周辺、それから、今、出ております富士見幹線沿線とか、そうしたところについては、今までと少し観点を変えた中で、魅力を創造していくというようなそういう計画づくりが必要なんではないかなというふうに思っておりますので、8年未經がああ地域については、至るところに、8年未經の土地というのは存在しておりますので、そうしたところを踏まえて、乱開発がある程度、抑えられている中において、しっかりした計画をつくっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ありがとうございます。今、非常に夢のあるような答弁だったんですけど、要するに、吉田町次第ということですね。

実はあそこの中の非常に自彊小学校に通う子供たちも、田んぼの中にぼつんとできていて、

本当に危険な場所ができちゃっているんですね。孤立する場所。多分、課長は把握していると思いますけれども、あの辺は。でも、あのところから、子供たちが通ってきますので、その辺も含めて、ぜひ、早い段階で今言われたできるのであれば、計画的なものが、できることが何よりも一番いいだろうし、それと同時に、あそこをそういう、例えば、住居地域とか、そういう形で、特に呼び込むことができれば、いろんな人、たくさん、大勢、人を呼び込むことができると思うんですね。特に島田の先ほど答弁にあった吉田町のインターチェンジの東名高速バスが全部とまるんですね、あそこ。今はどうかちょっとわからないですけども、一時期は日本で一番利用が多かったんです。その関係であそこへ全てのバスがとまる。今でもとまっていますけれども、そのぐらい、土地利用としての価値、目の前はすごい、いいんですよ。

逆に言うと、東京の人間を引っ張って来ることができれば、あそこはバスに乗っていくのに、3時間で行っちゃいますから、そういうのを含めて、今後、ぜひ、都市計画に関してやっていただきたいと思うんですね。

あとは、本当に、ちょっと、理事に聞きたいんですけども、東名高速道路が1964年かな、開通しましたよね。そのときに、列島改造論が確かにあの時期あったと思うんですけども、恐らく東名をつかって、オオイシ先生が引っ張って来てくれたことが、だから、オオイシ先生だからじゃなくて、それを含めて、そこにどういう形成であるとか、国がインターをつくるときに、恐らくビジョンであるとか、あったと思うんですけども、そういうのっていうのは、やっぱり見えないですか。ないんですか。最後にちょっとお聞きして終わりたいと思いますけれども。

○議長（藤田和寿君） 理事、阿部 聡君。

○理事（阿部 聡君） 阿部でございます。

吉田インターチェンジそのものの設置に関して、ちょっと答弁になるかわかんないですけども、一般的な話としまして、インターチェンジというのは、まず、原道の当時現状の交通量というものを把握して、それぞれの地域が開発計画とか、将来の交通需要の伸びを予測して検討するということがあって、そういった基礎的データをもとに、交通の発着の度合いが非常に密なところだとか、比較的まとまったところなどを仕分けして、ゾーニングをします。

要するに、交通需要が発生する拠点を調べて、それらの相互間の交通量がどのように流れているかということ把握して、それで、こうした交通拠点になるところを、インターチェンジの候補に挙げていくというようなことだと思います。それだけではなくて、インターチェンジの整備には、それが、それそのものが立体的な構造をしていますので、非常にお金がかかるということとか、あるいは、その投資に見合うだけの需要がなければならないということがあるのと、あと、主要道路との連絡のしやすさというのも、当然、考慮しなければならない。そして。

○議長（藤田和寿君） 残り1分です。

○理事（阿部 聡君） インターチェンジを設置するスペースがどうしても必要になるということでございますので、こういった総合的に判断して、当時、東名高速をつくるときに、いろんな路線の検討をした中で、今の路線に結果的に静岡県とか、地元の要望などもあって、今の路線に落ちついてきて吉田町インターチェンジをつくるというふうな方向になったものでございますし、結果的には、この吉田インターチェンジを1964年の、昭和で言うと39年11月ですけども、そのときに、道路公団のほうから、島田市も一部あるものですから、島田市と吉田町

の両市町にここで作るよと、そういうことが通告されたということが吉田町史なんかにも記載がございますので、そのようなことで決定していったのかなということがございます。

一般的なところも含めてでございますけれども、以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 質問時間終わりました。

以上で、6番、山内均君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時10分とします。

休憩 午後 零時09分

再開 午後 1時07分

○議長（藤田和寿君） 暫時休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は12名です。

引き続き、一般質問を行います。

◇ 三 輪 美由紀 君

○議長（藤田和寿君） 2番、三輪美由紀君。

〔2番 三輪美由紀君登壇〕

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪です。

私は、本定例会一般質問に臨むに当たり、事前に通告してあります誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくりについてを町長にお伺いいたします。

早速ですが、質問に入らせていただきます。

平成29年度、町では健康づくり事業の健康運動事業や生活習慣予防事業については、4項目の事業が行われております。

生涯を通じた健康づくりにおいて、ミニランポリン、ヨガサークル、ダンベル体操、若返り貯筋塾、らくらく筋トレの5種目が行われ、その後、自主グループとしての活動をしております。

また、ダンス健康づくり事業では、吉田町のオリジナルダンス普及を図っている団体であるダンス推進委員によるオリジナルダンス練習会を開催し、吉田町の小学校と中学校においては、体育の授業でダンスを教えており、笑っしょいよしだフェスティバルを開催しております。

健康体操事業では年間30回行われていて、継続している方が多い体操教室でございます。

親子で元気体操、スロー筋トレ、もみじ・わかばランポ、にこにこ健康体操、Smileフィットネスなどが行われております。

食育推進事業では、食育セミナーを開催し、健康づくりセミナーでは調理実習を兼ねたセミナーを開催しており、幼児から高齢者までさまざまな年代の方を対象に、健康づくり事業を幅広く実施しております。

さらに、平成29年度と30年度の町長の施政方針において、地区健康度アップ事業について、

当町の特定健康診査結果を全県と比較すると、高血圧症有病者、糖尿病予備軍に該当する方が多いとの現状があるとのことでございます。

この現状を改善するため、町民の皆様のお一人お一人が何に取り組んでいくのがよいのか一緒に考え、実践していくことができるように、町長の皆様の身近なところまで保健師、栄養士などが出向き、健康に関する学習会を開催していると述べております。

また、町民の健康管理を行ってもらうために、体重の増加だけではなく、筋肉量の低下や基礎代謝の減少、内臓脂肪の増加など、意識してもらうために、体組成計を利用した健康相談の実施や、健康な体を維持していくために、平成29年度に予定されていた食育セミナーが平成29年12月から平成30年度1月まで3回にわたり開催されております。

総合体育館では、ダンス指導員による健康ダンスが行われ、笑っしょいよしだフェスティバルが開催されております。

平成30年4月から総合体育館のトレーニングルームでは最新式のトレーニング機器が入り、利用者がふえるなど、健康づくり事業が推進されております。

そこで、以下質問をいたします。

1点目といたしまして、地区健康度アップ事業を平成28年度、29年度の2年間で10町内会において行うことが予定されておりました。町の死因別死亡者割合などの統計情報から読み取れる町民の皆様の健康の実態をお伝えし、優先的に取り組む課題とした高血圧予防について、学習したとされておりますが、地区健康度アップ事業の効果と課題は。

2点目といたしまして、タニタヘルスリンクの管理栄養士の話をもとに3回に分けて行った食育セミナーの実施状況と効果及び問題はありますか。

3点目といたしまして、今年度4月から、総合体育館にトレーニング機器が入りました。健康づくり課で健診結果の説明会や、保健指導を行っていると思いますが、健康診断の結果を踏まえて総合体育館のトレーニング機器活用の推進について、どのようなお考えでしょうか。

4点目といたしまして、ダンス推進委員による吉田公園チューリップまつりやみどりのオアシスまつり、小山城まつり、笑っしょいよしだフェスティバルなどでダンスを披露していただいております。笑っしょいよしだフェスティバルは総合体育館で毎年盛況に行われておりますが、屋外に出てもっと町民や町外の方に見ていただき、誘客につながるような笑っしょいよしだフェスティバルができませんか。

以上、私の一般質問の要旨です。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（藤田和寿君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくりについての御質問のうち、1点目の地区健康度アップ事業の効果と課題はについてお答えいたします。

地区健康度アップ事業は、保健師、栄養士が町内会に出向き、町の健康課題を町民の皆様と共有することにより、個人の健康の保持増進にとどまらず、家庭や地域の課題として認識され、健康づくりが地域ぐるみで実践されることを目指して平成28年度に開始し、平成31年度までの4年間で全町内会での実施を計画しており、平成29年度末までに10町内会で実施したところでございます。

本年度につきましては、4町内会での実施を計画しておりますが、現時点で3町内会が終

了しており、10月に残り1町内会での実施を予定しております。

実施時期や会場につきましては、保健協力委員、町内会長の皆様の御協力のもと、保健協力委員による自主講座終了後や組長定例会終了後など、地域の実情に応じて町内会の皆様が集まりやすい場を設定していただき実施しております。

内容につきましては、静岡県が65歳から元気で自立して暮らせる期間を独自に算出した「お達者度」や町の死因別死亡者割合、特定健診結果などのデータから読み取れる町民の健康の実態や、現行の吉田町健康増進計画において優先的に取り組むべき課題とした高血圧予防について、わかりやすく町民の皆様にお知らせをし、高血圧や、高血圧から引き起こされる動脈硬化を予防するためには血管を守ることが重要であることを、模型を使ってお話しさせていただきました。

さらに、皆様に家庭で取り組んでいただきたいことといたしまして、家庭での血圧測定をお勧めし、正しい測定方法をお伝えしながらその場で実際に測定をしたり、食生活につきましては、家庭でできる減塩のポイントをお伝えし、実際に減塩みそ汁の試飲なども体験をしていただきました。

本事業では、参加者同士で話し合う場を設けたことにより和やかな雰囲気となり、参加者の皆様からは、「こんなに高血圧の人が多とは思わなかった」「減塩のほかに高血圧を予防する食事はあるのか」「減塩みそ汁のだしの取り方を教えてほしい」「血管が詰まるまで症状がないのは怖い」「家で血圧をはかってみたい」など、講話の内容に関する感想や質問に加え、その他さまざまな健康に関する質問が多く出されていたことから、町民の皆様のニーズに合った事業であることを実感しているところでございます。

また、日ごろ、保健センターで開催する健康教室などの参加者は、女性の割合が多い傾向にありますが、本事業につきましては、参加者全体の約4割が男性であることから、町内会に出向くことで、性別を問わず、個人の健康や町健康課題について考えていただくきっかけになっているのではないかと考えており、さらに、「自分が知ることができた健康課題を隣組の人へもお知らせしたいので、当日使用した配布資料を組内回覧したい」といった声もあるなど、個人にとどまらず、地域の方への啓発につながる効果もあったのではないかと感じております。

しかしながら、本事業は、各町内会の既存の会合にあわせて行うことが多く、参加者が限られた方となり、参加人数が少ない状況から、町の健康課題を御理解いただくとともに、家庭での血圧測定などにより御自身の健康状態を確認していただくなど、この事業で町民の皆様にお伝えしたいことが、まだまだ行き届いていないことが課題であると捉えております。

そのため、本事業のほか、広報よしだへの掲載や、町内で実施されるイベントや運動教室の会場等へ出向くなどさまざまな機会を捉え、情報提供と正しい知識の普及を行っているところでございます。

また、地域の健康づくりの担い手である保健協力委員の皆様、町の健康課題などについての研修を受けていただき、各地区で実施する自主活動の機会に、家庭での血圧測定の方法や検診受診の必要性などについて、町民の皆様へお伝えいただいております。

本事業につきましては、全町内会での実施が終了する平成31年度において全体の評価を行うとともに、同年度に実施を予定しております、次期「健やかプラン吉田21」の策定に向けて行う、町民の皆様の健康観や生活習慣など、健康に関する実態を把握するための調査の結果とあわせまして、今後の方向性を検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の食育セミナーの実施状況と効果及び課題はについてお答えします。

初めに、食育推進について御説明いたします。

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目的として、平成17年6月に食育基本法が制定され、当町においては、食育推進に向けた取り組みといたしまして、「食でからだをはぐくむ」「食でこころをはぐくむ」「食の環境を整備する」の三つの分野に分けて食育推進計画を策定し、生涯にわたるライフステージに応じた切れ目ない食育の推進、生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進をポイントに事業を進めております。

御質問にございました食育セミナーは、世代を通し、バランスのよい食事や望ましい食生活などの食に対する理解を深め、町民の皆様お一人お一人の栄養や食生活改善の実践につなげることを目指し、平成29年度に新規事業として実施したものでございます。

セミナーは、「身体（からだ）」と「食」の両面からアプローチすることができる体重計や体組成計、料理はかりなどの計測器メーカーである株式会社タニタの関連会社である、株式会社タニタヘルスリンクの管理栄養士を講師にお招きし、中央公民館を会場に、平成29年12月から本年1月までの間に全3回のコースで開催し、合計243人の方に御参加いただきました。

内容を申し上げますと、1回目は、幅広い世代の方を対象に、外食やコンビニでのバランスのよいメニューの選び方などの紹介を取り入れた「タニタ食堂に学ぶ500キロカロリーまんぷく定食のコツ」というテーマで実施し、2回目は、壮年期や高齢者の皆様に向けた「ロコモ予防の食事学と簡単エクササイズ」というテーマで実施いたしました。さらに、3回目には、小・中学校保護者の皆様を対象に、基本的な食生活に部活、勉強を意識した内容をプラスした「食と健康について～タニタ食堂のメゾットを実践～」をテーマに実施いたしました。

また、このセミナーでは、体組成測定会をあわせて実施いたしましたことから、講師みずからが、参加者のためにより効果的なセミナーになるようにと、通常の講話内容に加え、測定結果の読み取り方を詳しく説明をしてくださり、参加者自身が筋肉量や骨量などの測定結果をもとに、現在の御自分の体の状態を認識することができるよい機会となったのではないかと感じております。

参加された皆様からのアンケート結果では、「手秤（てばかり）をやってみようと思った」「家でも御飯の量をはかってみたい」「はかることの大切さがわかった」「あまり考えずに口にしていたものが、こんなにも高カロリーだったことに気づいた」「体組成測定は自分の体を知るよい機会となった」などといった声が聞かれ、栄養や食生活改善の動機づけになったのではないかと考えております。

昨年度のセミナーでは、栄養バランスや適切な量、間食の取り方などの望ましい食生活について、基礎となる一般的な内容を講話形式でお伝えしましたが、先ほど申し上げました本事業の目的である「実践につなげる」ことを目指すためには、年齢や体格、健康診査の結果など、個々の身体の状態に応じた内容をまず理解した上で実践していただくことが必要であり、また、参加者からも「500キロカロリーの食事の実物を見たい」「実際に汁物などの味を確認したい」といった御意見があったことから、試食や調理実習などを通して理解を深めていただくことが必要ではないかと考えております。

このようなことから、本年度につきましては、当町の健康課題である高血圧や糖尿病予防、若い世代を対象とした望ましい食生活などの講話に加え、調理実習を取り入れることで、一人分の適量を実際に見て御自身の食生活と比較していただくことや、試食を通して減塩などの味

覚の理解を深めていただくことを内容とし、9月から1月までの間に、異なったテーマで4回開催する予定でございます。

次に、3点目の健康診断の結果を踏まえて総合体育館のトレーニング機器活用の推進はについてお答えします。

本年4月から一新した総合体育館のトレーニング室は、町民の皆様の体力づくりや健康づくりを積極的に推進することを目的として設置いたしました。

このトレーニング室には運動履歴の閲覧や、健康データを反映させた運動プログラムの作成が可能な最新鋭のウェルネスシステムを導入しており、同システムに連動したランニングマシンなどの有酸素運動機器を初め、筋肉トレーニング機器を取りそろえているほか、ダンベルコーナー、ストレッチや体幹トレーニングなどを行うマットスペースを設けております。

トレーニング室を利用する皆様には、安全かつ効果的に機器を使用していただくため、初回講習会を開催しており、健康運動指導士などがウェルネスシステムやトレーニング機器の操作方法の説明、必要に応じた個別の健康相談を行っております。

また、この健康運動指導士は、がんや心臓病、脳卒中などの生活習慣病を予防して健康水準を保持増進するため、個々の体力に合わせた運動プログラムを作成できることから、健康診断の結果に基づいたトレーニング指導も行っております。

本年4月からの健康診断の結果を踏まえた健康相談事例といたしましては、御利用者からLDLコレステロールが高いとの御相談をいただき、有酸素運動では主に体脂肪を燃焼することで血液中のLDLコレステロールや中性脂肪の減少が期待できる旨を説明し、負荷やスピードをコントロールした運動プログラムを提供して、体力レベルに合わせたランニングマシンなどの有酸素運動に取り組んでいただきました。

また、医師から過度な肥満と言われた方からは、どのようなマシンが効果的であるかについての御相談をいただき、大きな筋肉を動かすレッグプレスやアブドミナルランチによる筋肉トレーニング、また、ランニングマシンなどの脂肪を燃焼する有酸素運動をお勧めし、実際に取り組んでいただいております。

なお、トレーニング室の御利用者の皆様には、定期的な体組成計での測定をお勧めしており、トレーニングの成果を数値で確認していただくほか、必要に応じて運動プログラムの修正を行い、より効果的なトレーニングに取り組んでいただいております。

今後につきましても、健康運動指導士などが、初回講習会の際に情報提供していただく個々の健康状態や利用目的、体組成計などの測定値に加え、健康相談や健康診断結果を踏まえた運動プログラムを提供し、町民の皆様の体力づくりや健康づくりの一環として、総合体育館のトレーニング機器を有効に活用してまいります。

次に、4点目の笑っしょいよしだフェスティバルを屋外でできないかについてお答えします。

御質問でございます笑っしょいよしだフェスティバルは、毎年11月中旬に、町総合体育館を会場に開催され、町で制作したオリジナルダンスの普及活動を積極的に推進し、町民の皆様の健康づくりと活力ある町づくりに寄与することを目的として行われているダンスパフォーマンス発表会で、平成21年度に開始し、平成26年度からは吉田町ダンス健康づくり推進会が主催しているイベントでございます。

この発表会は、参加者が日ごろの練習の成果を発表することで、さらにダンスを継続する

動機づけとなっており、また、会場に足を運びダンスを鑑賞した方が、新たにダンスを始めるなどの効果が見られていると聞いております。

日ごろの練習とは異なり、音響やライトなどの演出効果による華やかなステージで発表をすることで達成感が得られるなど、参加者や来場者の皆様から好評をいただいているイベントであり、室内で行うことは天候に左右されない利点もあり、町総合体育館を会場に開催しております。

町といたしましては、さらによりよいイベントとなるよう、今後も吉田町ダンス健康づくり推進会が主体的に企画、立案した計画をもとに、支援してまいりたいと考えております。

○議長（藤田和寿君） 答弁が終わりました。

再質問がありますか。

2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪です。

1点目の血圧が高いということの説明でございましたけれども、高血圧の方が多いということをおっしゃってございましたけれども、健診の結果は男性と女性を比較した場合、どちらが多いのでしょうか。お願いします。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

高血圧の有病者ということで説明をさせていただきたいと思えます。

男女を比較いたしますと、平成27年度の特定健診の国保、国保以外の者も含んだデータから読み取りますと、高血圧症の有病者の該当者は男性が43.1%、女性が33.5%ということで、女性に比べまして、男性のほうが高血圧有病者の割合が多いということが言えると思えます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪です。

血圧が高くなるということは、皆さんはもう初めから高いということではないと思うんですけども、高血圧有病者ということは、どのくらいの年代から高く上昇していくという何か傾向がありますかしら。お願いします。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

議員がおっしゃるとおり、高血圧につきましては、もともと高い方ばかりではないということで、年代で比べてみますと、特定健診自身は40歳以上の方が対象となりますので、それ以上のデータということになります。男女ともに、やはり、年齢が上がるほど、高血圧有病者はふえております。

データで言いますと、男性では55歳以上、女性では65歳以上になると、約半数の方が高血圧有病者に該当するというようなデータでございます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 男性が55歳、女性が65歳ということですが、男性がもう55歳以上の方に対して、血圧が高くない方でも、前もって、だんだん年をとると上昇しますよというアドバイスというか、女性もそうですけれども、65歳以上からはまた、ちょっと年齢が上が

ってくる、血圧が高くなりますよというアドバイスなんかはされているのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

高血圧予防につきましては、町長の答弁にもございましたように、町の健康課題、最優先とすべき健康課題というふうに捉えておりますので、そういった若い世代から気をつけていかなければならないということであるとか、年齢だけではなく、生活習慣や食生活によっても、高血圧を引き起こすといった内容を広報であるとか、地区健康度アップ事業の中でも説明をさせていただいております。

また、町長の答弁の中にもございましたように、地域の保健協力委員の皆様にも、そういった内容につきまして研修を受けていただいておりますので、保健協力委員が実施をしております自主活動の場においても、そういったことをお伝えしていただいているところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪です。

28年度から始まって、31年度までに、19の地区を行うことになっております地区健康度アップ事業ですけれども、29年度、住吉の上と西浜、川尻山通り、片岡下、北区の第2町内会で行っております。139人の出席者であるということでありましたけれども、この5地区でこのぐらいの人数というのは、予定としては、どのような出席人数であったでしょうか。もともと、何人ぐらい来てほしいなということもあつただろうと思えますけれども、この出席人数としてはいかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

地区健康度アップ事業につきましては、その実施する町内会ごと、どういった場を利用して、その事業を開催するといったことを保健協力委員さん、町内会長さんの御協力のもと、設定をさせていただいております。

その中で、町内会の皆さんが集まりやすい場所というところで、設定されることが多い会場が町内の組長定例会が多く設定をされております。

そうしますと、やはり、参加される人数というものも、決まっている人数になってしまいますので、それ以外の方もどうぞ参加してくださいといったことで、周知をお願いしているわけですけれども、実際のところ、やはり、その会場にいらっしゃる組長さん中心といったことで、広く皆さんに聞いていただきたい内容ではございますが、やはり、人数的にはまだまだ少ない人数というふうに感じております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 参加者からの意見ということが、減塩のだしの取り方を教えてほしいとか、みそ汁のあれを味わっていただいていたよ良かったという意見が出されたということでございます。

そのほか何か、また、その場所で、じゃ、こういう講義をまた希望者があればやりますよとかというような、そういうことはなかったですか。

このあれ、5地区で決まっておりますので、それ以上にやるということは、その計画の中ではなかったと思うんですけども、また、こういうあれをやってもらいたいよとかという意見がありましたか。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

具体的にそういった意見が、例えばこういった団体のところに来てほしいだとか、そういった具体的な申し出というものはなかったと思いますが、例えば、個別の健康相談であるとか、こういった話をほかの場面でもしてもらえるのかだとか、そういった感想ということで、お話は伺ってはおります。

地区健康度アップ事業の中でもそういった、いつでも個別の相談には乗れますので、保健センターのほうに御連絡くださいといったアナウンスはさせていただいております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪です。

今までに、よい意見をいただいておりますけれども、今まで開催されてきたことの中で、課題についてということ、余り課題というものがなかったような気もいたしますけれども、今後の対策ということはどうやっていくのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

課題として捉えていることにつきましては、先ほども申し上げましたように、人数がやはり限られているということで、まだまだ広く周知というところには至っていないということでございます。

それにつきましては、やはりこの事業一つだけで目標とする皆様に普及啓発をするというところは難しいというふうに考えておりますので、町長の答弁にもございましたように、広報よしだに掲載をしたりだとか、そのほかのイベントの場面で出向いていきまして、健康課題の周知といったことで、さまざまな機会を捉えて皆様にお知らせをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪です。

健康づくり課のほうでも、いろんな町のイベントのときにでも、みそ汁の味見ということは、していただいていることだと思っておりますけれども、町のイベントって、1年に何回もありますけれども、どのくらいの割合で今までの、食推協さんなんかも、協力していただいて、みそ汁なんかを皆さんに味見していただいているということも、聞いておりますけれども、イベントなんかに、健康づくり課で行って、味見をしてもらっているということは何回ありますか。1年で。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

具体的に、減塩みそ汁の味見を何か所だとか、そういった健康課題をお知らせをして、生活習慣を皆さんにこういった生活習慣にしていきたいと思いますよといったような働きかけということ

で申し上げますと、健康づくり課だけでは、到底イベントには出ていくことには限界がございまして、その中で、議員が今おっしゃっていただきました健康づくり、食生活推進協議会であるとか、保健協力員さん等が各自治会の文化展等も含めまして、8カ所でそういった普及活動をしていただいております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 町民の方たちが集まる場所に行って、吉田町の高血圧症有病者が多いことの説明とか、薄味のみそ汁を味見していただくということと、おしょうゆの使い方ですね、そういう形でわかりやすい形で減塩が重要だということを、町民の皆様にぜひ浸透させることを目標にして、町民の健康管理をぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

議員がおっしゃるとおり、減塩についてだけではなく、さまざまな健康についての情報というのもお伝えしなければいけないと思いますが、やはり、その中で、例えば、調味料の使い方等はわかりやすいパンフレットを用いまして、皆さんにお知らせをしていきたいと、そういったふうに工夫をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○2番（三輪美由紀君） よろしく願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2点目といたしまして、タニタヘルスリンクの管理栄養士さんの話を3回に分けて行っていただきました。参加者が243人ということで、1回目がタニタの500キロカロリー満腹定食って、先ほど町長のほうからも御答弁ありました。2回目、3回目として行いました。

タニタヘルスリンクの管理栄養士の3日間での講演を聞いた皆様の反応をもう一度、どうでしたか。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

町長の答弁にもございましたように、やはり、ふだん御自分が生活の中で食べている食事の量というものを講義を聞いて実際、多かったであるとか、少なかったであるとか、あとは、やはり、はかること、はかって食べるということが、重要であるということがわかったであるとか、あとは、もう少し若いときにこの話を聞けばよかったといったような反応もございました。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） そうですね。はかることの大切さがわかった、実践してみたいということも私も講義を聞いていましたけれども、わかって、ああ、やっぱりわかることが大事なかなということも思いました。

参加者の皆さんは本当にいい講義を聞いていただいたと思っておりますが、管理栄養士さんの話では、「はかるとわかる」「わかると気づく」「気づくと変わる」など、体重をはかって記録することがいいとの講義でした。

材料をはかって、御飯をはかって、時間をはかるなど、量を決めて調理することが大事だということでしたけれども、ことしは食育セミナーの予定はありませんか。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

先ほど町長の答弁にもございましたように、昨年度の参加者の皆様から、実際にはかってみることの重要性であるとか、あとは、実際に量を見てみたいとか、実践につなげるには、そういった調理実習とか、試食を取り入れていったほうがいいのではないかとということで、今年度は4回予定をしております。4回違ったテーマで調理実習を取り入れた内容ということで、計画をしております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 4回の調理実習を行ってくれるということでございますけれども、また、継続することが大事だと思っておりますので、29年度やって、またことしもやって、また来年もということで、よろしくお願いをしたいと思います。

そうですね。低カロリー500キロカロリーの食事の講義はそのときにありました。先ほど御答弁の中でありましたけれども、野菜は手のひら、両手のひらで350グラムが1日の野菜の量ですよということも、講義の中で言うていただきまして、毎日、忙しい主婦にとっては、はかりながら調理するという時間がありませんでした。また、町長からの答弁の中にもありまして、本当に、1食分の見本を見せていただいて、このぐらいの量が何グラムですよ。皆さんに、はっきりと物を見せていただいて、講義を聞いたほうが、すぐ、自分の体で覚えながら、目で覚えながらできるので、なるべくそういうふうな形でこれからも、とっていただきたいなということを考えておりますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

議員がおっしゃるとおり、やはり、毎回はかるということが、自分の身につくということが重要なというふうに思います。はかってみて、その視覚的であるとか、重量的なものが自分の実践につながるということが重要であると考えておりますが、その1食分の目で見て、量を確認するといったところも、今年度の食育セミナーの中では取り入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 三輪議員、内容確認、質問をしていただきたいと思っておりますので、みんな答弁で出ている内容ですので、質問をお願いします。

2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） それでは、総合体育館のトレーニング機器について、お伺いしたいと思っております。

4月から総合体育館にトレーニング機器が入って、町長の行政報告において、8月25日の一般利用者数が大勢だということも聞いておりますけれども、さっきも御答弁の中でおっしゃってございました。どのような目的で利用しているのか、把握しているかどうか、お伺いいたします。

○議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 生涯学習課でございます。

今、議員の質問はトレーニング室の目的利用ということだと思いますので、お答えさせていただきます。

初回講習会の際に情報提供をいただいた資料から、利用者の目的の割合を見ますと、健康維持が34.8%でございます。体力アップが32.3%、あと、減量が30.8%となっております。

以上です。

○2番（三輪美由紀君） ありがとうございます。

○議長（藤田和寿君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） トレーニング室に通っている利用者の方の感想を直接聞かれたことがありますか。

○議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 生涯学習課でございます。

今の質問は、トレーニング室の利用者の感想はということだと思いますので、お答えさせていただきます。

トレーニング室では、利用しておなか周りがすっきりしたとか、あと、ペースメーカーを使用している利用者から、病院に行ったら、先生に心臓が丈夫になったと言われたとか、あと、仕事のストレスが解消できたというような喜びの声をいただいております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） それでは、結果が出ているということによろしいでしょうね。

トレーニング室に通っている利用者の方の結果、おなかの周りが少なくなったとか、心臓が丈夫になったということは、トレーニング室に通って結果が出ましたよということによろしいでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 今の質問は結果が出ているからいいじゃないかということだと思いますので、私たちは、このような結果が出ているので、うれしく思いますが、利用者の皆さんに安全に利用していただけるように、また、努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪です。

初心者の方が、初めて講習を受けて、トレーニング室に行くんですけども、そのときに、1回だけで講習を終わってもなかなか覚えられないところもありまして、自分に合った機械をサイズに直したり、重さを直したりしないといけないところがあるんですね。そして、インストラクターの方も本当に一生懸命努めてくれてはいるんですけども、初心者の女性にはなかなか教えてくださいということが、勇気が要ることですので細かいようですけども、その辺の気配りをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 今の御質問はトレーニング室にいます運動指導士の利用者に対しての気配りはということだと思いますので、同じような質問は前にもお話をいただいております。

そのため、私たちは、受付のところに、不明な点がありましたら、スタッフにお声をおかけくださいというような案内板を設置させていただきました。

しかし、まだ、このような今、議員がおっしゃったように、運動指導士のトレーニング室の利用者への対応について、まだ、声をいただきましたので、当課としましては、再度、運動指導士などに、困っている人に気軽に声かけができて、安全で安心して、トレーニングに取り組むことができるような環境づくりに努めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 総合体育館のトレーニング機器活用の推進を行ってほしいということに関しては、もう推進をしていますよということで、やっていますよということで、御答弁がありました。そして、それで、お聞きしたいんですけども、その方たちに、どういう形で勧めているかということが、どういう形といたしますか、高血圧症とか、メタボの関係の方とかという方に、こういうふうな運動をしたほうがいいのか、そういうことと、筋肉をつけたほうがいいのかというのは、健康づくり課のほうで言うのか、それとも、先ほどもお医者さんにかかっていた方がそのままトレーニング室へ来て、有酸素運動と筋肉トレーニングをして、よくなったということもありますけれども、健康づくり課のほうでは、どのような形で推進したということの例がありましたら。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

健康づくり課では、健診の結果説明会や、保健指導の場でそれぞれの来所された皆さんの健診の結果であるとか、今、お困りなことであるとか、そういったところでの相談を保健師、栄養士、管理栄養士が受けている状況でございますが、その中で、生活に運動を取り入れたほうがよい方という方には、そのときのその方の体の状況ですね、お医者さんにかかっているとか、あと、整形外科的に膝だとか、腰だとかに何か問題がないかと、確認をした上で、まず、気軽にできるウォーキングをお勧めしたり、おうちでできる筋力トレーニングですかね、座ってできる、簡単にできる、安全にできる筋力トレーニングというものも、お勧めする場合もございます。

今年度に入りましては、総合体育館にトレーニング室がリニューアルされたということで、健診の結果説明会が8月から徐々に始まりつつあるんですけども、その中で、トレーニング室の利用をお勧め、紹介はしたといったケースがございます。

以上でございます。

○2番（三輪美由紀君） ありがとうございます。

○議長（藤田和寿君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 次に、じゃ、笑っしょいよしだフェスティバルを屋外でできませんかについて、お伺いいたします。

町の活性化のために、何をどうすればよいかを考えたときに、私は、町民の皆様に出歩いていただくことと、町外の方に出いていただくことだと考えておりますが、吉田町ではチューリップまつり、オアシスまつり、たこあげ大会、小山城まつりが開催されておりますが、小山城まつりは子供さんのためのアトラクションが開催されております。

出店も商工会の方たちも多数参加をしてくれており、一番盛況に行われていることと思

ますが、吉田公園で開催されているオアシスマつりは、パフォーマンスがもっとあれば、もっとにぎやかになると思いますけれども、いかがでしょうか。どう考えておりますか。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、オアシスマつりということで、オアシスマつりの中に、このイベントといいますか、ということですが、屋外でダンスの発表ということであれば、会場とすれば、できないことはないんですが、ただ、今でも、参加して、実際、30分刻みぐらいでアトラクションというか、発表会でありますとか、あと、吉中の吹奏楽部の演奏であるとか、そういうものもございまして、そういう中で、このフェスティバルという行事自体をこの中に入れていくというのは、なかなか時間的にも難しいところもございまして、出演者との調整等もございまして。

そもそも、オアシスマつりという目的の中で考えたときに、果たしてそれが合致するのかどうかということもありますので、その辺は検討していかなければならないというふうに思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 笑っしょいよしだフェスティバルというのは、パフォーマンスというのは、本当に近隣市からも参加されていて、レベルの高さが本当にうかがわれておりますけれども、ダンス健康づくり推進会の任意団体として、4年目をもう迎えておるということでございまして、笑っしょいよしだフェスティバルが10年目を迎えて、ことしは、もう、10年目のゲストとして、サノさんを迎えてくれたということですが、4年目を迎えたダンス健康づくり推進会が現在、何人の団体でしょうか。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

ダンス健康づくり推進会は現在、会員数が27人となっております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 今、27人とおっしゃいましたけれども、そのダンス推進会の大きい団体ですけれども、いろんなことを行事を行っていただいておりますけれども、では、27人で、団体を賄い切れるというのか、やっていけるんでしょうか。いろんな普及をやっていただいたり、体育の授業にダンスを教えるというということもやっていただいておりますけれども、27人で賄っていけるということでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

健康づくりダンス推進会につきましては、町オリジナルダンスの普及というところで活動をしていただいているわけですが、毎年の活動につきましては、ダンス推進会のほうから、こういった形での活動をしたいという計画が出されまして、その計画に基づきまして、補助金を交付させていただいているわけでございます。

その活動の内容につきましては、それぞれ今、議員がおっしゃってくださったように、ダンスの練習会であるとか、中学校へのダンスの体育の授業での指導等もダンス推進会がみずから企画をして計画をしている内容でございます。

ですので、今、活発に活動をしていただいているということは、十分承知しております。その中で、人員が普及活動が活発ということは、それ以上活発となれば、人数的にも、ダンス推進会のほうで考えていただくとは思いますが、現在につきましては、計画に基づいて、活動をしていただいておりますので、ダンス推進会ができる範囲での活動ということで、お願いをしております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） では、町長にお伺いしたいと思います。

今までどおり笑っしょいフェスティバルは体育館で行うということでございますけれども、屋外などで、今以上に町の活性化につながる事業を行うということは検討していく予定はありませんか。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 笑っしょいよしだを町の総合体育館でやるというのは、ああいうふうな場所、音響であるとか、ライトであるとか、ああいうふうなところで、なかなかやれる機会というのはないんですよ。

ダンス健康づくり推進会の方もそうでございますし、また、参加したいという方々も、ああいうふうな場所でやりたいというふうなことでやっているものですから、あれを全く、この青空のもとでやるのか、いわゆる実際、笑っしょいよしだの雰囲気がかがらっと変わってしまいますので、なかなか、それについて、恐らくダンス健康づくり推進会も、出場される方も、ちょっと戸惑うようなことになるんじゃないかと思っておりますけれども、また、それは、時間がある中、また、考えていけばよろしいとは思いますが、今の時点ではダンス健康づくり推進会のほうは、笑っしょいよしだは町の総合体育館でやるというふうには考えていると、私はそう思っています。

○議長（藤田和寿君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） これから、多目的広場ができたりしますよね。

それで、吉田公園も近くにあるし、小山城広場もありますので、そこらを生かして町の活性化につながる事業を検討していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。笑っしょいよしだをそこでやるのかというだけでなく、ほかの事業で。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） それはもちろん、町のにぎわい、安全等で、にぎわいづくりのいわば舞台として考えておりますので、多目的広場を含めて、新しい防潮堤の整備について、築かれる、防潮堤もそういうようなもののために、いろんな形で考えていきたいと思っております。

○2番（三輪美由紀君） ありがとうございます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（藤田和寿君） 以上で、2番、三輪美由紀君の一般質問が終わりました。

◎議案第64号の上程、説明

○議長（藤田和寿君） 日程第2、町長から第64号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての1議案が提出されました。

これから第64号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成30年第3回吉田町議会定例会に追加をして上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回追加して上程させていただきますのは人事案件1件で、第64号議案の吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現在の教育委員会の委員であります久保田さな江委員が本年10月4日をもって任期満了となりますことから、後任の委員として、吉田町片岡2415番地の2の河口忠男氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

それでは、総務課長をお願いします。

総務課長、久保田明美君。

〔総務課長 久保田明美君登壇〕

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

今回、追加して上程いたします第64号議案の吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてにつきまして、御説明申し上げます。

追加議案書の1ページ及び参考資料ナンバー18をごらんください。

本議案は、現在の教育委員会委員であります久保田さな江委員が本年10月4日をもって任期満了となりますことから、後任として、吉田町片岡在住の河口忠男氏を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

久保田さな江委員の後任の教育委員会委員として、議会の同意をお願いいたしますのは、住所が吉田町片岡2415番地の2、氏名が河口忠男、生年月日は昭和31年4月24日、現在62歳でございます。

河口忠男氏は昭和54年3月に静岡大学教育学部を卒業され、同年4月に現在の掛川市立大坂小学校の教諭となっております。そして、昭和57年4月には、焼津西小学校に赴任され、その後、勝間田小学校、相良小学校、細江小学校、自彊小学校、住吉小学校において教鞭をとられ、本年3月まで教育現場の第一線で御活躍されました。

その中で、平成18年4月から本年3月までの12年間ににつきましては、自彊小学校及び住吉小学校と教諭を務められました。

また、現在も静岡県の学び方支援非常勤講師として、住吉小学校に、そして、町の特別支援教育支援員として、中央小学校にそれぞれかわりをお持ちいただいておりますので、当町

の学校教育現場の細部まで熟知されておられます。

さらに、当町における勤務の中には、平成10年4月から3年間、社会教育主事として教育委員会に籍を置いていただいたこともありますことから、学校教育ばかりではなく、当町の社会教育につきましても精通されております。

このように、長年にわたり教育現場に身を置かれ、子供たちの成長を支え続けてこられた河口忠男氏は教育に関する豊富な経験と高い識見を有しており、人格も高潔な方でございます。

ただいま当町では、吉田町教育元気物語「TCP Triwins Plan」を推進している途上ではありますが、今後、このプランをよりよく進めていくためにも、学習指導要領の変遷や、教育現場の諸事情に精通されておられる河口忠男氏にはぜひとも町の教育委員会委員として加わっていただき、御尽力賜りたいと切望しております。

このように、河口忠男氏につきましては、教育委員会の委員として、適切な人材であると確信して、議会の御同意をお願いするものでございます。

なお、本議案に御同意いただきました場合の河口忠男氏の任期につきましては、本年10月5日から4年間となります。

以上が、第64号議案の吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての内容でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 以上で説明が終わりました。

本案につきましては、本日、本会議終了後、全員協議会を開いて議案の内容確認を行います。

議案審議は、25日の本会議で行いますので、よろしくお願いします。

◎散会の宣告

○議長（藤田和寿君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。御協力ありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時13分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（藤田和寿君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会18日目でございます。
本日は、8番、杉本幸正君から欠席の届けがあります。
ただいまの出席議員数は12名であります。
これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（藤田和寿君） 本日は、提出されました第52号議案の質疑を行います。
議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎議案第52号の質疑

- 議長（藤田和寿君） それでは、議事に入ります。

日程第1、第52号議案 平成29年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第52号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入の1款から10款、20款についての質疑を行います。

引き続き、歳出の質疑を行います。議事日程のとおり、本日は1款から4款及び12款から14款までとし、款別に区切って質疑を行いたいと思います。

説明員を入れかえながら進めるため、出席する説明員により順番が前後する場合がありますので、御了承願います。

また、歳入の1款から10款、20款以外の歳入については、歳出の財源にあわせて行うようお願いいたします。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

初めに、歳入の1款から10款、20款についての質疑を行います。

質疑はありますか。

12番、増田剛士君。

- 12番（増田剛士君） 決算書の13ページ、固定資産税についてお伺いいたします。

本決算におきまして、固定資産税の調定額のほうが当初の予算よりも1億5,350万円ほど増額しております。これについて、先日、18日になりますが、静岡新聞のほうに掲載がござい

ました。特に住宅地の変動率4%で下落ということで、あと道路整備が進む中で、静岡市への通勤圏内にもあるということで、内陸部を中心にそこそこの動き、供給も多いというようなことでありました。

このことが、昨年度29年度にもある程度予兆的にあって、この調定額のほうが増えてきたのかどうなのか、その増えた要因というところでお伺いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

ただいまの御質問でございますが、固定資産税につきましては、土地につきましては、沿岸部での需要がなかなか戻らないということでございまして、沿岸部につきましては、土地の下落はまだ引き続いております。

でも、一方、内陸部につきましては、分譲地等も堅調な動きを示してございまして、土地の価格も上がってございますほか、内陸部については上昇しておりますが、土地につきましては、全体的に見れば、まだ吉田町全体としては下落の傾向を続けてございます。

固定資産税が増収となった要因でございますが、まず家屋につきましては、ふじのくにのフロンティアを拓く事業の中で、物資供給拠点確保事業推進地域におきましても商業施設が開設されたりとか、あと住宅の着工件数も減少をしているということがございませぬので、伸びているところでございます。

それから、償却資産の設備投資につきましても、先ほど申し上げました商業施設におきまして企業の進出があったことで償却資産についても増えておりますし、中小の企業におきましても、合理化、省力化に係る設備投資が進んでいるものと思っております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。ありがとうございます。

沿岸部のほうはまだ下落のほうが続いているということでありましたが、町のほうでは、津波防災町づくりということで一生懸命やられている中で、なかなか上がってこないというのは非常に大変だなというのは思っております。そういう中で、北区というか、あっちのほうは、内陸部のほうが上がってきているということで、この増額要因という形で理解いたしました。

そうしますと、新聞のほうもまだ下落傾向があるということなんだけれども、まだまだ当分、底値というのか、底根というのか、底を打つという状況にはまだ到底今後もいかないという見通しでよろしいでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） ただいまの御質問でございますが、30年度におきましても、下落の傾向というのがまだ続いてございまして、ただ、下落幅が少なくなっただけでございます。ただこれがいつまでというのはちょっと今、明確に申し上げられないんですが、町の施策といたしまして、津波防災の施策を進めている中で、防潮堤が建設されるということで、皆様の購買というか、土地を動かす意欲が高まってくれば、期待できるものと考えてございます。

以上でございます。

○12番（増田剛士君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

全協でもお聞きしたところなんですけれども、説明書の65ページになります。

個人の町民税の増収があったということでお聞きしたと思うんですけれども、給与所得者が226名増えて、所得のボリュームゾーンが200万から300万ぐらいのところが増えているんじゃないかなということで、担当課長からも説明あったんですけれども、一般質問でもお話をしたと思うんですけれども、可処分所得の割合が少し増えて、もろもろのところが増えているということだったんですけれども、理由をお聞きしたと思うんですけれども、200万から300万が226名増えたっていうところ、全部じゃないんですけれども、大分ボリュームとしたら多いと思うんですけれども、その理由がもしわかるようでしたら、わかる範囲内でいいんですけれども、ちょっと教えてもらいたいと思うんですけれども。

というのは、生活保護費と、おとといですか、一般質問した貧困率のほうでも、80万ぐらいの差があるということが言われているところが、ちょうどこのボリュームに当たるところなものですから、そのあたりで働く方が多くなっているんじゃないかなという気がしたものですから、もしわかる範囲内で結構です。お願いします。

○議長（藤田和寿君） 町民税の中のことでということですね。

○1番（山口一博君） はい。

○議長（藤田和寿君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

ただいま町民税の関係でございますが、先日も申し上げましたとおり、納税義務者の数が昨年度より226人増加しております。その関係で、200万から300万のところの人数が増加しているということで申し上げたところでございますが、うちのほうでは、所得があったところを申告していただいたことで課税させていただいてございますので、この個々の事情というか、細かいことまではわかりかねるんですけれども、ただ昨年度の6月の調定を見ますと、普通町民税の調定が一昨年、28年よりは減っております、それに引き比べて、特別徴収、給与所得の方の調定が増えておりますので、多分、会社にお勤めになったりする方が増えているのではないかとということで推測しております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） ありがとうございます。

わからないということだったんですけれども、年齢、ボリュームゾーンとかというのは、もしわかるようでしたら、お願いしたいと思うんですけれども、わからないですか。

はい、わかりました。

あと、その下にあります農業所得のことも……。

○議長（藤田和寿君） 山口議員、一応答弁もらったほうが、記録に残るもので。

○1番（山口一博君） はい、お願いします。

○議長（藤田和寿君） 年齢を把握しているかと。言ったような。

税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

申告内容についての年齢とかの統計とかとっておりませんので、申しわけございませんが、

把握しかねています。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

はい、わかりました。

次に、全体協議会でもお聞きしたんですけれども、農業所得者が前年と比べて43名、17名増えたということで、所得金額としても5,000万増えて1億2,400万のボリュームということで御説明あったんですけれども、これは産業課で多分特別な施策をしてこのぐらい増えたという何か、もしそういうわかりやすい説明があれば、ちょっとお願いしたいと思うんですけれども。

○議長（藤田和寿君） 産業課のところで、もしあれなら聞いてもらって、税務課のほうで農業所得が増加した要因として分析しているようであるようでしたら、御答弁を願いたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

農業所得について細かい分析までしておりませんが、何度も申し上げて申しわけないんですが、申告された方が増えたということで、多分農業の方が力をつけていらっしゃるって、申告される方が増えて所得が増えているということかとは思いますが。ただ、産業課のほうで、事業としてなさっていることで、レタスの方たちとかは業績がいい、これは推測でございますが、と考えております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

ここで、暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前 9時13分

再開 午前 9時14分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員は12名であります。

次に、歳出に入ります。

歳出の1款議会費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費、1項総務管理費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

時間外勤務手当について伺いたいと思いますが、この総務費のところ、まとめて伺いたいと思います。

昨年も決算の中で、年間の時間外勤務手当が1億円を超えるというような話がありましたし、ことしもこの決算書の中で拾ってみますと、大体9,500万円を超えるような金額になっております。昨年よりは金額的には若干減っていると思いますが、1人当たり平均しますと月4万円というような数字になりますし、その中で全てが緊急性が高いということで残業せざるを得ないような業務、これが全てではないと私は思っておりますが、この金額からいっても、あるいは夜電気がついている状況を見ても、今の残業がやっぱり正常ではないという気がいたしますけれども、なかなか減らない理由というのは、主にどこにその理由があるのか伺いたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

時間外の手当につきましてでございますけれども、全体の傾向と申しますか、一昨年、平成28年度と比較しますと、時間外の時間数も全体のほうで見ますと、2時間強、1人当たりの時間外も減ってきているわけでございます。決算額でも見ていただければわかるとおり、1,000万ほど減額になっている状況でございます。

ただ、その時間外が減らない理由というところでおっしゃっておりますけれども、このような時間外を減らそうというところでは努力しているわけでございますけれども、やっぱり業務の中の緊急性があった場合も時間外をやらなければならないというところもありますし、今、職員数も徐々に増員していくような努力もしているわけでございますけれども、その中で職員数を確保する必要があるのかなというところも考えております。

昨年度はやはり職員の不祥事もあったりですとか、緊急的に災害の関係の出動もあったりとか、そういうところの関係するところが、時間外のほうが若干増えているというような状況でございますけれども、全体としては、傾向としては減らしているような状況でございますので、今年度に入りまして、職員の努力によりまして、若干昨年度、同時期と比較しても、減っている状況ではございます。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

昨年度もそうした問題について答弁をいただいたわけですが、確かにその都度の緊急的な業務が入ってくる場合、あるいは不祥事があった問題や、それから教育改革についても業務が集中をしているということについては、これまでも承知をしておりますが、ただ町民の皆さんから、多くの方が、夜遅くに庁舎に明かりがついているというようなことで心配をされる声もたくさん聞かれます。やはり職員の健康の問題等も含めて、庁内で超過勤務を抜本的に減らすような対策についてどういうふうな検討がされているのか、その点を伺いたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

時間外の命令をするのは、それぞれの課長がその時間におさまらない業務について、時間外を申請し、それぞれの課長が許可をするというところでありますので、そのところで、担当課長が必要な残業であるかというところをちゃんとチェックしていただくようお願いしております。そして、全体として、先月より今月、少なくとも2時間、3時間減らそうという努力

をしていただくように、こちらの総務課のほうもお伝えしておりますので、そのような方向で、なるべく必要最小限の時間外にしていくように努力をしております。

以上でございます。

○5番（大石 巖君） 了解です。

○議長（藤田和寿君） ほかにいかがでしょうか。

7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

ちょっとお伺いしたいんですけども、この項目で、決算書の71ページ、庁舎管理費、この中で、駐車場管理の対応についてはお聞きできますか、駐車場の。

○議長（藤田和寿君） 庁舎管理の中に入っていると思いますが。

7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） それでは、ちょっとお伺いしたいんですけども、全協のときにもちょっとお聞きしたんですけども、あそこの庁舎の北側の駐車場、いや、空き地、これがロープを張って閉められました。その中で見てみますと、朝晩で養護学校へ通う子供たちの送り迎えでお母さんたちがかなり来ていますね。それで、中へ入れないものですから、大分あの辺で混雑していると、そういう実態。

それともう1点、あそこへいわゆる養護学校送迎バス……。

○議長（藤田和寿君） 三輪議員、養護学校ではなく、特別支援学校です。

○7番（三輪正邦君） すみません、特別支援学校へ通っている子がいたんですよ、シニアカーというんですか、あれで。それがあそこを閉められたことによって、彼は別のバス停へ移動したんです。それが原因かわかりませんが、そういう事実があります。

それともう1点、西側の駐車場、これは前日の夜の10時から翌日の8時までは進入禁止ということで、あそこにいるいろいろ書いてありますね。これは庁舎へ来た方々の駐車場ですから、そうでない方はご遠慮くださいと。そういった中で、吉田町の人たちはそれをたしか守っています。しかしながら、他市の方たちは治外法権みたいなもので、常時4、5台かな、置きっ放しなんです。朝、通勤ですか、そういうことがあるんですよ。

たまたま私も7日に午前、午後、委員会ありまして、8時半ごろ来たんですよ。そうしたらもう3台ぐらいあったかな。それで始まるまで、ちょっと、余り早く行ってもなということでもちょっと待ってましたら、また2台が来て、そしてまた置いて、そのまま乗ってっちゃうんですよ。それで、午後の会合が4時過ぎに終わりました。そういった中で、まだ置いてあるんですよ。まさか庁舎に7時間も8時間も用事があることはないなど。これは多分、ほとんど他市の人たちなんです。治外法権みたいに使っているんですけど、そういった管理はどのようにされているのか、これをそのまま放置するののかということと、もう1点ですね……。

○議長（藤田和寿君） 1問ずつにしましょう。

○7番（三輪正邦君） わかりました。じゃ、それをまずお聞きしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

庁舎北側の駐車場につきましては、今言われたように関係のない、庁舎に用のない方があそこに置くと都合のいいというところで置かれていってしまったという例もございまして、そのところで、例えば役場で会議があつて、たくさんの方がおいでになったときに、臨時駐車場

としてあそこに車を置いていただくのに非常に不都合が生じたというところがありまして、あそこを臨時駐車場とさせていただいて、バリケードを置かせていただいたという経緯がございます。

特別支援学校のお子さんがあそこをバリケードしたために通れないというふうなお話でございますけれども、完全に入れられないような状況にはしてございませんので、そのところ、注意していただいて、バス停のほうに行っていただくような形で入っていただければと思います。あそのところも管理のほうが十分ではございませんでしたけれども、土を入れながらあそこが歩きやすいような状況で、整備のほうはちょっとさせていただいております。

あそのところに常習的な人がいるのではないかというふうなお話でございましたけれども、その方につきましても、常習的に毎日毎日置いている方ではないと思いますけれども、こちらのほうで気がついたときには張り紙をさせていただいて、こちらのところは来客用の方がお使いになる駐車場ですというところをお知らせさせていただいておりますので、今後も庁舎北側の駐車場につきましては、あそのところの臨時駐車場の活用の方法を検討していかなければならないというふうには考えておりますので、現状としてはそのような状況でございます。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 北側の駐車場については、私が言うのは、子供たちが通れないんじゃないんで、子供たちを送ってきたお母さんたちがバスへ乗るまで待っているとき、あそこが入れないものですから、あいているところありますよね、あそこでちょっと混雑しているよと、そういうことなんです。

それと、もう1点で、先ほど申しました西側の駐車場についてのお答えをいただきたいと思っております。

○議長（藤田和寿君） 張り紙等したり、注意するということの答弁ありました。それ以上を求めますか。

○7番（三輪正邦君） はい、わかりました。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） たまたま私がこういうふうに控えておいたんですよ。もし間違っていれば、これ、吉田町じゃないと思うんですよ。ほとんど牧之原だと思うんですよね。ですけれども、吉田町民はそういうルールを守っているのに、よその他市の方々は治外法権的みたいに置いて、どんどん行っちゃうと。これはちょっとおかしいじゃないですかと。

確かに毎日毎日見えていられないかもしれませんが、しっかり見て、ペナルティーを与えるなり、そういう対応はとれないんですか。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

牧之原市の方かどうかというのは、すみません、承知できないんですけれども、その中でこちらとしても管理のほうは徹底していかなければいけませんけれども、全体を、来た方を用がないから締め出すということはやっぱりできないかなというふうにも、ちょっと考えるわけでございますして、もしかしたらそこで、役場のほうに用があって来た方かもしれませんので、そのところを長く駐車をしていた方については、こちらのほうも注意をさせていただいておりますので、そのところで御理解いただきたいと思っております。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 答弁がちょっとかみ合わないというんですか、とにかく7時間も8時間も庁舎へ用があって来る人はいませんよ、普通。そうじゃないですか。恒常的にもう置いているんですよ、駐車場、あそこへ置いてっちゃえばいいよと。もし私が言っているのがおかしいと思ったら、ここにちゃんとナンバー控えてあります。聞けばわかると思います。ですから、そういうことのないように、しっかりと管理してほしいんですよ。これをそのままほったらかしておく、ずっとそういう状態になるんですよ。町民はしっかり町の定めを守っています。他市の人たちは、治外法権みたいな形、これはちょっと、私は町民の財産を町民が使えなくて、よその人たちが勝手に使うと、これはちょっとおかしいなど。そういった面で、ぜひ対応をしっかりしてほしいんです。一応そういうことです。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） ただいまの駐車場の管理につきましては、この庁舎が建って以来、ずっと懸案になっているものでございます。

それで、非常に便利な場所にあるものですから、ここを利用してバスに乗られるという方も多々、現実に今までもいらしております。そういう中で、どれだけの管理レベルを保つのがいいかと。

議員は町内の方は全部ちゃんと守っていると言われますけれども、そんな確証はないわけでございます。町外の方がみんな不法にとめていると、それもちゃんと調べた上じゃないと、こういう議場で発言される発言としては不適切ではないかというふうに思っておりますし、管理レベルをどの程度にするかによって、庁舎の利用される方々についてのサービスレベルも落ちてきます。そういうところをちゃんと推しはかって、管理レベルというものを定めていかなければいけないと。

その一環として、以前は西側の駐車場というのは、封鎖もしないという状況でサービス提供させていただいていたんですが、そういう車両がかなり目立って、サービス提供まで影響を及ぼすというふうなことがあったので、今は庁舎のサービスの度合いを考えながら封鎖をするという手段をとったわけですが、そういうところで、常にどういう状態かによって管理レベルとあわせて、どういう管理をしていくかということを決めておりますので。

議員がそこへメモを持っていらっしゃるようですが、それは自分のメモにしないで、総務課なり何なり、こういう実態があるけれどもどうなのということで、総務課としても個別に張り紙をしたり、個別に対応はしていますので、これは全体的に対応をしていくということになると、本当に役場のサービスそのものに影響してきます。そういうことをよく考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） おっしゃることはわかりました。しかし、その現実はそのような状態が続いているということに対して、私は、やはり守るべきことは守らにゃいけないんですかと、要はあそこを書いてあるでしょう、これは吉田町民の庁舎へ来る人たちへの駐車場ですよと。そううたわっていますよね、たしか、あそこに。ですから、そういったことは、守るべきことは守ってほしいという、そういう要望です。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 塚本理事のほうから大枠についてはお話したとおりでございますけ

れども、仮に三輪議員のように厳重な管理をしろということになると、どういうことが起きるかという、あそこに人が立って、来た方があそこを通ります。どちらへ行かれますか聞きますのでって言われる、多分話し、紙渡して、行ったところで印鑑もらってきてくださいとか、そういう完全なコントロールをしないとそれできませんよね。

そうしたときに、ある程度は自由度、すなわち当然、来た方でも、またあそこではなくて、別のところへ行かれる方もあるかもしれません。しかしながら、その場合の自由度がないと、むしろサービスと、いわば町民の皆さんの利便とかとぶつかりますよね。そのときに何が起きるか。一部の人間の不法行為によって、町民の皆さん全体に、いわば管理の網をかぶせるといった場合に何が起きるかという、恐らく町民の皆さんから物すごいブーイングが起きますよね。とてもじゃないですけど、私は町長としてそのようなことでできませんので、それについてはある程度の許容度を許すというようなことで管理をしなきゃならないと思っていますので、御了承願いたいと。

もしどうしてもやれというんだったら、それは議員のほうから条例でやっていただければ、町民の皆さんにそのように申し上げますけれども。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

そういう裁量というのはわかります。しかし吉田町の町民は、通勤にはそれなりに自分で場所を確保して、ちゃんと通勤している人もあるんですよ。その現実を私は申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 答弁はいいですか。

○7番（三輪正邦君） 答弁は結構です。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今、課長の答弁聞いていまして、簡単な容認が見えたんですね。聞こえたんですね。三輪議員が言っていることが、多分通じていないと思うんですけども、奥のほうに置いている車、多分わかっていると思うんですよ。奥のほうに入っている車が、バス停まで歩いていくんですよ、平気な顔して。その人たちが1人や2人じゃないんです。以前、私も議員になる前に中央公民館におりました。キンノさんていましたよね。すごく真面目な方がね。その人がよくあそこへ来ましたから、話をしたときに、裏のほうにも1回、中に入って職員のような顔をして出ていくと。巧妙な人たちがいるんですよ。でも、簡単に容認しちゃうとね。町長が言っていることもわかりますよ、それはだめなもの。ただし、やっぱり全てじゃなくてね。見ていますよね、バスに乗っていく人たち、大勢いますよね。3台、4台ありますから。その人たちに対しての話だと思っているんです。だから余り簡単に容認されちゃうと困るんですけども、その辺はどうなんですか。やっぱりコントロールしながらやらないかんということですか。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員、そこまでおっしゃるんでしたら、数字を上げていただきたい。じゃ、何人までなら許されるのか。町民3万人おりますよね。3万人のうちの何人がそういうようなことをやっておられるのですか。何人までならいいのか、何人からだめなのか、はっきり数字で示していただきたい。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

そんなことを言っているわけじゃないんですよ。あそこに置いて通勤に使っている人たちが、簡単な容認はだめですよという話です。やらしてくれればやりますよ、だって、許可くれれば。だからその辺ですよ。

それは、もう……。別に争おうと思っているわけじゃなくて、やっぱり正しく使えるものは正しく使いたいし、実際には入札とか、固まったときって入れないんですよ、本当に我々が使おうと思っても入れないんですよ。それはわかっていますよね、その現実というのは。その中で、いかにして、限定的にでもいいんですけれども、一つの案を出すと、例えば道路の向こう側にいつもあいているところがあるじゃないですか。庁舎のこの前ちょっと聞きました、道路の向こう側。あそこは全く何も使っていないですね。例えばそういうところに誘導して月500円でいいじゃないですか。そういう形ができないかねということなんです。三輪議員ともそんな話はしたんですけれども。その辺をちょっとまたいい方法があったら探していただきたいです。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 先ほども申し上げましたとおり、駐車場の管理というのは、本当に庁舎管理において、ずっと終わることがない課題になっております。

本当に断りもなくずっととめていて、それで役場の業務が終わっているにもかかわらず、駐車しっ放しというような実態も承知をしておりますし、過去においては、毎日その実態を把握して、全ての車に張り紙をして、不法駐車を本当に取り締まりに似たようなところまで実施をしたこともございます。

多分、それを西側駐車場を封鎖することによって、少し甘くなっているのかなということはあるかもしれませんが、個別の大体対象の車は把握できていますので、それに対しては一例を申し上げますと、常に西側の駐車場にとめていた車がありまして、張り紙もして、何も言うことをきいてくれないものですから、実際に現場、御本人と対面をして、こういうあなたにとめてもらう駐車場じゃないですよということも論しながら、やめていただくように説得をしたりして、それでも職員駐車場のほうに移動してみたり、イタチごっこにしばらくなりまして、それでもしつこくお願いをして、ちょっと駐車場を借りてもらったというようなそういうこともございますし。

公の施設なものですから、個人の施設だったら、本当にバリケードして、もう封鎖して誰も使えないようにするというのも可能ですが、公の施設の管理のあり方というのは、やっぱり管理レベルはかなり曖昧な部分を残さないと、なかなか難しいところがありますので、そういういつも不法と言えるかどうかなんです、勝手にずっととめて、ほかの用事を済ませているというような実例が出た場合には、議員の皆さん方もそういうことを察知いたしましたら、ぜひ総務課のほうにそうした情報をお寄せいただくということで、みんなでそれを改善させていただければというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

説明書の37、38ページで、決算書の83ページ、まちづくり公社の負担金についてお伺ひしたいと思ひます。

一昨年、28年度からスタートした中で、一昨年は負担金のほうは765万余りということで、29年度が1,100万余りということで増えているわけですが、この負担金というのは使い道としては、28年度に聞いたように人件費が多いよというようなお話でございましたが、一般社団法人ということで、収益は上げることはできると思います。そうした中で、人件費等稼ぐといったらおかしいですが、そういった収益の中で分配——分配はできないもので、給与としてすることはできるというふうに思います。

そうした中、町のほうで、もう頼られちゃっているというのも困ると思うんで、その辺の公社の負担金のあり方というものはどのようなお考えでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

公社の負担金の関係でございますが、こちらにつきましては、昨年度、それから今年度ということで、今年度若干人件費の関係もありまして、若干増えているという状況でございますが、この公社自体が、まず設立関係でございますが、やはり役場としても簡単にいいますと、パートナーというようなことの中で町づくりの町政、町の町政の発展に資する取り組みということで立ち上げたところでございます。

そうした中で、この負担金なんですけれども、設立当時からもありましたが、当初の段階ではやはり軌道というところがございます。現在、公社につきましても、収入ということの中で、いろんな事業を行いながら、またちょっとほかのものにはなりますけれども、にぎわい創生事業の中で、例えばいろんな会社さんの情報紙を発行しているわけですが、そうしたところで広告料もとったりとか、そうしたことで自立へ向けた取り組みのほうも行っていきます。

ただ、やはりできてから今、まだ2年というところの中で、3年目というようなところもございまして、今後自立にも向けて、やはり対等のパートナーというようなことの中で、実際の事業運営、いわゆる受託事業として、自分たちの事業を受けて、そうした独立をしていくということの中で今後行っていきたいということになりますけれども、ただ、今現在、平成29年度につきましては、やはり設立28、29という中での話ですので、ある一定の町としましても公社を育てるという意味合いの中で負担金のほうを決めまして、協議を行いまして、そうした中で行っているというところでございます。

ですので、今の現状といたしますか、まだ、始まったところもありますので、今後軌道をいくまでは、やはり町としましても責任を持って行っていきたいというようなことで、負担金のほうを、事業内容を精査しながら負担金の額を決めているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 負担金の考え方というか、それはある程度理解するわけですが、そうした中でいろいろまちづくり公社のほうで事業をやろうといったときには、今度は町のほうから事業費というか補助金を、それはそれでまた別個に出していくという中であります。なので、非常にやりやすい公社かなという、仕事はね。何か事業をやれば、もちろん申請して、それに対してのものがあると思うんですけども、そうしたのが今後まだずっと続いていくということ、非常に公社のほうへの負担というのか、支出が増えていくのかなと思うんですが、その点いかがでしょうか。

あと、その負担金、一般的に負担金を出すと、それなりの便益というものがあるんじゃない

いかというものがあると思うんですが、町にとってパートナーというよりも負担金を出したところの便益というものは、どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） まちづくり公社の負担金と公社の事業の関係でございますけれども、まず、まちづくり公社をつくった、設立をさせていただいたときには、当町町長が発起人となりまして、産業界とか団体に呼びかけをして、御協賛いただけたところについては社員として入っていただいたという中で設立をしております。設立の目的といたしましては、本当に公に近いものということで考案をいたしまして、ただ、営利事業も行える団体にしようと、こういうことで一般社団法人を選択をしたという経過がございます。全く公の色彩の強いものでもよかったです、それでは余りにも自主性が持てないだろうということで一般社団法人にしております。

そうした中から、もともと町がプロモーション活動として仕掛けをするものを受託をしてもらおうと。それから社員になっていただいている企業とか、そうしたところがプロモート活動とか、地域のためになるようなものについては、そこを活用できるというような、そういう事業だてを選択できるような、そういうまちづくり公社ということで呼びかけもさせていただきましたし、御賛同もいただいて公社ができています、ということなんです。

現実的にどうかというと、自主性についてはなかなかまだ自力がなくて、そこまでは達成できていないというのが現実でございます。それで、負担金については、公社を存続するベースをつくる費用に関しては町が負担をしましょうということで負担金がございますので、これに公社の事業としてどれだけの事業を組み込むかと。委託事業は委託料の中で人件費まで調達すれば何とかありますので。それから自主活動については自主活動として公社が自前で人件費を払えるぐらいの仕組みをつくって、それで事業展開をしていくというのが、もともとの発想でございます。

そうした中で、今、自主活動が非常に脆弱な状態になっておりますので、現状を見ると、町の負担金と委託金と補助金と、それでしか事業展開できていないじゃないかというのは、現実そう思っております。

委託については、もともとまちづくり公社というのは、町のプロモーション活動を受託してもらえると。町にかかわってやってもらえるというような、そういうコンセプトを持っていますので、何ら当初の目的に反しているものではないと思っておりますが、今後まちづくり公社が自主性を持ってどれだけ、自主活動を行う中で、吉田町のプロモート活動につなげていってもらえるかと、そういう活動の展開の仕方をもう少し発展させていかないと、まちづくり公社の本来の姿にはなっていないというふうに思っておりますので、ぜひそういうところでまだ過渡期にあるというふうに思っておりますので、引き続き支援をしながらそうした取り組みを町と公社と一体になって進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

プロモーションというと、観光とかいろいろなことも絡めてくるのかというのがあります。そうした中で、こことちょっと違うんだけれども、観光協会ありますよね。観光協会もある意味プロモーション事業みたいな形でイベントをやったりしているわけです。そこの観光協会

とまちづくり公社のプロモーション、シティープロモーションというところで見たとときに、何か似たようなことをやっているのかな。もしかしたら、もう観光協会で行っている今の吉田の三大祭りも、まちづくり公社へ委託しちゃってもいいんじゃないのというくらいのことも考えられるのかな。そうすると、観光協会自体がもう余り今度活動がなくなっちゃうんだけど。ましてや観光協会自体も町に事務局があって、会長は町長がやられているという中で、何か同じようなことをしているのかなというふうに思えてしょうがないんですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） まちづくり公社を立ち上げる段階でも、その観光協会との関係をどうしていくかということについては、大きなテーマの一つになっております。

議員もおっしゃられたとおり、観光協会といっても、事務局は役場の中に置いてありますし、ほとんど公の中でやっていて、にもかかわらず、寄附金なども集めることもやると。公としてできるかできないかぐらいのすれすれの状態もありますので、そうしたところも改善を図っていきたいということもございますし、観光協会として町に事務局があるというところ、いろんな制約がありますので、なかなか広がりが出てこないというところもございましたので、行く行く、観光協会そのものをまちづくり公社の参画団体にしていくのか、合体してしまうのか。少なくとも観光協会と公社がそれぞれ別の方向を向いて違うことをやっているというような、そういう状態じゃない日を、一日も早く迎えたいなということを思っておりますが、まだ、まちづくり公社がそれだけの、ひとり立ちできるぐらいの状態にまだ至っていないというところで、そうしたところについては一日も早く達成したいというふうに目指しているところでございます。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

関連の質問になりますが、同じようにシティープロモーション事業の中のまちづくり公社の関係で、伺いたいと思いますが、説明資料の38ページを見ますと、まちづくり公社の評価といますか、取組内容・実績、効果の項目を見ますと、負担金を支出したということの1行で終わっているわけでして、この29年度の中で、まちづくり公社が全体でどんな事業をやったのかということは、内容確認のほうで負担金の内訳等聞きましたが、確かに効果のある、人を大勢呼び集めるような事業を公社のほうでやっていただいて、一定の効果はあると思うんですが、そうした評価がこの中でされていないということで、昨年度まちづくり公社に対して負担金を出した、あるいは委託金を出したということに対する町としての効果をどう見るのか、その点を伺いたいと思いますけれども。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

まず、公社の負担金でございますが、この負担金につきましては、先ほどありましたとおり、事務局といますか、人件費、そのところ等々の関係が主となって負担金をしているという中で、この負担金については、あくまでもアウトプットというところになります。いわゆるアウトカム成果のところは、今議員がおっしゃったように、各事業展開をいろいろしているというところの中で行っています。

先ほどもありましたとおり、いろんな事業を展開しているよという中で、例えば女性活躍

のシンポジウムであったり、働き方改革のシンポジウムであったり、またコミュニティービジネスのカレッジ、いわゆる創業したいというような方のセミナーを行うとか、そうした具体的な事業も行っていただいております。

そうしたことから、これが今はアウトプットという形の中ですけれども、例えば女性活躍の中でそうした企業が少しでも増えて、男女共同参画の宣言事業者が増えていくというようなことになっていけば、当然そうしたものは成果として、また町の施策と企業の間をとって、そうした普及啓発をしていくというのは、大変、すき間といたしますか、そこを埋めていただくという中では、非常に公社としての成果というのは、今後さらに上がってくるものというふうに思っております。

各事業につきましては、それぞれ、こちらにも補助関係、それぞれ掲載させていただきましたが、例えば、賑わい創出事業の補助金を事業をやったものに対して、補助事業メニューに対して補助金を支出して、そうした中で婚活等が行われる、また情報が発行されて、これが住民の皆さんの目に触れて、頑張っている企業とか、そうしたものを御紹介していただくというようなことの成果というのは出てきて、事業成果というのは出てきているというふうに思いますので、単なる負担金というよりも、トータル的な関係の評価というような形になってくるかと思っておりますので、先ほども過渡期のところもありますが、今後さらにそうしたことで事業展開を公社のほうもしていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 大石議員が言ったのは、今、御答弁されたようなことをここに書くべきではないかということだと思われるんですが。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

こちらのほうの書き方につきましては、やはり負担金のところはアウトプットというような書き方をして、各事業についてしておりますが、この辺につきましては、公社のということであれば、ちょっとこの書き方については、今回は出させていただいておりますけれども、そこについては今後また別途方法を考えたいというふうに思います。

今現在は、補助金ごとの事業ごとに計算させていただいているということで御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

確かに各事業ごとに説明をいただければ、その中で公社としてこういうことをやっているということがよくわかります。

ただ、縦割りの事業をいろいろ並列に並べても、なかなかまちづくり公社の全体の姿が見えてこないというところがあるものですから、29年度、年間のまちづくり公社の事業内容やあるいは決算状況など、そうした毎年次のそうした年次報告というようなものを議会のほうに報告をいただくという形はできないものでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 公社と町のかかわりでございますけれども、現在の設立の発起をしたのは町長でございますので、町でございますし、それに対して負担金を支払うということにつ

いても、予算措置をして議会でもお認めいただいていると、そういう公の中ででき上がったものであることは間違いございませんが、その公の中ででき上がったといえども、一般社団法人として独立した法人でございますので、その法人をこの議会に対してどのように報告していくかということについては、少し調整も必要ですし、また法人として決算書等も発行している中でございますので、そうしたところで御確認いただくということも可能だと思われまますので、少しそうした活動内容の報告の機会ということをどうしていくかについては、検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

決算書83ページの自治振興費で資料の39ページになりますが、全協のほうで旅費について3名ということで伺いました。副町長と秘書が2名行きましたよということで御答弁いただいたんですけども、この3人の随行の目的というか、その辺をちょっと伺いたいんですけども。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

こちらの自治振興費の中の自治会連合会の視察研修の件だと思いますけれども、視察につきましては、この自治会連合会の視察というのは、連合会が主となる視察研修でございます。自治会の連合会が主となる研修というところで捉えていただきたいと思います。

研修といたしましては、先進的な自治会活動を行っているところの視察をさせていただきながら、自分たちの地域の活性化と地域づくりに役立てるとか、取り組みについて研修をしていただける場面をつくらせていただいております。

その中で、視察のほうに随行している職員でございますけれども、通常でいきますと、町長と、あと担当職員、自治会のほうの担当職員、そして総務課長が随行させていただいております。随行者につきましては、相手先との情報交換をさせていただくという中では、当町の首長である町長が一緒に行っていただきながら、そのところの取り組みを情報交換させていただくというところでは町長に行っていただいておりますし、私も総務課のほうの自治会のほうの担当の課長として、自治会の皆様と同行させていただきながら、その視察先の状況を、取り組みについて、研修させていただきながら、自治会運営について参考にさせていただきたいというふうなところもございますので、随行のほうをさせていただいております。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

29年度は、副町長と秘書が2名ということで、今の説明だと、町長、それから担当課の職員、それから総務課長の3名が常時行きますよということで、29年は違っているものですから、ですからその随行目的ということで、秘書が2名というのがちょっと気になったものですからお願いします。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

29年度につきましては、この視察を行った日付が10月でございます。昨年度、職員の不祥

事がございまして、そのところで事件対応とかそのところがございましたので、非常に残念ではございましたけれども、町長も私も同行せず、担当のほうの自治会担当の統括と自治会担当の職員が同行させていただきました。それと、町長のかわりとして副町長に行っていただきました。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 随行した秘書課の職員が、随行した理由ということですよ、目的というんですか。

総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

もちろん担当ではございますので、そのところの研修というところでも必要でございますけれども、自治会の皆様の研修というところでは、相手先との連絡もとりながら、自治会のほうの事務局ではございますので、事務局としての職員として行かせていただいております。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

昔は、議会のほうも全体で、議員全員で行く視察研修、それから今もありますけれども、委員会ごとの視察研修とあって、過去においては職員の方も行くその目的に合わせて、担当課の方が、その職員と一緒に来てくれたわけですよ。それで、今回も今、聞いたのは、そういう前提というか、そういうことの中で行っているんじゃないかなというふうに思っていたんですけども、秘書という言葉がちょっと引っかかったものですから、それが秘書というんじゃないくて、担当している課の職員ですよ。ですから、その目的というか、自治会の視察の目的にあわせた方が行っているという話なら、別にすんなりと納得できたんですけども、あくまでも秘書が2名行ったというと、何かその言葉自体を聞いたことによって、何か違うんじゃないかとふうに感じたもので、悪い意味とかそういうのじゃなくて、自分が納得したいものですから、そういうことで伺いました。

という、今、内容がわかったんですけども、そうすると、ここに効果として、今後の町づくり、地域づくりの参考とすることができたという、これは結局役場のほうがこういうふうな効果を感じたのか、それとも自治会としてこれに行ったことによってこういう効果を自治会として感じたことができたか、どちらかちょっとその辺が、ここに書いてあるということは、自分としては役場のほうで、担当のほうでこう感じたのかなと思ったんですけども、そのためにも随行する人はちゃんとした担当じゃなければ、こういうものが後の町づくりに生きてこないかなと思ったものですから特に伺ったんですけども、この辺はどうですか。町としてそうなのか、それとも自治会として効果があったのか、その辺をちょっと伺いたいんですけども。

○議長（藤田和寿君） 副町長、森泉文人君。

○副町長（森泉文人君） 今お尋ねの効果でございますけれども、効果ということに最後、帰結すると思いますが、今回の行った先の様子を伝えますと、例えば当町でいえば放課後児童クラブ、あぁいったものを自治会が運営しております。それに対して、市はやっぱり何らかの公的な補助をしている。非常に私から見た限りにおきまして、自治会のいわゆる年配の方を中心にした方とか、教師を経験した方とか、そういう方が非常にボランティア精神を持ちながらも自分の子供のように、孫のように接している雰囲気があるということで、話題のそういった施

設でございました。でも、やっぱりそこにはある程度町として、そこに何らかの財政的な援助とか、そういったものを行っている施設でございました。

ですから、今回、自治会と町が一緒に行きましたけれども、いわゆるその運営施設の運営形態がやっぱり両輪をなして運営している、そういったところをつぶさに見てきておりますので、そういったことが、当町のそういった施策に生かせるようになると私は思っておりますけれども。そういった効果でございます。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

じゃ、これは主に町として、そういう今後の町づくりの効果があったという、それとも欲をいえば、お互いに自治会もそういう効果があったよ、町は町なりに効果あったよということが、質問はその辺です。

副町長の内容的なことはちゃんと今、受けることができたんですが、その辺はどうですか。

○議長（藤田和寿君） 副町長、森泉文人君。

○副町長（森泉文人君） 私どもがやっているサービスの対象は、あくまでも町民、町民のお子様方、お子様方のお母様方と、そういった方々が対象でございますので、私ども、町も自治体も、その町民の方々のために一体となってやっていくということだと思っております。

○議長（藤田和寿君） 町も自治会も効果があったというような御答弁だと思いますが。

○9番（八木 栄君） では、了解です。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 19ページをちょっと見ていただきたいんです。

契約管理です。契約管理費です。これに関して2つ聞きます。一つは、全協の中で、40万円以下の契約、それに関しては二社で見積もり合わせをして、随意で契約をするという形で聞いているんですけれども、それは大事なことです。ちょっと確認をしますけれども、それで間違いないですね。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

物件の借入れというところで、バスの借入れの件だと思います。そちらにつきましては、金額が40万円以下のものにつきましては、そういうことで随契でやっていただいております。見積もりに対しては三社というところで、入札です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今、本当はバスのことは次にとりまして。

今も言われたとおり、やっぱり見積もりをとって当然やるわけですがけれども、特に議会の中で、町が視察に行ったり、議会の人たち、議会の中で視察に行ったりするでしょう。そのとき、あのときの全協でも言いましたけれども、吉田町には神戸と北区に二つバスのあれがありまして、そうして、当然三社で見積もりやってということになるんですが、その中で、許されるのであれば、吉田町の議会の人たちが視察に行くとき、そういうときには、少なくとも町での業者を、優先とは言わないけれども、できるだけ使えるような形、そういうのがとれたらとは思っていますよ。要するに、理由は難しくなくて、町長の選挙もその人たちが随分応援して入れてくれたでしょう、議員の選挙もそうですよね。そういうときに、少なくともそういう感情

に入ってきていいかどうかは別として、そういうことも飛び越えて必要だと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 今回の御質問ですが、非常に案件としては具体的なんですが、地方自治の運営の根幹にかかわる部分です。非常に重要な問題でございまして、行政運営をするのに何を基本にしているかといいますと、地方自治法に明確に出ておりますが、最少の経費で最大の効果を上げなさいよということになっています。

その理念に基づいているいろんなルールが決められております。町が、今回の御質問の場合はバスの調達でございますけれども、それについても契約ルールというのは自治法の中で定められておまして、これは何度も申し上げておりますけれども、一般競争入札、それから指名競争入札、それから随意契約、これだけなんです。何でこれを定めているかという、これは最少の経費で最大の効果を上げるという、そういう目的をここで達成しているわけです。

金額というのは客観的ですので、客観的に安いものは最少の経費ということを達成するわけです。そこは誰が見てもそうなるわけですが、最大の効果という部分、ここの最大の効果をどう求めていくかという部分で、その最少の経費を上回るような効果を求める合理的理由がある場合は、随意契約ということも道が開かれるわけです。ですから、そこが合理的、誰に説明しても説明できるのであれば、今、お話しされたような見地から考えることも可能かと思いますが、ハードルはなかなか高いと。

それと、例外的には少額随契というのが、自治法の中で、今、借り上げについては40万を超えるか超えないかですが、それからそこまでいかないものについては、事務負担の軽減を図りましょうという、そういう視点でございまして、そこ、事務量をどんどん増やしていくとコストはどんどん増えていきますので、そういうところでコストの圧縮も図りながら契約をしていくという道を開いているわけです。

こういういろんな観点で契約というのはできておりますので、その中で何を選択できるかというところで、今のような見地が合理的に説明されるのであれば、考える余地はあるんですが、非常にハードルは高いというふうに一般論でお答えをさせていただきます。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今言われた効果に関しては、少なくとも私の中では経済的な効果、吉田町にとっての経済的な効果、それは明らかに出てくると思うんですよね。出てきますよ、これはね、どうしたってそこが全部、税として還元されるわけですからね。それを、私はそう思っています。金額的なものももちろん、一番言われたとおり大事なことだと思うんですけども、私はやっぱりその中で随意契約という、そのものの性質を、それが5億になろうが、10億になろうが、1億になろうが、500万だろうが、要するに随意契約という性質上合理的であれば、それはそれで、その形がとれるんじゃないかと思っていますので、別にそういう意味で、融通をきかせる、そういうことはちょっとできないと思うんですけども、その中で効果の部分の優先の中に入れてくれることはできるかなと。

要するに経済的な効果と、もう一つは精神的効果ですね。それは実際経験して、大丈夫かなと思ったときがありますので、その辺はやっぱりよく知っている人だったら、もう、先ほど言った選挙のことはありますけれども、町に関心を持ってきていますので、それはやっぱり扱い方が確かに優しくなるというのか、大事にしてくれるというのか、そういうものも契約の

中には考慮の中で必要と思いますので、その辺もぜひ入れていただいて、機会等がありましたら、ちょっとお願いしたいと思うんですけども。

○議長（藤田和寿君） 聞きたい内容が、山内議員のお考えはわかるんですが、何を聞きたいか、もう少し明確にさせていただかないと御答弁のほうも、こういった気持ちとか考えというと、そういったものでは行政はないと思いますので、具体的にもう少し明確な質問をしていただいたほうが、御答弁が出ると思いますが。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

質問は、一番最初の質問です。40万以下の契約のときに、そういう形で吉田町の業者としてあったときに、吉田町の中でできませんかということです。基本的には、多くの町が、例えば島田なんかでも、もう今はやっていませんけれども、受託だといえそこら出すとかね。そういうのも一つのルールとしてできたわけですから、そういうのもぜひそういう形で考える余地があればやっていただきたいと。それがひいては、やっぱり吉田町自体が元気になる一つの原点になるかもしれないものですから。そういうふうにかかせてもらったんですけども。ならないですよ。大丈夫です。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 質問の御趣旨はよくわかっております。ただ、その最大の効果という部分で、町内の業者の方を使えば、それが町内で還流されて、それが効果になるのではないかという見地というのは、ちょっと少し違う側面もあると。入札とか見積もりによって圧縮された金額と、そこで生み出される経済効果と、そこまで比較をしないと、それが出てこないということで、一般的にはそれは余り使われておりません。

ただ、町内業者を使うことによって町の経済活動が高まるというのは確かでございますので、そういう意味では当町としても、その中に町内の業者を入れないで見積もりを徴取しているというようなことはありませんので、その中で町外業者が入ったかもしれないですが、その中で競っていただいて、できるだけ受注をしていただけるような環境は整えてございますので、そういう中で頑張っていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

ほかの方もいらっしゃいますので、質問のほうは明確な形をお願いします。どうぞ。

○6番（山内 均君） いいですか。

随意契約の意味を考えれば、確かに入る可能性としてはあるものですから、ぜひやってください。

聞きたかったのはもう一つ、今の契約管理の中にあります。設計課手数料という形で、中で聞いたとおり、108万5,400円が入っています。その手数料の中に、27年度は品確法のやつが入っていて、そして今回は入っていないと。その点でお聞きをしますけれども、それは全員協議会の中で聞いたのは、返事として、建物の検査と検査員、聞いたのは、検査をするために講習をしていますよと。誰か答えてくれましたね。ただ、これ、講習の中でやっていって、何かあったときに責任がとれるのかということですね。これは重大な問題だと私は思っています。要するに我々の建築士の中では、国からもいつのころからかありまして、罰金とかすごい刑法までかかっているんですよ。そういう中で、こういう場合は、私は全員もらっちゃ困ると

思うんですけれども、これはそもそも検査というのはどういう形で、講習というのはどういう形でやるんですか、よくわかりません。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

検査員の研修に行っているというところでお答えはしていると思います。検査員のための研修を開かれておるところに職員が行って研修を受けてくるというところでお答えさせていただいています。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 研修って、その目的って何ですか。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 研修につきましては、検査を行うための検査員として、そのところの検査をするに当たっての施工方法や施工状況、出来高、できばえについての検査の方法について、研修をさせていただいています。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 検査も、工程の管理であるとか出来高はできると思うんですよね。一番大事なのは、本当に大事な部分というのは、こういう震度7があった以上、こういう震度7とか災害のときに、いかに命を守るかということなので、この辺は、先ほど言いました品確法であるとか、それを踏まえて出てきていますので、ぜひそういうのを使っていたきたいと。そしてその検査というのは、例えば、我々がやっている検査は、鉄筋なんかやったときに、何で検査に行くかということ、鉄筋と鉄筋の間に25ミリの粗骨材が入るかとか、スガできないかとか、そのスガできることによって、中に、台湾でありましたよね、中に缶からが入っていたと。同じ状況が起きちゃうんです。そういう大事な検査が、一個一個全部そうなんです。その辺を含めて、できたら吉田町に、資格を持った人が、臨時でもいいからやっていただきたいと、それが本音なんです。

その辺で、検査に対するこれからの町の方向というか、そういうのというのは、今までのやつを継続していくのか、どこかでそういうものにしていくのか、そういうような考え方はどうなんですか。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

検査員につきましては、現状、今、工事に携わったことのある職員、指導員もいますので、指導員にやっていただいたりとか、理事もいらっしゃいますので、理事にお願いして検査をお願いしておりますけれども、将来的に専門の職員を置くというところにつきましては、今、実際に職員配置も検討している中で、その職員を育てていくというところを、こちらのほうも検討する材料の一つかなというふうに思っておりますけれども、今現状としては、その専門的に検査員を置くというところは、いつから置きますというところは申し上げることができませんけれども、そういう職員が必要だというところの現状は私のほうも承知しております。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 先ほど庁舎の管理、やりましたよね。それで、入口が見つかって雨が漏れるのを直したでしょう。玄関の一番最初の上、あれだってやってあればいかなですよ。

ところが、現在、知っているとおおり、弱い雨が降ると前へこぼれますよね。こぼれるでし

よう。あんなの見ていくと、ちっちゃな屋根の排水に大きい屋根を入れようとしているから、そんなの無理なんですよ、最初から。それが検査なんです。大きなところに上の小さいといを入れると、小さなといは水の勢いで引っ張っていかなきゃいけない、逆にね。そういうのがあるものですから、ぜひその辺は検査、資格を取るか、それか検査の中で、これ、経験が多分出てきますので、難しいことなんですけれども、その辺も含めて、町の考えというのはどのようなのかというのは、町長、わかっていますけれども、実際にそうなんですよ。我々が見ると、これ、何でこんなことやるんだろうとと思っているんですよ。これ、だめなんですよ、絶対やらなきゃ直らないよっていうやつを一生懸命手をかけているんですけども、やっぱり雨が降るたびに前より真っすぐ落ちますよね。そういうのをどこかでやったときに、これはやっぱりどこかでそういうシステムを変えていかないと、それが延々とつながっていくという心配が出てきますので、それは最終的には全部お金で、工事で解決するわけですよ。その辺を含めて、また、今の答弁でいいのかどうか、ぜひ。

○議長（藤田和寿君） 要望でよろしいですか。

○6番（山内 均君） いいえ、答弁で。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 土木、それから建築の技術者をどう配置するかということについては、この小さい町においては、非常に課題が大きいところでございます。

現在でも、一級土木施工管理士の資格を持っている者も数人おります。また、建築士の2級などを持っている職員もおります。ただ、その技術の資格を持っている者を検査員として任命することになると、非常に仕事の制約が大きくなりまして、現場に配置できる職員がまた不足してしまうというような、そういう人事配置の問題もございます。

そういうこともありまして、徐々にスキルを上げていくような努力はしているわけですが、実際には検査員が本来施工管理にしっかりとした技術を持った人間が当たるというのが一番望ましい形ではありますが、そうしたことがなかなか難しいということを念頭に置いて、その設計段階でも、そうしたスキルを持つ民間のノウハウを生かしまして委託業務等に出して、技術的な基準もございまして、法的な基準もございまして、そうしたものが遺漏がないように、設計段階から仕上げていくという中で、できるだけいいものを仕上げていくような努力はしておりますので。

それで、検査員については、特段資格を有さない者であっても経験でやっていると。それから技術研修、総務課長の方からありましたけれども、その中では、検査員の検査の基準とか、それから管理基準、そうしたところまで全て習得をするような内容の講習でございまして、そうした中で徐々にではあります、しっかりと知識を習得しながら、今、現場を管理しているというような状況でございまして、方向としてはしっかりとした技術を組織内に植えつけていくということを前提にしながら、人事管理をどうしていくかも踏まえて、民間の技術も活用しながら、できるだけいいものを町に残していくという努力をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 続けていいですか。

○議長（藤田和寿君） どうぞ。

○6番（山内 均君） 今のやつは、できるだけまちづくりセンターとかそういうところがありますので利用してください。そして、間違いないものを。

次は、35ページをお願いをいたします。

シーガーデンシティ推進事業です。この中で、13のところに調査委託料48万6,000円、これは何回か言わせてもらいましたけれども、イメージ上のパースを作成したと。このパースというのは、課長とちょっと話をしたときには、それがないと前へ進まないよということだったんですけども、逆に、これは調査をする前に、パースができることが非常に矛盾があつて、無駄になるんじゃないかと思うんですね。その辺はどうですか。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

全協のときにも議員のほうからもこのお話がございました。私のほうの説明不足もちょっとございまして、理事のほうからもお話があつたとおり、この間の一般質問のときにもありましたけれども、この事業、このパースにつきましては、あくまでも概略的な軽微なものというか、形なんですけれども、これは5市2町の連携中枢都市圏の交付金、いわゆる交通の結節点、また交通の利便性向上のためのお金を獲得するということの中でこちらのほうを作成をして、簡便なあれになります。調査等も交通の起点として利便性を上げるためにインター周辺を含めて、インター周辺のところをどうしていくかということの中で、今後具体調査を今年度行うという、次につなげるための形で、今回作成業務というのを行わせていただいたと。最小限の形では一応やったつもりではおるわけですけども、こうした形で、静岡の5市2町の連携中枢都市圏の交付金事業に該当させるために行ったというものでございます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今、該当で、それはそれで補助でやれると。補助金だからいいってもんじゃないと思うんですけども、逆に我々がやっていって心配するのは、一つのパースでイメージをつくるじゃないですか。そうすると、そのイメージによって、イメージに従って調査というのは始まるんですね、インプットされたイメージで。そうすると、イメージのときに誰が考えたのかわからないけれども、一つの考えで進んでいくわけですからね、イメージをつくっちゃうというのは。そういう面でちょっと怖いなと思うんですけども、その辺の引っ張っていくとか誘導しちゃうとか、その辺の心配というのはないですか。

○議長（藤田和寿君） 山内議員、連携都市中枢のほうへプレゼンするための資料のためのイメージパースなものですから、山内議員が言うように、そのイメージパースに向かってというものとは、先ほどの答弁は違うと思いますので、先ほどと同じ質問になってしまいますので、少し方向性を変えて質問してもらいたいと思うんですが。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 質問違うと思うんですよ。そうすると誘導になりませんかと聞いているんです。そういう意識はありませんかと聞いているんです。

私が言ったのは、そのイメージを、調査をして、その上でつくっていくと、それが普通のやり方であり、それでないと一つの限定された中に入っていっちゃうということです。落とし穴の中に入っていっちゃうという心配をしているものですから、その辺はどうですかと聞いたんですよ。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

まず、平成29年度に行ったものにつきましては、あくまでもインター周辺、インター周辺というよりも、その周辺という意味合いがポイントということで、あくまでもバス停と。バス停を主眼にしているところですので、その関係があるということをもまず御承知おきいただきたいと思えます。

それでまず今、山内議員が御心配されているのは、先日の一般質問でもございましたとおり、周辺のという、一体的なというところも、多分その辺を御心配されているかと思えますが、あくまでも今回は、今回の調査ですね、今年度、これはちょっと決算とは離れますが、今年度の調査につきましては、あくまでもポイントとして、交通の結節点というところの中での調査を行うものですので、そうしたことで誘導というところではなくて、どうあるべきかというところを調査をしていくということになりますので、まずその点はちょっと御理解をいただきたいというふうに思えます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 理由は何であれ、そういうすることによって一つの完成をつくっちゃうと、どうしたって今の状況から多分抜け出すことができなくなってしまう。それをちょっと心配しているもんですから、我々がやったのはもう50年前の知識の延長線上ですから、かなり古いと思えますので、そういう中でちょっとこれは、これから先に起こるときに、これは当然契約をしますよね、測量というか。そのときに、御存じのとおりプロポーザルの入札、プロポーザル入札、このプロポーザルの入札はまさにうってつけのシステムなんですね。要するにいろんな人が、日本中、世界中どこかから見ながらこういうイメージを持ってプロポーザルをやると、その理念と、そのために吉田町で醸成している理念と、そのプロポーザルでの理念がびたっと合ったときしか出ないということですね。そこには非常に合理性が出てくるし、確実性が出てくるし、将来は若い人たちが入ってくれば、もっと、将来に向かって出てくるものですから、できるようになるんですが、ぜひその辺のプロポーザル、これからの入札に向かっていくときに、そのパースなんかは、プレゼンの中に全部出てきます。もっと今度は本当専門的なそれぞれの専門家の、だからその辺を踏まえて、これからやっていくときに、そういう形での方向性、プロポーザルの方向性というのをまた考えていただきたいと思えますけれども、どうでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 30年度の事業のことに係りますが、御答弁いただけるようならお願いしたいと思えますが。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

この決算ということではちょっと、今年度以降のということではありますけれども、この契約の方法等につきましては、またさらに今後、今回のポイントとしてのだけではなくて、一般質問にも答弁ございましたが、今後広がりがあるというふうにも思えます。

そこに合った適材が、当然一つの手法としてはプロポーザルということもあると思えますので、そうした内容を踏まえながら、一番いい契約方法という形で行っていきたくて、今後につきまして思っております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） よろしいですか。

ほかいかがでしょうか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

先ほどのバスの契約にちょっと戻っちゃうんですけれども、ちょっと一つあれですけれども。

バスに乗って移動するということは、快適な移動ということを誰もバスに乗って望むわけですけれども。

それで、今、見積もり合わせで3社ということが、随契の中で決まっているので行っていますよね、それで、町内には1社しかないということで、町内で3社あれば、吉田町の業者が、何とか仕事を受けることができると思うんですけれども、そういう中で実際、快適な移動をしたいわけですけれども、なかなか安いところが、安いなりと言ったら申しわけないですけれども、バスがかなり、これでいいのかえというような感じのバスとか、あと運転手の方も見た感じ強引だなという方でいいかえというのがあるですよ。自分が用を足したくなると随時休憩してくれて、構わず自分なりに休憩してくれるんですけれども、そのために時間がおくれたりすると、ちょっとスピードのほうがいなくなったかなと、そういうこともあるもんですから、そういうことを踏まえると、見積もりをいただく段階で、ある程度条件というかもしれませんが、ある程度バスについては大体何年くらいのものとか、あとは運転手に関しては上限が何歳くらいの方とかと、そういうのでないとやっぱり乗せていってもらってちょっと心配になることがあるんですよ。

町内の業者のバスというのはかなり新しくてというのは自分も見てわかるもんですから、乗っていて不安を感じるようなものだと、幾ら金額的に安くて、最低のあれでということもわかりますが、やっぱり不安を覚えるというのは、ちょっと自分なりにそういう経験であるものですから、ちょっと自分なりにはその辺は困るなと思うんですけれども、その辺に関してある程度条件をつけるかどうかということなんかについてはどうなのか、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

○議長（藤田和寿君） 八木議員、具体的に一般論としての随意契約ですか、それとも、視察に使ったバスの条件設定ということの御質問ですか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 今、バスの借り上げについてなので、バスの借り上げについて伺っています。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） バスの借り上げ、それから委託などについてもそうですけれども、無条件で見積書をもろうことはまずないと思います。普通であれば、仕様書を作成して、こういう仕様の中で幾らかかるか見積もってくださいというものになると思いますので、それほど快適でないバスを使わざるを得なくなったというのは、仕様書のつくり方にも問題があるのではないかというふうに思われますので、仕様も過度な仕様を入れた場合には、公共入札としては問題が生じますので、その辺のどこまで常識的に入れてもいいかというところを判断して、それで仕様をつくって、それに従う見積もりをもらえれば、そういうことはないと思いますけれども。

ども、多分ふだんのもらい方にちょっと問題があるのではないかなというふうに感じた次第でございますので、参考にさせていただければと思います。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 今、そういうことで自分の受け取り方ですけども、じゃ、ある程度の条件をつけて見積もりをいただくことはできるということでしょうか。その辺をはっきりしておかないとね、受け取り方が違ったら、またやり方が変わるものですから。自分はそう思っている、その辺いかがですか。

○議長（藤田和寿君） 八木議員、決算書の中でバスの借り上げというのは、どこにあるんですか。29年度決算についてやっているものですから、余り関連で少し広がり過ぎておりますので。

○9番（八木 栄君） 広がってないだろう。契約について。

○議長（藤田和寿君） 29年度決算で、バスの借り上げがどこにあるんですか。

○9番（八木 栄君） 関連というか。

○議長（藤田和寿君） 関連質問はありません。

○9番（八木 栄君） 関連質問はない。一般質問だ、それは。

○議長（藤田和寿君） 関連に係る、先ほど冒頭に口述で言ってありますけれども。

○9番（八木 栄君） 関連でやったじゃない、さっき、おかしいよ。

○議長（藤田和寿君） いや、随意契約のところで行いましたので。

○9番（八木 栄君） あのと関連してやったじゃない、さっき。じゃ、さっき言わなかったら、これじゃ。おかしくないか、おかしいな。

○議長（藤田和寿君） バスの借り上げということで、現実的に契約で行いました。

だから契約のところ……。

○9番（八木 栄君） 随意契約の方法で今聞いている。見積もりをとることの条件はどうですかということで聞いている。おかしいか。

○議長（藤田和寿君） 実際、バスの借り上げが、29年度決算の中にあつて、その事業に係る……。

○9番（八木 栄君） それじゃ、山内議員の質問は何ですか。そのとき言ってくださいよ、それじゃ。

○議長（藤田和寿君） 山内議員は随意契約のことについて言ってきましたので。

○9番（八木 栄君） 随意契約でしょう、これは。違いますか。

○議長（藤田和寿君） 少し違うと私は判断しましたので、よろしく申し上げます。

○9番（八木 栄君） 私は違わないと思いますがね、中身は。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） バスの借り上げと特定しないで、随意契約全般的ですが、無条件で見積もりをもらうということは、まずあり得ないことですので、まず何をしたいのか、どういうものを達成したいのかということは最低でも提示をして見積もりをもらいますので、それにどういう条件を付加をするかというのは、発注者側の意図が入って当たり前です。ただ、それが過度なものであると、競争入札に反する場合がありますので、そこだけは注意をしなければいけない、そういうのが一般的です。

○9番（八木 栄君） 了解です。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） すみません、決算で、こう連続性があると思っているんですけども、私はその中で判断したものですから聞かせてもらいまして、それが間違っているのであればまた……。

○議長（藤田和寿君） その都度判断して許可しておりますので。

質問してください。

○6番（山内 均君） 62ページのところで、ちょっと賦課徴収費、ここでコンビニでの収納の、次の63ページのずっと効果の……。

○議長（藤田和寿君） 山内議員、申しわけないですが、それは次のところでお願いしたいと思います。あくまでも今は、2款総務費、1項で係ることをやります。今の徴収費は2項でございますので、次のところでお願いしたいと思います。

○6番（山内 均君） わかりました。すみません。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

説明書の39ページ、自治振興費の中で、女性登用補助加算金制度ということで、29年度4名の方が登用されたということでございます。この制度自体、もともと何年間かやって様子を見てという制度だったと覚えているんですが、これで3年目を迎えて4人という形でございます。その点についてどのようにお考えでしょうか。これが4人が増えたというイメージなのか、もっと、もうちょっと続けて、そうしたら女性何人くらいが適当であるというようなことがあるんでしょうか、その点お願いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

女性の町内会長とかの登用の件だと思います。女性の町内会長等の登用については、男女共同参画社会を形成していく上の手段として、地域における男女共同参画推進の基盤づくりを重点目標に掲げて、地域における女性の活躍を促すため、地域団体等の役員に女性を積極的に登用することを推進しているというところで、自治会初め地域の団体の長に女性の役員を登用していただきたいというところで、補助金のほうを創設させていただきました。

その中で、やはり女性が地域活動へ参画しやすくするための方法として、補助金をさせていただいておりますので、そういう環境を整えるために、やっぱり補助金というところを出させていただいておりますので、今後、続けていくかどうかというお話でございましたけれども、3年目今、迎えまして、まだ女性登用について引き続き補助金のほうは続けていきたいというふうに思っております。今、女性を登用したことでのメリットも皆様にお伝えしている中で、当初3自治会のほうで町内会長さんを登用していただいて、住吉区を除く3自治会というところで実績もございましたし、今、北区では全ての町内会の中でお一人女性役員さんが出て、町内会長さんを登用していただいているという実績がございますので、女性ならではの目線を活用していただきながら、地域住民に、もちろん女性や高齢者への安心感を与えるためにも、そのような登用をしていただきたいなというふうに思っています。

それをきっかけに、地域の人材発掘もつなげていただければなというふうに思って

おりますし、今後、町内会長ばかりではなくて、自治会の役員にもそのような方が出てきていただけるような方法を、私どもも、そういう方が出てきていただきたいというふうには願っているところでございますので、この補助金につきましては、まだ続けさせていただきたいと思っております。

ただ、何人入れればいいのかというところは、その自治会、自治会の実情もございますので、そのところは今、北区のように1町内会に1人とかというふうな登用の仕方もございますので、そのような登用の仕方をしながら女性の活躍する場面をつくっていただければいいなというふうには思っております。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 女性がそういった役になって一番のメリットというのは、先ほどもちょっと言われていたんだけど、なかなか理解できないところがあります。

実際、その各自治会、特に北区あたりで、町内会長さんが増えたというだけなのか、その増えたことによって、どういった変化が、その自治会の中で起きたのかというところは把握されておりますか。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 自治会から伺っているお話につきましては、先ほども申し上げましたけれども、防災のときの女性の目線というところでも活躍していただいているというところは聞いております。

住吉区では、まだ1人も出していただけてはおりませんが、住吉区の中では、婦人部がございまして、そういうところもやはり女性が活躍する部分ではありますので、そういうところの方がまた町内会に出てくるような空気が出ればいいかなというふうに思っていますので、その婦人部を活用するというところでも、やり方の一つではないかなと思っております。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

今回のこのあれは、インセンティブということで30万という形で出していますよというのは、一番最初の設定のときにありました。これ、もしポンとなくしたときに、果たしてそのまま続けて女性の方が役になってくれるかどうかというところなんです、その辺はちゃんと見越しているというのか、これがなくなっても女性が登用されていきますよというようなことになっていくんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員もおわかりのように、地縁社会ですよ、自治会というのは。これ、なかなか男性の優位というのがずっと続いております。また、田舎になればなるほど、女性が出るのはなかなか、この地方の言葉で言うと、あのデッサウとかですね、そういうような形でたたかれますよね。そういうところがあるものですから、なかなか女性が意識に目覚めて、手を挙げて自分が町内会長になるとか、自治会の役員とか、そういうように挑戦するとかほとんどございせんよね。

今、議員がおっしゃられているように、効果とか何とかということよりも、何はともあれ、地縁社会であるところの自治会において、女性が町内会長であるとか、行く行くは自治会の役員であるとか、そういうことになってもらうためのきっかけづくりが、今一番大事なことでございますので、当然のことながら、議員のおっしゃるような効果の問題は当然、計上しなきゃ

いけないとは思いますが、それより先に、やはり現実に男性というものは、生活レベルの問題についてはなかなか疎いものですから、そういう生活レベルの問題というものがこれからの自治会運営に重要になってまいりますので、まず何はともあれ女性がそういうところに出てもらおうと。そのための一つのインセンティブでございますので、それについては、行く行くは、それが最終的には地域住民の意識が変わるといふふうなことに繋がっていけばありがたいと思っているわけですが、それについては御理解いただきたいと思っています。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 女性の登用、本当に必要だというのは、もう十分わかっております。そうした中で、自治会長さん、町内会長とか、この住吉の場合、ほとんどが男性です。その男性でもなかなかたがらない。次の方に譲る、譲るといふか回すのに、非常に何か苦勞しているんですね。だから、男性がやっているけれども、女性だけがなれないじゃなくて、その親方といったら失礼なんだけれども、その町内会長さんというものに、なかなか手を挙げてくれないというのが現状だと思うんですよ。今、現状のようです。

だから男とか女とか関係なく、そういう現状もありますので、その辺は御理解いただいて、特に住吉の場合は、婦人部というのが非常に強い、はっきり言って。お祭りとかそういうのは、もう婦人部の方に全部お任せして、婦人部の方がある意味仕切ってやってくれているところもあります。その中ではもう婦人部の方が本当に率先してやってくれて、中には本当にもう手を挙げてやってくれている方もいますので、町内会長とかそういうのだけが、なかなか女性が出てこないという問題じゃないと思いますので、その辺は考慮していただければなと思います。

だから、町長の言っていることはわかりますよ。女性が出てこないといふのはわかるんだけれども、男性ですらなかなか大変だよといふところで御理解いただきたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員のおっしゃることはよくわかります。なかなか町内会長だとか自治会の役員とか、いろんな仕事があるものですから、なかなかこれ、嫌だやと、それが実感だと思うんです。それは基本的に自治会の運営というものが、従来どおりやっているものですから、そういうところある、そういうことは恐らく声として上がってくるんだと思うんです。したがって、新しい時代、どんどん社会が変化しているわけですから、そういう時代における自治会のあり方とか、地縁社会の運営の仕方とか、それはまたちょっと別な問題になりますので、そういうような問題をある程度考えた上で、今言った男女共同参画の問題と自治会運営の問題をトータルにまた考えていただければありがたいと思っています。

○12番（増田剛士君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

説明書の35ページをお願いします。

シーガーデン推進事業費ということで、説明が36ページにわたって載っております。

執行率が16.6%ということでもっと低かったんですが、説明の中でありましたけれども、進出企業は北オアシスパークの店舗と、多分川尻工区のところだと思うんですが、お聞きしたいのは、候補として、例えば今、川尻地区ですと、3社の進出が決まっているというこ

とで、社名は発表はされてはいないと思うんですけども、候補の中で、例えば、もう少しアカデミックな、例えば大学……。

○議長（藤田和寿君） 山口議員、先ほど行政報告会で社名は発表してあります。

○1番（山口一博君） ごめんなさい。ありましたけれども、その候補の中でアカデミックな、例えば、大学のキャンパスを誘致するとか、例えば基礎研究の化学薬品のところの会社が進出するとかというそういう、候補も上がらなかったんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 現在のふじのくにのフロンティアを開く取り組みの内容かというふうに思いますが、もともとふじのくにのフロンティアを開く取り組みの中で、生み出そうとしたのは、防災に役立つような取り組みということで、コンセプトは防災です。その中で、防災に役立つような誘致というのは何かということで、もともと考えていますが、そのときには、いざというときには、避難所としても活用させていただけるような敷地を生み出すということでした。

そのためには、何が一番直接的かということ、工場立地法なんですね。工場立地法の場合は緑地で20%以上、その他の環境施設を入れて25%、当町の場合はですね。そういう敷地が確実に生み出されるわけです。それと防災を絡めて、うちの防災の機能を上げていきたいと思いますという取り組みでございますので、単なる、何でもいいから立地しようとかいうことでもないですし、あと今回の場合は、研究所を誘致しようというふうの方針を立てたものでもございますので、その当初のコンセプトどおり今動いておりますし、さっきの行政報告会でも申し上げましたとおり、川尻のあの事業地域については製造業が3社立地すると、こういう、1社は既存工場の拡張ですが、そういう結果を生んでいるということでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） よろしいですか。

○1番（山口一博君） はい。

○議長（藤田和寿君） ほかはいかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

再開を11時10分とします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時08分

○議長（藤田和寿君） 暫時休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

次に、2款総務費、2項徴税費から6項監査委員費までについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 説明書の62、63ページを見てください。

これはコンビニ受信の件数がこれで示されたわけですが——受信じゃなくて、コンビニ収納がね、29年の8月から3月末までに4件の460円と。基本的にはコンビニ収納の目的というのは収納率を上げるということと、それと振り込みする人たちにいかに便利よくやっていただくかと。もう一つ心配するのは、それによって、1階に自動の券、券というか、いろんな票というんですか、例えば住民票とかがありますよね、その辺の兼ね合いを考えていくと、コンビニのこの46件というのが、委託料として237万を使っていますよね。まさにさっき言った費用と効果の中で、余りにも、もうちょっと頑張らにやいかんと思うんですよね。

そういう意味で、収納率を上げる、もともとどのぐらいいくかという、こうある程度予想というのがあったと思うんですけれども、それに対しての町の予測に対する見解と、それと誤差と、その辺をちょっと聞かせていただけますか。

○議長（藤田和寿君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

ただいま議員さんから御質問がございました29年8月1日より開始されて4件460円と書いてございますのは、これはコンビニの証明書の交付でございます。税務証明につきましては、8月1日から始まりまして3月末までに4件の証明書の交付がございました。

それから、前のページ、62ページでございますが、委託料のコンビニ収納導入にかかわるシステム改修委託料の237万6,000円につきましては、30年度の4月からコンビニ収納を始めるに当たりまして、それに対応しました電算システムに改修するために必要な経費として上げさせていただいております。

コンビニの収納につきましては、平成30年4月1日から町民税、固定資産税、軽自動車税、国保税をコンビニ収納を始めております。まだその収納につきましては、30年度から始まったことでございますので、全体的なものについては申し上げられないんですが、コンビニでの収納につきましては、大変伸びておりまして、特に軽自動車税につきましては、金額もほかの税に比べますと小さいことから、また1回だけの納付ということもございまして、軽自動車税については大変伸びているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 目標はいいですか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 新しく始まったということで、今言った29年8月1日からのこういう数字を見ると、当然これに対して目標が、新しいやつになっちゃうのかな、あると思うんですけれども、そういう目標に対しての何て言うんですか、コンセプト、何て言ったらいいのかな、そういうもの、目標に対しての思いというか、これからの当然収納率の問題にいくんですけれども、それがちょっと先走って聞いちゃったかもしれないけれど、ちょっとまたその辺のあれが……。

○議長（藤田和寿君） 導入に当たっての目標ということですか。

○6番（山内 均君） そうですね、そうです。そういう形がもしありましたら。

○議長（藤田和寿君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

まず、コンビニの証明書の交付についてでございますが、目標と掲げておりますのが、具

体的に何件ということで目標としては掲げてはございませんでした。と申しますのも、証明書の交付として出しているものが、住民税の決定通知書だけでございまして、必要とされる方も限定されるものでございますことから、お客様の利便性を主な要因として考えさせていただいて導入をさせていただいたところでございます。

コンビニの収納につきましては、大体30%程度がコンビニ収納になるのではないかとということで見込んでございましたが、現在のところはそれよりもう少し伸びている状況かと。まだ、半分の経過ではございますが、目標よりは伸びていると感じております。

以上でございます。

○6番（山内 均君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

69ページ、戸籍・住民基本台帳事務費ということであります。この中で、71ページのほうに、自動交付機と先ほどとは違うんだけど、証明書をコンビニ交付を始めたよということであります。コンビニのほうはまだ始めて間もないんで、数も余り出てはいないというのはわかるんですが、今後、自動交付機とコンビニでの交付、これ多分、感覚的にいうとコンビニのほうが増えてくるんじゃないかなというふうに思います。

手続的にはマイナンバーカードというのか、あれを、持っていないと多分両方できないと思うんで、そうしますと、自動交付機が極端に利用が減ってきた場合、修繕とかしている中で、お金が結構かかるかなと思うんだけど、その目安といたらおかしいけれども、どちらか一方に、どちらかというところコンビニ一方になるほうが強いと思うんですが、そういったお考えというのはあるのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

自動交付機につきましては、発行、交付の件数もまだ増えている状況でございまして、コンビニの交付が昨年からはまったわけですけども、今後、マイナンバーカードの普及率もまだ低いこともございまして、それもコンビニで——すみません、コンビニで証明書をとりには、マイナンバーカードも必要になってきますことから、そちらも、マイナンバーカードの普及もあわせまして、コンビニの交付を、これからも今以上にもっと宣伝をして、お客様の利便性を高めていきたいと思っております。

そこで、自動交付機は、じゃどうするんだという話なんですけれども、先ほど申しましたように、実際にはまだ交付が年々増えている状況でございますので、また今後、あればあるだけ費用もかかってまいりますことから、今後、どういう方向でいくのかということをもっと検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○12番（増田剛士君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

次に、12款公債費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

326ページから327ページにかけてなんですが、単年度において前年度に比べて2.5ポイント上がりまして、12.3ポイントとなっております。全協のときにも聞いておりまして、今年度の元利償還金の額が増加したということが原因であるということで伺っております。

そうした中で、1億6,000万余りが増加したわけですが、そのところの理由というのは何かありましたらお願いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

議員からの御質問の実質公債費比率が29年度12.3%に上がったということでございますが、こちらにつきましては、まず一つは、今議員が申し上げられたとおり、返済金が増えてきたという中で、特に平成25年度の関係が、償還が始まってきたということがまずございます。

その中で、やはり一番来ますのは、津波避難タワーの関係の、元金の償還が始まったということが主な理由でございまして、それぞれいろいろな起債事業ありますけれども、一番大きなところはやはり津波避難タワーの償還が始まったというところでございます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

その326ページのところの下段のほうに津波防災対策の起債についてもという云々ありまして、シミュレーションを行って保つように努めたということでありますが、この上がってくるということも想定内ということでよろしいでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

こちらにつきましては、当町、以前からも、平成16年度からですけれども、借入額は元金の償還額を上回らないという一定のルール、それから東日本大震災の関係でございまして、そうした中から津波防災対策の喫緊の課題という中で、津波防災対策に関します地方債については、この地方債の管理からは外しますけれども、やはり有利な交付税算定措置の措置される有利な起債を借りるというようなことの中で、これまでいわゆる借入額は元金を上回らないという中で、いわゆる起債を、簡単にいうと借金の額を減らしていこうということできています。

こちらにつきましては、毎年度こうしたルールの原則のもとに行っておりまして、また議員さんがおっしゃられるように、毎年シミュレーションをかけております。そうした中で、今年度もまた新たなシミュレーションをかけてございまして、これは単年度ごとにやっていかないとシミュレーション変わってきますので、その中でも現在、最新版の形でいきますと、いずれにしても一番今高くなりそうだという、大幅に借入額と同じ額を借りたとして、仮定してシミュレーションかけています。最悪の事態を想定してやってございまして、それが33年度ぐらいが一番のピークに来るだろうというふうにしてございまして、いずれも実質公債費比率の健全性、いわゆる25%、またさらに18%未満におさまるということの中で来ております。

これまでも、今回の平成29年度につきましても、シミュレーションのとおり、想定した範囲内で来ておりますので、その点は御安心をいただければというふうに思っております。想定

どおりに来ていると、想定以内で来ているということで、そうした推移で来ているということで御承知おきいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

9月19日の静岡新聞のほうに県のほうで出されたものがあって、菊川市、御殿場市、吉田町の3市町が12%を超えたというようなことで記事が出ちゃったわけですね。内容的には何も問題はないというのがわかってはおりますが、こういうのが出ちゃうと何か大丈夫かみたいな世間がざわつくところがあります。

そういう中で今後の推移というのは、先ほど言われたような想定内の中でやっていくということによろしいですね。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

先日、新聞報道でもなされましたが、これはあくまでも現時点の数値ということで、あくまでも客観指標でございますので、事実のとおり公表されたというものでございますが、その記事の中にもありますとおり、健全化を大幅に下回っていると。健全性が確保されているということが出ております。

また、今御心配のところは、町民の皆さんにもどうなのかと、その点も御心配をされてのことだと思えます。こちらにつきましては、毎年町政報告会というのをこの議会が決算をお認めいただいた後に、各町内、自治会単位で行っております。そうした中でも公表をさせていただきますし、また広報よしだにも健全性の関係についてもお知らせをして、こうしたただ大型事業、津波防災町づくりという一つの根幹をなす事業を行っております。そうした中でも安定した財源確保をしつつ、こうした財政運営も健全な財政運営をしているということもお知らせしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 誤解を受けそうなところですので、補足してちょっと説明をさせていただきますが、この実質公債費比率というものが公表されるようになりましてから、非常に全国津々浦々で、実質公債費が低ければ低いほどいいんかみたいな、どうもそういう評価になっているような気がして仕方がないということで、私どものほうからは、機会があるごとに、国・県などに対して、そういった誤った考え方はやめてもらいたいということを、要望としては申し上げてあります。もともと借金が悪いのかというような、そういうイメージを植えつけようとしているようでして、マスコミがまた、数字しか評価しないものですから、それが低ければ低いほどいいんだみたいな、そういう評価の仕方にどうも今のところなっています。

それでは、何か固定資産をつくるとか、資産をつくったときに、それを借金しないで全部つくる場合は、これは今の納税されている方々が全て負担をしてつくと。納税されている方というのは、これから使っても限界があるわけですね。この施設というのは将来までずっと利益を供与するわけですね。普通の投資の考え方というのは、この利益を受けられる人がいる間は、その人たちにも負担をしていただくような、そういう借り入れを起こしながら、将来の負担も考えながら、今の納税者の方々が過度な負担を強いられないようなそういう仕組みをつく

って、財政運営をするというのが、まともなやり方です。

この実質公債費比率が、過度に注目され始めて、自治体運営でゼロを下回っているとかいうのは、どうかしちゃっていると思うんですけども、ちゃんとした財政運営をやっていないと。今の現在の納税者の方々が非常に過度な負担を強いられているという自治体だというふうには、私は評価していますけれども。そういう考え方からいくと、余り実質公債費比率が過度に下がってきてしまうというのも、財政運営としては問題がありますので、将来負担をどうするかと、適度な将来負担をしていただきながら、今の財政運営をつかさどっていくと。で、残すものはしっかりと残していくと、そういう運営をさせていただきたいというふうに思っていますので。

当町の場合、今後においても実質公債費比率は県内で、このままいくとずっと高目の推移になっていきますので、私どもの財政運営の考え方が間違っていないというふうに確信しておりますので、世間的な見方がちょっと変わってきてしまっているということだと思っておりますので、ぜひ誤解のないように、今後ともお見守りいただければありがたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（藤田和寿君） よろしいですか。

ほかいかがでしょうか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

今の公債費比率の関連で、質問をいたします。

これまでも償還のピークの年度が、同僚議員の一般質問などもありましたが、31年度あるいは32年度、今の答弁ですと33年度がピークというようなことの答弁をいただいていますけれども、よく新聞では、国と地方合わせて幾らと、これだけの借金があるんだよというようなことがいろいろ宣伝はされていて、たしか今、塚本理事が言われたように、社会資本整備については、投資、これは当然ですし、必要なものですし、後年度に負担をとすることは当然わかるわけですが、一般的に新聞報道ですと、たくさんの借金でどうするんだというようなそういう論調もあるわけですが、当町を見ますと、ピークが毎年のシミュレーションを見ますと、1年ずつこう先送りされているような気がするわけです。

ということは、今の借り入れの額が高い水準になっていて、それが毎年、先のほうにずれ込んでいるんじゃないのかなと、そういうイメージを持つわけですが、このピークが先に延びているということの大きな原因、要因というのは何なのでしょう。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

シミュレーションの関係で、毎年度決算期含めて、そのときに行っています。シミュレーションにつきましては、やはり最悪の事態を想定した中で、一番借入額のところで、借りた、返す額に対して、借りる額も同額というようなところの中でシミュレーションかけています。それがどうなるかということまでいっていますので、若干ずれているのもあるかとは思いますが、ただ、1点、ちょっと一つ、残高が増えているというのではないと思っています。平成29年につきましても残高というのは1億円ほど下がっているものですから、そうしたことで当然毎年変わってくるものですから、当然その都度一番最新の状態でシミュレーションかけていくと

いう形をとらせていただいておりますので、そうしたことで御理解をいただきたいというふうに思います。毎年それは出ささせていただいておりますので。

それは返済は返す期限、例えば起債の年限というのが当然ございますので、20年のものであったり5年のものであったり、10年のものであったりということでもありますので、そうしたものも全て含めてシミュレーションかけておりますので、そうしたことで御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○5番（大石 巖君） 了解です。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

次に、13款諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

次に、14款予備費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時35分

○議長（藤田和寿君） 暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は12名であります。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

参考資料の88ページ、臨時福祉給付金の関係について伺いたいと思います。

内容確認の中で、この臨時給付金について、まだ給付を受けていない方が相当数いるのではないかということ伺ったわけですが、28年度の国の事業ということで、1人当たり1万5,000円、所得の少ない方に給付をするということの内容ですが、繰り越しで29年度に入ったわけですが、470人、該当者のうち約11%ぐらいの方がこの給付金を受けられなかったということの結果になっていると思います。

取り組みの内容を見ますと、申請書の再交付のための通知や、あるいは自治会等へ出かけていって出張受け付けなどの、そうした努力をされたということが書いてありますので、そう

いう点での努力は評価をするわけですが、やはり1割以上の方が給付が受けられなかったことについては、この給付の目的からすれば、やはり目的達成についてはちょっと遠かったのではないかなという感じがしますし、こういう受けられなかった人こそ、何らかの事情で申請書が出せなかったということですね。やはり生活が大変な人がその中に多く含まれるのではないかなという気がいたしますけれども、こうした未給付の方に対して、町としてどういうふうに手当てをするのか、非常に難しい問題だと思いますが、あるいはこういう人たちが出ないことを、今後どういうふうな対策をとるのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

国の予算を受けまして、議員がおっしゃるように28年度から繰越明許で行ってきた事業です。

国のほうでも周知のためのPR、テレビやラジオ等での報道と、パンフレットの作成、あとポスターの掲示等もさせていただきました。町のほうでも個別の通知のほうもさせていただいて、一度では申請、気づかない方もいらっしゃると思いますので、複数回通知のほうもさせていただいたところです。議員おっしゃられたように、地区にも出向いて申請に出てこれられない方に対しての工夫等をさせていただいたところです。

また自治会にも御協力をいただいて、こういった事業をやっていますのでということで、各町内会にもPRをしていただいて、町に申請に来るのが気になるといった、個別の収入の中で、公のところに出てくるというのが気になるという方もおられるかと思ひまして、各自治会に出向いていったわけです。お電話でも問い合わせもいただいておりまして、個別での対応というのもさせていただきました。

議員がおっしゃられるように、申請に来られなかった方がいらっしゃる方を、これからどうしていくかといったところは、町では特に対策は練っていないんですが、ワンストップ相談窓口を設置しておりますので、この臨時福祉給付金の復活はもちろんできませんが、生活が困窮している方に対しての支援のほうは、そういった相談員、保健師が今対応をしておりますが、生活困窮にならないように、生活困窮がいかに軽くなるかといったところの相談を、個別には行っていく予定でおります。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

今、説明いただいたように、確かにいろんな手を尽くしても、なかなか申請ができないような方というのはいるわけですが、そういう人たちこそ、今お話がありましたように、ワンストップサービス、ほかの部署との関連も含めて、生活相談なり、やはり町としてのサービスが、どういうサービスができるのか、そういう点でもぜひ対話なり、それから実態把握ということで努力をしていただきたいと思います。この給付費事業もそうですが、そうした窓口での生活困窮者に対する対応について、今どういうふうなお考えを、ワンストップサービスもそうですが、お持ちなのか伺いたいと思いますが。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

生活困窮を抱えている方へどのような対応を行うかという御質問だと思いますが、今、ワ

ンストップ相談窓口と、あと社会福祉協議会でも生活困窮の方に対する自立支援といったものも行っておりますので、そちらの二本立てで相談を行っていかうと考えております。

以上です。

○5番（大石 巖君） はい、了解です。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

説明書の93ページ、老人福祉対策費なんですが、これ、毎年のように聞いているんですが、高齢者支援事業なんですが、これ、27年から見ていって、どんどん減ってきております。

そうした中で、利用する方が減っているということは、いい方向にいて減っているのか、潜在的にあるんだけど、利用がないのかというところで、まず1点お聞きしたいと思えます。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

福祉課としましては、今、サービスを使いたいよと言ってこられる方も新規の方も何人かいらっしゃいます。当然使えなくなっていく人というのもありまして、母数というのは少し減っているようにも見えますが、新規の方もあるということから、費用が余りかかっていないというところは、この事業がうまくいっているからというの、順調に滑り出し始めているところ、新しい人にも少し周知もできておりますし、予算的にも見積もったところよりもオーバーすることなく、うまく動いているところですが、一つには、ボランティアの方が急速に増えていっていないというところと、利用者さんも急速には増えていっていないというところもあると思えます。

担当のほうでも、委託をしております社会福祉協議会と相談をしながら、申請のあるお客さんでよくある質問だとか、使いやすいと言っているのか使いにくいと言っているのかといったところなども、ヒアリングをさせていただいているところです。

また、もう一度新たな視点で、この事業そのものをPRしていったほうが、利用者さんの本当のニーズというのがわかるんじゃないかという意見も出ておりますので、四半期に一度、社協との打ち合わせも行っておる中で、どのようにしたら、この事業がもう少し皆様に周知できるのかといったところを、ちょっと工夫していかうという話を、今、行っているところで、この事業が少ない金額でおさめられているところが、うまくいっているからということでもなく、失敗しているというわけでもなく、ボランティアの方が御協力させていただいてやっただいていっているところですので、そこの意図も含みながら、無理のない、ボランティアさんに負荷がかからないような事業として継続していけるような検討をしていきたいと考えております。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

昨年、自分が聞いたときも今と同じような御答弁をいただいています。

利用者さんのアンケートをとるとか、いろんな話を聞いている中で、実際、利用者数が減ってきております。ボランティアさんも6人から4人というふうには減ってきております。

この事業自体が、仕組みというのか、やり方というのを、やっぱりこれ、もう見直してボランティアさんに頼るんじゃなくて、もっとほかのやり方というようなことの検討というのは

されておるのでしょうか。もうここ、本当に27年からずっと同じこと自分は聞いている中で、大体同じ答弁されていますので、もうそろそろ何か新しいことが出てくるのかなと思って期待してまた質問させていただいているんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

29年度から30年度に移行するに当たりまして、事業の利用ができる対象者を少し変えさせていただいております。新しい事業も始まっている中で、事業対象者という方が、この事業では一番かかわってきやすい事業ではないかと、対象者として浮かび上がってくることを考えまして、地域包括支援センターと、実際に事業対象者の方がこの事業を使えるかどうかといった打ち合わせもさせていただきながら、要綱のほう改正させていただいて、事業対象者の修正も行っているところです。

あと、ボランティアの方も、新しい方が実は入ってきてくれています。趣旨を理解させていただいて、ボランティアの方でやれている部分もあるものですから、表面上は4人という形で増えていないようには見えますが、理解させていただいて、新規で御協力いただいている方もおりますので、昨年と全く同じようにしか見えないかもしれないんですが、中身は利用者の方と、あと地域包括支援センターの担当のほうとも相談をさせてもらって、少しずつ利用者さんが望むところというのを見ていて変えているところでございます。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

高齢者移動支援事業という中では、ある程度理解して、今の御答弁で要綱も変わってくるよということでありました。

そうした中で、全協のときもお伺いしたんだけど、日常生活移動支援事業という大枠がある中で、この福祉、高齢者に限った移動支援、町のほうでも今後調査していくよという、移動支援というのか、移動について、足がないというような高齢者に限らず、そういった方向も打ち出されている中で、じゃ、全体的な移動支援というのと、高齢者に限った移動支援、あと障害者もこれ絡んでくるかもしれないんですが、福祉的な意味の移動支援とは、もう別個に今後も考えていくという方針でよろしいでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

議員さんおっしゃっているところは、前回の議会の中で町長の答弁にありました日常生活移動支援事業を、また来年度予算をとって調査研究をしてみたいとあったところの中身のところだと思います。

福祉課としましては、全体を捉えた中、一般の障害も持っていない元気なお年寄りの部分と、障害者であったり、高齢者であったりといった方の移動支援も含めた日常生活移動支援事業といったものを、調査研究に加えさせていただくというような考えでおりますので、含めて考えていきたいと考えております。

○12番（増田剛士君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

資料の89ページの国民年金事務費ですけれども、国民年金だものですから、国の法定受託事務ということで、国のやっていることということで、わかっているんですけども、今度9月で5年間の後納という制度が9月で終わって、あと10月以降は2年間に後払いできる期間がなるということで、これも国のことだもので、国の年金機構がやっているよと言えばそれまでですけれども、町としてこういうことを、新聞記事に載ったんですけども。

一応、ここの取り組み内容の実績とかというところには、窓口サービスを図ったとかと載っているものですから、そういうことの上で、町として、何か対象者に実施したというのがありますか。

○議長（藤田和寿君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

今、議員おっしゃったように、国の法定受託事務でございまして、特別町として何かこう取り組みをしたということはないんですが、ただ、国からポスターとかパンフレットを配布されておりましたので、そちらポスターを掲示したり、パンフレットを来庁した方にお渡しをしたりとかということでのお知らせはしてまいりました。

以上です。

○9番（八木 栄君） 了解です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 93ページのところを見てください。

先ほどもやっていたんですけども、そのちょっと補足というか、違う方向で聞きます。

老人福祉対策費の執行率が51%ですね。それでここに書いてあるK P Iの満足度が54%ですね、満足度がね。同じような数字を持っているわけですけども、この54%へ引き下げた要因というか、その聞こえてくる声というのはあるんですか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

満足度については、54%ということで、半分くらいの方が満足はしている、そうでない残りの半分くらいの方が満足していないという数ということで御指摘だと思います。

利用されている方に対して、アンケート調査、アンケートの用紙を配らせていただいて回答していただいているんですけども、回答内容の中には「お願いしたいときにお願いができなかった」といった、ボランティアさんが見つからなかったときもあるんですけども、体調が悪くて、たまたま予約はしてあったんですけども、使えなかったという方の御意見もございました。あとは、一番多いところは、予約したかったところの時間のところで、ぴったりの時間の予約がとれなかったといった御意見はいただいております。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 満足度が54というと、これ、実際低いですよ。それともう一つは、これから高齢化になってきて、そしてこういう必要性というのは当然増えてきますよね。それは当然増えてくるということが予測されるんだけど、この中に、いつも聞きますけれども、ボランティアの方が最近よく聞こえるのは、ボランティアの方自身が年をとってきて、運転も離れていくとか、当然、最近のいろんな情報を聞いていると、危険性も増えてくるわけですけども、このボランティアに頼っていること自体が、もうそろそろ限界ではないかという感じがするんですよ。

要するにこれから、町で多分移動支援というものが、高齢者に限らず出てくると思うのですけれども、それに向けて、ボランティアに頼っていく、例えば、シルバーさんといえやっけてきていますよね。ボランティアに頼っていくことだけが、非常に満足度の部分、来てもらいたかったけれども、ちょうどうまく合わなかったとか、そういうものを含めて、一つの不満足な形が出てくると、それがどうしてもひとり歩きしますので、そういう意味でもうそろそろボランティアに頼ること自体が厳しいじゃないかと。例えばその中の時間的なものでもいいし。そういうシルバーさん、シルバー人材センター的な、そういうものをもうやっていかないと、これから増えていくに当たって、もう無理が生じてくるんじゃないかという気がしますが、それは感覚的にはどうなんですか。これからやっぱり増えていく形でボランティアだけに頼っていくこと自体が難しくなってくるような気がしませんか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

議員のおっしゃるとおり、ボランティアに委ねていくことが難しい時代になるのではないかと。いった御意見がありますが、それも含めて来年度調査のほうもさせていただく部分もあると思います。

あと、国全体の中でも、地域づくり、町づくりといった意見もありまして、地域包括ケアシステムといったところの地域の方たちが利用する方、サービスを受ける方を支援していこうという動きもありますので、今、ボランティアとしてやりますよと手を挙げてくださっている方の御意見も大事にして活動していきたいと考えておりますので、それも含めて来年調査研究のほうをさせていただきたいと考えております。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今、総務文教常任委員会でも、それに向かっているいろいろ調査をしているわけですが、町長の答弁の中にも関連したものがあつたと思いますけれども、ぜひ、これに関しては、事故を含めた危険な部分がいっぱいありますので、その辺もこれからこの決算を踏まえてぜひ検討というか、できるだけ早い時期にやれるような状況ができればと思っていますので、その辺の回答というか、あればお願いをいたします。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

先ほども述べさせてもらいましたが、来年、できるだけ早い段階でも調査研究のほうをさせていただきまして、新しい交通の支援ができたかと考えております。

○6番（山内 均君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ほかはいかがでしょうか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

説明書の130ページ、131ページでお願いします。

放課後児童健全育成事業費ということでもあります。

その中で放課後児童クラブの料金の徴収というか、それが事件を受けて改正されました。そういう中で、やり方として、最初は納付書によって利用者の保護者の方が金融機関に納付するという方法に変わったと。30年度からは口座振替というふうになってきますよということを示されております。

そうした中で考えられるのは、今度滞納であるとか未納であるとか、そういったのがまた、どうしてもこういう形をとると出てくるんじゃないかというのが懸念されるわけですが、この29年度においてはなかったのかなとも思うんですが、今後の考え方としてそういった対策というものは何かあるんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

議員さんおっしゃるとおり、今までは滞納がゼロという段階で進んできておりましたけれども、こういったやり方を変えて、利用者からの声もあってということですが、口座引き落とし、または納付書払いという形に変えさせてもらおうと、どうしても今度はその反面、滞納というところも表裏で出てしまうということは否めないところでございます。

ただ、29年度から制度を変えたということもありますので、今まではずっとゼロで来ておりますので、早目早目に手を打って、まだどこにいるのか、子供さんもいらっしゃる方もいらっしゃるし、今利用してなくても町内にいる方もいらっしゃるしというところで、まだ連絡がつくところでは皆さんおりますので、早目早目に手を打って、滞納はなくなるようにと、こちらのほうも対応はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○12番（増田剛士君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。

再開を午後1時とします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 零時56分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員は12名であります。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

資料の169ページ、健康づくり事業ということでウォーキングイベントについて、少しお伺いしたいと思っております。

93万7,659円という計上でございます。もともとウォーキングは、ぐるタワーから始まって、27年ですか、それから28年が能満寺公園、あそこを起点として健康づくり課で行われました。

それで、29年度は、まちづくり公社、このほうへ移管されたということでもありますけれど

も、この移管した理由と、それから使われた内容がちょっとわからないものですから、できれば、どのようにお使われになったか、これをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

ウオーキングイベントにつきましては、27、28年度と健康づくり課が直営という形で実施をいたしました。29年度につきましては、まちづくり公社へ移管ということではなく、委託をさせていただいたということで、町の事業、実施主体は町といたしまして、委託をまちづくり公社にしたという形でございます。

内容につきましては、委託契約の中で、実施要領の中に仕様を定めまして、町が求める事業の内容、そこにつきましてまちづくり公社に実施をしてもらったという形になります。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 委託した理由も聞かれたと思いますが。

健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

まちづくり公社に委託した理由ということでございますが、ウオーキングイベントの27、28年度と健康づくり課で実施してきた中の評価といたしまして、若い層での参加者が少なかったのではないかとあるとか、ふだん、もう既にウオーキングを日常生活の中に取り入れていただいている方の参加が多かったのではないかとといった評価がございました。

そこで、やはり町としましても、壮年期や働き盛りの年代の方の健康づくりということ、町の健康課題と照らし合わせまして、そこにターゲットという言い方は変なんですけれども、今までなかなか健康づくり課が、その働き盛りの方へのアプローチが難しかったものですから、まちづくり公社には町の企業であるとか、関係諸団体があるということで、そういった年代の方のアプローチがしやすいのではないかとということで、まちづくり公社に委託をいたしました。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

すみません、委託ですね。わかりました。私が間違えました。申しわけない。ありがとうございます。

それで、確かに若い人をターゲットとか、そういったことは十分私も承知しておりますし、これは吉田町のイベントでございます。そういった中で、私、今回、ことしもこのように入ってきたんですよ、チラシが。各戸配布と、こんな立派なパンフレットですよ、これが入ってきました。そういった中で、ここに、株、AAP、これが何か受けているというんですか。これはどういう会社なんですか。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 今年度の実施に当たっての御質問ということでよろしいでしょうか。現在準備を進めているところでございますけれども、町の指名参加資格のある業者で、イベントの中でもウオーキングイベントの実績のある業者ということになります。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 30年度のチラシですから、余り広がらないようにお願いします。

7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） すみません。29年もたしかこれと同じだと思ったんですが、その資料がなかったものですから、一応今回のあれでちょっと聞かせていただきました。すみません。御了承ください。

それで、要はここに委託してやって九十何万ということでございますけれども、内容も違うかもしれません。ただ28年度においては、能満寺公園を起点としてぐるっとオアシスパークのほうを回った、これが今回は逆になった程度のことでありまして、そういった中で、九十何万という結構、委託ですか、かかっているなど。これと同じようなことをやったことも私も、内容も多少違いますけれども、ほとんどかかっていないですよ、ウォーキングイベントには。

もしあれでしたら、私もここに資料があるんですけども、過去、能満寺公園を起点としてやったことはあるんですけども、ほとんど300円もらいます、その参加料が300円、それからその中から記念品ですか、そういったものを出して、そして当然、一日保険も入ります。そうすると、その中でほとんどそういったものは間に合っちゃうんですね。そういった中で、ちょっと内容が違うかもしれませんが、余りにもちょっとかけ離れているから、そういうように私、感じたものですから、一体どこへどの程度どういうようにかかっているのか、そういうことがわかれば、ある程度納得ができるんですけども、何にどうかかったんだという説明をいただければありがたいんですけども。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

29年度のウォーキングイベントの予算につきまして、予算計上する際に、27、28と健康づくり課が行ってきた必要経費と、もう少しにぎわいがあるウォーキングイベントにしたいということで、積算をして委託料を100万円ということで、予算計上をさせていただきまして、お認めをいただいたわけでございますけれども、それにつきまして、29年度のウォーキングイベントにつきましては、委託契約の金額以内で実施ができ、93万7,659円ということで、支払いをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 課長、三輪議員は、参加費以外で賄った委託料、100万円で参加費を引いた残りの93万7,659円について、どういったものに使ったかと。それで三輪議員が過去にやった資料もあるもので、それを見比べて、それが妥当なのかどうかということを知りたいというような趣旨の質問だと思いますので、わかる範囲で、委託という一つの金額の中のものを、テントとか、イベント用の物とかあると思いますので、そういったことを少し説明していただければ、納得されると思いますが、よろしくお願いします。

健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

申しわけございませんでした。委託金額の中で、中にはやはり私どもが実施していたときと同じように、チラシ、パンフレットの作成であるとか、あとは、今回ウェブを使いまして募集をかけて、そこで人員の集計であるとか、その後参加者に参加証の配付、郵送であるとか、そういった役務費であるとか、あとやはり参加者に景品代ですね、それからやはりにぎやかなイベントということで、参加者の中で抽せん会も行っております。そういった消耗品

代、あとは健康運動指導士であるとか、当日のスタッフ等の人件費等ということが、内訳でございませう。

以上でございませう。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

ちょっと、金額的にわからないんですけども、要は、いろいろのお金がかかるということはわかるんですけども、ただやり方としていろいろあると思うんですよ。参加者には当然その場で参加賞を渡す、これは当たり前のことであって、そういった中で、もっとこう、申しわけないけれども、やり方を変えれば、もっと安くて済んで、参加者に例えばもうちょっといいものを参加費と釣るわけじゃないんですけども、そういうのを上げるとか、そういったことを考えられないかなということと、もともとこの健康ウォーキングというのは、吉田町の健康ウォーキングですから、そこを主体としてやっていくほうがいいんじゃないかなと。本当にこれが定着すれば、私は好きな人はちゃんといろいろな町のホームページとか、そういうのを見て来るんですよ。ですから、にぎやか、にぎやかというのもこれは結構なんですけれども、まず原点は、吉田町民、これの健康、健康ウォーキング、これを原点に考えていけばもっと経費も安く上がるんじゃないかなと、また町民のためにもなるんじゃないか、そのように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございませう。

ウォーキングにつきましては、健康づくり課の保健事業の中でも、日常生活にウォーキングを取り入れましょうであるとか、運動習慣を定着しましょうといったような保健指導であるとか、健康教育の中でも皆さんにお伝えをしております。その声というのは、町内の皆さんに届いてくださればありがたいと思っております。そういった地道な保健指導だとか、日々のそういった事業の中でお伝えできることと、ウォーキングイベントということが年に1回、やはり今まで運動したことがない方のきっかけづくりであるとか、町内の方に対しましてはそういったアプローチもあると考えております。

それに加えまして、やはり吉田町というものを外から見たときにどうであるとか、やはり吉田町の魅力というものを、私どもとしましても発信したいというところですよ。

あと、吉田町の方もほかの市町のウォーキングイベントに参加しているということもございまして、吉田町にもやはり他市町の方も来ていただきたいということで、年に一度のウォーキングイベントを魅力あるものとして実施をしております。

以上でございませう。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

課長の言うことは全部わかります。吉田町でも結構、牧之原のウォーキングとか、あるいは好きな人等は行っていますよ。そういうことは私も聞いております。

ただそういった中で、本来のこの予算が、本当に私として見ると、こんなにかかるかなというような疑問を持っているわけなんですよ。ですから、やはり吉田町のイベントであるということで、これが定着すればよそから来るんですよ。それがぐるタワーで1回で終わった、それから能満寺公園を起点として向こうのほうへ1回で終わった、それで今度は3回目は、オア

シスパークを出発点と。この28、29は、そんなにコース的に変わらんですよね。ただ、出発点が違うだけで、ほとんど変わらないと思うんですよ。

ですから、そういった観点からいくと、ちょっとかかり過ぎかなと私はそう思ったものから、ちょっとこの内容を説明してもらおうと思って、きょう、ここに立ったんですけども、できたらこの九十何万幾らのウォーキングの決算ですか、費用ですか、そういったものをいただけるものならいただければ、また考えますけれども、いかがでしょうか、議長いただけませんか。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） この健康ウォーキングについては、3年目、ことしで4年目を迎えるわけですが、それぞれ事業は実施計画から始まって、それから予算化をして執行するという段階においては、内部でも協議をいたしますし、それなりの成果を目指して、それで事業内容を決定してまいります。

実際にどういう形で実施するのがいいかということも、町に実施できるだけの力があるかどうかとかいうところも含めて、ずっと検討した中で予算化をしておりますので、29年度においてはそういう中で、直営でやるには少し荷が重くなっているということもございまして、民間の力をかりることも検討すべきではないかというようなところから、実施計画段階からそういう構想が始まっています。

その中で、まちづくり公社というのができているので、まちづくり公社を使うことによって、先ほど働く世代のということが出ましたけれども、中には商工会の方々なども入っているし、あと企業の参加もあると、団体の参加もあるという中で、そうしたところを参加者として呼び込めれば、非常に今までと違った側面があらわれるのではないかと。それに、一般的なウォーキングとちょっと違うところは、健康指導というところも入っているわけです。そういうところにも、多分皆さんが想定されていないような費用もかかりますので、一般的な健康ウォークということではなくて、そういう健康づくりを目指した着実な事業ということで仕上げておりますので、それに対してこの決算をつくるにおいては、監査も受けておりますし、そういう中でもそうした余分な支出をしているという指摘は受けておりませんので、それをもって了解していただければありがたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

それこそ、このウォーキングに当たっては健康づくり課もなかなか大変苦労していると、限られた人数の中で、そういうことはわかっております。伺っております。それですから、そっちへ移管したと、委託ですか、これはいいと思いますよ。

ただ、今、理事が言われたように、私も単純にウォーキングと考えておりましたけれども、ただそういうように健康相談とかというメニューをつくると、やっぱり予算も膨らんじゃうんですよ。だから私は単なる、前回も28分ですか、健康ウォークということで、健康づくり課にやった、それを基準にしておったものですから。ただ、メニューは余り増やすとお金もかかっちゃうもんで、それはやるほうとすれば当然いろんなところへくっつけて、健康のためにということはいいいんですけれども。やはり、カツ丼を頼んで刺身もつけててんぷらつけると、なかなかお金もかかっちゃうもんで、そこはわかります。ですけれども、今言われたように、私のイメージと今回29年度の健康ウォーキングは私の認識と違いましたもんでしたから、それ

で、中でこんなにかかるのかなと、そういうことで私は質問させていただいたんです。ですから、こちらでいいにします。ありがとうございました。

○議長（藤田和寿君） ほかにいかがでしょうか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

資料163ページの、公害対策事業ですけれども、ここに載っているのは7種の調査をしたということで、全協でも伺いましたが、結果的にこの中でいくと、達成しているところが1カ所あったということ、あとはEのところ、県が指導をしているもので、事業者公開、公表できないが、事業者ということで伺っていますけれども、結局こういうところのは、県が指導しているという、町も結果を持って行って口頭指導を行ったということですから、指導を行った後の調査しっ放し、指導しっ放しじゃなくて、その後それじゃその確認というのは、指導した結果、ちゃんと改善したかどうかというところの確認はしているかどうか、ちょっと伺いますけれども。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

この事業所の件で、3件ということで、さきに説明させていただいたときにちょっと説明不足で申しわけなかったんですけれども、県のほうの指導というのは、特定施設というところに限られていまして、特定施設については県のほうの指導も入っております。そのものにつきましては環境の基準にそぐっていないものがあれば、県のほうで指導をするような形になっております。

今回の公害防止協定につきましては、町と事業者のところで、公害防止協定というものを結んでおりまして、それに準じているかどうかと、その基準内に入っているかどうかというところで指導をさせていただいておりますので、それにつきましては、口頭指導した後は、それにそぐわっているかどうかということについては、様子と、逐一事業所と相談というかチェックをしながら監視をしているということはやっております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

それで後、ちゃんとしたかどうかということを確認したということでよろしいですね。何かはつきりしない返事だったものですから。それで結局毎年こうして、毎年というか29年度の決算なんですけれども、調べてやっているものですから、その都度ちゃんとして改善したことを確認してやらないと、また次の年も同じようなこととなると、同じことの繰り返しになっちゃうものですから、それで今、きちんと確認をしていますかということをお伺いしたんですよ。それで答弁が何かまいち、こうはつきりしたような答弁じゃなかったものですから、ちゃんと確認をして改善されたということを、改善されたということを確認をしていますよね。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

この公害防止協定というの、法的に違反しているであるとか、そういうものではございませんので、事業者と町の中の紳士協定といいますか、そういう中で、よりよいものを目指していくということがございますので。

ただ、公害防止協定の中にその基準というものがございますので、それについては、もしその基準を満たしていなければ、うちのほうで指導させていただいて、それをクリアできるような形ではうちのほうで指導させていただいております。それについては、逐一事業者のほうにチェックを入れていまして、改善されているかどうかというところは指導もさせていただいておりますし、確認もとっています。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 耳がよくないもので、確認をしているということですか。今、指導もしていますけれども確認もと言ったのですけれども、確認もちゃんとしたということでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

確認のほうもしております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 了解しました。

それであると、一応この調査するに当たって、測点というか、調べるところが大体決まっていますと思いますけれども、これ、自分はよくわからないもので聞きますが、毎回同じところでやるよということで、何年も同じところでやるよというのは、そういう、多分同じ場所ですと調査していると思うんですけれども、新しい企業が進出して、その排水する排水口ができたりしたら、またそこが変わると思うんですけれども、そういうことを踏まえた上で、何か法的に常に測点は一定の場所で定められているかどうかというのがちょっとわからないもので、自分では。自分はやっぱりそのときによって、毎年、その状況も変わったりするし、川だって距離が長いもので、測点を変えたほうがいいんじゃないかなということも考えるんですけれども、それは何かそういうちゃんと測点はこことここと、いつも同じところで、一定のところで行うよと、そういうふうになっているのか。それともそういう決まりがあって、そうしているのかというのを、ちょっとその辺をお伺いします。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

この調査の目的が、現状が今どんな状況であるかと、川などについても騒音などにしても、今現状がどうかというところの毎年の経年の経過をうちのほうでは観察して、そこに変化があるかどうかというところを主に見ている調査でございますので、測点を変えてしまいますと状況が変わってしまいますので、同じ地点で毎年行うことによって、川なりそういうものがどういう変化をしているかというところを確認したいということで、同一の場所を選んでいただいております。

以上です。

○9番（八木 栄君） 了解です。

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑はありますか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

説明書の171ページ、ダンス健康づくり事業費ということで、これはダンス健康づくり事業補助金ということで、ほぼ使っておるわけですが、このダンス健康づくり事業補助金ということで、それをそのまま推進会のほうへ全額納めるといふか補助しているといふことでよろしいですね。そうした中で、「笑っしょいよしだフェスティバル」、こちらの費用が全協のとき聞いて、271万余りといふことで、ほぼこれに使われているといふことでありますよね。その中で、この笑っしょいよしだのこのフェスティバルだけを、委託といふような形で別会計にはならないのかなといふのがすごくあります。

金額も大きいし、そうした中で、今年度は第10回になるわけですが、最初のころは本当に町民の方のダンスの発表会みたいな形でやられていたかと思えます。それがだんだん近年は非常に、前回の一般質問の中でも町長の答弁にもあったように、音響もやって、本当にすごいステージという感じでやるようになっていきます。だから、もう全然、参加者も町内でこういった推進会の方と一緒にやっているというよりも、民間のダンス教室の方とか、町内のダンス教室の方とか、すごく広がってきていて、本当に大きなお祭りになってきているというイメージがあるんで、なおのこと、これはこれで別会計と言ったらおかしいですが、〇〇の事業費と事業補助金としてやるよりも、そうしたほうが、町がある意味主催のような形になって、どこか会場施設やってくれるところに委託するとか、そういったやり方のほうが、もっとこれから発展していくんじゃないかなと思うんですが、その辺の展望といふかはいかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

今おっしゃっていただいたように、「笑っしょいよしだフェスティバル」は今年度10回目を迎えます。議員がおっしゃっていただいた開始のころの事業の内容ですか、記憶しているところによりますと、最初からやはりライトとか音響だとかといふものは、設営をいたしまして、町が実施していた、主体となって実施していたときから、音響、あと照明といった演出はさせていたおりました。

それから、その発表会に参加して下さる団体が増えてきた、または町外だけではなく民間であると。そのあたりも実はそういったことを目指していたという目的でもありました。町内だけではなく、やはりさまざまなダンスをなさっている方がその会場で表現し合う、それがまた刺激となってダンスの継続にといいような狙いもございます。

ダンス推進会に、任意団体となって補助金を交付しているわけですが、やはり町が実施主体でありますと、いろいろな縛りだとか、事業内容といふものが出てきてしまうということも感じておりました。

そこで、ダンス推進会が主体となって行うということで、自由な発想のもと、実施がされてきて、そういったことから参加される団体等にも変化があらわれたのかなといふふうを考えております。

補助金全体の中には、議員がおっしゃってくださったように「笑っしょいよしだフェスティバル」だけではなく、町オリジナルダンス普及のための活動、練習会であるだとか、地域へ出て行っていただくだとか、そういった全てを含んでのオリジナルダンスの普及によりまして、町民の健康づくりを推進するためといふことで、補助金を交付させていただいております。

ですので、やっぱり今の段階としましては、ダンス推進会がその一体となって考えていただいて、ほかの事業も組み合わせながら、その中で「笑っしょいよしだフェスティバル」を開

催していただくという形をとっております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

内容はわかります。そうしますと、補助金を申請すると、当然申請されて出すわけですよ。そうすると、ほかのいろんな事業ありますよね。各事業について、これは幾らかかります、これ幾らかかりますというような申請を積み上げた結果がこの金額ということになってくる。だったら、そういった細目をここへ上げてくるほうがわかりやすいんじゃないかなと思うんですが、このダンス健康づくり事業費補助金という一括でやるよりも、補助金の出す先は1カ所かもしれないけれども、各事業ごと、出していったほうがわかりやすいんじゃないかなとも思うんですが、そうしたその表記の仕方というのか、その出し方というのは、ひっくるめてこれでいいんだよというような考えがあるのか、もっと細目的の一つ一つ、もし申請しているようでしたらね、そういった方法、出し方が適当かなと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

この補助金につきましては、年間の活動計画をまず出していただいて申請をしていただいております。その中に、項目といたしますか、ダンス講習会を何回やりますよであるとか、「笑っしょいよしだフェスティバル」はこういった形でやるので幾らでありますよとか、そういった事業計画書に金額が載った形でまずは申請をしていただきます。

全ての事業が終わったところで、今度は事業報告書で報告をしていただいて、それぞれの活動に幾らかかったであるとか、そういった内容で事業報告ということで上げていただいて、それで精算をしているわけですがけれども、それぞれの項目に区切ってしまうと、事業をたくさんやればやるほど、その補助金の申請、補助金の交付決定ということが年度内に何度も起こってくるということの想定を今してしまったんですけれども、そうすると、今はまとめて年間の事業計画で、最終的に事業報告ということでやっている中で、事業が活発にできているというふうに評価をしておりますので、こういう今のまとめた形の補助金の交付ということになっております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

そうしますと、この推進会には、基本的にはお金は一切ない、団体自体には。じゃ個別にやると事あるごとに補助金を求めれば出しますよみたいな話に聞こえちゃったんだけど、それは何かおかしいなと思うんですよね。だから、一応任意団体ですよ。団体にある程度の資金があって、いろんなことをやっている中で、援助を求めるといったらおかしいけれども、補助金を申請して、それによってまた新たな事業というのか、その事業に対して発展していくという考え方だと思うんだけど、今の話だと、とりあえず何か企画してやれば補助金として出てきちゃうねというふうにとれちゃったんだけど、そののところどうなんですか。

先ほどの負担金のような感じになっちゃって、一つの団体にボンとお金を出してやって、丸抱えでやるみたいな、そういうふうにな聞こえちゃったんですが、いかがですか。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） ちょっと健康づくり課長の説明が、少し細かかったり大ざっぱだったりして、ちょっと実態、もう少し経過も含めて説明させていただきますが、まず、町では、この健康づくりの一つとして、ダンスをテーマとした健康づくり事業を立ち上げようということで、数年前に始まっております。

そのダンスを中心とした健康づくりということになると、どうしても官、町が主導していくということになると、おのずと広がりが出てまいりますので、まず、ダンス健康づくりを担っていただけるような核となるものをつくっていきましょうということで、それでダンス健康づくり推進協議会をつくっていったというのも、町の仕掛けの中でその賛同者の方々が集まっていたいたというふうなそういう経過がございます。

町として、もともと、町が直接的にダンスを普及していても、多分限界があるだろうということで、そのダンスを主体として健康づくりを担っていただける方々が大勢集まっていたらいただければいただけるほど、広がりが出てくるし、あと自由な活動もできていくし、ダンスの普及にも力を注いでもらえるのではないかとということで、それでその団体がある程度自立できるような状態になったというところで、町の事業から切り離して、このダンス健康づくり推進協議会自体が事業主体となって、それに対して町が補助金を出して運営をしてもらいましょうという事業に切りかえていきました。

その補助事業という形にして、委託事業じゃなくて補助事業にしたというところは、やっぱり団体そのものが自分の考え方で活動ができて普及も図っていきけるというふうな、そういう自由度を持ってもらいたいというところから補助事業にしております。

ですから、町の考え方に合う事業については10分の10の補助をいたしますが、団体としてはそれにとらわれずに自主事業として膨らめる活動をしたければ、それは自由にできるというふうなそういう環境をつくってありますので、町としては補助申請の中で、町の考え方と、それを直接的に事業として実施してもらいたいものについては全て認めますが、それ以外のものは自主事業としてやってくださいというふうな、そういう調整を図りながら、この事業を行っているということで、そういう背景のもとに、補助金の支出を一つにしてあると、こういうこととございますので、この事業を、1本1本捉えてやってもらいたいとかいう委託の考え方を持っていませんので、そういう点では健康づくり課長の説明がちょっと誤解されていると思って、答弁させていただきました。

○議長（藤田和寿君） よろしいですか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 言うことはわかります。言っていることはわかります。そうした中で、やっぱり笑っしょいよしだに戻っちゃうんだけど、一つの本当にもう大きなイベントになりつつありますよね。だから、これ、もうちょっと考えていただいて、もっと大きくできるように、別物にして、観光協会のほうでは三大祭りやりますけれども、それにもう一つ加えるくらいのことにしていったら、あそこの体育館ももっとキャパ使えると思うんで、ぜひお願いしたいと思いますが、そういった計画なりなんなりは一切ないということとよろしいですね。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） ダンス健康づくりの団体のもともと自立を目指してこうやっていますので、その団体ももっと大きく、町のイベントの一つとして展開をしていきたいんだというふうな意向を持って活動していただけるのであれば、十分にそういう方向に検討をさせていただ

きたいということは思っていますし、そうした中で、健康づくりと少し離れた事業になるのであれば、補助制度のあり方も少し事業を切り分けていくということは考えてまいりたいと思いますので、この辺は小さくまとめずに、できるだけ広がりを持っていただきたいと思っていますので、多様に考えてまいりたいというふうに思っております。

○12番（増田剛士君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑はありますか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

決算書の178ページの健康づくり事業費というところですけども、今ダンスのことも出ましたけれども、いろいろな、ウォーキングもそうですけれども、健康づくりの事業をやってくれて、それで成果が、健康づくりを進めることができるのか、健康づくりを推進することができたというふうになっているんですけども、実際に国保の中の個人的な医療の保険を使ったお金の支払いというのを見ると、ある程度県の平均よりもどうか、同じくらいか、多いものもあるし多少少ないものもあるけれども、大体似たような形になっているということが見られるものですから、そういうことで、実際これだけのお金もかけたし時間もかけて、いろんな人に面倒を見てもらって、健康づくり事業をやっているわけですけども、成果としては出ていると感じているかどうか。

今、国民健康保険の医療費の個人支払いの静岡県の平均、それと同じくらいの勘定だものということで、それが、本当に成果が出たらもっと医療費の使う金額が、個人の使う金額が少なくていいはずだと思うんですけども、その辺から見て成果的にはどのように感じているか、お伺いします。

○議長（藤田和寿君） 町全体ですよ。

健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

健康づくり事業につきましては、それこそ町全体、町民の方全てということを対象としていますので、国保の方だけに特化して実施はしていないということはあるんですけども、やはり健康づくり課としましては、健康づくり事業というものは、私たちがよく使ってしまうんですけども、ポピュレーションアプローチという一般的な方へ一般的な内容、より健康になっていただくための情報をお伝えして、支援をしていくという活動になるんですけども、それにつきましては、なかなか数として成果が出にくいということは、全国的にもそういう評価になっています。

ただ、その健康づくり事業だけではなく、必要な方、健診の結果等のそういった保健指導もございますので、健康づくり事業だけで成果が出るかということ、なかなか評価の見方は難しいなというふうには感じております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

健康づくり事業のほかにも健康診断とかいろいろな健診をやったりして、それが成果につながるということであるんですけども、結局この成果をどのようにこう把握できるかとか、成果をつかむために、物差しとか、そのもの自体がちょっとわからないですよ。こういう

事業をやって、こうして町民の皆さんが健康になっているだろうとは思いますが、結局何を見て健康になったかどうか、その辺が物差しがわからないもので、あれですけれども、担当課としてはその辺を成果が出ているよと。ただ進めることができたとか、推進することができたというのは、それは当たり前のことです。それによって、じゃ、町民の方が本当に健康状態がよくなったということがわかる物差し、何を基準にそれが成果が出たよと言えるのかどうかというの、成果が出なくちゃ何もやる必要がないものですから。実際成果出ていると思うんですよ。ですけれども、何をもって成果が出ていると言えるのかという、その辺をちょっと、難しいかもしれませんが、その辺を伺いたいですけれども。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

健康づくり課の健康づくり事業等は、町の「健やかプラン吉田21」、健康増進計画、食育推進計画を合わせたものになりますけれども、そこで目標の指標を定めておりまして、その中に幾つか指標、虫歯がある子供さんだったら幾つから幾つになるといった目標を定めております。その目標につきましては、毎年進捗を確認をしているわけですが、今の現行の健康増進計画、食育推進計画が、31年度で終了いたしますので、そこでまちの町民の方の健康状態であるとか、生活感であるとか、そういった実態調査とあわせて、その指標となっている健診結果のデータ等を照らし合わせて、県や国と比較をすることもあわせて、町の今までやってきた事業がどうであったかということは、評価をしていきたいと考えております。

以上です。

○9番（八木 栄君） 了解です。

○議長（藤田和寿君） ほかにいかかですか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

二つ、お聞きをいたします。

一つ目は、152ページの環境衛生推進事業費、その中で、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金、普通3年たって、決算踏まえてこれは聞かなきゃいかんことですので聞いておきます。

まず、29年度、ここに載っているのは297万5,700円、前年度28年度が299万8,800円、27年度が269万6,200円、3年の合計で867万です。この後、来年、ことしやっていくことによって1,000万は超えてきますね。1,100万を多分超すでしょう。そのとき、ここでちょっと聞いておかなきゃならないのは、この金額、この補助をどこまで続けていくのか、もし目標が定められているのなら、どこにあるのかというのを一つ聞かせていただけますか。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

飼い主のいない猫不妊去勢手術ということで、目標がどこにあるかということになりますが、究極の目標といいますと、飼い主のいない猫をなくすというのが究極の目標にはなってくるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ただ、今言ったそういう感じでやっていったときに、恐らく自然環境、

どこかで破壊をしていきますよね。そういう動物の中でね。だからそれを踏まえてどの辺まで、要するに目標というものがあるかどうかと聞いたんです。そのなくなるまでではなくて。それだと延々とやっていかなきゃいかんわけでしょう。要するにそこまで耐えられますかという話ですよ、そういう意味では。ありませんか。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

この飼い主のいない猫の不妊去勢手術ということで現在実施しておるわけですが、動物愛護というところの観点から考えますと、それは一つ的手段として野良猫、飼い主のいない猫を少なくするという中で、動物愛護という観点から考えますと、まずはとにかく飼い主のいない猫をなくす、飼い主が責任を持って最後まで面倒を見ていただくというところが一番の根本にありますので、まずそこを啓発であるとか、いろんな指導をもとに、うちのほうで指導をさせていただいて、その中でどうしても飼い主がいない猫というものが出てきたときに、飼い主のいない猫というのは、TNR活動という中では、地域で、地域の中で飼い主のいない猫を育てていきたいと思いますという活動の目的がありますので、その中の一環として今の不妊去勢手術を行って、もうそういう不幸になる猫、飼い主のいない猫を増やさないと一つの方法として、この方法がございまして。

動物愛護という観点からすれば、まず最初にこういう飼い主のいない猫をなくす、まず、飼い主の責任において生命を全うさせてもらおうと。こういうふうな飼い主のいない猫が出た場合は、地域としてこの猫を育てていくと。そういう中の一環としてこういう事業を行って、そういう猫をなるべくなくしていくということがその活動の中の目標、目的というふうになっております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 理想的な、それはよくわかりますし理解できます。ただし一つだけ理解ができないのは、その飼い主のいない野良猫そのものもしいなくなったときに、例えばネズミの発生であるとか、恐らくそういう生態系へ係るものがありますので、それを含めて、一つの目標は持っていないと、延々と300万つぎ込んでいくわけにはいきませんので、これに関しては。その辺でちょっと聞きたいと思ったわけです。多分、回答としては、今言ったやつだと思います。

それで、それを達成するに当たって、近隣の市町でも結構、榛原にしても、焼津にしても、藤枝にしても、そういうものの施策というか、やっていると思うんですけども、その施策は、ちょっとわかっている範囲で教えてもらおうとありがたいですけども。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

近隣の市町村につきましても、補助金の額というものは各市町村によっていろいろ変わってはきますが、大体どこの市町村もこういう不妊去勢手術について補助金を出して、そういう飼い主のいない猫についてはそういうふうな施策をしていくということで、近隣の市町村はどこも大体動いております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） すみません、具体的な数字があればと思って、お尋ねしたんですけれども、何かわかりますか。具体的な施策、近隣市町。要するに次の質問で一つ聞きたいものですからね。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

金額のほうなんですけれども、まず、大体今行っているのは吉田町と同じで、飼い主のいない猫の不妊去勢手術というところに補助金を出しております。金額につきましては、焼津が雄雌一律で4,000円、藤枝市につきましては上限を4,000円としまして2分の1以内、島田市につきましては上限を5,000円ということで、補助のほうを出しております。川根本町につきましては上限が雄が2万円、雌が3万円ということで出しております。牧之原市につきましては経費の6割または雌が1万円、雄が5,000円のいずれか少ない額というところで補助金のほうを出しております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

すみません、ちょっと総額のほうなんですけれども、28年度の予算額になってしまいますが、焼津につきましてはトータルで100万円、藤枝につきましては150万円、島田市につきましては165万円、牧之原市につきましては42万5,000円、川根本町につきましては175万円ということで補助金のほうを支出しております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 要するに今、周りの市町村も施策としてやっている。要するに聞いたかったのは、これから聞こうとしているのは、これは連携をして地域の問題全体の、吉田町だけの問題じゃなくて、地域の問題としての当然必要性の中でやらにゃいかんと思いますので、そういう他市町の連携とか、そういうのというのは現実的にはやっているんですか。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、連携ということでございますが、動物愛護協会という団体の中で、今のここの島田、牧之原、吉田、川根本町、この四つが協会のほうのところ、毎年協会を開いていまして、その中で今の現状でありますとか、その中には獣医さんも一緒に入っておりますので、その中でこういう猫の、鳥獣の扱いについては、動物の扱いについては、そういう中でも議論をしております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） この猫の補助金に関しては了解しました。

もう一つ聞かせてください。

次の155ページ、この中に、これも毎回聞かせてもらってますけれども、生活排水改善対策事業費、この中でこう調べていきますと、まず29年度、ことしは執行率が77.4ということで2,545万9,000円、28年が75.9%の執行率で2,414万5,000円と、27年が89.2%で2,859万円、その金額の中で、29年度は下水道区域外、これ区域外になると思うんですけれども、合併式浄化

槽の設置件数、それは5人槽、7人槽、10人槽合わせて76基、ここに書いてあるとおりですね。そのうち新設が62基で、単独浄化槽から合併浄化槽への設置がえが4基と。28年度は合併浄化槽の設置件数が69基、うち新設が61基で、単独浄化槽から合併処理浄化槽への設置がえが3基、27年度は合併浄化槽への設置件数が合わせて82基、そのうち新設が64基、単独浄化槽の設置がえが12基と。これは、毎年同じことを聞いているんですけども、この中に大前提として、意図が出ていますよね。生活排水の公共用水路の水質汚濁を防止するためと、これは非常にわかりやすいところですね。あと、そのところの後に、効果が書いてあるわけです、それを図ることができたと。水質汚濁防止を図ることができたと。これ、非常に私としては疑問なんですけれども、この毎年の目標値、目標、最終目標、それはどの辺にあるんですか。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

この最終目標ということで捉えますと、ここの事業につきましては、国の補助、県の補助をいただくために、吉田町牧之原市の循環型社会形成推進計画という5年の計画をつくった上で事業を進めていて、それについては、新設でも設置がえでも公共用水域の水質汚濁防止をやっているんですけども、最終目標というものにつきましては、ちょっと話それてしまうかもしれないんですけども、下水道も含めて、この浄化槽も含めて、生活排水の汚水処理の効果というか、汚水処理率を高めることが最終目標になります。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 要するに今出てきた下水道とあわせてということになりますと、そこに焦点を絞って私の中ではいるわけですけども、下水道の区域外、計画区域外ね、そのところに、それがまだ千幾つかあるでしょう、単独浄化槽の設置してあるものがね。それがどうしても合併とは違って、家庭用の油であるとかそういうものというのは、外へ出ますので、それがある以上、要は最終目標である水質汚濁環境保全というのは、なかなかできないはずなんです。そのときに、今言った単独浄化槽から合併浄化槽に設置しないと目的が達成しないと思うんですけども、今、3月でも一般質問でやりました。受益と負担の原則、下水も含めて、それをやっていくと。単独浄化槽から合併処理浄化槽に設置するときに、これは環境省と、持っている市町村設置型とさっき言ったのは地域形成、新しいそういうものが出てきていて、そういう中で本当に目的を達しようとするのであれば、そういうふうに入力を入れるというか、そうしていかないと、さっきの水質検査もそうなんですけれども、そういうものを含めて、この水質汚濁防止をするための方法としては、やっぱり合併浄化槽をいかに早く、いかに皆さんが納得できるような形でやるということが必要と思うんですけども、その進むべき方向というか、それは今、町ではどのように考えているんですか。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

この広い範囲でというか、下水も浄化槽も含めた汚水処理整備というところで、区域外のところ辺についてということなんですけれども、現状としましては、あくまでも下水道全体計画があって進めているものでありますので、この中でなるべく早く汚水処理構想、浄化槽と下水道を推進しながら汚水処理状況の整備率を高めることに努めていきたいと思っておりますけれども、その辺のやり方とかについては、他の市町の事例等を研究しながら進めていきたいと考え

ております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 何となくわかりそうでわからないんですけども、いずれにしても、今言った下水道区域に関しては、それは今言ったことが通るかもしれないんですけども、例えば山の上から下水道をやるには、地形的にも構造的にも非常に困難な部分があって、当然そこはできない地域が出るじゃないですか。そうすると、そういうところに関してのそういう今の最大最後の目標、水質汚濁をなくし環境保全を図るとすると、その辺をどう考えているかということを知りたかったんですけども、その辺は答えるのに難しいと思うんですけどもね。

○議長（藤田和寿君） 山内議員、大分一般質問的になってきたものですから。決算のところ、どういった施策を打ったかということに戻していただいて質問していただきたいと思います。お気持ちはわかりますが、もっと具体的に言っていたほうが答弁しやすいと思いますので。

○6番（山内 均君） そうですか。簡単に言いますね。

それに向かって、目標に向かって、そして今の下水道ではなくて、吉田町全体でやっていくときに、どのような形で進めていくのが一番合理的であるか、それと、それに向かっていく目標というのを町では持っているかどうか、お願いします。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 非常に難しい問題を提起されましたが、下水道の現状の事業については、再々申し上げておりますとおり、現在の国庫補助事業がある中では、それを活用しながら、現在の計画に沿って進めてまいります。

その事業が追いつかない中で対応しなければいけないものについては、合併浄化槽の普及を図っていくということで、できるだけ開発などの局面を見ながら、生活雑排水等まで含めて浄化されるような環境を一日も早く達成していきたいということで進めてはおりますので、その具体的にどうしていくかについては、公共下水道をベースにして、今のところは進ませていただくという考えでございます。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 最後にします。

答えはなかなか難しいと思います。その中で多様性を求めながら、ぜひ目的を達成するためには何がいいか、もちろん受益と負担を含めてね、ぜひその辺をお願いしたいと思いますので、要望で終わります。

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

◎散会の宣告

○議長（藤田和寿君） 以上で、本日の日程は終了しました。御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時07分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（藤田和寿君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会19日目でございます。

本日、8番、杉本幸正君から欠席届が出ておりますので報告します。

ただいまの出席議員数は12名であります。これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（藤田和寿君） 本日は提出されました第52号議案の質疑を行います。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第52号の質疑

○議長（藤田和寿君） それでは、議事に入ります。

日程第1、第52号議案 平成29年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第52号議案についての質疑を行います。

昨日に引き続き、質疑は歳出の5款から11款についての質疑を行います。質疑は款別に区切って行いたいと思いますが、説明員を入れかえながら進めるため、出席する説明員により順番が前後することもありますので、御了承願います。また、歳入の1款から10款、20款以外の歳入については、歳出の財源にあわせて行うようお願いいたします。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないようお願いいたします。また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

歳出の5款労働費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

参考資料の189ページになりますが、耕作放棄地対策事業費について伺いたいと思います。実績の中で、1件5,204平米について、補助金を活用して解消が図られたというふうな評

価をしているわけですが、実際、見てみますと、5反程度の解消というよりも、もっと耕作放棄地が増えているんじゃないのかなというふうな感じがいたします。

毎年、こうした対策事業費が計上されていますが、執行率が余りよくない。それから、解消された面積もそうたくさんではないということで、果たしてこの事業が本当に耕作放棄地の解消に、実際つながっているのかどうか、ちょっと疑問の点がありますが、そうした点について農業委員会の中でどうした検討がされているのか、あるいは、農業委員会としてどうした対策がされているのか、そうした中身について、ぜひ伺いたいと思いますが。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

ただいまの耕作放棄地対策事業費の執行率が低いということの中で、実際、農業委員会としての活動内容ということでございますが、年に1回、農地の利用状況調査というものをやっております。実際に現場に行きまして耕作状況のほうを確認している状況でございます。そういった中で、耕作放棄地、耕作されていない農地等がありましたら、農業委員、それから昨年度から農地利用最適化推進委員という新しい委員さんも生まれた中で、例えば認定農業者、主に認定農業者でございますが、そういった方たちにそういった耕作放棄地、荒廃農地に関しましての耕作の依頼ですとか、そういったものをお願いしておりますし、ふだんからも農地パトロールをやっていただきまして、各地域に委員さんがいるものですから、そのエリアの中で常時そういった農地の状況のほうをパトロールして確認しているという状況でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

農業委員会のほうでそうした点検なり、それから放棄地を減らすという努力について、いろいろ検討されているということの報告はいただきましたが、実際、認定農業者の方に聞いてみても、今の仕事の内容で手いっぱいですというような回答があつて、なかなか余裕があつてもっと耕作地を増やすとか、そうした余裕というのはなかなかないんじゃないかなというふうに、実際、感じています。

この中に、耕作放棄地解消アクションプランというのが、これも昨年と同じように載っているわけですがけれども、このアクションプランの実際にどうしたことがやられて、どうした効果が出ているのか、その点を伺いたいと思いますが。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

ただいまの耕作放棄地アクションプランというものでございますが、県の指導のもとこのアクションプランを当町でもつくっておるという状況でございますが、認定農業者が主にそういった耕作放棄地への耕作ということで、お願い、依頼等をして実施している状況でございますが、今の認定農業者に関しましては、後継者も、若い後継者の方もかなりいるということで、実際、認定に親子でなっているとは、そういったこともございます。

そういった若い人たちもかなりやる気があるということで伺っておりますので、今、今後の耕作放棄地、少しでも解消するような形で御協力願えるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 課長、今、5番議員はアクションプランの内容を聞いたと思いますが、それを受ける格好で認定委員がどういうことをされているというようなことで、アクションプランの内容ですよ。

産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

この耕作放棄地解消アクションプランにつきましては、耕作放棄地解消に向けた計画、どういうふうな形で耕作放棄地を解消していくかと、計画のもと実践していくというプランでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

県の農林事務所の中で、こうしたプラン策定ということは、それはそれとしていいんですが、吉田町として、こうした耕作放棄地を解消するためのそういった具体的なプランというのは、実際にはないんですか。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

このアクションプランにつきましては、県の指導のもと吉田町でつくっていると、作成しておりまして、それに基づいた耕作放棄地対策を実施しているという状況でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

申しわけないんですが、もう少し具体的に、そのプランが29年度の事業の中でどういうふうに、そのプランが実行されて、どういうふうな成果がその中で出たのか、その具体的な内容について御報告をいただきたいと思いますが。

○議長（藤田和寿君） 質問が繰り返しになっていますので、しっかりとした御答弁をお願いいたします。

産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

このアクションプランに基づきまして、これまで国庫補助事業でありました耕作放棄地対策事業補助金というものもございましたが、吉田町に関しましては、耕作放棄地の大部分が用途地域、住吉等でございます。そういったところは国庫補助対象外ということでございますので、新しく町独自で耕作放棄地対策補助金というものをつくりまして、平成28年度から実施している状況でございます。そういったものも、このアクションプランに含まれているということでございまして、ここにあります昨年度は1件でございますが、5,204平方メートル、これもその荒廃農地対策事業補助金で耕作放棄地を解消したというところでございます。

以上です。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑ありませんか。

7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

昨年も申しあげましたこの説明書の、資料が186ページです。部農会活動事業補助金というもので、82万9,800円、昨年度も同じような形で出てはおるんですけども、昨年、部農会は20幾つあると、それとなって実行班は全体で幾つぐらいあるんでしょうか。それからでちょっと質問できないもんですから、実行班の数をお聞きしたいんです。

○議長（藤田和寿君） 数値確認はなるべく全協のときをお願いしたいと思いますが、それがないと質疑ができないとなれば、特別に。

産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

部農会の実行班につきましては107実行班がございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

107といえますと結構な数なんです。しかしながら、本当にこれは戦後からじゃないかと思うんですけども実行班の数というものは、そのころから比べればもう農家というものは多分かなり減っていると思うんです。それで、それが依然と、多分、この実行班の中に抱えているのは、あるいは2人か3人ぐらいじゃないか、そういうところも結構あるんじゃないかと思うんです。それは多いところもあると思うんです。しかし、そうすると余りにも頭でっかちの組織になっちゃっているんじゃないかと。

そういう中で、これが多分、実行班に下がっていく文書配布費だと思うんですけども、もっと統合するとか、何かこういう手を打たないと、毎年毎年、80何万の補助金ですか、これが出ていて、そうしていくうちに、農家がどんどん減っていく。やはりここで、農業委員会としても、私は考えていくべきじゃないかなと、このように思いますけれども、農業委員さん別なんですけれども、産業課としてのそういった統合というんですか、整理統合ということはお考えでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

たしか、全員協議会のときにも三輪議員のほうからそういった御質問等があったかと記憶してございます。そのときにもお答えをさせていただきましたが、部農会の活動として議員がおっしゃいました農業関係の文書の配布等、あと、水路の用水の管理ですか、そういったところも実際、活動としてやっていただいております。それから、ハイナン農協のほうにもかかわりがございまして、そういった農協の活動にも参加しているというふうなことも聞いてございます。実際、人数のほうは減少しているということはこちらとしても把握してございますので、今後、町、それからハイナン農協等と協議をしまして、今後の組織体制、組織づくりをどうしていくかというところでは考えていく必要があるのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

御答弁ありがとうございました。やはりこのままでいきますと、やはりここで各関係者でしっかり話し合っていて、これが必要なものは必要で、私はいいと思うんです。ただ、だらだらいっちゃうと、これはやっぱり問題があると思うんです。ですから、ここで各団体

の方としっかり話をし、この補助金が生きる方策、そういったものを立てていただきたいと、そう思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） ほか、いかがでしょうか。

昨日の会議の中で、町税の農業所得のところ、質問を産業課のほうでということ飛越した経緯がありますので、よろしいですか、山内議員。なければ結構ですけれども。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） ほか、いかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終結します。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

山内議員。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

説明書の204ページを見ていただけますか。消費生活費の関係です。

この消費生活費の関係で、過去の流れを調べていくと、29年はここに書いてあるとおり31件なんですけれども、26年が63、27年が79、28年が53、数字は見たとおり、だんだん少なくなっているんですけれども、実際には複雑な世の中になってきて、テレビで皆さん御存じのとおり、いろんな問題が提起されて、いろんな問題、被害が出ているわけなんですけれども、私も本当1回お世話になったことがあるんですけれども、この数が減ってきた理由、本来ならもっと複雑な世の中になってきて、増えていくのが妥当だと思うんですけれども、減ってきた理由というのは29年を通して、何か原因があったのか、相談員というか、そういう問題がもしあれば、ちょっと紹介してください。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

確かに、吉田町での相談件数ということで、昨年度は31件、28年度は53件、27年度が79件ということで、減少しているというのは事実でございます。

そういったことで、減少している原因ということでございますが、平成28年度と29年度に関しましては吉田町の消費生活相談員が不在であったということが一つの要因として挙げられるかと思えます。ただ、県内の状況を見ても、相談件数は増えているという状況でありますので、吉田町に相談員が不在というところで、吉田町に関して相談が少なかったのではないかと考えていただけますけれども、相談員不在時に関しましては担当職員等が対応して、もし答えがなかなかできないというような相談内容であった場合、県の中核、県民生活センター等に相談員がいるものですから、その御協力をいただいて相談対応をしていた状況でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今言った相談員がないということは一つの大きな問題です。要するに、こういうところ

に来る人というのは、特別個人情報の問題であるとか、または法的な問題の絡んだものが最後に来ることが多いと思うんですけれども、その中で、相談員がいなかったときの対応というのは、要するにどういう対応をしていたんですか。要するに、今、減数の問題もさることながら、要は、一番大事なの中身を心配をしている方、被害に遭った、遭いそうな方とか、その人が相談に来たときにどこでどういう形で対処するかというのは大事なことです。単なる静岡に直接やっちゃうんじゃないで、そういういろんなシステムがあるんでしょうけれども、一番私が考えているのは吉田町には無料の法律相談があります。そういうものに関しての、そういう連携するシステムとか、そういうのもやっぱりこの中ではお持ちなんですか。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

それこそ職員が対応していたときの状況ということでございますが、よく架空請求が最近では多いんですが、そういった場合には件数も多いものですから、中部県民生活センターに聞かなくても職員で対応できたという事実がございます。かなり難しい案件になってきますと、中部県民生活センターを紹介していたりといったこともございます。あとほか、消費生活相談ではない法律相談等、土地の売買のトラブルとかというものがあるかと思うんですが、そういった場合、消費生活相談ではないということで、法律相談であった場合には、町のほうで無料法律相談というところも設けておりますので、そういったところを紹介したりという対応をとっているところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今言った相談する方というのは非常にせっぱ詰まるというか、そういう思いで多分、来る人たちが多いと思うんです。事例として、実は先週、9月に入ってから、それがあつたんですけれども、どうやら担当者が、担当者のところへ行って、そういったときに余りいい結果がなかったものですから、だからここで聞かせてもらおうんですけれども、例えば、借地借家法とか、そういうような法律が絡んできたときに、実際に29年度にその無料相談とかやった件数というのは、実際にあつたんですか。そういうものは解決がうまくできたんですか。29年、そういう事例というのは、事例としては。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

そういったことに関しましては、消費生活相談以外というところでございますので、先ほども申しあげましたとおり、町の無料法律相談を紹介しているということでございます。実際の数ということでございますが、消費生活相談以外ということでございますので、うちのほうの実績として記録のほうはとっていないという状況でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） わかりました。

これは実績、もちろんっておいたほうがいいと思うんです。そういうのを事例として。実際にあつたところがわかるような形で。そういう形で、これから高齢化の中で難しくなってくると思うんですけれども、その辺はしっかりと周知をしてほしいんです。

今回、自分のところに相談があつて消費生活センターありますよという形での紹介で行っ

てくれたものですから、本来ならこういう大事なものに関してはもっと周知してもらって、多分、前年も同じようなことを言っていると思うんですけれども、周知をしてもらってやっぱりみんなが安心して暮らせるそういう状況をつくってほしいものですから、その辺も含めてこれからの周知に対してどういうふうな形をとっていかうかというのが、もしあれば最後に聞かせてください。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

周知に関しましては、毎月広報よしだの情報ボックスというコーナーがあるんですけれども、そここのところに消費生活相談員が火曜日と金曜日にいます。それ以外は職員が対応しますという広報記事の掲載をしている状況でございます。あと、今後におかれましては、そういう周知の強化というふうなことを考えますと、消費者月間というものがありますので、それに合わせた形で広報のほうと協力して、もう少しPR強化するというのも一つあるかなと思います。そういったところが今後やっていければなということで考えますが。

以上です。

○議長（藤田和寿君） ほか、いかがでしょうか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 今と同じページなんですけど、204ページの消費生活費ということで、全協のときにもお伺いして、P I O-N E Tということになります。そのために、パソコンを購入しましたということで、運用のほうは30年度よりというようなことを聞きました。何で29年度にパソコンだけ買って、活用のほうは30年度になるというところがちょっとわからないんですけども、パソコン買ったらすぐ使える、使ってやっていけばいいのと思うんですが、その活用は30年度からというところで、何でそんなふうにタイムラグができてくるんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

ただいまのP I O-N E Tの使用ということでございますが、これは全国のそういった事例、ケースを把握することができるということなものですから、そういったところで、全国の消費生活関係のところにとりまして、今年度、平成30年4月からの運用という手続のこともありますので、30年4月からの運用ということで、うちのほうでは実施しておる状況でございます。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

国民生活センターがこれ、やっているものですよ。そのホームページを見ると、とりあえずはいろんなものが見られます。多分、特別なものがこれを専用にするということで、できると思うんですけども、じゃ、そこに登録するにはもう毎年、年度が変わりとかという決まりがあって、そこを待っているということで、今の答弁でそのように感じたのですが、そのようなことでよろしいんでしょうか。常時、その登録を受け付けているというんじゃないで、必ずその年度で区切って登録を受け付けているということではよろしいでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

申し込みにつきまして、年度初めでなければならぬとか、年度途中でもいいというところ

ろは、申しわけありません、ただいまお答えのほうができないんですが、吉田町に関しまして、昨年度、パソコンを購入した中で平成30年4月からということで申請、申し込みのほうをさせていただいて、今、活用しているという状況でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） なかなか納得できない理由なんです、要は補助金をいただくためにそういった申請をしたということですか。これを補助金で買っているというような答弁もたしかあったんですが、消費者行政強化促進事業費補助金という中でやっているよというようなことも、全協で聞いたんですが、その補助金を申請するために、とりあえずパソコンは欲しいよと、パソコンは欲しいし、P I O - N E Tに接続するためにその専用機が欲しいからということで申請をして、その補助金がおりてきた。それに当たっては活用は4月から、次年度から、そういったのでも通るということでよろしいんですね。大体、補助金とかは、もうその年度中に何かしなさいよということであって、ただ買うだけでもいいというような補助金ということでもよろしいですか。活用しなくてもとりあえずそういうのがあったから、メニューにあったから申請して、とりあえず買っておこうと。でも、使うのはまだ後でもいいやというようなことでも通る補助金ということでもよろしかったんですか。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

このパソコン購入につきましては、29年度の事業ということで、とにかく購入を29年度に購入して、翌年度の運用に向けての準備ということで、平成29年度にこのP I O - N E T用のパソコン、単独のパソコンを購入したということでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

じゃ、質問、もう一個、かえます。

じゃ、買いました。全協のとき確認したところ、今、ネットにつなぐ回線は別回線を使いますみたいな話もあったんだけど、じゃ、別回線を引いたり、何なりというのは、また30年度の予算の中でやっていくということでもよろしいですか。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

このP I O - N E Tの回線につきましては、L G W A N回線を利用して、今年度からやっているということでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 今までの答弁を聞いていますと、補助金で買っただけで終わってもいいというような御答弁で、このまま終わってよろしいですか。そのような御答弁ですけれども、よろしいようであれば結構ですが。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 今の議長の発言は、当局に対して大丈夫かということか、自分に対してか。

○議長（藤田和寿君） 当局です。これ、議事録に残りますので。

○12番（増田剛士君） だから、なかなか明快な回答とは言えないと思いますが、するとあるものはじゃ買うだけ買っておいでいいよと、じゃ、ほかのものもそういった補助金の制度があったら買うだけ買っておきゃいいや、運用は後でいいやというようなことになってくるんだけど、産業課の、これに限らず。そういった便利なものがあれば非常に使えばいいなとは思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 暫時休憩とします。

休憩 午前 9時34分

再開 午前 9時44分

○議長（藤田和寿君） 暫時休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいま出席議員数は12名です。

産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。申しわけございませんでした。

このP I O-N E Tのパソコンの購入につきましては、消費者行政強化促進事業費補助金によりまして購入したものであるということで、平成29年度につきましては購入、それからL G W A Nの回線をつなぐまでを行いました。運用につきましては、平成30年4月から実施しているという状況でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 29年度事業につきましては、今、産業課長が申し上げたとおりで、補助申請の内容につきましても、購入からL G W A Nへの接続までということで事業完了にしておりますので、この決算の内容のとおりでございます。

この活用については、当初計画から平成30年度からのスタートということで、運用を計画しておりますので、今年度につきましては4月から運用できているという状況でございますが、L G W A N回線の使用料、その他についてはかからないという中で運用しておりますので、30年度については、特別な予算が必要とされていないという、そういう状況です。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 計画段階で、ただ購入して、つなぐところまでということは理解しました。

それで一応補助金はおりてきたわけですね。購入して、その準備ができて、一番わからないのは、わざわざ何月にこれが執行したかわからないですけども、この次年度まで置いておかななくても、ほかの、当然作業はできると思うんですけども、それをやっていたのか、いなかったのかというのも、そのパソコンを使って。当然、過去、ずっといろんな資料とかあると思うんです、消費者関係で。それを、専用機を使うということはそういった情報も全部そっちへ移すというふうな感じで考えられますよね、普通で考えれると。ただネットをつなぐ、ネットというか、このP I O-N E Tだけでそんな1台も必要あるのかなというのがありますんで、当然、その消費者関係に関してはそのパソコンで全部やりましょよというようなことも含め

てのことだと思うんですが、その点は。そう思うと、P I O－N E Tにつなぐのは30年度だけれども、それ以外の作業というか、資料を移したとかいろんな、29年度でもいろんなことをやっていますんで、そういったものはその専用機でやっていたということでよろしいでしょうか。それとももう本当にただP I O－N E Tにつなぐだけのためのパソコン、そんなにP I O－N E Tが容量が必要なのかというのもあるんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 非常に答弁しにくい部分でございますが、補助を申請する中では、ほかの用途に使いますから補助金を認めてくださいということにはならないのですから、補助目的としてはP I O－N E T事業の運用のための専用機ということで、補助申請をするということになりますので、それ以外は使っていないというのが公式なんです。ただ、端末です。いろんなことは使えることは事実でございますので、それは想像にお任せをさせていただきたいということで。できるだけ、活用させていただいているというそういう状況でございます。

以上です。

〔「了解」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑はありませんか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

209ページ、観光振興費。ちょっと、内容確認というような形で最初聞きたいです。210ページに、小山城の年間の入場者数が載っていて、それで効果というところで、お城スタンプラリーがあって入場者が増加したというんですけれども、28年と29年比べると数字が減っているもんで、これが増加かなと、私ちょっと疑問に感じただけなんで。何をもって増加かということ、お願いしたい。いつをもって増加しているか、その辺をお願いしたいです。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

ここの210ページのテーマ性の強いお城スタンプラリーを実施することにより、小山城への入場者数が増加したということで、確かに28年度に比べて29年度は若干減っているということですが、ここに関しましては、お城スタンプラリーを平成26年度から実施したことによりまして、増加しているというふうなことで、ここでは増加ということで効果のほう挙げさせてもらいました。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

そういった中で、今、ここに入場者数が載った、26年度から載っているんで、確かに増えているのはわかるんですけれども、28年と29年を比べると、その前年度よりも減っているということで、そういうことで入場者数を増やすということも兼ねて、小山城です。PRするに当たって、大勢の方に来ていただきたいと、十分考えておりますので、小山城まつりをやるのはわかっていますが、それ以外に特別来場者を増やすための方策とございますか、そういうものを考えているかどうか、あったら教えてください。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

吉田町の代表的な観光資源である展望台小山城ということでございますので、今年度から3年間始まりましたデスティネーションキャンペーンというオール静岡でやっているイベントがありまして、今年度、プレイベントということでございましたJR各社との連携をしてやるイベントということで、そこに関しまして、展望台小山城というものをPRのほうさせてもらっておりまして、そのDCにつきましては、来年度、本番ということでございますので、そういった中で今年度におきましては旅行者へのPR等をしているような状況でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

今、今年度からということで伺いましたが、町単独でも、とにかく今、小山城の中の展示物も相変わらずなかなか中の模様がえがないと。それで、お城を使って、よそのところは何だか展、刀剣展とかよくそういういろんなものをその時代のものに合った、例えば徳川家康展とか、そういうのをやったりする、そういうこともあると思うんですけども、そういうものが実際、増やすためにいろいろ考えて、私はそういうふうに、そういうふうなのをやったほうがいいかなと思うです。

それと、あと、一口城主だからって、熊本城には一口城主だからって、1万円だか払って寄附をするわけですけども、そこに城主と名前が全部載って、前にもそれ話したと思うんですけども、それだけじゃなくて、そうした人は1年間フリーパスを与えるとか、そういうような特典を設けたりしたらどうかなと思うし、あと、キャンペーンでPRするなら、能満寺、小山城じゃなくて能満寺が下にある。下にある、日本の三大蘇鉄ですよ。日本の中の三つの指に入る蘇鉄があるということは大変すごいことですよね。それをもう少し生かして、コラボレーションするとか、そういうものも生かしてつながりを持って小山城の宣伝に使ったらもっとすごいことになるんじゃないかなと、私は思うんです。実際、いつだったか、常任会か何かに行ったときに、男女のカップルがいたんですけども、遠くからわざわざ来たというそういう方もあるものですから、そういうこともあって、我々もそういういろいろ考えて提案してもなかなかそれを受け入れてもらえないというのものもあるものですから、ですから、そういうことを考えていったらどうかなと、今、私、幾つか言ったけれども、そういうのも踏まえて、そのキャンペーンのPRというのを使ったほうが、より効果が大きくなるんじゃないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 今の議員の御提案は私どもとしても、十分意識しているところでございまして、シーガーデンシティ構想そのものの中に、魅力づくりを手がけるといふところが入っているんですが、その魅力づくりというのは新しいものだけではなくて、既存の観光資源なども十分に活用しながら、人の流れを生んでいくというものでございますので、小山城については町の観光をずっと担っている中核施設でございますので、そうした魅力アップということもテーマの一つにはしております。ただ、いつそこまで踏み切るかというタイミングでございまして、こうしたプロモート活動についてはまちづくり公社を設立したり、やっぱりいろんな仕掛けづくりを今行っているところでございますので、そうした中で最もタイミングのいいときを捉えて予算化をしていきたいというふうに思っておりますので、目指しているところは議員のおっしゃるような、そういうところだということで御了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

今、まちづくり公社やいろいろ出ましたもんですから、要望になります。そういったものもいろいろ、予算を使っているもんですから、いろいろできるだけ酷使して町のために活躍していただけるようお願いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑ございますか。

10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

決算資料の207ページになりますけれども、商工費の中の産業支援事業費というものがござい。平成29年度は新しく創業支援センターを設置したということになりますので、ちょっとそのことで質疑のほうしていきたいと思います。

最初に、創業セミナーを2回開催したということで実績が出ておまして、1回目と2回目と合わせて16人の参加者があったというふうに伺っております。こうしたセミナー参加者の方のフォローについて、産業課としてはどういうふうにされたのかということで、アンケート等はおとりになったんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

毎年2回、創業応援セミナーという形で開催してございまして、その都度、アンケートのほうは参加者の皆さんにとっておる状況でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

このセミナーに参加された方が創業ができるように、町と創業支援機関が連携をするということになるかと思いますが、創業に結びつくために何が必要かというところで参加者からアンケートをとるといのは大変有効なことだというふうに考えておりますが、そして、アンケートからさらに町が応援していかなきゃならないという課題が出てきたでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

セミナーの受講者、参加者につきましては、セミナーの内容につきましては好評でございます。そういった内容でございますが、過去2回、講師の方を、社労士の方ですとか、それから実際に起業した方をお招きして、交流も含めた形でやっている状況でございまして、そういったことから参加者も何か得られたり、参考にしたりということでやってございますので、実際、セミナーに参加された方に関しましては非常に有意義な講義であったというふうなことで私どもは受けてございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

その方たちが最終的には創業に結びつくような、そういったことをやるということだというふうに理解しております。なので、セミナーの内容はよかったけれどもということではなく

て、その方たちが実際に起業ができる、創業できるところまで応援していくということじゃないでしょうか。そういうことを考えますと、やはり起業を希望されている方が何を必要とされているのか。それは資金であるのか、ノウハウであるのか、協力者であるのか、そういったところだと思うので、そこまでやっぱり町として応援をするということであればやっていく必要があると思いますが、その点についてはどのように考えていますか。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

セミナーの内容の中で起業された方の体験談であるとか事例発表をしたり、それから、実際、自分が創業、起業するに当たっての創業計画の書き方というんですか、そういったところも講師のほうから指導を受けてございます。そういった計画の中には当然、資金のことも含まれた中で、実際起業をしていくというところで講義のほうを支援してございまして、年に2回やっているというのは、1回目がそういった事例発表とか体験談、基本的なものを先生のほうから話していただくということで、2回目に関してはそのステップアップ、実際具体的な何をやったら起業できるかというところとかを実際講義のほうをしていくという状況でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

29年度、起業をした方は実際何人おられるのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） セミナーを受けて起業された方ですか、それとも一般的な創業のされた方ですか。

○10番（大塚邦子君） セミナーです。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

セミナー受講者の起業ということであるかと思いますが、セミナーに関しましては創業間もない方、もう実際起業されている方もおりますのであれなんですけど、実際、参加者の方でこれから起業という中で実際に起業した方というのはいない状況でございます。ただ、創業支援ネットワーク、島信であるとか商工会であるとか、そういったところが相談窓口、町も含めて相談窓口になっておりますので、そういったところから相談を受けて起業された方というのは7件いるということでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） わかりました。

それで、町が今度、29年度に創業支援センターをつくり、今もう実際、入居されている方が1名いらっしゃって、先日の全協の中ではもう一人が検討中だというふうに伺っております。

この創業支援センターがやはりそうした創業を応援する、とても助けになる、事務所として使えるというものだと思いますけれども、ここまで結びつけてほしいというふうに思うものであります。

こうしたことで、最後にお伺いしておきたいと思うんですけれども、創業支援センターがまだ空室があるということで、そこを早く満室にしてほしいと思うわけでありまして、

29年度からこうして30年度につなげていく産業支援、創業支援の中で、まちがその創業を希望される方の御意見をしっかり伺って、そこに創業に結びつけていくということも確かにこのセミナーは創業間もない方が参加されているということでもありますけれども、創業したい方も創業に結びつく、そうした政策を、施策を打ってほしいと思いますが、具体的にはそうしたものがあるか、もしないようでしたら今後どうしていくのかというところをお聞きしたいと思えます。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいまの産業支援という中でのセミナー、先ほど起業間もない方ということでやっておりますが、私どもの企画サイドも、課は違うということになりますけれども、ただ一緒に合同で進めている事業がございまして、これはまちづくり公社も含めながら、活用しながら、コミュニティカレッジ、いわゆる今後起業を目指す方、目指そうとしている方にどういった課題があるのかという講座を開きながら、どうした資金繰りが必要であるかとか、そうしたコミュニティカレッジというのも開催をさせていただいております。

平成29年度につきましては、吉田町の方、10名の方が講座のほうに参加されたというふうには伺っておりますけれども、そうした中で先ほど、今、議員がおっしゃられたように、その次のところのステップにつなげて、最終的に当町、地方創生の総合戦略の中でも、創業支援体制の構築という中で、先ほどの創業支援ネットワークというのが、今、現在、ございますので、そうしたところを活用しながらその支援も、側面的に支援をしていくということで行っておりますので、そうした中でどちらというところじゃなくて、総合的に対応としては、今、行っているということで、あわせて、先ほどの創業支援センターの活用につきましてもこの講座を終わった方については、例えば、こうした起業するに当たってはこのような補助制度があります、またこうした施設がありますと、ぜひ、それまでの準備期間とか使っていただきたいという御案内等は産業課と一緒にさせていただいているものですから、一応そうした対応はしているということだけ、御承知おきいただきたいということで、私のほうからちょっと一部答弁させていただきます。

以上でございます。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） ほかにございますか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

今と同じページの207ページなんですけど、産業振興事業費補助金ということで、29年度は新しい要綱が加わって、新規創業事業ということで、お二人にしましたということなんですけど、これを追加するに当たって、どのような経緯があって、これを追加されたのかというところが、29年度に新たにこれは新しい要綱としてできたと思うんですけど、その経緯です。何でこういったものがここに、要綱に入れて補助金を交付できるような形にしたのかというところについてお伺いします。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

この創業支援事業というものにつきましては、平成28年1月に国のほうからの認定を受け

まして、平成28年4月から創業支援ネットワークを構築いたしまして、創業支援についての事業を進めていくという組織をつくって進めております。そういった中で、平成29年度にこの産業振興事業費補助金の中に新規創業事業ということで、新しく起業される方を支援していくというところで追加をしてやってきているという状況でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

これまでもこの補助金というのは、しらすマーケット、以前は、以前はというか、今年度は、29年度は雨でできなかったというのがあったと思うんだけど、それ以外になかなか今まで使ってくれる人がないというのか、イベント事業であるとかそういった面でなかなかハードルが高いのかわからないけれども、申請があったかわからないけれども、なかなか利用されてこなかった。そういう中で、今度新しくこういったものが追加されてきているんだけど、もっと使えるように、ほかの点でもイベント事業であっても使えるようにというような形でハードルを下げるといったらおかしいんですが、この要綱を見ると、カムカム補助金と非常に似ているわけです。要綱自体が、この補助金いただくための。その辺でちょっと工夫が必要かなと思うんですが、創業支援自体が、これいいとは思いますが、本来の意味での使い方、補助金を使っていただくためのPRであるとか、この要綱に関しても、何か考えるところがあるのかなのかということでお伺いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） この産業振興事業費補助金でございますが、もともと産業課長の答弁のとおり、町の産業振興をどう支援していくかという観点の中から出てきたものでございます。

カムカム補助金も出ましたけれども、カムカム補助金については大規模イベントを対象ということで町外からの流入人口、観光に対する人口をふやしていくという目的でございます、全く視点は違うものでございます。

この産業振興事業費補助金につきましては、もともと創業ということまでは町の支援の対象には入っていない中で、まだ既存の事業者の方々がさらに事業展開を高めてもらうためにどうしようということで、例えば商品開発の開発経費とか、それから拡販をしていくためのイベントの経費とか、そういうものを対象にしていたわけですが、そこでなかなか使っただけなかったという原因の一つとしては、補助率などもあったんじゃないかというふうに思っておりますが、その補助率を極端に緩和しますとですね、一過性の事業にも使われるのではないかという懸念もありまして、それだけの事業計画を持って事業展開をされる方を確実に支援していきたいというような、そういう考え方のもとででき上がっております。基本的な考え方は全く変えていなくて、それに町として日本全体が目指して、創業支援、おりますけれども、そういう中に既存の補助制度の中に創業支援を新たなメニューとして加えていくと。そうしたら対象が出てきたということです、この考え方をハードルを下げながら、補助金としての事業展開が必要であれば検討はいたしますが、基本的な考え方については今のところはそうした考えを継続していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。再開を10時25分とします。休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時24分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

次に、8款土木費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番です。

資料の242ページ、公園愛護会報償金ということで、これが6団体で、6団体のことは全協で伺いました。この中で西ノ坪公園というのが、まだ公園として未開設ということになっていっていると思いますが、それに対しての報償金を出しているということで、どういう理由か、内容確認じゃないですけれども、未開設の公園だが報償金というのが出ているので、その辺のこと、ちょっとお伺いしますけれども。

○議長（藤田和寿君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

議員がおっしゃいますとおり、6団体のうちの一つに西ノ坪公園愛護会新田スロー会ということで、存在しております。報償金も交付しております。

西ノ坪公園の状況ですとか、愛護会のお話をさせていただくには交付要綱をもう少し話をさせていただきたいと思っております。

その交付要綱の1条の中には、公園愛護活動を自発的に行う団体——愛護会でございますが——報償金を交付し、公園愛護活動の助長を図ることを目的とするということがうたっております。また、その対象は都市公園でありますということでございます。西ノ坪公園は平成に入りまして、浄化センターの建設に伴いまして都市環境の一環としまして、都市計画決定をされた都市公園でございます。ですので、都市公園としてのところはわかっていると思っております。八木議員のおっしゃいます、じゃ、整備していないんだけど、公園の維持活動をしていることに対してという御質問に対しましては、私どもは西ノ坪公園のお話をさせていただきますと、用地の取得をさせていただいております。平成の1桁台からさせていただいている中で、現在55%ぐらいの用地取得率となっております。貴重な財産をお譲りいただいでいて、事業に向けて、今、進めている状況でございます。その中で今、公園愛護団体がどこの部分の作業をしているとか、活動してくれているかというところになりますと、御存じかもしれませんが、浄化センターの東側に古井戸を引いてありますセンダンの木があるところ、あの部分を主に公園愛護会として、新田の方を主に手を入れていただいている状況です。西ノ坪公園の状況は、用地取得のお話もそうですが、話をさせていただきますと進めていく中で、東日本大震災がありまして、業者の物差しも少し変わる中で、西ノ坪公園の沿岸部のところは防潮

堤の計画等もあって、西ノ坪公園の計画自体も今後見直していかなければならないという状況にあるということも、少し頭の中に入れていただいた中で、そのセンダンの植わっている部分については、今、新田のスロー会、愛護会の方たちが暫定供用していただいている、公園を愛護していただいているという状況でございます。そういう高い志の方に対しまして、私どもとしては公園の愛護の助長を図るという意味でもありまして、報償金をお支払いしているという状況でございます。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

お答えしていただいてわかったんですけども、西ノ坪公園、防波堤、防潮堤のほうが全部が、敷地がそうだと、たしか広い範囲の中で、その中でもシルバーの衆が堆肥をつくったり何だりする、剪定したとか草のそういう場所でも使っているもので、全体的に公園の認定はされているけれども、開設はしていないということで、そういう中でも、将来を見越して報償金を払っているというふうに受けとったんですけども。

それで、この間聞いた6団体で、純粹に公園だけというのは青柳公園。青柳公園はある程度、面積的に小さいもので管理が行き届いているかなということ、大変きれいになっておりました。それで、あとの5つの交付した団体の場所ですが、ここはみんなグラウンドゴルフを、ゴルフ場があるところなんです、これ。結局、そういう中で、報償金といって公園の中の一角をグラウンドゴルフで使って、自分が思うには、グラウンドゴルフのところを結構きれいにしてくれているというのはわかるんです。だけど、公園全体をきれいにしているんじゃないか、グラウンドゴルフ、自分たちが使うところをきれいにしているんじゃないかなというふうにとれるんです。そういう中でも、その全体に対する少しの割合で、きれいにしてくれているもので、報償金をお支払いしているということかもしれませんが、その全体の公園と呼ばれる中のグラウンドゴルフをやるところを管理していると思うんですけども、それに対して報償金を払って、いいとか悪いとかちょっとわかりませんが、その辺のことでどのように考えているか、全体の公園じゃなくて一部のものをやっていると思うんですけども、それについて報償金を払うということに対してどのように考えているか、ちょっとお伺いしますけれども。

○議長（藤田和寿君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

議員から御説明のありました6公園のうちの青柳公園が非常に管理が行き届いているという視察をしていただいたということは、常任委員会の中でも現地視察をしていただいて、ほかの公園については少しおろそかであるというような御指摘も受けております。

ちなみに申し上げますと、西ノ坪公園と青柳公園のほかには、西の宮公園、小藤路公園、湯日川親水公園、大井川清流緑地になります。この全てのを常任委員会の皆様にも見ていただきましたけれども、皆様に公園利用していただいている中で、その愛護会の方たちが主に活動しているのは自分たちの使うところ、もっと平たく言うとグラウンドゴルフのところじゃないかというようなことですが、正直、それに近いところがございます。

愛護会のシステムチェックの話をしていただくと、年度年度で申請が出てきまして、計画が出てきて、活動実績が出てきて、報償金をお払いするんですけども、その申請をするときに活動内容としましては、清掃ですとか、草刈りですとか、いろいろある中に何人で何日間やったよというところも出てくるんですけども、その申請を受けるときに、今、議員のおっしゃる

ように局所的な、自分たちのところじゃなくて、本来の愛護会の目的というのは公園全体なんですと、公園をきれいにしていくことを目指していくというようなことを、私どものほうで申請のときにきめ細かに説明をさせていただく等をもちまして、もう少し向上を図っていきたいと思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

6カ所の中で、大井川清流公園ですか、太平橋の北側のところですけども、あそこなんか29年度、報償金を払ってありますけれども、29年度といっても草ぼうぼうで、グラウンドゴルフやるところも草ぼうぼうで、全体的にもどこに何があるのか、昔あった池なんかもどこが境目かわからないように草が生い茂っちゃって、そういう中で何をしたかと言われると、ちょっと、自分がその申請書を見たわけじゃないもんでわからないですけども、何もしていなくてももらっているのかなというふうに思われちゃうんですけども、ですから、年間補助金が5万円ということではありますが、それは見方によってわずかな金額という人もいるし、5万円もという人もあるかもわかりません。それは、取り方が人それぞれなもんで。そういう中で、あくまでもやっぱり税金から出しているということで、そういう出されたものを素直に、ただそのまますんなり受け取って、いや、報償金出しますよというのか、それともちゃんと1年間やって、やったときはきれいになっていて、今の現在はそういうやったような状態、いい状態じゃないかもしれないですけども、そういう確認とかというものは、今言ったように、大井川清流公園にしてみれば誰が見ても何もしていないというふうに受けとれると思うんです。だから、そういう確認とかそういうものはきちんとしているかどうかということをお伺いしますけれども。

○議長（藤田和寿君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

愛護会さんの活動内容を把握しているか、確認しているかという御質問だと思います。

まず、大井川清流緑地というお話が出ましたので、ちょっと個別のお話をさせていただきますと、確かに愛護会さんが今活動していますのは、太平橋から北側の部分です。少しちょっと草が、芝生のところにしても草が生えたりですとか、池の形が少し見えていないという状況になっています。愛護会さんの人たちは、おりたところにあるトイレからちょっと上流に向かった芝生、全体の中の半分ぐらいのところが変わりかしく刈ってあります。そのところでグラウンドゴルフをやってくれたり、草刈りをしてくれたり、トイレの掃除もしてくれています。その中で、じゃそれを把握しているか、確認しているかということにつきましては、書面的には、形式的には、実績で確認も最終的にはしておりますが、その都度その都度、公園パトロールの合間ですとか使いまして、職員のほうで活動を確認しているという状況でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

全体的の中のごくわずかですけども、自分たちが使う部分を常にきれいにしてくれているというとか、大変ありがたいと思うんです。その全体の中のごくわずかかもしれませんが、その部分がきれいになっているということは、やるほうも大変だと思いますが、そういうこと

で、そのために、それを報償金という形でありがとうというような気持ちで、気持ちで報償金を出していると思うんですけれども、ですけれども、それをボランティアというような面で見ると、もう少し、ほかのほうも手を入れていただきたいなというようなことを愛護団体の方たちにお願ひして、やはり誰も自分の時間を使ってそういうことをやるというのは大変なことだと思いますけれども、そういう中でもその愛護団体という名前の組織が、そういう団体ができているということでもありますので、そういうことでもう少し広い範囲というんですか、その辺をやっていただくようお願いすることはできませんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

確かに、愛護会の方たちを、ちょっと乱暴に言いますと、御高齢の方が多いので機動力という面ではちょっと狭い部分があるかもしれません。ただ、私どもが思っていますのは、それゆえに細かい例えば草をとったりだとか、そういうことは若い人よりは上手です。そういうところの特徴を生かしながら、もう少し若い人への浸透ですとか、先ほども申し上げましたけれども、愛護会自体の考え方というものを申請時とか完了実績が上がっているときとか、そういう場面を捉えまして、粘り強く教えていくじゃないですけれども、一緒に歩いていくようにお話をさせていただきたいと、そこから少し始めてみたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

今、愛護会の話ですけれども、資料の240ページにも公園維持管理費とあるんですけれども、それこそ先ほど課長もお話いただきました常任委員会で回ったとき、大変公園、たくさんある中で、本当にきれいなところは青柳公園しかなかったんです。ほかのところは草が生い茂っていたりとか、遊具が傷んでいたりとかがいっばいあったんです。これだけの予算があった中でも、執行率約90%でもそれができていないということは、予算が少ないもので、結局そこまでいかないというふうを感じるんですけれども、もう少し、やはり町民の皆様にごこの公園維持管理費の中でいきますと気持ちよく使っていただきたいというのがやまやまで、委員会で見ても本当にこれが公園かなというところもあるものですから、そういう中でももう少し予算をとって、町民の皆さんにサービスを提供するというこの中でやっていただいていると思いますが、その辺、決算についてなので、決算で執行率90%でもあのような状態だと、どうなっているんだというような感じになっちゃうものですから、その辺で今後のことになるものであれですけれども、決算を踏まえて今後、どのような形でいくのか、ちょっと伺います。

○議長（藤田和寿君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 240ページの公園維持管理費のところの29年度の決算につきましては、このとおりでありますし執行しております。公園維持というところの観点から見ますと、こういった今、240ページのような管理費をつけていただくということと、公園愛護会もその手法の一つであります。また、新しい手法としまして、28年度からはマンパワーを直接投入しようということの中で、都市環境課さんのほうになります。環境保全費というほうで予算もつけていただくということの中で、だんだん新たな手法を取り入れてきているものでございます。常任委員会でも問題が提起されましたけれども、非常に維持管理状態が悪いということの中には、草の管理につきましてはお金のこともそうなんです、タイミングというか刈る時期

というのも非常に重要になってきます。そういうことももう少し研究をしまして、効率的にできるように勉強するとともに、新しい手法が何かあるかというところにつきましても、常任委員会さんのほうからも非常にアドバイスをいただいておりますので、そういうものを検討しつつ進めてまいりたいと思います。

以上です。

○9番（八木 栄君） 了解です。

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

213ページ、214ページのところで、一つお願いをいたします。

13節の白図等作成業務委託費1,413万円、これに関してちょっとお聞きをします。

前の図面、見てみますと、大体15年前の計画図が新しくなってくるということでもいいですね。要するに、今まで議案とかいろいろ出てきたときに、なかなか昔の地図でわかりにくかったと。それが今の実測したものに対応できる図ということで期待はしていますけれども、そういう形でいいんですか。

○議長（藤田和寿君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

議員お尋ねなのは、資料の213ページの13節の1,413万1,800円、白図等更新というところだと思います。確かに、この部分が29年度特出したところでございます。おっしゃったように、前々からちょっと地図が古いんじゃないかというようなところ、ここ2、3年、吉田町、道路網が飛躍的に進んでおりますので、そういうものを地図に反映したいということと、在庫数も少なくなって、地図の枚数も販売していますので、少なくなっているという状況の中、29年度に地図の更新、製作をしたものでございます。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

これをやってもらうことによって、大分現状に即したやつが実際、建築の仕事であるとか反映されるようになると思うんですけど、この29年度の新しく白図ということで示されていますけれども、これに対しては、例えば1万分の1とか5,000分の1、2,500分の1、500分の1、その全てのものに対してのそういう形になるわけですか。

○議長（藤田和寿君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

細かい話になりますが、契約の中の地図の種類というお話をさせていただきますと、2万5,000分の1、1万分の1、2,500分の1、この地図を白地図といいまして、都市計画施設が入っていないものと、入っている都市計画入りというやつを2種類を今言った縮尺のやつを作成しています。総数でお話をさせていただきますと、1万1,400枚刷ってございます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 2,500分の1までということですよ。都市計画ですね。

質問しようとするのは、この近周り、例えば、藤枝、焼津とか、図面に関するものが大体データベース化されて、そして非常にわかりやすい図面がとれるようになってきたんですけ

れども、残念ながら今、上の公図みたいな500分の1に関しては入っていないと、そういう回答だったんですけれども、この計画をするに当たってはそういう500分の1まで踏み込むような計画とか、そういうのは、29年度はなかったということですね。

○議長（藤田和寿君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

議員のおっしゃった500分の1の地図というものは、私の解釈だと公図写しかなという、いわゆる地番を調べたりする図面かなという解釈をさせていただきます。

すみません、近隣のお話をさせていただきますと、データベース化というお話だと伺います。近隣ではそういうところがちらほらございます。吉田町はまだデータベース化をしていない状況です。地図と公図はまた違うんですけれども、500分の1の地図のデータベースということに限ってお話をするのであれば、データベース化をしていかなければならないという方向性は示されている中で、うちの課だけでそれを持っているというのは非常にもったいない話で、例えば、それが地図へ乗っかって上下水道課の管網図に反映して、いろいろ使えるものですから、そういうところの調整を今から整えて、具現化していくというような段階でございます。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今の答弁、500分の1、そういう図面のデータベース化が非常に我々が見ても人的な、人件費的にも安くできるだろうし、効率もいいたろうし、それとやっぱり、それをやることによって、データベース化することによってその更新が、そういう非常に楽に、常にできるような形が出来ると思うんです。その中でこれからの形ですけれども、今言われたようにこれからは、データベース化に関しては考えていくということで、最後にお聞きしますけれども、そういうような考え方を持っているということではないんですね。

○議長（藤田和寿君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

まだまだ未調整なところがございますが、方向性としてはそちらの方向に向かっていくということで結構でございます。

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑はありませんか。

11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 11番、河原崎です。

ページ数215から217に載っていると思いますが、道路維持費、維持修繕費1,900万余。最近、町内、アスファルト舗装の穴あき、あるいはひび割れがたくさんあるように思います。その中で先日の全協では303件の修理をしたと、こういうふうにお伺いしたわけですが、最近、ここ数年、舗装上の上にタール状のものをかけて何かひび割れをとめているというような工法を使われているわけですが、この工法も303件の中に入っているのか、ちょっと教えてください。

○議長（藤田和寿君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

303件というのは29年度の実績で間違いありません。吉田町の道の中には、議員御存じだと思いますが、県道もあり、国道もあり、町道もありという中で、ちょうど主に町道を私どものほうで維持管理をしています。これはまた余分になりますが、津波防潮堤のように生命を守

るということの中で、同じ公共施設として道路の穴ぼこに対してもすぐに対応するように、けがのないようにということの中で対応しているものです。その工法としてクラック、ひび割れに対して油を、樹脂を注入したような工法を採用しているかということにつきましては、今の時点では吉田町の道、町が管理している道にそのことをした記憶はございません。主に県道、私どもが見ると県道で、県島田土木事務所のほうでそういう工法を採用しているということは車を走っていて、私どもも感じております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 11番、河原崎です。

この工法がいいとしたら、町道のほうにも手法としてやってみたらいかがかなと。

それとまた、町道も大変傷みが激しいと思うんです。あえて言うと、焼津榛原線、もうこれ、町道になったのかな、まだ県か、焼津榛原線。それで、そのところとか、片岡山通り線です、川尻へ行く道路。特に、クラックとかひび割れとか、あれが危険なような感じのところも見えますので、いま一度点検をして、本舗装をやってくれるなら、これが一番ありがたいわけですが、予算的なこともありますので、また、そのところはチェックしながら、予算化をしていただければなど、このように思います。その点はいかがでしょう。

○議長（藤田和寿君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

工法的なものを採用できるかということに関しましては、県土木さん、国の技術、私どもよりすぐれている部分もあると思いますので、それを見ながら、検証しながら吉田町の道に使えるものであればどんどん使っていきたいと思います。

また、今おっしゃった2路線につきまして、焼津榛原線の傷みにつきましては、確かに焼津榛原線、吉田町の町道認定はしてございますが、まだ県からもらってありません。今。移管とって、吉田町に来るに当たって、ちょっと乱暴ですが、条件闘争を県とやっているところです。その調整がまだ整っていませんので、そういうふうな中で言えるものは言っていきたいという状況でありますし、下片岡山通り線、総合体育館から川尻、お宮さんのほうに向かう道につきましては、少し現場を注視しながら、29年度には区画線、外側線だとかセンターラインを視認性が悪かったので引き直したといういきさつもありますので、そういうことと絡めまして、下片岡山通り線につきまして現場を注視していきたいと思います。

以上です。

〔「了解」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑はありますか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番です。

222ページの橋梁維持補修費で、一応本年度、114橋を点検したということで、全部で248橋全部終わって100%点検が終わったというふうなここに載っているんですけども、その中でここにかなりのお金を使ってあったし、これをあと町民の皆さんに対して、橋がたくさんあるもんであれですけども、どのような形で、知らせることがいいか悪いか、ちょっと、その辺もわからないですけども、やはり、自分たちが使っている橋が大丈夫かどうかということも、ちょっとは思う人もあるかもわからないしということもあるもんですから、今後、点検し

たものをどのように町民に知らせていくのかどうかということ、ある程度ランク別になっているもんで、すぐにやらにゃいかんものもあると思うんですが、その辺でどうしていくのかとちょっとお伺いしたいんですけども。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

資料の222ページの取り組み内容・実績、効果のところだと思います。

その前に、橋梁点検には直営といたしまして職員がやっているものと、業務委託をしまして、橋が長いもの等につきましては、専門のコンサルタントに委託をしているものです。その総数が114橋ということの中で書かせていただきました。それを、じゃどういうふうに町民の皆様に公表していくんだということにつきましては、先ほど、議員のおっしゃったように健全度ぐあい4段階に分かれていまして、1から4になっていまして、4が一番、非常に程度の悪いというもので、吉田町でレベルの4は、前にもお話ししました片岡の湯日川にかかるます念仏橋です。念仏橋につきましては、撤去という方向性が示されている中で、この橋梁維持補修、橋梁点検につきましては、国の重点施策として、国・県の指導を仰ぎながら進めているものの中で、そのレベル4のものについては、至急、現場も対応しなさい、通行どめにしなさい、周知もしなさいというレベルのものということで教えていただいております。

レベル3からレベル1のものについては、特にそういうような項目がございませんので、説明というような欄がございませんので、今後、国・県とちょっと相談をしながら周りの市町の状況もちょっと調査しながら考えていきたいと思っております。

以上です。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑はありませんか。

10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

私は、235ページの土地区画整理事業費のことについてお伺いしたいと思います。

ここ、浜田土地区画整理事業ですけども、組合施行でやられております。今、大規模商業施設の建設も形にできまして、12月にオープンするというので、一気にあの辺が活気づいているかなというふうな印象を持っております。

こうした浜田土地区画整理事業は、面積そして事業規模、これが大変大きくてございまして、これを組合でやっているということでございます。

全員協議会の中でお聞きをしたところ、町のほうでは都市環境課の中で部門があって2名の職員が配置されているということで、主に設計支援をやっているということでした。組合のほうで総会もやっているかと思っておりますけれども、組合のほうでは今、常勤職員というのが何人いるかわかりますか。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

組合のほうに関しましては、事務の方が1名、今常勤で詰めております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 1名の方ということでございまして、以前は2名とかいたり、3名いたり、また役場の職員が常駐していたこともあるかというふうに記憶しております。このよ

うな、今現在、今1名、29年度におかれましては、1名の職員でこんなに大きな事業ができるのかということの疑問が率直にあります。統合支援をすべきだというふうに思います。一番いいのは組合に常勤をして区画整理事業の全般を支援するということについては、いかがお考えでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

現在1名ということで、今、御説明させていただきましたが、平成29年度につきましては2名おりました。1名、退職されまして、今現在1名ということになっておりますが、今現在、その1名の方というのは事務の方なんですけれども、今の浜田土地区画整理事業の事務全般についてはその1名の方ではほぼ間に合っているというような状況でございます。やはり、一番やっぱり問題になってくるのは工事の発注等におきましては、やはり専門的な技術であったりとか、そういうものところがやっぱり必要になってきます。今までにつきましても、その1名がおったときでありまして、その設計支援でありますとか、そういうものにつきましては、町のほうで支援をさせていただいておりました。現在につきましては、1名いないというところではあります、その設計支援につきましても町のほうでなるべく工事のほうの支援というものは、今まで以上にやっていく中で、事業のほうを進めたいというふうに考えております。

総合的な支援といいますと、それこそ昨年、それこそ用途の変更ということで、なるべくその浜田をどうやっていくかということにつきましては、浜田土地区画整理組合だけに任せているわけではなくて、町としましても用途の変更でありましたり、ましてやそういう用途を変えたことによって立地企業がないかということにつきましても、うちの課でなるべくアンテナを張りめぐらせる中で、そういうところにもお声がけをさせていただいて、なるべくその保留地の販売にも協力していくというところでは、今の状態であっても都市環境課のほうで支援をしているという状況ではございますので、今の状況で何とか今のところを切り切っていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

本当にそうでしょうか。過去、浜田土地区画整理組合には3名の事務職員がいらっしやっただということは私も記憶があります。今、2名になり、その2名が今現在、1名だということで、どうして職員がやめてしまうのかと、そういうところがあります。組合の事情を全部知っているわけではありませんけれども、かなりの借り入れをして、その借り入れの返済も毎年大変だということで、資金繰りのほうも厳しい中で組合の人件費というのも限界があるのではないかとこのように想像します。

そういう中で、事務職員は1名いるものの1人では到底、やっぱり全体的にやり遂げられるような事業量じゃないというふうに思います。かなりの知能部門担当者の支援がないと組合事業というのはいまよくいっていかないのかな、今後、未利用地もたくさんありますので、シーガーデンシティ構想になる中心に、そこ、ありますので、ここはかなり町にとっても大変力を入れていくべき事業だというふうに考えております。

課長、その浜田の事務職員が今1名でこのまま1名というところで、町は容認しているのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 議員の御質問を聞いていますと、組合施行ということを前提とされていないように感じます。町が丸抱えで事務から何から全てやるのが総合支援だというように受けとられるような御発言でございましたけれども、浜田土地区画整理事業というのはあくまでも組合施行でございます。その中でその組合がより円滑に事業展開ができるような支援をしていくということが町の務めであるというふうに思っております、先ほど都市環境課長が申し上げたように、例えば、用途変更が必要であるとか、組合の力ではどうしようもないというようなものについては、積極的に町としてもバックアップをして、それを達成するようにしておりますし、また、資金的なものでもでき得る限りの援助をしながらここまでできております。マンパワーについても、長い経過がございますので、まだ工事量なども経年で大きく変化しておりますが、そうした中で、必要な支援がある場合にはそれに応じて町が職員を実際に配置してみたり、常駐しないまでもこちらの役場サイドで事務を手伝っていくような支援を現在もしておりますし、そうした中で組合が組合として事業を継続できるようにしておりますので、少し町が引き取ってしまうような、そういうイメージで捉えましたので、そこはあくまでも組合施行の中で、町が今でき得る限りの支援をしていると、これからもそのスタンスは変わらないということで御認識いただきたいと思えます。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

もちろん、浜田土地区画整理事業は組合施行ということで承知をしておりますが、実際、組合では女子事務職員が1人ということで今お聞きしました。これでいいのかというところが疑問の投げかけです。丸抱えで町が面倒を見ろということではなくて、やはり今、でも理事のお言葉の中に必要とある場合はしっかりと町として対応しているということを知ったので、そのところは切にお願いをしたいところでございますけれども、組合が事務職員を1名しか置かないのか、置けないのかわかりませんが、やはりあれだけの面積、それから町の重要な施策の一つ、そしてまた事業費を考えますと、丸抱えということではなく、しっかりとやっぱり町でも支援をしていく必要はあるというふうに認識をしておりますが、今現在も支援の必要があれば、町の職員を常駐とはいかなくてもしっかりと送り込んで支援をしていくという御答弁でしたので、その点についてはしっかりとお願いをしたいところですが、組合からその事務職について相談されたことはありますか。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

事務ということであれなんですけれども、今の事務につきましては経理であるとか、そういう一般的な事務のほうを行っていただいている状況です。その方について、どうしても人が足りないの何かしてくれという相談はうちのほうには受けておりません。ただ、先ほど言いました設計業務であるとか、そういう工事発注であるとか、そういうところの業務につきましては、今1名欠員が出ておりますので、その点については町のほうで支援をしてくれということがございますので、その辺につきましては町のほうで支援をしているという状況でございます。

以上です。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

次に、11款災害復旧費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時11分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員は12名であります。

次に、9款消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

259ページの防災意識向上事業費を見てください。

その中で、4番目の委託料の中に、防災公園の指定管理委託料、これが720万円計上されております。

まちづくり公社も含めて、防災公園の管理の中で、地域が防災の拠点としての位置づけ、それは持っているわけです。そのときに、この防災としての位置づけの中で、いざ災害とかそういうものがあつたときに、あそこは拠点となってくると、その拠点の中であつてくるところの一番トップとしては副町長があそこに責任者としていただけるわけです。その防災と、そのことを考えていくと当然、それぞれ災害があつたときにはこの庁舎が一番の本部になって、そして今度、その防災公園であるとか、水の管理とかそういうのがありますので、当然、あそこは次の、サブの拠点になつてくると思うんですけども、その辺はそういう意識でよろしいんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

防災公園の災害時の拠点の位置づけというところで御質問だと思います。

あくまでも災害対策本部が設置されたときは、役場が第一義的に防災の拠点と、本部ということになります。一方で、防災公園のほうにつきましては、津波の被害を受けた方々、そうした方々の要するに被害を受けた後に、あそこに来ていただいて、住居とかをなくした方々の仮設住宅を、あその用地に建てていて、そこに来ていただくというようなところで、防災公園のほうには位置づけをさせてもらってございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番(山内 均君) この防災公園の指定管理の中に含まれるものに関しては、当然、周辺の管理、今のものも含めて。ただそういう管理とかそういうもの、今言われた津波に遭った人たちが避難をしてきて、そこに仮設の住宅をつくるということで、当然、このときに一つの疑問が湧くんですけども、中の組織の部分です。組織の部分で、中を見ていくと吉田町出身の人がいませんよね。女性が1人いるけれども。

言いたいことは、もし、実際に災害が起きたときに、そこに対応できる人がその地域の人、この吉田町の人が1人か2人いることによって、そこにスムーズなコンタクトであり、そういう副町長をトップとしたその中にスムーズな運営ができると思ってはいるんです。そのときに、できたら、できたらというか、その吉田町の人がここにちょっといないということに関して、私らはちょっと、専門としてはちょっと不安を感じるわけですけども、その辺の、吉田町の人が入らなかった理由、そういうのは特にはあるんですか。

○議長(藤田和寿君) 指定管理をしているまちづくり公社の中に吉田町の職員、人がいないということですか。

[「そうです」の声あり]

○議長(藤田和寿君) 理事、塚本昭二君。

○理事(塚本昭二君) 今の9款というよりも、公社の体制の話だと思われまますので、その観点でお答えをいたしますが、公社の従業員、事務局職員です。事務局職員の体制といたしまして、常駐者、専務理事がおりまして、あと事務局職員でフルタイムの常駐者というのは、3人おります。その3人のうちの2人は吉田町居住者です。ですので、吉田町、1人しかいないということじゃなくて、いるんですが、それと短時間勤務職員がいますので、その者も吉田町出身です。あと、夜間とか時間を限って勤務をしてくれている職員もいますので、その中にもいます。こういうようなことで、吉田町の職員が少ないかどうかは別としても、いることはおりますので、その点では御安心いただいてもいいかと思えます。

ただ、専務理事とか事務局の中には、そこを指揮する職員として吉田町の居住者じゃないというところは事実でございますので、それについては、公社というのは、あそこの施設の指定管理を受けることをメインの業務としているわけではございませんので、その業務の一つとして指定管理があると、こういう状況です。ですから、トータルとして見ると、やはりトータルとして動ける職員を配置するというので、それが吉田町の居住者であればなおさらいいということにはなるんですが、今のところはそうになっていないと。

あと、まちづくり公社が非常時において、あそこの役割が持たされているかということ、非常時においては役割は果たさなくていいことになっています。逆に、非常時においてあそこを災害対策の拠点として使用する場合には町が直接出て行って、それであそこの利用を開始することになりますので、そこまでの過渡期においてはまちづくり公社の支援もしてもらうというようなことにはなると思いますが、業務的には災害時は外れているという、そういう状態でございます。

以上です。

○議長(藤田和寿君) 6番、山内 均君。

○6番(山内 均君) 災害発生、発災時には外れているということは、今、確認をしました。

ただ、今先ほど言ったように、災害が発生をしたときに、当然、あそこに瞬間的に皆さん移動します、避難をしてくるでしょう。特に、今回の北海道の地震を見ても、熊本の地震を見

でも、あちこち、7の今まで経験しないものがあちこち起きています。ということは、もうここにもその状況がすぐに起きるだろうと、当然、皆さん監視すると思いますけれども、そのときに組織の中の組織図、心配するのは、委託管理をしてその後実際に被災したときにはあそこで大勢の人たちが詰めかけて避難していく。その状況を考えたときに、やっぱり地域の人たちといった、その副町長が今トップでやってくれていますが、できるだけ上に指示をしてくれる人ができれば、町の人たちがいることによって、町の人たちがやっぱり安心できる一つの、それとやっぱり、もう一つはやっぱり働くところができる、そういえば警備の人もやっぱり吉田町の間人じゃないですよ。そういう意味で、この、ちょっとすみません、変わっちゃうかもしれないけれども、そういう意味であそこのまちづくり公社そのもの、防災公園の、それと、一体として考えたときに、何がベターかと、そこで考えたときにはそういうもの、避難をしてくる人たちのことを考えたときには当然、そういうものがベターじゃないかと、そういう意味でちょっとお尋ねをしているんですね。そういう意味で、その重要どころが私としてはあると思うものですから、その辺の、現在は、29年度はそういう形でスタートをして、副町長がトップでやっていただくと。その中で、できたら今のような形が29年度を踏まえて、そして周りにはいる人たちも踏まえて、吉田町の人たちもそういう能力のある人たちはいっぱいいると思いますので、その上での町の施策というか、そういうものに対する反映ができないかなということ聞いていただけですけども、その辺はまた町内に向かっての話になりますけれども、その辺のお考えがあれば、安心できる考えがあればお願いしたいと思うんですけども。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） まちづくり公社の運営については2款のところでもお話をいたしました。が、まだまだ完成には至っていないという、組織を含めて活動の内容自体が想定しているところまでは至っていないと、こういう状況でございます。その中でできるだけ早く自立した一般社団法人として活動できるような体制づくりをとということで目指して、ここまでできています。望ましい姿というのはやはり地域も念頭に置きながら、地域に顔が見えるような、そういう一般社団法人でありたい。これは当初から思っておりまして、そういう中で、吉田町の地元の居住者も当初から事務員になっていただいているという経緯がございますが、全体を、指示を与えていく管理的な職員を吉田町で見つけることができれば、それが望ましい形でしょうし、そうならなくても一般社団法人の顔として吉田町の者が居住している方が前面に出て来られるといいような、そういうような組織づくりができればより安心していただけるし、より皆さんにお使いいただけるのではないかなというふうに思っております。

私、理事長もいる中ですけども、設立から携わった者として、ずっとそういう気持ちで公社を育てようというふうに思っておりますので、ぜひ御支援をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 指示系統の中に、もし入ってくればありがたいと思います。

それと、もう一つ、この今言った発災後の管理の中で、あそこの役割の中で、実際に組織をつくってくれています。組織はあります。その中で、いざ起きたとき、その対応の訓練というか、そういうのはまだ余り見かけていないんですけども、そういうのを当然、迎え撃つた

めの訓練というか、それは、これはやっていかないかと思うんですけども、その辺が重要なことだと思うんですけども、その辺に関してはこの管理の中ではやってはいるんですか、それか計画はあるんですか。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

今、議員がおっしゃられたこの決算で言いますと、防災意識向上事業費の中の委託管理費の中では、そうした訓練に伴う管理費というものは入っておりません。ですけども、先ほど理事も言ったように、発災直後はやはりそこにいる方々の避難誘導とか、そうしたものも必要になるかとは思いますが、また、防災課のほうも指導しながら、そうした訓練であるとか、そういうところもやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） そういう形でやっていただきたいと、それがまさに意識の向上だということだと思っていますので、私もそういう形で質問させていただきましたので、ぜひその辺は、今来ても対応できる状況をつくっておいていただきたいと、それが最終的な私どものほうからの望みですけども、それに対して何かいただければお願いをしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 今年度もそうですが、平成29年度から公社として防災、単なる指定管理ではない、防災上の拠点となる施設の管理をしていると。それにプラスというか、それと同じように、魅力づくりのための情報発信もあの施設を活用しながらやってもらいたいという、そういうコンセプトでございますので、防災の意識向上を自分たちも発信していくという取り組みはしております、掲示物とか展示物とかいうのも、まちづくり公社が独自で発想したものでございますし、また非常時においてFMの放送拠点を置くとか、あと災害時にどういう施設の使われ方があるのかとかいうのは、まちづくり公社独自としても説明もできるし、使い方もちゃんと知っているというような状況にありますので、また、40トンの水槽についても管理には一緒に携わってもらっていますので、そういう意味では非常時に全く組織として対応できないという状況にはなっていないで、逆に一緒になって防災意識は徐々に高めていくし、あそこを利用していただく方にもそれを植えつけていくというような、そういう活動を今展開しているところです。

以上です。

〔「了解」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑はありませんか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

256ページの地震対策費の中で、貯水槽のことです。

全協で聞いたとき、小藤路公園のほうは本管として使っているものですから、常時水が移動していて、3年に1回清掃点検をしているということで、それで防災公園のほうは宅地内の貯水施設として管理をして6カ月に1回水を入れかえているということですけども、6カ月、いわば年に2回ということですけども、いつその水を利用、活用する 때가来るかちょっとわからないですけども、その1回入れかえる、出す水を実際、飲み水として十分適合するか

どうかという、そういう検査というか、そのようなことはしているんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

北オアシスパークにある40トンの貯水槽の件でございますけれども、水の入れかえにつきましては全協でお話をしたとおり、6カ月に1回、水の入れかえをさせていただいております。それから水質検査、これを含めて塩素剤も1年でかえるということになっておりますので、1年しかもたないということになっておりますので、この点検のときに水質検査、それから塩素剤の取りかえ、設備の点検をあわせてやらせていただいております。

今、議員がおっしゃるとおり、いつ何があるかわかりませんので、いつ、急に発災があった後でも、水が飲めるような状態にしておきたいというところで、こうしたことをやっているというところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番です。

じゃ、検査の結果、常に飲める状態になっているということによろしいでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

そのとおりでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番です。

6カ月に1回ということは、年に2回ということですね。本当に夏が暑くて、熱帯というか、そういうことでタンクの中というのも結構温度が上がると思うんです。そうすると水がお湯に変わってしまうというような考え方もあるわけですね。実際、熱伝導があるものですから。そういうことで、その6カ月に1回入れかえる時期というの、一つ考えだすと思うんです。ですから、夏のシーズンを過ぎちゃると、その次のとき、それ出したのが割かし温かいかなというふうに自分は思うんですけれども、だもんで、年に2回ということによってそういうことを考えて、ある程度、常にいい状態の水を飲めるようにしておかないといけないというふうに思うんですけれども、ですから、入れかえる時期というのちょっと考えないといかんと思うんですけれども、その辺について、どの時期に入れかえているのか、そういうことを考えているのかということをお伺いします。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

入れかえの時期という話も出ましたけれども、防災公園、あそこができてから開園をしましてから6カ月というところで一度やっているというところでございます。今、議員おっしゃられるように、ことしにつきましてはやはり異常な暑さであったというような年でもあったというところもありまして、今後も基本的には6カ月に1回というところはあるんですけれども、また、こうした点検をさせていただく業者等の知恵を拝借しながら、水の入れかえも含めまして常に飲み水として、被災した方々にすぐ飲み水として提供できるような形で管理をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

法定的に6カ月に1回というようなことだと思いますもんですから、それ以上入れかえが、サイクルが短くて、何回入れかえてもいいわけなもんですから、常にそのいい状態の水を飲むような形で考えていただきたいということと、それとあと具体的に何月と何月に入れかえて、まだ1回しか入れかえていないという話でしたけれども、具体的な何月かというのをちょっとお伺いします。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

4月、10月とやっております。

以上です。

〔「了解」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑ありますか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

261ページの情報伝達充実・強化事業費の中の役務費のところ、回線使用料ということでありまして。その中でも衛星電話及びモバイルWi-Fiルーターということであるわけですが、この使い道というのか、情報収集と伝達というようなことであるんですが、その方向性が災害があったときにこれらの機器を使って、国や県や町の災害本部とか、そういった情報収集または伝達するために使うのか。それとも、町内で被災をした方がどういう状況にあるかというのを現場へ持って行って使うためにあるのか、その辺でちょっと、どういった使用目的といったらおかしいんですが、その辺をちょっとお伺いいたします。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

Wi-Fiルーターの件につきましては、現在、県内で各市町、それからライフライン等の業者も含めまして、FUJISANというふじのくに防災情報共有ネットワークというシステムを使って、いろんな情報を災害時に共有しております。これは常時、インターネット回線を使ってつなげてございますけれども、仮に有線が遮断をしたというところで、このWi-Fiルーター、携帯電話回線を使ってシステムを立ち上げるということございまして、基本的に外に持ち出すではなくて、役場の本部のほうで情報入れたり、情報を共有したりというシステムになります。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 衛星電話の使い方も聞いていたと思うんですけども。

防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

衛星携帯電話のほうにつきましても、基本的には本部のほうで使うということになりました。場合によっては現場に持っていけるというものになってございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

一応、大まかなというか主な使い道というのは理解したわけですが、そうした中で情報収集、伝達ということで考えますと、やっぱり、我が町には避難タワーをつくってあるわけで、そこからの情報をどうしてとるかとかというのにも必要になってくるのかなと思います。また、避難所においてもどういう状況になっているのかというのが瞬時にやってわからないと、じゃこれまでの想定でありますと、避難タワーに3時間ほど待機というか、している間に、その後、避難所なり避難設備に移動するというような状況になっていると思うんですが、そのとき、じゃどこへ行ったらいいんだという情報をどうしてとるかというのが非常にあると思うんですが、そのときどういったツールを使って、どういう形でその現場の方が判断するのかということについて、こういったモバイル機器であるとか衛生電話を有効に使えないかというのが非常にあるんですが、そういうためにもこういった項目で挙げたのかなというのが一瞬思っちゃったんですが、それとは違うということなんですが、そういった方面でのこういった情報収集のための機器ということは考えておられますか。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

現在、この決算でいいますこの情報伝達充実・強化事業の中の機器については、あくまでも本部のほうを使うものというものでございます。一方で、やはり避難をされた方々の情報ツールというところでございますけれども、現時点でそういった機器があるわけではないんですが、それぞれの災害対策の基地あるいは地区連絡部におきましては、防災行政無線あるいはデジタル式のMCA無線、そういったものも配備をしております、そうしたところで情報を本部のほうに上げていただくというような形になってございます。ただ、これだけでは不足をするところもあるかとは思いますが、現時点ではそうしたところで運用していくところでございます。

以上です。

〔「了解」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

今、同僚議員が聞いてくれました261ページ、同じところなんですが、今のWi-Fiルーターということで担当課長から御説明があったんですけども、今の御説明の中に携帯電話の会社を使ったWi-Fiルーターと今、ちょっと聞こえたんですけども、そうすると、例えば大規模災害でいろいろな情報が入ってくるんですけども、そのときに基地局が倒れてしまうと、3日ほど携帯電話の会社が使えなくなってしまう。町民の方が一番心配していることは、それだと我々が持っている携帯電話と同じレベルのものが庁舎の中で主に使われているんじゃないかなということを心配されまして、命の綱である無線機が、例えば同じレベルのものではないということを示していただきたいなと思います。

8月1日から、総務課長から大規模災害があったときのインフラ等の御説明あったと思うんですけども、例えば携帯電話の会社が使えなくても、上にありますこの衛星電話ですと24時間大丈夫ということ、例えば、県や国と無線でつながっているから大丈夫だということはあるんじゃないでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

このWi-Fiルーターの件でございますが、一応ドコモの携帯の回線を使うということになっておまして、これだけではなくてルーター切りかえをすると衛星電話の回線も使えるということになってございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時45分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員は12名であります。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 資料308ページの中央公民館運営費ですけれども、全協のときAED借り上げがありまして、1台、中央公民館にあるということで了解しました。私どもはいろんな屋外のスポーツの大会とか、そういうものあるもんで、それぜひ貸し出していきたいということで、お話ししました。それで、結局、リース代もここで見ると、これ5万9,616円ということだもんで、できればもう少し1台といわずに2台ぐらい、移動式を常時中央公民館に常備しておいて、そういう大会とか外でのイベント、ウオークラリーなんかもそうかもしれませんが、そういうのに貸し出す、必要があればですけれども。ということで、できるだけそういうことを促して行って、使ってくださいということでやらないと、何かあったときには、もう命がなくなっちゃうもんでということが一番なもんですから、そういうことでもう少し台数、もう2台ぐらい借り上げして置いて、貸し出すというようなそういうお考えをちょっとお伺いします。

○議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 生涯学習課でございます。

今、議員さんの御質問はAEDの台数をふやして、貸し出してはどうかというようなことだと思いますけれども、現在、うちのほうのAEDの貸し出しについては利用者から貸し出しの依頼があれば必要に応じて貸し出しをしております。そして、町の主催の大会については今、公民館にあるAEDを持ち出しして、その大会の緊急時に対応させていただいておりますので、うちのほう、町民スポーツ祭などの体育協会が主催するような大会についても町の主催の各種大会と同様に、公民館にあるAEDを貸し出して緊急時に備えたいと思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

中央公民館にあるのは固定式か移動式か、ちょっと、移動式とこの間聞いたですかね。

それで、結局、総務課の移動式のを借りてきて、この間、貸し出した実績があるということで、お話を聞いたわけですけども、なのでもし公民館が全然使っていなかったらいいんですけども、公民館で利用者があって、公民館の中の使用があったときに貸し出すと、公民館のがなくなっちゃう気が、それがそれじゃすぐ役場が近くにあるので間に合うというのはいいいですけども、一刻を争うものですから、この間お話したかもしれませんが、消防署から救急車が来てするよりも、そこでAEDをやってくれないと命がもたせませんというふうに消防署の人も、話を私が聞いたということでたしかお話ししたと思いますけれども、そういうことで一刻を争うということでもありますので、重なったときはどうするのかということがあるものですから、これ1年間で5万9,616円ですか、命が助かるなら安いと思うんです。なので、そういうことで、あるものを使うというのはわかりますが、それ以上にそれじゃ、屋外のそういうイベントが重なって別な場所で2カ所ほどあったら、そういうときは1台しかなければどうするかなということもあるじゃないですか。その場合、どうするんですか。

○議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 生涯学習課でございます。

今、議員さんが質問して、大会が重なった場合はどうするかということだと思いますので、その場合は、私としては、担当課としては今、体育協会にも補助金等を出しておりますので、体育協会の中の補助金を活用して、その中で借りるようなことも検討していただければいいなと思っています。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

その都度、リースでリース会社から借りるよということでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 生涯学習課でございます。

その都度借りる方法もあると思いますが、1年間を通して体育協会がAEDを借りると、リースをするというような方法も考えられると思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

そういう体育協会のとか、そういう体育協会ばかりじゃなくて、いろんなことで人が集まるときはあるものですから、そういう中で、一応、中央公民館に1個あるんですけども、それを持ち出すと困るから余分にリースで置いていただければ、必要があればそれが使えるということで、今、お伺いしているんですけども、あくまでも借り上げる気がなくて、体育協会のほうで借りてくれと、こういうことですか。

○議長（藤田和寿君） 今、そのような御答弁だったと思いますが、もう一度、答弁していただけますか。

教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） AEDの借り上げというか、台数のことでありますけれども、まず

はどのぐらいニーズがあるのかということは、まだ我々としても全体として把握できていないところがありますので、今、議員おっしゃられたように命にかかわる問題でありますので、これは優先順位としては極めて高いというふうに思っておりますので、どのぐらいニーズがあるのか、そういったところも確認をしながら、じゃ、それに対してどのぐらいの台数が必要なのか、今の状況で足りるのか足りないのかということも含めて、今後、考えていきたいというふうに思います。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

では、お伺いしますが、どのぐらいの人数なら余分に借りてくれますか。

○議長（藤田和寿君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） すみません、今、人数ではなくてニーズ、需要がどのぐらいあるのかということで申し上げました。需要が、ニーズです、ということで申し上げます。

○9番（八木 栄君） ニーズね、人数と聞こえたから。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

屋外の体育協会に所属しているスポーツでも、町民スポーツ祭をやっていて、それぞれがそれぞれの種目でやっています。それで、以前、たしか何団体あるか、ちょっと調べたんですけども、一般質問やったもんですから、今、団体数としてはわからないですけども、人数はこの間お伺いしたら、平成29年度で1,460人はいると、その体育協会に所属している人が、というお話を伺ったもんで、そういう中でかなり運動の種類もスポーツ種類もあると思うもんですから、ぜひそういうことをしてくれて、命の安全を保障してやるというのが、それが町民へのサービスかなというふうに、私思ったもんですから、高いものを何とか置いてくれというんじゃないで、年間5万9,616円ですよ、リース代が。ということはそれぐらいなら、それで今、体育協会のほうでと言ったときに、体育協会の本来、ちょっと話が変わっちゃうかもしれませんが、体育協会の補助金も少ないんです。今言った1,460人いて幾らかということを計算してみればわかりますが、1人当たり。そういうことがあるもんですから、そういう体育協会に支度してくれと、体育協会のほうでそういうのを支度しますという話が上がって、支度すれば別。それはそれでいいと思いますけれども、私はその前に一応、そのもとである中央公民館のほうで、担当課のほうで用意していただいて、貸し出しをしていただければありがたいということで言っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいま補助金等の関係でもお話があったもんですから、ちょっと財政面も関係してくるかなというのもありまして、私のほうちょっとひとつ答弁させていただきたいと思います。

まず、AEDの関係ですけども、議員がおっしゃるように、やはり住民の方の命というのがやはり大事になってくると思っております。先ほど、各施設ごとに、各施設、例えばスポーツであれば、スポーツの会場のところに1施設ごと全てに設置されていれば一番安全だと、一番安心するということだと思います。そうした中で、現状今、全ての施設に備わっているわけではないものですから、例えば中央公民館とかの関係、先ほど役場ということで、隣り合わせになっていますので、そこは共用するような形を、連絡体制をとっておけば共用していくと

というのが可能だというふうに思っておりますので、その辺の運用については今後検討させていただきたいと思っております。

まず、命の、やはり貸し出しです、いわゆる移動式のものを持って、グラウンドとかで。特に、具体的には例えば高島グラウンドでやっているようなときに、一つあれば、グラウンド全体使っていれば、そこを全体で使わせてもらえるというような、そうした対応もできるかと思っておりますので、そうした各、どこの施設にも置くのが一番いいんですけども、そうした形で運用していくという方法は幾つかあるかと思っておりますので、そういったことで対応させていただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 補助金が少ないという質問ありましたが、それはいいですか。

〔「はい、いいです」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

今、企画課長が言ったようなことで、私、最初からそういう質問を、全協でそういうことで伺ったりしたもので、しているつもりでいます。そういう中で屋内の、要は体育館とかそういう公共施設、建物の中にはほとんど行き届いているというふうに、これ決算なり見て、借上料となっているものですから、それわかっています。今言ったように屋外でやる時にないものですから、それで貸し出すようにどうですかということで私言っています。今、企画課長の意見と全く同じわけです。それで、中央公民館にありますという話、だけど一つしかないもので、この間は総務課のを貸してもらいました。そうしたらすぐ返せと、いつ必要になるかわからぬのですぐ返せと。日曜日に借りて、月曜日に持って来いと、仕事を休んで返しに行きましたということがあったものですから。その借りた人も大変なことになるもので、仕事を休んでそれをわざわざ1個を返しに行くものですから、そうじゃなくてももう一つ用意しておいて、それを別に貸し出し用にして、グラウンドとかほかのところもイベントがあるかもしれません。そういうときに貸し出したら、関係するイベントですか、貸し出したらどうですか、もう一つぐらい借りてくれたらどうですかということで、今そういう話をしているわけです。わかってくれますか。だもんで、中央公民館に1個あればそれでいい。中央公民館のを貸しちゃたときに、そこがなくなっちゃうもので、そういうことで総務課のを日曜日お休みだからということで貸してくれたと思うんです。それもわかります。だけど、それすぐ返せ。そうじゃなくて、一つ、金額高いかなと思ったら、年間5万9,616円、これが高いか安いかわかりません。ですけども、これで1年間、これ貸してもらって、命が助かるとしたら安いもんじゃなかなと私思ったものですから、もう一つぐらい借り上げておいて、それを貸し出したらどうですかというふうに言っているんですけども、それがだめだとしたらそういう町かなというふうに思うしかないですけども、それでいかがですかと聞いているんです。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

議員のおっしゃること、よくわかります。ただ、やはり一つはお金、それは確かに全部全てそろえるのはありますけれども、まずはやはり今、議員がおっしゃったように、その貸し借りのあれは、あくまでもやり方というか手法としてはありますので、ただ、確かに気分が悪かったり、休んだりとかというのがありますと、その辺はまた、一番いい形の住民の方も使いやす

い形で考えていきたいと、住民の命を考えた中で考えていきたいというふうに思いますので、そういうことで御理解いただきたいとします。議員が申されているのもわかりますので、ただやはり一番は住民の方、そこも同じだと思っておりますので、住民の方のいわゆる命です。そこをやはり一番に考えなければなりませんので、いち早くということであれば、当然、そのAEDが全てのところにそろおうというのはそのとおりですので、その辺は今後、運用も含めて考えていきたいとします。よろしく願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。あくまでも決算でありますので、決算に基づいた内容で、また補助金が体育協会の少ないようであればそちらのほうで言うていただければと思います。

〔「はい、やめます」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） よろしいですか。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 零時57分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

会議の冒頭、企画課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

先ほど、八木 栄議員から御質問がありましたAEDの関係で、私の答弁の関係でございます。この答弁が若干ちょっと不明確なところがあったものですから、その趣旨も踏まえて、趣旨を御説明させていただきたいとします。

このAEDにつきましては、私の先ほどの発言の趣旨というのは、貸し出し用も含め、全体的に見直しを行いまして、施設、また町の事業等、参加を安心して施設利用等もできるようにという趣旨でございますので、先ほどの貸し出し用も含めて、見直してまいりますと、対応してまいりますということでの趣旨での発言でございますので、そうしたことで御理解をいただきたいというふうに思います。また、こうした発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） よろしいですか。

〔「了解」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 9番議員に了解していただきましたので、次のほうに入ります。

ほかいかがでしょうか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

説明書の270ページをお願いします。

英語教育推進事業費ということで、外国語指導助手ということで、ALTなんです、A

L Tを派遣することによって、英語教育が充実してくるというか図るというような表現になっているんですが、具体的にどういった、英語教育といっても数値的に上がるような教育じゃないとは思いますが。そうすると、どういった点に力点を置いて、このA L Tがそういった効果を発揮するというようなところをお考えでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

まず、A L Tにつきましてはネイティブな英語を使える方ということですので、実際に小学校におきまして児童が生英語に触れるという、発音とかです、そういったものに触れる機会があるということが英語教育の推進につながっていると考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

それとあと、国際理解教育というのが、またあるんですが、これはA L Tとはまた別個にこういった分野があるということによろしいでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 国際理解教育、英語教育の推進をということが書かれております。英語教育の推進ということについては、先ほど課長から答弁を申し上げたとおりですけれども、国際理解教育というのは当然、英語教育の本物の発音に触れるということも含まれるかなというふうには思いますけれども、例えば外国の文化でありますとか、外国の歴史であるとか、そういったところで、例えば休み時間、また総合的な学習の時間、そんなところでA L Tと触れ合うことによって、その触れ合いを通して外国の文化を知る、外国の慣習や歴史を知っていくというようなところでのA L Tの活躍を期待しているというところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

その国際的な理解という中で、小学生にとって、じゃ、自分の国のことをどれだけ知っているかということも非常に重要な観点かな。国際的な人間になっていくというのが、自分が生まれたアイデンティティを持った国の文化とか、そういったものもちゃんとわかっていたら比べることもできないしということがあると思うんですが、その点についてはどういった教育がされていて、この国際教育に生かされていくというふうにお考えでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 議員のおっしゃるとおりだと思います。

まずは自国のことを知るということというのはとても重要であると思っております。そういう意味で申し上げますと、例えば、授業の時間数で申し上げますと、外国語活動や外国語を学ぶ時間よりも倍以上、国語の時間が配当されております。国語の時間では当然のことながら日本語の文法であるとか、漢字であるとか、敬語であるとか、あとはそれこそ古典であるとか、そういったことを国語の時間で学習をしています。

また、小学校で申し上げますと、社会科の授業の中では必ず自国史、日本史を人物を中心として学習をしていきますし、中学校になればさらに日本史を深く勉強していきます。同じように同じ社会科で地域学習なんかもありますし、地理という意味でも自国での国土形成という

のがどうなっているのかというようなことを学習しております。

さらに申し上げますと、音楽なんかで言いますと、伝統的な音楽、和楽器などを用いて指導もなさっております。

そういった中で、全体として当然ボリュームからいえば我が国のことを勉強するという時間のほうが多いのかなというふうには思っておりますが、これまでどちらかというところ、そちらに軸足を置きつつということですが、外国語活動、外国語教育や国際理解教育というものもバランスよく行っていくことによって、自国のことをより理解しながらも海外にも目を向けた人材の育成というんでしょうか、そういうことができているのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） ほかにいかがでしょうか。

1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

説明書の275ページ、276ページになります。

全体協議会でもこのところをお聞きしたんですけれども、8節の講師謝礼金の明細を出していただきました。13節の委託料ということでもお聞きをしました。

昨年12月に一般質問をしまして、4年間のラーニングプランの前年度が終結ということで質問をしまして、29年度の決算のこともありますから、全体のお話はしないんですけれども、4年間の最終目標が、小学校6年、中学校3年の学力テストが全国の平均点を上回るということだったんですけれども、中学生においてはなかなか結果が出されないということだったんですけれども、執行率が88.1%ということで、これに見合った分が果たして執行ができているのかということをお聞きします。

276ページに書いてありますが、静岡大学への委託ということで、学力が右のほうに「効果」が書かれてありますけれども、学力の状況を的確に把握できたということで、金額として27万2,160円として、毎年これ使われてはいますけれども、果たしてこれがうまく効果が出ているかどうかということをもう一回お聞きします。

次に公設学習塾の支援委託業務と吉田町の学力……

○議長（藤田和寿君） 申しわけない、1点1点やりましょうか。

○1番（山口一博君） わかりました。じゃ、一つ、静岡大学のそのラーニングプラン事業への委託事業についてお聞きします。

○議長（藤田和寿君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

静大への委託事業につきましては、毎年、村山先生に調査をしていただいているということで、そちらの調査結果をもとに各学校の授業のほうに反映をしていただいているというところがございますので、その調査結果に基づいて各学校とか、ラーニングプランの実施委員会とか担当者会議というところで、その成果を各学校のほうに伝えながら、それを授業改善に生かしているという点では十分効果は出ていると考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

効果が出ているというお話だったんですけれども、私は実際に効果があらわれているかどうかということ自体が疑問には思っています。というのは4年間で6,200万、1年で1,500万をラーニングプランの事業を使った効果が4年間で結果が出ず、今年度はTCPプランに引き継いだんですけれども、確かな学力ということで協議委員会としてはこの事業を行っていることに対して、今年度はいいんですけれども、前年度、確かな学力はついているというお考えなんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 確かな学力がこのラーニングプラン事業を通してついているかどうかということですが、まずは一つは議員がおっしゃられたように、我々も指標として設定しておりましたように、その成果がどうであったのかということについては、全国学力・学習状況調査の点数というんでしょうか、正答率というところで一つはかれるのかなというふうに思っておりますが、そうした意味で申し上げますと、小学校6年生につきましては平成29年度の全国学力・学習状況調査では、国語A・B、算数A・B、4科目とも全国平均よりも上回ったというような結果でございましたので、その点数からすると確かな学力が身についたのではないかなという一定の評価ができるのではないかなというふうに考えてはおります。

また、中学校に至っては、先ほど、これも議員御指摘のとおりですけれども、平成29年度の全国学力・学習状況調査の結果で申し上げますと、国語A・B、数学A・B、全てで全国平均を下回るというような結果でございましたので、この点数から見ますと確かな学力の定着という意味では不十分な面があったのではないかなというふうに考えております。ただ、平成25年度からやっておりますけれども、平成25年度はさらに全国平均からの開きというものが大きい状況でありましたけれども、そこから比べますと平成29年度の、下回ってはおりますけれども、その開きというのは狭まっているという状況も見られますので、全てが全て無駄だったという評価を我々としてはしているわけではございません。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

今の御答弁を聞いて、町民の方が目標が狭まったというだけで納得をするかということがちょっと疑問にはなります。その考えをもとにして、今年度のTCPトリビンスプランにつながっているわけなんですけれども、例えば、この費用を代替案するわけじゃないんですけれども、実際に例えば大阪のほうですと公設学習塾というよりも、例えば塾のチケット券をあげて民間のところに委託をしたり、例えば静岡市の場合ですと約2,000万の予算をつけて、一般財団法人の学生がやっておりますけれども、静岡大学と県立大学の学生に業務委託をして、もう何年もやって効果が出ているというのを聞いております。

最後にしますけれども、このまま続けていく方針、このもとにして方針なのか、これからこの結果を踏まえて少し中身を変えていくのかを一番お聞きしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） このまま続けていくのかということについては、御承知のとおりラーニングプラン自体は29年度で終了しておりますので、プラン自体が続いていくということではございませんけれども、その中で調査結果に基づいた事業実践という、それはTCP・トリビンスプランにも引き継いでおりますけれども、その部分を続けていくのかどうかということな

のかなというふうに思いますが、授業改善、日々、先生方が行っている授業改善をしていく上では、やはり自分の授業の成果がどうであったのかというのは、日々振り返りながら次の授業に生かしていくというのは非常に重要な考え方であると思いますし、先生方もそのようにしてこれまでずっと脈々と受け継がれてきたものであるなというふうに思いますので、そのいろいろな日々の授業の成果、そういったことを振り返りながら授業改善を行っていくということ自体はこれまでもそうですし、これからも引き継いでいかないといけないなというふうに思っています。ただ、その上で全国学力・学習状況調査については、当然ですけれども、当然といったらあれですが、今後も我々教育委員会としては小学校6年生、中学校3年生の4月に実施しているものについては引き続き行っていきたいというふうに思っておりますが、それとともに行ってきました吉田町学力調査につきましては現在、先生方と車座対話というような形で話し合いを設けて、先生方と意思の共有を図りながらということをやっているわけですけれども、そういったことも踏まえながら今後のあり方、そういった意見も踏まえて、教育委員会としてどうしていくかというのが今後の検討材料の一つであるというふうに考えております。

以上です。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 公設学習塾はよろしいですか。

〔「お願いします」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 先ほど、公設学習塾ですか、静岡とか大阪でしたかの例の用いて質問がありましたが、それについてお考えは。

教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 先ほど、山口議員のほうから、公設学習塾よりも塾のチケットを配ってというような御提案がありましたけれども、現時点において教育委員会としてそういうことを検討しているわけではありませんので、この場でそれをどうこうというふうに申し上げるのは難しいですけれども、当然、公設学習塾も今年度、いろいろやり方を変えて実施、平日に行ったり、教科数をふやしたり、タブレットを導入して行ったりというところはありますので、これからは漫然とそれを引き継いでいだけではなくて、改善をしながら行っていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 私も同じ、ラーニングプランでお聞きします。初めて、教育のことに関して口を出しますけれども、今、小学生の結果と中学生の結果を聞きました。そして、効果が出ていたと、効果が。何の効果ですか。平均より上、平均を目指しての効果ですか。要するに言いたいことは、私はこれだけの子供たちに、多分わかっただけだと思いますけれども、子供たちにこれだけいろんなことをやっていって、そして与え過ぎるんじゃないかと思います。与え過ぎている。そういうものを含めて、当然、4年間で29年で終わったわけですから、どこかで総括をしないかんじゃないですか。その総括という意味では教育委員会、どういうふうな形で考えていますか。今、平均点を目指す、私は平均点ではなくて、各教科の点数を目指す。点数を目指すといけないと目的はやる途中、プロセスが間違っていく可能性があるんです。そ

れと同時に、逆に例えば、いろんな各家の子供たち、いろんな土地柄、いろんなことがあります。与え過ぎること、縛ることによってそういうものを潰していくかもしれない、そういう心配をちょっとして、実際はしているんです。余りやり過ぎちゃっているんじゃないかなという気がして。そういう意味で一回、総括をどういう形でしないといかんか。その辺は今回の4年間に対して本当に効果があったのかとか、それを含めて総括的なものというのとは何かあるのか、当然考えていることはあると思いますが、ありますか。

○議長（藤田和寿君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） この複数年、実施をしてきて、当然、毎年毎年、結果の公表とともにどういう改善の方法をしましょうかということで、静岡大学などからも助言を多くいただいてしてきたところでありますけれども、今、実際、先生方と直接お話をしている中でも、これまで見えてこなかった課題や改善点などが見えてきている部分があるのかなというふうに思っております。それも踏まえまして、当然、今後どうあるべきかという議論とともにこれまでのこういうところが至らないところがあった、もしくはこういうところには効果があった。けれども今後はこうしていく、こういう考え方のもとで実施をしていきたい、もしくは実施要綱を改善していきたいというような形で、出す必要はあるのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ちょっと、子供たちを心配するものですからね。それと、今、先ほど結果を聞かせていただいた小学生は平均点をクリアしたと、中学生は平均点をクリアできなかった。基本的に今、小学生が全部クリアしていれば、中学行ってもおそらく同じ結果が出てこなきゃいかんです。その差は課長のほうでは何だと思えますか。目下感じているその差、今、小学校でクリアしたものが普通でいけば中学校もクリアするでしょう、学力ですから、そのとき、そのときの。ところが、中学校行ったときにクリアできなかったという何か原因。そこが一番のその求めなきゃならんところだと思うんです。その辺の考えというか、そう感じているものというのとは何かありますか。

○議長（藤田和寿君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） まず、先ほど申し上げた結果というのは平成29年度の結果でありますので、そこを年度を申し上げるのを失念しましたので、申し添えさせていただきたいと思いますが、その上で、小学校時点では平均をクリアしておりましたけれども、中学校3年生の調査では平均を下回るというようなことが実際起きております。

それは山内議員おっしゃられたように、本来であればそのまま伸びていけば平均を超えている生徒はそのまま平均をクリアしていけるのではないかなというのが普通の考えといえますか、かなというふうに思うんですけれども、じゃ、そこでなぜそうならないのかというのは、なかなかしっかりとした議論を経たものでないの、個人的な意見も踏まえてということになってしまいますけれども、一つは当然、中学校に上がりますと学習の難易度が上がります。なので、小学校のときの少しのつまずきはその難易度が上がったときに大きなつまずきになってしまうというような現状があるのではないかなということが一つ。

もう一つは、小学校と中学校ではやはり発達段階が違ってきますので、先生と子供とのかかわり合いも大きく違ってきます。小学校は発達段階もあるでしょうし、先生方は丁寧に子供に指導しますし、家庭学習なんかも丁寧に出して、やってきているか、やってきていないかと

いうのを確認して子供に返します。中学校ももちろんそのように行っている先生もおりますけれども、小学校に比べると少し自主性に任せる部分というのが出てきて、家庭学習なんかやる子とやらない子というような差が出てきているという面もあるんじゃないかなというふうに思っております。

今申し上げたのは一例でありますし、これが全てというわけではありませんけれども、現在お答えできる範囲としては、そういったことは一つの原因としては考えられるのではないかなというふうに思っております。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今言われた微妙な部分がおそらく課題です。その課題が子供たちにクリアできれば、子供たちはクリアするとその次は自分たちで探しますので、僕は常に思っているんですけども、小学校のときに雨の研究をやって、なぜ雨が降るかとかやっていったときに一つの興味を持ち始めると、おそらく小学校6年のときに私は理系になったと思うんですけども、そういう興味、それと青森と秋田とか聞いていくと子供たち自主的に勉強させるという。それが今、吉田町の場合、一生懸命になり過ぎちゃうのか、その辺も課題と思うんですけども、私は小学校、中学校はもう頭の中がレコーダーみたいなものだから、どんどん入れればいいと思っているんですけども、その分野の。

そういうのを含めて、これからとにかく目的としてはトリビンス・プランの中に、今のクリアをどこかでしていけないかんと。その中でやっぱり、自分が一つに先ほど言った目標を具体的な数字に持って行ってほしいです。そして、具体的な数字へ持っていくことによって、例えば数学なんていうのは子供らがやったってどこで使えるかだけの問題ですから。使えるところがなければずっといっちゃいますから。その辺が今、見つけてもらえるのはこれからトリビンスプランの中で子供たちと向き合いながら、中でのしっかり準備がという時間があるということだから、そういうのもやっぱり一つやっていただきたいと。だから、基本的には子供たちに自信を持っていただきたいものですから、これからの教育委員会の奮闘を願うわけですけども、その中で今までの総括というのを含めても何か足りなかったものというのは、感じたものはなかったですか。今やって行って、ラーニングプランから突然入ってきたもんでわからないかもしれないですけども、その辺が一番の重要なこのラーニングプランの基礎が子供たちのトリビンスプランであり、次へ向かっていく重要なところなものですから、その辺でぜひ探していただきたいし、探さないと同じことやってくし。そういう意味で、抽象的な話、問いしかできなかったんですけども、そういう意味で、子供たちにやってもらうに、今、具体的にはどうなのかというやつを、もう長いこと、何年かやっていますとわかりますよね。課長から見て子供たちの志向とかレベルとか、そういう部分というのは何か見つけたようなものはあるんですか、最後に。

○議長（藤田和寿君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） お答えになるかわかりませんが、まず、議員のおっしゃったように目標を数値であらわして行ってというところは、我々も当然、重要であるというふうに思っております。その上で子供たちがどのぐらいのレベルに達しているとか、あとは子供たちにどういう力がついているのかというようなところ、自分の目から見て、当然、個々さまざまですので、それを大ぐくりでなかなか評価するというのは難しいところではあるんですけども、一つはやはり授業、お答えになるかわかりませんが、まだ足りていないところという

ころで申し上げますと、もう少し、それこそ今、新しい学習指導要領の中でアクティブラーニングというようなことが挙げられております。そういった授業スタイルを先生方が確立していくというにはもう一工夫、もう二工夫ぐらい必要なのかなと、そういう授業展開をすれば子供たちが生き生きと教え合ったりだとか、みずから調べてみたりだとかという場面が必ず出てくるような授業展開になるのかなというように感じますので、そういったアクティブラーニングと呼ばれるような授業スタイルに少しずつ変わっていきけるといいのかなというふうに思っております、じゃ、そのために教育委員会として何ができるのかというのをしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 最後にします。最後になります。

子供たちにやってもらうときに最低条件としては、楽しませること、楽しくやること、わかれば楽しくなるし、嫌がっていけば嫌になるし、それがもう最初の原点ですので、その辺を今度はしっかり準備しながら、見つけてもらってやっていくことが子供たちの将来に花を咲かせるような形になると思いますので、私はそういう意味では楽しくやるのが、その楽しくやっているかどうか見ていけば、大体子供たちができているか、いけなかったか大体わかると思いますので、その辺を中心にまた、やっていただければと思います。ぜひ、町のためにも力を出していただきたいと、そういう思いでありますので、回答がもしありましたらお願いします。

○議長（藤田和寿君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） おっしゃるとおりだと思います。楽しくというところ、じゃ、どうなれば楽しくなるのかと考えますと、おそらく、これも私見が入ってしまうかもしれませんが、自分の実生活と学びというのが結びついてくると楽しくなったりするのではないかなと。いきなり方程式の公式を教え込むのではなくて、方程式は身近なこういうところに使われていてという、その自分の体験と学びとが結びついたときに楽しさや理解というのが深まるのかなというふうに思いますので、そういったことも含めて、今後、取り組んでまいりたいというふうに思います。

〔「よろしくお願いします」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） よろしいですか。ほかの方、いかがですか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

279ページ、小中一貫教育振興事業費ということであります。

そうした中で、吉田町小・中学校のつながりのある教育検討委員会、1回開催ということですが、1年間のうちで1回しか、しかと言ったら失礼なんだけれども、やっているだけなのかというところで、その中で「今後の方向性、目指すべき子ども像について協議」、ただ協議しただけですか。

その今後の方向性というのは、もともと何かがあって、今後、こういう方向性でいきましょうというのがあるのかなとも思うんですが、その点について、内容確認じゃないつもりではあるんですが、吉田町として、小中一貫教育というのはどういう姿を見ているのかというところでお願いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 小中一貫教育振興事業のところで会議がまず1回だけなのかということですが、この会議自体は本年の3月に実施をしたものでございまして、昨年度はもっと複数回を予定はしておったんですけれども、結果的に3月の1回だけということになっております。

その1回目から引き続いて、今年度も検討を進めていこうということで、2回目の会議も開催を今年度させていただいたり、また、担当者会議ということで、その下の部会のような形になりますけれども、そこでも話し合いをさせていただいているところでございます。

その中で、今後の方向性というところですが、何か現状があつての今後の方向性だろうということですが、一つは当町のさまざまなデータをひもといてみますと、例えば、いじめの認知件数でありますとか、不登校の数でありますとか、やはり世間的に言われる中一プロブレムと言われるような言葉、中一ギャップですか、失礼しました。当町でも同じようなことが見られるのではないかとというような現状認識であります。

また、先ほどありましたけれども、小学校から中学校に上がるときに学力が、点数というところだけを注目すればですけれども、下がってしまうというような状況もありまして、そういった授業の理解度というところにもやはりギャップが生じているだろうという現状認識のもとに、じゃ、そのギャップをどう取り除いていけばいいのかというような話し合いを第1回目の会議でさせていただいたところでございます。

少し議論を紹介させていただきますと、例えば、生活のルールが小と中では大きく違ってきますし、先ほども少し申し上げましたが、学習方法の違い、または教員の関与の度合いの違いというのが小と中ではありますというような話し合いから、それは取り除くべきギャップなのかどうかというような議論を今、しております。

また、目指す子ども像ということですが、小学校と中学校、それぞれ、今、各小学校ごと、中学校ごとにどういう子供を目指すのかというような、学校ごとの教育目標というものがあるわけですが、それを小と中のつながりで考えたときに、9年間を通じて、では吉田町としてどういう子供を目指すのかというような議論を第1回目の、また第2回目でもさせていただきましたが、御意見を委員の方々からいただいたところです。

その中では、まだこうですというふうに決まったものではありませんけれども、吉田で育ったことに誇りを持ってほしいというようなことでありますとか、課題を見つける力、またそれを解決する力、また仲間とともに共同して問題を解決する力でありますとか、そういった郷土愛であるとか、問題解決力でありますとか、主体性また共同性、そういったところが9年間を通じて育む、目指す子供の姿なんではないかとというような意見交換が出されたところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 了解しました。

そうしますと、その下に視察先ということでございます。この視察の結果が小中一貫教育のあり方について考えるための資料収集ができたということでもあります。その前、先ほど言ったつながりのある教育検討委員会の前にこの視察は行っているわけです。ということは、その視察に行く前にもそういった、我が町が目指す何かがあつて、それで、先進地視察ということ

で行って、資料を仕入れて、次のこの会議、委員会にという流れということでよろしいですか。

そうすると、先にもっと、3月いろいろあって、3月に1回やったということなんだけれども、視察がもう小中一貫教育のということで示されていて行ったわけですね。ということはそういう課題というか、町の考えがあったからここへ視察に行ったんではないかと思っておりますので、もっと前にどういう経過があって、この視察に至ったかというところをお願いしたいと思っております。

○議長（藤田和寿君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） まず、小中一貫を小中のつながりというところを考えるきっかけというか、始まりといたしましては、吉田町教育大綱というものが平成27年に示されて。総合教育会議の中で合意をいただいておりますけれども、その中で「つながりのある教育を目指していきます」といったようなことを掲げさせていただいております。失礼しました。平成28年2月、吉田町教育大綱ができておりまして、その中でつながりのある教育ということが明示をされています。

もう一つといたしましては、TCPトリビンスプランの中でも幼保小中の一貫した教育というものを一つ掲げさせていただいておりますので、そういった中で、これまで幼保小の連携というのは幼児教育カリキュラムというものの中でやってきました。そのある程度道筋がついたということもありまして、次は小中でつながっていきこうということで、そういった前提のもと視察先に行っているいろいろな情報収集をし、会議を開催したというような流れでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） では、その資料を参考に、その新たな委員会のほうで検討、今後も、今年度ももうやっていくという話なんだけれども、そういうことでよろしいですね。

○議長（藤田和寿君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） そのとおりでございます。

〔「了解」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） すみません、282ページと283ページ、中央小学校維持管理費です。283ページの右の表の中に、施設、校舎・グラウンド等修繕119万3,000円、この金額が出されているわけですが、これが正しいかどうか、合っているかどうかは別として、多分よく御存じのとおりだと思います。中央小学校の東側と、ちょっと川が危険なんですけれども、東側とその川についてをちょっとお聞きをしますけれども、あの計画というのは、計画、東日本大震災があってからあの辺で方向が向いたのかちょっとわからないですけれども、あの計画というのは、これから今、町のほうではどういうものが、大まかな計画は持っていますか。

○議長（藤田和寿君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

中央小学校の東側のグラウンド用地につきましては、今現在、グラウンドの拡張をいつやるかということにつきましては、実施計画は今、33年以降というところに位置づけをさせていただいております。ただ、やはり予算の関係であるとか、あと今後の、全体の事業の中での実施の優先度等をいろいろ考えた上で、またその年度というのは変わってきますので、ただ今現在は33年度以降ということに位置づけをされているということで御理解いただきたいと思います。

ます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） それはまた、わかりました。その中でやっていただければ納得するかどうかは別として、予定は聞いておきます。

その中で、さっき言った間の水路、結構深い水路です、あれ。それで、その水路のちょっと危険な部分が多分、御存じだと思いますけれども、その辺の部分というのはどのくらいの把握をされていて、その辺の水路の補修という部分。そういう部分で計画とか、そういうふうな、特に持っていますか。

○議長（藤田和寿君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

今、議員がおっしゃった水路というのは、道路のすぐ横についている準用河川のことかと存じますが、そちらの管理となりますと、学校教育課ではございませんので、こちらで回答できませんので御理解を願います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） よろしいですか。

〔「いいです。了解」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑はありませんか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

314ページをお願いします。

図書館管理費ということで、全協のときもお聞きしたんですが、土地の借上料ということで、ずっと借りているよりも、もう町のほうで買い上げてしまったほうがどうだという自分の質問の中で、理事のほうからいろいろ説明をいただいたんですが、なかなか理解できないというか、いまいわからないところがあるので、もう一度、御説明のほうをお願いしたいと思います。その買い上げる理由と買い上げない理由、借りたままのほうがいいのかという、その辺の判断についてお願いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） この件に関しましては、全員協議会のときにお答えをさせていただいておりますので、その詳細部分ということで理解してお答えをいたしますが、現在の図書館用地につきましては、借地と所有地と混在しているという、そういう状況でございます。図書館用地全体としては、約1万8,000平米ほどあるんですが、その中のおおよそ72%程度が借地という、そういう状況でございます。したがって、28%程度が町の所有地ということになっておりまして、その借地部分がただ建物が建っている部分とか、図書館として今、図書館そのものを運営するような用地につきましては、全て借地でございます。

そういう状況で事業が開始されておまして、実は借地の始まったのが平成9年でございます。借地契約から始まって、建物の建設へ移ったということになっておまして、その借地の契約期間というのは30年という、そういう条件で契約をしておりますので、早いものでありますと、平成39年10月末をもって、30年に到達するという、そういうことになっております。この契約上はどちらからも異議が出ない場合にはその後も継続はできる条件にはなっておりま

すが、なかなか地主さんも世代交代されたり、それからいろんな考え方をお持ちの方もいらっしゃるし、でき得れば町として取得をさせていただきたいというような、そういう申し入れも過去においては継続的に地権者の皆さん方と話し合いをさせていただいておるんですが、なかなか図書館の核心的な部分がどうしても解消されない状況でございます。

平成39年10月といいますと、9年が長いか短いかということもありますが、一つの事業を展開していく上では10年を切ったというのはかなりハードな期間というふうに捉えておりますので、地権者の方と十分に、まだ議論、協議をさせていただかなければいけないと思っておりますが、安定的にサービスを提供するためにどうしていくかという道筋を早く結論を出せるようなところまで詰めて、必要であれば次の段階も考えなければいけないと。

そういう事情にありますので、できるだけ補修とか修繕とか、そういうところも借地部分の補修とかそういうことになりますので、なかなか恒久的なものを措置していくというのが難しい状況にあるというのが全員協議会の中でお話をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

今、伺ってあと10年ということで、契約がどうなるかわからないという話なんですけど、当然、借地料も年によって料金が上がったり下がったりしているんですよね、微妙に。27、28年の借地料と29年の借地料というか土地借上料、微妙に違うんですよ。だから多分、地価によって多少違うのかなと。だから、平成9年あたりのあの辺の地価と今とはかなり違うと思うんですけど、そういう中で、やっぱり、じゃ、あと9年たって、どこまで当時の値段に近づくかわからないけれども、そういった問題も絡んでくるのかなとも思うんですけど、あと、借地だからなかなか、言われたようにアスファルトを敷いちゃって、じゃ、返すとなったら剥がす費用もかかるからという話だったんですけども、やっぱり、今から10年間、まだあるという考え方もある。その間、やっぱり町民の方に不便をかけるんだったら、そこを舗装してもいいのかなというような思いもあるんですけど。その後、恒久的と言われちゃうと、いつまでとなかなか言えないんですけども、だって、アスファルト敷いても、恒久的にずっとあるわけじゃないし、それこそ傷んでくれば修繕もしなきゃいけないという中であるんで、そうすると砂利を毎回入れるよりも、1回敷いちゃったほうがその期間はそれだけの費用が節約できるしというような考えもあると思うんですけど、それがどっちが、後でひっぺ剥がすのと、じゃ、その間、砂利を入れずにいけるのと考えたら、どっちかなというのは非常にあるんですけど、町民の利便性を考えたら、あんなでこぼこになっているよりも、きれいに舗装されていたほうがいいなというふうに思うんですけど、その点についていかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） まず、借地料の契約でございますけれども、実は借地料は契約当時の課税標準を基準にしております。それは固定された契約になっていまして、それに固定資産税が発生しますので、その固定資産税の分をどう見るかによって変動していくという、そういう契約内容でございます。

したがって、これが条件としてどうなるかという議論もあると思いますが、現状こういう中ですので、町としてもかなり特殊な契約の一つかなというふうには考えております。そうしたところもできるだけ解消していきたいということで、地主の方々にはお伝えをさせていただ

いた経過もあるんですけども、なかなかやはり契約のほうが強いものですから、それを解消するためには取得をさせていただくか、あとは契約変更をお認めいただくかというようなことしかないわけですが、そういう中で、契約時点から全く変わらない条件で今もお借りしているという状況でございます。

それで、こういう土地を使った中で、図書館をどう運営していくかということについては、アスファルトを敷いて、あと残りの期間だけでも利便性を高めながら使っていくか、最悪の場合は原状を回復してお返しするようなことを想定しながらやるとか、そういう選択を常にしているわけですが、過去の経過からすると、なかなか利便性を高めるまでのものを優先していただくの要素を生み出すことができないというのが現状です。

したがって、本当に御迷惑をおかけしない程度の施設整備というところを主にして、ずっと補修などを行ってきたというのが実態でございます。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） そうしますと、今後ずっとその考えでいくということで、現状のやり方で、穴ぼこができればそこをちょっと石を埋めるという程度でやっていくということによろしいですね。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 今後において、まだ、地権者の皆様方とはお話し合いをしながら今後の方針をできるだけ早く決めてまいらなければいけないと思っておりますので、そういう時点までは現状の考え方でいきたいと思っております。その町として決断できる状況がまいりましたら、それをもって考え方を考えるなり、それに対応するだけの措置をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〔「了解」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑はありますか。

7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

説明書の273ページ、ここの下の取組内容に、「理科館実験スタッフ及び町内小・中学校教員による通常講座を年55回開催した」と、こう出ております。この小・中学校の教員は、何名が何曜日にこの講座に講師として出席されたのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 生涯学習課でございます。

今の理科館の講座の中で、小・中学校の先生は何人携わったかというような御質問だと思います。

町内小・中学校の教員は11名でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） この通常講座、年55回に参加した教員が11名ということでよろしいんですね。

○生涯学習課長（大井一弘君） 町内の小・中学校の教員は……

○議長（藤田和寿君） 先ほど、7番、三輪正邦議員の質問は、取り組み内容の実績の理科館実験スタッフ及び町内小・中学校教員による通常講座を年55回開催したが、何曜日に何名の方

がというような、内容確認は、内容確認になりますが、そういったことで聞いていますんで、スタッフの方が何名参加してということで、もう少し詳しくお願いします。

生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） もう少し、詳しく。生涯学習課でございます。

その通常講座のスタッフでございますが、理科館の実験のスタッフが3名、そして先ほど言いました町内の小・中学校の教員が11名、そして一般の大学の先生方が講師となってくれるのが14名。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 11名、小・中学校の先生が参加してくれたと。これは今お聞きしました。その中で何曜日にこれはやっているんですか。

○議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 生涯学習課でございます。

その先生、一般の先生が携わっている曜日は、土曜日や日曜日でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） わかりました。

そうしますと、今、町は教員の多忙化を解消するというので取り組んでおられます。そういう中で、土日を先生が出るということは、むしろ多忙化を助長しているというとおかしいんですけども、ここに改善の余地はないですか。これではちょっと、先生が土日にまた出ると。そんなのはやめようとしているんじゃないですか、今。そういったところで、土日出るということは、私、ちょっと、ギャップあるんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

○議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 生涯学習課でございます。

今、理科館の授業に学校の教員が出ることは、教員の多忙化につながるんじゃないかという御質問だったと思います。

去年までは1校、2回ほど先生に出てきていただいておりますが、本年度はそれを1回に縮小させていただいておりますので、多忙化という話がありましたので、本年は1回ということでお願いをしている状況でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） じゃ、お伺いしますけれども、この先生方は生涯学習課のほうからお願いして、スタッフとして土曜日あるいは日曜日をお願いしているんですか。自主的じゃないですね、これは。

○議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 生涯学習課でございます。

今の御質問でございますが、理科の先生の依頼は学校を通して依頼をしております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

そうしますと、本来の業務とは、これは違うんですね、先生は。学校の。そうすると、本来の業務と違うことを、本来、学校でやるべきこと以外にこれをお願いしているということは、教員の業務の多忙化につながるんじゃないかなと、そのように感じますけれども、どうですか、教育長。

○議長（藤田和寿君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 議員のおっしゃるように、土日のこの講座に来てもらうということです。教員の本来業務かそうでないかと言われれば、本来業務ではありませんという回答になるかと思いますが、その上で、これまでは一つは町として、理科好きの子供を育てるといような目的、また、教員の側にとってみれば子供と触れ合う機会があって、いろいろな教材を準備していく中で、理科の授業の指導力の向上を図るとい大きく二つの目的で実施してきたものというふうに考えております。その内容というのも学校の授業と関連をさせながら、より学校ではなかなかできない発展的なものを提供してもらうといようなことで行ってきたものであります。

先ほど、課長のほうからもありましたように、当町、多忙化の解消ということで、町、教育委員会を挙げて取り組んでいるところもあります。なので、徐々に回数は減らしていくとい方向で昨年の2回から、今年度は1回といことでやってきたわけですがけれども、また実際、先生方はどれほど、我々の目的としては大きく、先ほど言った二つの目的でやっているわけですがけれども、それと、その先生方も感じられている多忙感というんでしょうか、そういうことも踏まえて、今後どうあるべきかといのは考えていきたいといふうに思います。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 今の教育長の御答弁で納得ですか、わかりました。

ですから、やはりこういう多忙化とい、今、町では部活なんかもそういう形を取り入れて教員の多忙化を解消しようと、そういうことに進んでおります。ですから、そういったことも踏まえて、こういったことにぜひ取り組んでいただきたい。それを肝においてお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

これをもって、第52号議案についての質疑を終結します。

◎散会の宣告

○議長（藤田和寿君） 以上で本日の日程は終了しました。御協力いただきありがとうございます。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 1時59分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（藤田和寿君） 改めて、おはようございます。

本日は、定例会最終日でございます。

本日は、8番、杉本幸正君から欠席の届け出があります。

ただいまの出席議員は12名であります。これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（藤田和寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議案審議に入ります。

初めに、決算及び補正予算に関する議案の審議を議案番号順に行います。

審議については、質疑は既に終了しておりますので、討論から行います。

引き続き、決算及び補正予算に関する議案を除く、その他の議案審議を議案番号順に行います。

それでは、審議に入ります。

◎議案第52号の討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第1、第52号議案 平成29年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第53号の討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第2、第53号議案 平成29年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第54号の討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第3、第54号議案 平成29年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第55号の討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第4、第55号議案 平成29年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第56号の討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第5、第56号議案 平成29年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。
これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。
反対討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第57号の討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第6、第57号議案 平成29年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。
これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。
反対討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第58号の討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第7、第58号議案 平成29年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決及び認定されました。

◎議案第59号の討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第8、第59号議案 平成30年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第9、第60号議案 平成30年度吉田町国民健康保険事業特別会計

補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第10、第61号議案 平成30年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第11、第62号議案 平成30年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第12、第63号議案 平成30年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで、一般会計並びに特別会計などの決算及び補正予算に関する議案の審議が終わりました。

これから、その他の議案の審議に入ります。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第13、第46号議案 吉田町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第14、第47号議案 吉田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

資料の1ページ目のところを見ていただけますか。第14条のアンダーラインの引いてあるところですか。

全協でもお聞きをしましたけれども、この部分、第14条のただし書きによって、全ての入居者は収入を申告しなければならないという義務規定から、入居者が公営住宅法施行令第8条により、収入の申告に応じる困難な事情があると町長が認めた場合にはこの限りではないとの収入申告の義務緩和がされたことはよく理解できます。

それから、10月1日に収入の申告、それによって、次年度の4月からの1年間の家賃、それが決まるわけですが、それも全協の説明で理解ができました。ただ、中で10月1日の申告額によってこれが決まったと。そして、1年間はその状況でいくわけですが、全協で聞いたときにはこれから質問することには、抵触をすることはないという返事はいただきましたけれども、例えば、途中で病気とか、それとか事故とかやむを得ない場合が当然発生するという可能性はあると思うんですけれども、その辺の、一度決まったものに関しての減免というか、その措置というのはどういう形で決められているんですか。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、議員のおっしゃるとおり、今回の改正につきましては、収入申告書の提出措置の緩和ということで、条例改正のほうをお願いしているわけですが、今ありました年度途中で、例えば病気でありますとか、事故でありますとか、そういうもので家賃が払えなくなった方の対応ということでございますが、それにつきましては、住宅管理条例の第15条のところ、家賃の減免または徴収猶予というところの規定がございまして、この中で、収入が著しく低下した者、病気にかかった者、災害で著しい損害を受けた者、その他各号に準ずる特別な事情あるときということで規定をしております、その中で減免措置であるとか徴収猶予というところができるということであっております。

ただ、これに該当するかどうかということにつきましても、例えば、病気であるとか、そういうものにかかったときに、家賃だけではなくて生活全体にかかわってくることもございますので、そういう場合にございましては、福祉サイドとも協議をしながら、果たしてこの15条のところに適用するのかどうかということにつきましても、検討させていただきたいというふうに思っております。この15条のところで、減免であるとか徴収猶予というところの措置はできるようなになっております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

先ほど、今まで、例としては抵触する者はなかったという全協での返事ですけれども、その中に、これから高齢化になっていって、そして社会情勢がどういうふうになるか、非常に難しいときがこれから発生をしてくるとは思うんですけれども、そのときの、今言った説明されたことによって、それぞれの減免というか、そういうものは、担保は今の形で担保されているということによろしいということですね。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

はい、今、回答させていただきましたとおり、15条のところでその猶予であるとか、減免であるとか、そのものに該当するかどうかということにつきましても、その中で対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第15、第48号議案 吉田町指定地域密着型サービスの事業の人員、

設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第16、第49号議案 吉田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第17、第50号議案 吉田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第18、第51号議案 吉田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第64号の質疑、討論、採決

- 議長（藤田和寿君） 日程第19、第64号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を
求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議員派遣について

- 議長（藤田和寿君） 日程第20、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第122条の第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり、現時点で期日などが確定している行事について派遣したいと思えます。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 異議なしと認め、議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。
-

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（藤田和寿君） 日程第21、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（藤田和寿君） 以上で、平成30年第3回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○市長（田村典彦君） 議員の皆様におかれましては、長い間、当局が上程いたしました議案につきまして、熱心に御審議いただき、あまつさえお認めいただきまして、まことにありがとうございます。

また、皆様とは12月にお会いするわけでございますけれども、それまでまた、さまざまなことにつきまして、町の発展のため、町民の福祉の向上のため、さまざまな形でさまざまな分野について、また勉強していただけるようよろしくお願い申し上げます。

この場をかりて、実は、増田議員が通学途上でブロック塀で、非常に大きな問題となっているわけでございますけれども、実は住吉小学校、通学途上に、永龍寺というお寺がございます。周囲が全部150メートルぐらい、そのぐらいブロック塀になっているんですけれども、これの改修は物すごくお金がかかるわけでございますけれども、私もするっと、ぽっと頭のどこかが抜けていたんですけれども、増田議員のほうから檀家のほうのこともございまして、そういうふうなことがございました。

議員の皆様におかれましては、なかなか当局が気がつかないところ結構ありますので、そういうふうなことについて、地域のさまざまな問題を見つけて、また、気がつけば、よろしければまた当局のほうにお知らせいただければうれしく思っております。たまたまそういうことがございましたので、増田議員、この場をかりてかえさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○議長（藤田和寿君） ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（藤田和寿君） 本日、ここに平成30年第3回吉田町議会定例会を閉会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は9月3日以来、23日間にわたり諸議案の審議をいただきましたが、本日ここに全ての議事が終了し閉会の運びとなりました。これも、議員各位の終始、極めて真剣な御審議によるものと、心から厚く御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては閉会中の各委員会活動を初め、何かと御多忙のことと存じますが、町政発展のため、より一層御尽力賜りますようお願い申し上げ、まことに意を尽くしますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（藤田和寿君） これで平成30年第3回吉田町議会定例会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

閉会 午前 9時24分